

CO-D030 ロードマップの策定について

本年1月19日の常任委員会でご説明いたしました「横浜市 CO-D030 ロードマップ(環境モデル都市アクションプラン)(原案)」につきまして、常任委員会でのご意見、市民の皆様からのご意見等を基に変更させていただき、3月30日に確定・公表いたしましたので、ご報告します。

1 原案から変更した点

(1) 常任委員会でのご意見に基づくもの(1件)

施策(事業)ごとの削減目標について、算出が可能な施策について記載を加えました。

(2) 市民の皆様からのご意見に基づくもの(3件)

「意見募集(H21.1.20~2.20)」及び「アイデア募集(H20.10.15~11.14)」の結果概要については、本体(P135)に記載しました。

(3) 国による「環境モデル都市アクションプラン」の記載要領に合わせたもの(2件)

「横浜市 CO-D030 ロードマップ」が、「環境モデル都市アクションプラン」を兼ねていることによります。

変更点

変更理由	ページ		項目	概要
	本体	概要版		
(1)常任委員会でのご意見に基づくもの(1件) (2)市民の皆様からのご意見に基づくもの(追加記載)	P56 ~ P60	P32	「平成 25(2013)年度における削減見込み」	事業量を明示することができる施策及び、平成 25(2013)年度における削減見込みの算出が可能な施策について記載 <主な施策> 再生可能エネルギー10倍の将来像の共通理解・取組 (360,000t-CO ₂) 地球温暖化対策計画書制度の強化 (113,000 t-CO ₂) 省エネ家電の普及 (69,600 t-CO ₂)
(2)市民の皆様からのご意見に基づくもの(用語整理)	P85	P19	「低燃費・低排出ガス車の普及」	「低燃費車・低排出ガス車」の具体例の記載を「低公害車」または「八都県市指定低公害車」に統一
	P123	P27	「市役所での自動車対策」	
(3)国による「環境モデル都市アクションプラン」の記載要領に合わせたもの(2件)(追加記載)	P50 ~ P55	-	「部門別の削減量の試算温室効果ガスの排出量」	2020年度及び2050年度(長期)の部門別目標排出量及び削減量を記載 部門別削減見込の推計(内訳)を記載
	P136 ~ P144	-	「横浜市地球温暖化対策地域推進計画進捗状況」(平成13年度策定、18年度改訂)	地域推進計画改訂前、改訂後の「主な取組」及び「平成18年(2006)年度排出実績」を記載

2 横浜市環境創造審議会 地球温暖化対策検討部会における検討状況について

(1) これまでの経緯

「脱温暖化の取組を進めるための制度のあり方について」環境創造審議会へ諮問

(平成20年8月7日)

「脱温暖化の取組を進めるための制度のあり方について」中間答申

(平成20年11月10日)

第11回検討部会～第20回検討部会(平成20年12月～平成21年5月)

(2) 今後の予定

「脱温暖化の取組を進めるための制度のあり方について」の検討内容について、検討部会から審議会へ報告後、審議会から市長へ答申が行われる予定です。

横浜市 CO-DO30 ロードマップ

(環境モデル都市アクションプラン)

知の共有・選択肢の拡大・行動促進による市民力発揮で
大都市型ゼロカーボン生活を実現



平成 21 (2009) 年 3 月

横 浜 市

横浜市は、平成 20（2008）年 1 月に「横浜市脱温暖化行動方針（CO-D030）」を策定し、温室効果ガス削減の中期及び長期目標を定めるとともに、そのための行動方針を示しました。また、平成 20（2008）年 7 月には、温室効果ガス削減取組の高い意欲と提案が評価され、国から「環境モデル都市」に認定されました。

そこで、ここに「横浜市 CO-D030 ロードマップ／環境モデル都市アクションプラン」を策定し、CO-D030 で示した削減目標の達成、並びに環境モデル都市提案の実現に向け、平成 21（2009）年度から平成 25（2013）年度までの 5 年間で、具体化・検討する予定の取組を整理しました。これは、「事業化を予定する施策」と「事業化に向けた検討を行う施策」の両方を含み、横浜市における 5 年間の総合的な脱温暖化政策の目安としての役割を果たします。なお、横浜市が今後策定する地球温暖化対策に関係のある計画（環境、まちづくりなど）は、「ロードマップ／アクションプラン」の内容を踏まえたものとなります。

そして、これからの 5 年間は、平成 37（2025）年度の目標達成に向けて、地球温暖化対策に全市あげて取り組むスタートの期間となります。そのために、脱温暖化社会の基盤となる施策を実施していくとともに、近い将来の課題となる施策についても構想や具体化を検討していくことになります。

なお、脱温暖化を実現しようとする政策は、国内外で日々深化し、前例もほとんどないことから、トライアンドエラー（試行錯誤）で進めるしかありません。よって、この「ロードマップ／アクションプラン」及び既存の脱温暖化施策については、定期的に見直し、時代状況に合わせて高めていくこととします。また、施策を実施するに際しても、毎年度の予算・事業決定過程において、外部有識者を含めた多様な意見を踏まえた上で、展開することといたします。

地球温暖化対策は、温室効果ガス排出についての国内外や本市の状況を考えると、一刻の猶予も許されない非常に厳しい状況にあります。実際に排出量削減につながるのは一人ひとりの市民の行動であり、事業者の選択であることを考えると、地域に密着した基礎的自治体である本市が率先して事業を推進し、国の政策をもリードしていく必要があります。

そこで、将来を見据えた高い目標を掲げ、この「ロードマップ／アクションプラン」によって実現に向けた道筋を示すことで、斬新で思い切った行動を加速させ、大都市横浜としての役割を果たしていきます。

平成 21（2009）年 3 月

目次

1	全体構想	
1-1	現状分析	3
1-1-①	温室効果ガスの排出実態等	3
1-1-②	関係する既存の行政計画	6
1-2	削減目標等	9
1-2-①	削減目標	9
1-2-②	削減目標の達成についての考え方	13
1-2-③	フォローアップの方法	18
1-3	地域の活力の創出等	18
1-4	現行の主な取組・制度	19
2	取組内容	
2-1	家庭部門	23
2-2	業務・産業・エネルギー転換（事業）部門	25
2-3	運輸（交通）部門	27
2-4	廃棄物部門	29
2-5	再生可能エネルギー普及対策	30
2-6	市役所対策	32
2-7	都市と緑対策	34
2-8	脱温暖化連携	36
3	取組体制等	
3-1	行政機関内の体制	38
3-2	地域住民等との連携体制	38
3-3	大学、地元企業等の知的資源の活用	39
3-4	推進方策	40
	取組スケジュール予定表	43
参考資料1	部門別の削減量の試算	50
参考資料2	施策個票	61
参考資料3	意見募集・アイデア募集結果概要	135
参考資料4	横浜市地球温暖化対策地域推進計画進捗状況	136

1 全体構想

1-1 現状分析

1-1-① 温室効果ガスの排出実態等

《排出総量及び特徴》

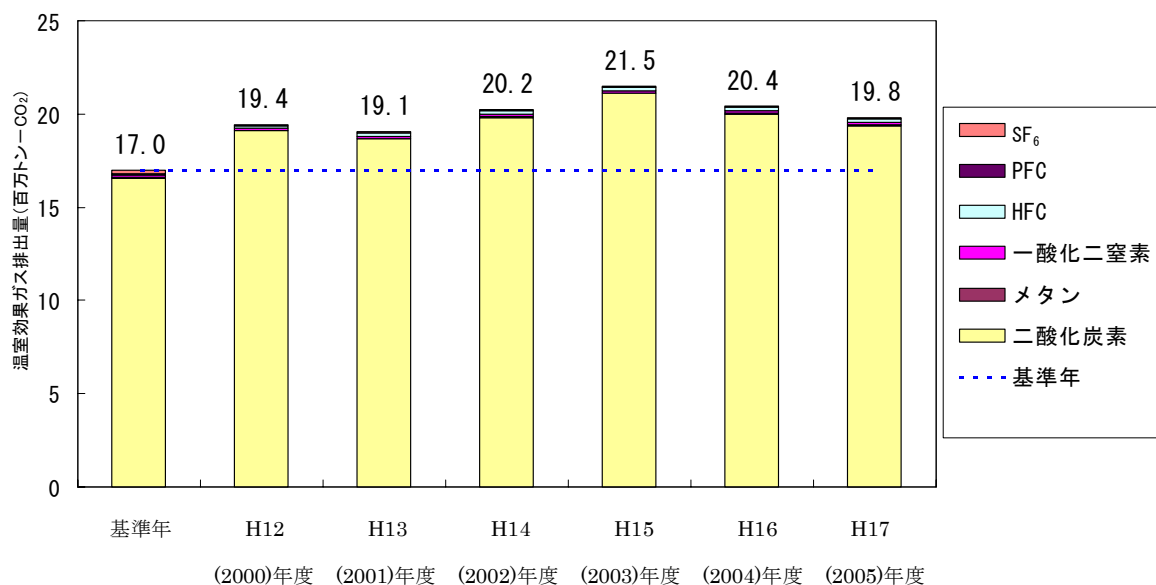
平成 17（2005）年度の横浜市の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で 1,977 [万トン-CO₂] であり、平成 2（1990）年度（京都議定書の基準年）1,700 [万トン-CO₂] に対し、16%の増加となっている¹。平成 15（2003）年度をピークに減少傾向が見られている。

この間、横浜市の人口増加率は 11.2%であり、温室効果ガスの増加率は人口増加率を上回っている。また、温室効果ガス別の排出量を見ると、二酸化炭素の割合が大きく、全体の 98%を占めている。

同年度の温室効果ガス排出量について全国と比較すれば、横浜市の温室効果ガス排出量は、全国の温室効果ガス排出量 136,000 [万トン-CO₂] の 1.5%に相当する。

全国の平成 17（2005）年度の温室効果ガス排出量は、平成 2（1990）年度 126,100 [万トン-CO₂] に対し、約 7.8%の増加となっている。これに対し、横浜市の基準年度比増加率は 16%であり、全国の増加率を上回っている。

【図表 1-1：横浜市の温室効果ガスの推移】



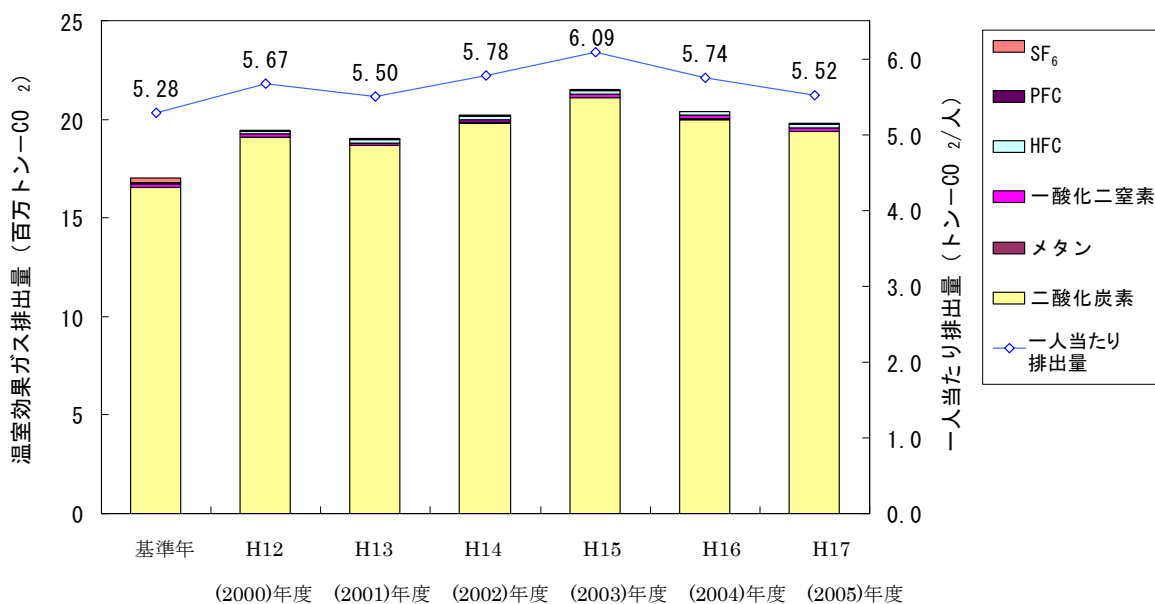
《一人当たり排出量及び特徴》

平成 17（2005）年度の横浜市の一人当たりの温室効果ガス排出量は 5.52 [トン-CO₂] で、平成 2（1990）年度の 5.28 [トン-CO₂] に比べ、4.6%の増加となっている。

但し、全国の一人当たり温室効果ガス排出量 10.64 [トン-CO₂] に比べれば、小さい数値（全国比約 52%）となっている。

¹ 京都議定書の基準年の数値は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素が 1990 年度、HFCs、PFCs、SF₆ が 1995 年度の実績値。

【図表 1-2 : 横浜市の温室効果ガス排出量と市民一人当たり排出量の推移】

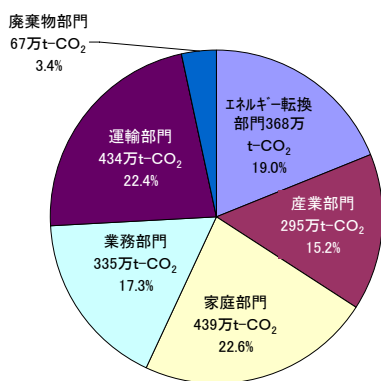


出典：前掲『平成 19 年度地球温暖化対策進捗状況把握調査業務報告書』

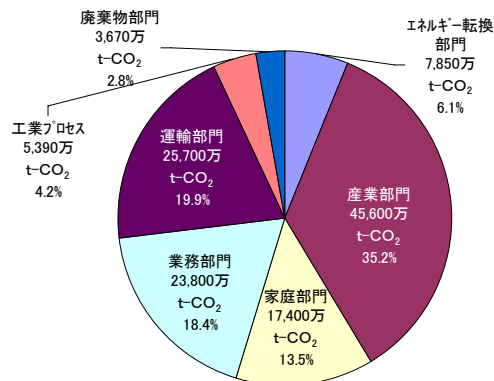
《二酸化炭素の部門別排出量》

平成 17 (2005) 年度における部門別内訳は、大きい順に、家庭部門 (22.6%)、運輸部門 (22.4%)、エネルギー転換部門 (19.0%)、業務部門 (17.3%)、産業部門 (15.2%) および廃棄物部門 (3.4%) となっている。全国と比較すると、産業部門の占める割合が小さく、家庭部門およびエネルギー転換部門の占める割合が大きいことが特徴である。また、エネルギー転換部門の割合が大きいのは、火力発電所、ガス生産や石油精製工場などが本市域に立地している地域特性によるところである。

【図表 1-3 : 横浜市と全国の二酸化炭素排出量の割合】



横浜市 (平成 17(2005) 年度)



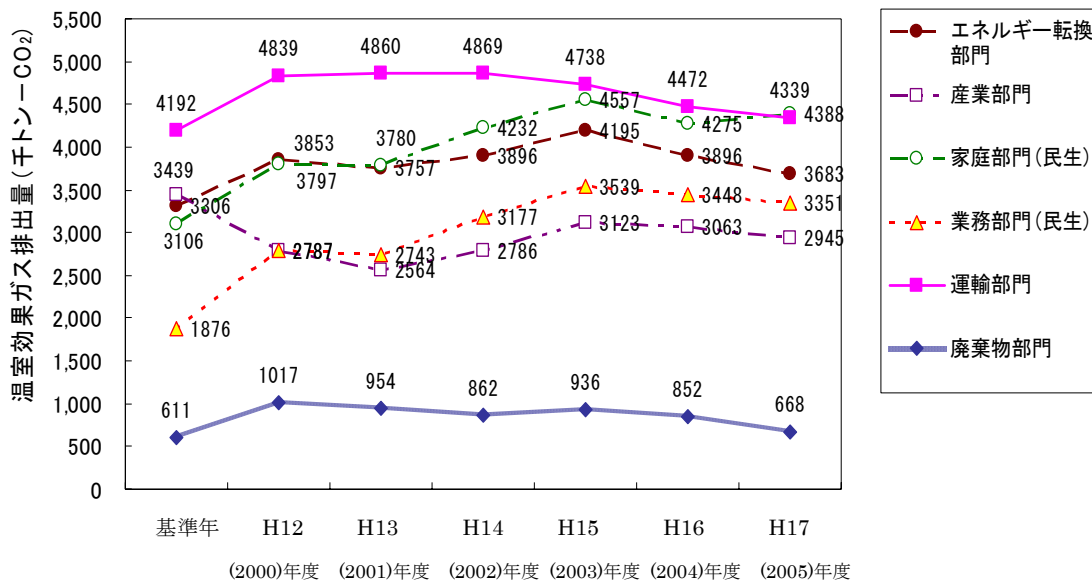
全国 (平成 17(2005) 年度)

出典：前掲『平成 19 年度地球温暖化対策進捗状況把握調査業務報告書』

《部門別排出量の経年変化・特徴》

平成 17（2005）年度の部門別排出量を平成 2（1990）年度と比較した場合、業務部門が 79%、家庭部門が 41%増加している。また、エネルギー転換部門がそれらに次いで増加している。運輸部門と廃棄物部門は、近年減少傾向にあるものの、平成 2（1990）年度と比較すれば微増となっている。産業部門は、基準年度比で 14%減少し、近年ではほぼ横ばいとなっている。

【図表 1－4：横浜市の温室効果ガスの経年変化】



平成 2 年度に対する平成 17 年度の部門別増加率（増加量）

※横浜市；

- ①業務部門 79%（148 [万トン-CO₂] 増）、②家庭部門 41%（128 [万トン-CO₂] 増）、③エネルギー転換部門 11%（38 [万トン-CO₂] 増）、④廃棄物部門 9%（6 [万トン-CO₂] 増）、⑤運輸部門 4%（15 [万トン-CO₂] 増）、⑥産業部門 -14%（49 [万トン-CO₂] 減）

※全国

- ①廃棄物部門 62%、②業務部門 45%、③家庭部門 37%、④運輸部門 18%、⑤エネルギー転換部門 16%、⑥産業部門 -5%、⑦工業プロセス-14%

出典：前掲『平成 19 年度地球温暖化対策進捗状況把握調査業務報告書』

《各部門別排出量の特徴》

○ 家庭部門

平成 17（2005）年度の家庭部門の二酸化炭素排出量は 439 [万トン-CO₂] であり、平成 2（1990）年度に比べ 41%増加している。この増加率は、この間の横浜市の人口増加率（11.2%）及び世帯数増加率（26.5%）を上回っている。

○ 業務部門

平成 17（2005）年度の業務部門の二酸化炭素排出量は 335 [万トン-CO₂] であり、平成 2（1990）年度に比べて約 79%の増加である。この増加率は、この間の横浜市の業務床面積増加率（50.2%）を上回っている。

○ 産業部門

平成 17 (2005) 年度の産業部門の二酸化炭素排出量は 295 [万トン-CO₂] であり、平成 2 (1990) 年度に比べて約 14%の減少である。近年の排出で最も多かった平成 15 (2003) 年度の 312 [万トン-CO₂] から比べて 2 ヶ年で 18 [万トン-CO₂] の減少となっている。排出量別に見ると、約 90%を製造業等が占めており、農林水産業、鉱業、建設業が合計して約 10%となっている。

○ 運輸部門

平成 17 (2005) 年度の運輸部門の二酸化炭素排出量は 434 [万トン-CO₂] であり、平成 2 (1990) 年度に比べて約 4%の増加である。排出量別で見ると、約 90%を自動車からの排出が占めており、残りが鉄道、船舶となっている。また、自動車からの排出の約 60%を乗用車などの旅客 (自家用) 車両が占めている。

○ エネルギー転換部門

平成 17 (2005) 年度のエネルギー転換部門の二酸化炭素排出量は 368 [万トン-CO₂] であり、平成 2 (1990) 年度に比べ 11%増加している。排出量別に見ると、約 67%が石油精製等によるもので、約 33%が電気事業者となっている。

○ 廃棄物部門

平成 17 (2005) 年度の廃棄物部門の二酸化炭素排出量は 67 [万トン-CO₂] であり、平成 2 (1990) 年度に比べて約 9%の増加である。近年の排出で最も多かった平成 12 (2000) 年度の 102 [万トン-CO₂] から比べて、5 ヶ年で 35 [万トン-CO₂] の減少となっている。これは「ヨコハマは G30 (ごみ減量・リサイクルの取組)」推進による焼却廃棄物の削減に起因しているといえる。

1-1-② 関係する既存の行政計画

《横浜市基本構想》

平成 18 (2006) 年 6 月に策定した。概ね平成 37 (2025) 年の横浜を展望した市政の根本となる指針である。目指すべき都市像「市民の知恵がつくる環境行動都市」実現に向け、地球規模での環境問題がより深刻化する中で、身近なところで積極的に環境を守り、質の高い環境を創造していく行動を積み重ね、世界の一員としての役割を果たすとしている。

《横浜市中期計画》

平成 18 (2006) 年 12 月に策定した。横浜市基本構想で示した都市像を着実に具体化していくための 5 ヶ年の実施計画 (平成 18 (2006) ~平成 22 (2010) 年度)。3 つのリーディングプロジェクトのひとつに「横浜型環境行動推進プロジェクト」を位置づけ、地球温暖化対策事業を積極的に推進し、温室効果ガスの排出量を削減するとしている。

《横浜市都市計画マスタープラン (全市プラン)》

平成 12 (2000) 年 1 月に策定した。「都市づくりの基本理念」に、「公害や災害を防止し、環境への負荷の少ない都市構造や循環型の社会システムを構築することにより、安全で住みよい都市環境をつくります」としている。

《横浜都市交通計画》

平成 20（2008）年 3 月に策定した。概ね 20 年先を見据えて、横浜の交通政策全般にわたる政策目標等を示している。基本方針の一つに、「環境をまもり人に優しい交通の実現」を位置づけ、環境負荷軽減につながる交通施策を推進するとしている。

《横浜市環境管理計画》

平成 16（2004）年 3 月に改訂した。横浜市の環境施策全般にわたって基本的な考え方と長期的な目標を示すとともに、施策の具体的な展開方向を明らかにした計画。地球温暖化対策に関しては、「平成 22（2010）年度の市民一人当たりの温室効果ガス排出量が平成 2（1990）年度比で 6%以上削減されている」ことを目標達成のための指標として掲げ、目標達成のために必要な取組を示している。

《横浜市水と緑の基本計画》

平成 18（2006）年 12 月に策定した。目標年次を平成 37（2025）年とする、横浜の水と緑の環境を保全し創造するための総合的な計画。緑の 7 大拠点をはじめとする拠点となる緑の保全と創造、河川流域単位で展開する快適な水環境づくりや自然な水循環の回復、拠点のネットワーク化を図る水と緑の回廊形成、水と緑の環境を市民とともに楽しみながらつくり育てる取組などを推進するとしている。

《横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜 G30 プラン）》

平成 15（2003）年 1 月に改訂した。平成 22（2010）年度における全市のごみ量を平成 13（2001）年度に対して 30%削減するとした目標を実現するための計画。これに基づく取組により、平成 13（2001）年度から平成 19（2007）年度までに、ごみ量を 1,609,155 トンから 986,561 トンに削減(-38.7%)した。

《横浜市地球温暖化対策地域推進計画》

平成 18（2006）年度に改訂した。「京都議定書目標達成計画」を受けた横浜市の地球温暖化対策のマスタープラン。平成 22（2010）年度における一人当たりの温室効果ガス排出量を、平成 2（1990）年度比で 6%以上削減することとしている。「家庭部門」、「業務部門」、「運輸部門」を重点的部門とし、市民・事業者の行動参加を促す「省エネ行動・エコライフの実践」等「10 の重点行動」を定め、推進している。

《横浜市役所地球温暖化防止実行計画》

平成 19（2007）年 3 月に改訂した。「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」の目標達成に向け、横浜市役所が率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むこととしている。平成 22（2010）年度の本市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量について、平成 12（2000）年度の総排出量から 25%以上の削減を目指している。

《横浜市脱温暖化行動方針（CO-D030）》

平成 20（2008）年 1 月に策定した。平成 62（2050）年度までに一人当たりの温室効果ガス排出量を平成 16（2004）年度比で 60%以上、平成 37（2025）年度までに同 30%以上削減するとした、国際的に見ても最高水準に相当する中長期的な CO₂ 排出量の削減目標を定めた。同時に、生活、ビジネス、建物、交通、エネルギー、都市と緑、市役所の 7 分野における具体的な行動方針を示した。本方針に

基づいて、横浜市は積極的な地球温暖化対策に取り組んでいく。

《横浜市環境教育基本方針》

平成 17 (2005) 年 3 月に策定した。「持続可能な社会の実現に向けて、自ら考え、具体的な行動を
実践する人づくり」を基本理念に、身近な問題から地球環境の保全まで広がりのある環境教育を実践
するとしている。環境行動の環を広げる重点行動の一つに、温室効果ガスの削減に向けた取組を位置
づけ、人づくりを行うとしている。

《横浜市ヒートアイランド対策取組方針》

平成 18 (2006) 年 3 月に策定した。横浜市域のヒートアイランド現象の緩和のため、熱帯夜日数の
減少を目標に掲げた。特に重点推進地域においては、平成 37 (2025) 年頃までに熱帯夜日数を現状か
ら 1 割減らすことを目標としている。また、既存大規模な樹林地などの緑地をクールスポットとして
維持保全することを目標としている。

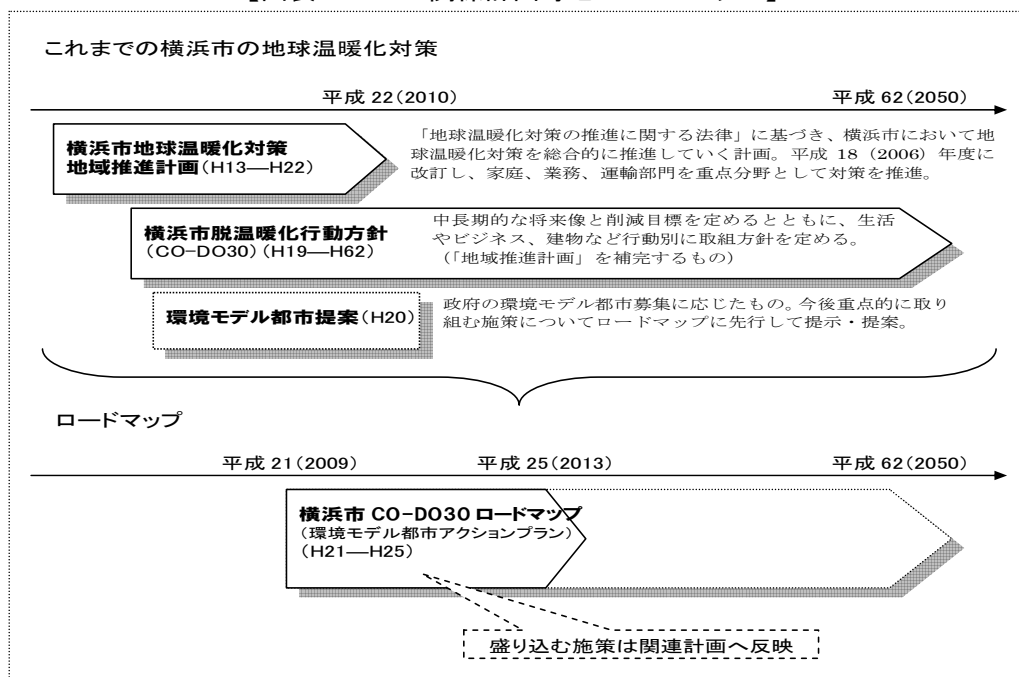
《横浜市環境と地域経済の融合推進方針》

平成 18 (2006) 年 3 月に策定した。「横浜からの環境開化」を掲げ、人材、技術、市場などの横浜
の地域資源を活かしながら環境と地域経済の融合を進め、その取組を横浜から国内外へ発信し、持続
可能な社会経済システムを目指すこととしている。

《よこはま地域エネルギービジョン》

平成 20 (2008) 年 3 月に策定した。横浜市基本構想で示した都市像を実現するための「エネルギー
利用に関する長期計画」。目標年次を平成 37 (2025) 年とし、望ましいエネルギー消費量として、市
民一人当たりが化石燃料から得られるエネルギー消費量を 30%削減するとしている。目標達成に向け、
5 つの基本方針と 3 つの基本行動を掲げ、推進している。

【図表 1-5 : 関係計画等とロードマップ】



【図表 1 - 6 : 関係計画等の分野区分の関係】

ロードマップ/ アクションプランの区分	地域推進計画の区分	CO-DO30の区分	環境モデル都市提案の区分
家庭部門	家庭部門	生活CO-DO 建物CO-DO	横浜ゼロカーボン 生活の創出
業務・産業・エネルギー 転換(事業)部門	業務部門 産業部門 エネルギー転換部門	ビジネスCO-DO 建物CO-DO エネルギーCO-DO	横浜ゼロカーボン 生活の創出 再生可能エネルギー Jカーブ戦略
運輸(交通)部門	運輸部門	交通CO-DO	ゼロエミッション交通 世界戦略
再生可能エネルギー 普及対策	—	エネルギーCO-DO	再生可能エネルギー Jカーブ戦略
市役所対策	(横浜市役所地球温暖化 防止実行計画)	市役所CO-DO	再生可能エネルギー Jカーブ戦略
都市と緑対策	—	都市と緑CO-DO	横浜ゼロカーボン 生活の創出
脱温暖化連携	—	—	脱温暖化地域 連携モデルの構築

1 - 2 削減目標等

1 - 2 - ① 削減目標

《都市・地域の将来像》

CO-DO30 において、次のとおり中長期の「横浜の将来像」を示している。

ライフスタイル・事業スタイルを変革して「ささやかな行動から横浜スタイルを確立」し、「脱温暖化都市ヨコハマを目指したまちづくり」を進めることで、地球温暖化の主因とされるエネルギー起源の二酸化炭素の最終的な排出量が少ない生活・産業システムを構築した社会が実現している。

建物や自動車、まちそのもの、市民・事業者の活動において省エネルギーの取組が徹底され、無駄の少ないライフスタイル・事業スタイルとなっている。

また、脱温暖化に有効な技術開発・普及により、太陽や風力エネルギーなどの再生可能エネルギー²や未利用エネルギーの利用が進み、脱温暖化型の市民生活・企業活動が定着している。

² 太陽光、太陽熱、風力、小水力、バイオマス・エネルギー、温度差エネルギー等を想定。

わが国を代表する大都市でありながら、心の安らぎを提供するだけでなく、二酸化炭素の吸収にも資する樹林地や農地などの緑が市民生活の身近なところに存在している。

このような取組が、都市の魅力となり、環境ショーケースとして世界に向けて発信している。

以上を具体的に示すと次のとおりである。

- 自然に脱温暖化の消費行動を取ることができるような制度・仕組みや適正な費用負担の仕組みが導入され、市民の生活に脱温暖化行動が定着する世の中
 - ・ 日々の生活が基本的に二酸化炭素等の排出を限りなく低下させたスタイルに変革している。
 - ・ あらゆる行動の基準が「脱温暖化型」（二酸化炭素等の排出をできるだけ小さくする行動で、省エネ家電製品を選ぶ、こまめにスイッチをきる、冷暖房を適温に調整する、住宅でのエネルギー管理を取り入れる、エコライフを楽しむといった行動）となっている（特に、一人ひとりの消費行動において、環境に配慮した行動が選択されている）。
 - ・ 多様な脱温暖化の行動メニューがあり、多様な市民層で積極的な環境行動・貢献が進展している。
 - ・ 自然に脱温暖化の行動をとることができるような制度・仕組みが作られている。

- 事業活動に脱温暖化の視点が組み込まれた、「脱温暖化ビジネス」の拠点都市
 - ・ 脱温暖化の視点を組み込んだ事業活動が展開されている。
 - ・ 具体的には、環境配慮システムが導入されており、事業所における省エネ行動（省エネオフィス製品を選ぶ、建物でのエネルギー管理を取り入れる、高性能な作業機器を導入するといった行動）が事業所の構成員に普及している。また、企業が温室効果ガスを計画的に削減する仕組みが整備されている。さらに、横浜の持つ地域資源を活用した環境ビジネスが成立し、環境ビジネス・産業の拠点となっている。

- 省エネ性能が高く、再生可能エネルギーを活用した「エネルギー性能のよい建物」が市場で選択され、それらが良好な都市のストックとなる社会
 - ・ 新たに造られる建築物は、長期的に高いレベルのエネルギー性能を持つ建築物となっている。
 - ・ 圧倒的に多数を占める既存建築も、建築の状況に応じて、改修や建て替えによりエネルギー性能の向上が図られている。

- 公共交通機関や自転車の利用に比重を移した過度に自動車に依存しない社会・交通体系、自動車からの温室効果ガス及び排出ガスの少ない車両（低燃費・低排出ガス車）への転換された社会
 - ・ 自動車単体からの温室効果ガスの排出量は抑制され、低燃費・低排出ガス車が普及している。
 - ・ 都市間をつなぎ、地域の足となる鉄道・バスなどの公共交通機関が利用しやすくなり、自動車交通との適切な役割分担のもと、徒歩や自転車、公共交通によって移動できる便利なまちへ変化している。
 - ・ 過度なマイカー交通を抑制し、公共交通利用を促進するための制度が整備され、自動車交通は円滑となるとともに、自動車交通需要が抑制されている。
 - ・ 市民や企業のドライバーは、節度あるマイカー利用やエコドライブを行っている。
 - ・ 都市として必要な道路ネットワークが構築されている。

- 平成 37 (2025) 年までに、再生可能エネルギーの利用が 10 倍
 - ・ 再生可能エネルギーの設備と利用が広く普及している。
 - ・ エネルギー供給事業の側面だけでなく、エネルギー利用の側面から施策が展開されている。
 - ・ 個人や地域レベルで利用する再生可能エネルギーの選択ができる仕組みが構築されている。

- ヒートアイランド対策などを通じたみどりあふれるまちづくり
 - ・ 窓を開けてもすごしやすく、通りを歩いても快適な、緑あふれる都市が実現している。
 - ・ 緑が資源としても有効に活用される社会となっている。
 - ・ 駅を中心として歩いて生活できるコンパクトな都市構造と緑の保全創造が両立した持続可能なまちづくりとなっている。

【長期目標】 平成 62 (2050) 年度までに、
一人当たりの温室効果ガス排出量を平成 16 (2004) 年度比で 60%以上削減する。

【中期目標】 平成 37 (2025) 年度までに、
一人当たりの温室効果ガス排出量を平成 16 (2004) 年度比で 30%以上削減する。

※ 平成 17 (2005) 年度の排出総量 1,977 [万トン- CO₂]

《目標設定の考え方》

上記の将来像や科学的知見 (IPCC 第 4 次評価報告書 / 大気中の CO₂ 濃度を安定化するには排出量を現状の半分以下の水準にする必要がある)、先進国や他都市での温室効果ガスの削減に関する目標の設定状況等を踏まえ、平成 62 (2050) 年度の長期目標を設定した。また、その通過点である平成 37 (2025) 年度までには、その半分の 30%以上の削減が必要である。

また、今後も当面の間 (平成 32 (2020) 年度頃まで)、人口増加が見込まれるため、指標となる目標は市民一人当たりの原単位とした。

【図表 1-7 : 目指すべき将来像】

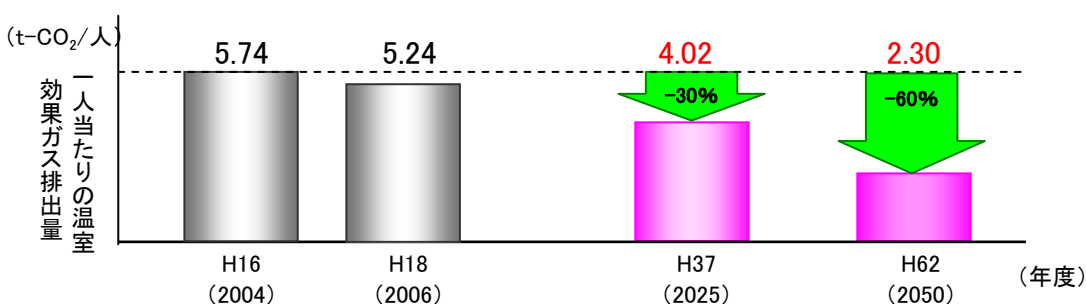
目指すべき平成 37(2025)年度以降の将来像

私たちの日々の暮らしや仕事において以下の取組が定着しています。

- “エネルギーを上手に使う”
- “再生可能エネルギー(太陽や風力など)や、未利用エネルギー(工場排熱や河川・地中熱など)といった温室効果ガス排出の少ないエネルギーを取り入れる”
そして、環境モデル都市としてこのような横浜の姿を世界に発信しています。

温室効果ガス排出量削減目標(市民一人当たり:平成 16(2004)年度比)

- 平成 62(2050)年度→2.30t-CO₂(60%削減)を目指し、
- 当面は、平成 37(2025)年度→4.02t-CO₂(30%削減)を目指します



* 排出量の推計は、国の統計資料等を用いて算出しているため、2年前のデータが最新となります。

再生可能エネルギーの利用(平成 16(2004)年度比)

- 平成 37(2025)年度までに 10 倍にします

* 平成 16(2004)年度再生可能エネルギー導入量:1.7PJ

1-2-② 削減目標の達成についての考え方

《基本的な考え方》

横浜市の人口は、平成 20（2008）年 11 月 1 日現在で約 365 万人である。人口推移を見ると、昭和 43（1968）年に 200 万人を突破し、昭和 60（1985）年に 300 万人を超え、平成 32（2020）年にピーク（約 375 万人）に達すると予測されている。また、中期目標年の平成 37（2025）年には約 374 万人、長期目標年の平成 62（2050）年には約 334 万人になっていると予測されている。

横浜市の産業構造（平成 18（2006）年現在）は、第 1 次産業は従業者数 0.5%（生産額 0.1%）、第 2 次産業は従業者 25.1%（生産額 21.7%）、第 3 次産業は従業者数 72.4%（生産額 82.3%）となっている。製造品出荷額等は、4 兆 2,689 億円、卸売業の年間販売額は 5 兆 6,889 億円、小売業は 3 兆 6,216 億円であり、神奈川県全体に占める割合はそれぞれ 23.0%、50.0%、42.9%となっている。既存の製造業の集積を活かしながら、先端技術産業をさらに発展させていくとともに、経済のソフト化・サービス化に対応し、生活文化産業、情報サービス産業、コンベンション関連産業などの育成を行うことが課題となっている。

横浜市の交通体系は、鉄道に関しては、東京方面への交通需要に対応した鉄道ネットワークが形成されており、さらに横浜駅を鉄道ターミナル駅として市内各方面への放射状のネットワークが構築されている。その結果、鉄道乗車人員は着実に増加している。道路に関しては、高速道路、幹線道路、地区幹線道路など体系的な道路ネットワークの整備が進められてきたが、都市計画道路の整備率が依然として 60%台と低水準であり、改善傾向ではあるが市内の各地で依然として交通渋滞が発生している。

横浜市の交通手段別分担率を見ると、鉄道と自動車がそれぞれ 30%程度、バスが 5%程度、徒歩・自動車・二輪車などが 35%程度となっており、国内の他都市と比較すると自動車の分担率が低く、公共交通機関の分担率が高いことが特徴である。

以上のとおり、横浜市は今後も当面の間、人口が伸び続け、経済活動も維持・発展していくと考えられる。よって、上記の事項及び前述した温室効果ガス排出状況を踏まえると、中期目標を達成するためには、従来からの取組だけでは極めて困難な状況にあるといえる。

そこで、横浜らしい斬新な取組を進め、脱温暖化の流れを加速していくために「横浜市脱温暖化行動方針（CO-D030）」を平成 20（2008）年 1 月に策定した。この中で、中期目標の達成に向け、「二酸化炭素の排出削減につながる仕組みの構築と生活の質の向上」「実効性のある取組への政策資源の集中と国や地方自治体の政策イノベーションの喚起」「市場需要プル型の施策の積極的な展開」「市民・事業者等との活発なコミュニケーション・協働と政策連携による取組の推進」とする 4 つの基本的な考え方を示した。

特に、低炭素社会実現のためには、政府、自治体、市民、ビジネス、NGO など各主体が低炭素社会についてのビジョンを共有し、お互いの役割を明確にしながら、信頼に基づいた行動をすることが重要である。そこで、横浜市は、市民に最も身近な基礎自治体として取り組むべき施策や手順を明確にし、それぞれの施策を、市民・事業者をはじめ市を構成する各主体と連携・協働して対策に取り組んでいくこととした。また、この考え方に則り、知の共有、選択肢の拡大、行動促進で市民力が発揮される政策を形成するよう努めた。

以上を基本に、取組の全体枠組を構築した。

《取組の全体枠組》

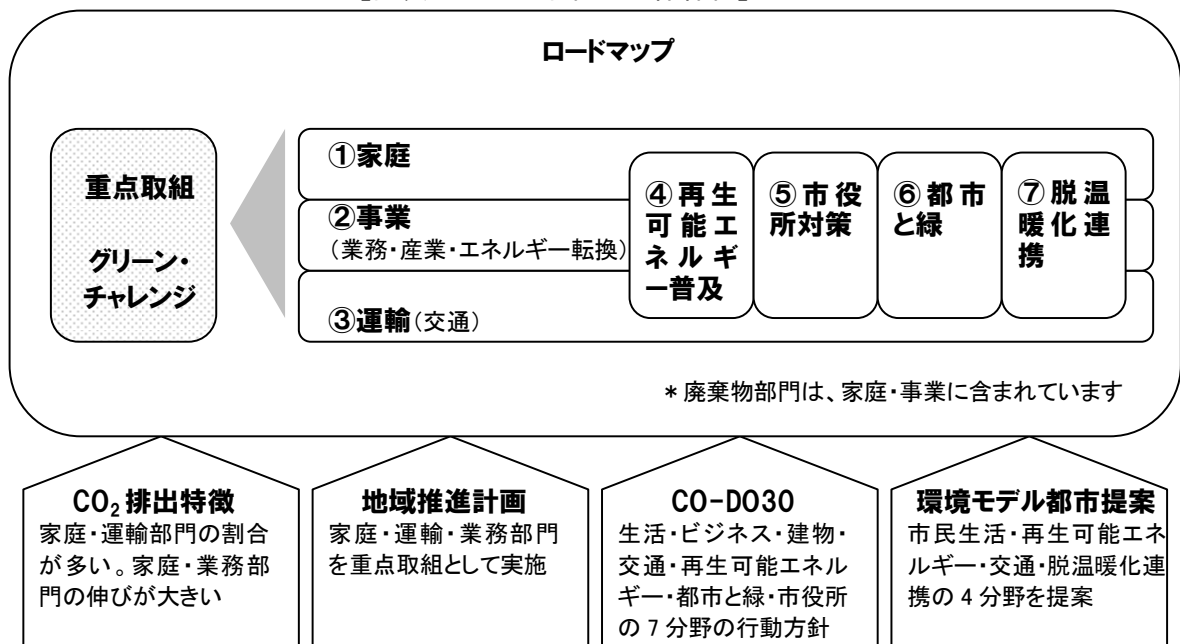
第一に、排出分野（家庭部門、運輸部門、業務・産業・エネルギー転換部門）ごとに、市部局の所管を超えて、施策を構築することとした。それぞれの排出分野は、複数の市部局の所管からなり、通常であれば部局ごとに細分化されて施策が構築される。だが、脱温暖化の取組では、従来の部局を超える統合アプローチが不可欠であることから、分野内での施策を統合・連携させるよう努めた。

第二に、家庭部門及び運輸部門については、排出割合の多い分野であることから、特に統合アプローチを強く意識して施策を構築した。具体的には、普及啓発や行動転換のようなソフト的な施策と、設備更新やインフラ整備のようなハード的な施策を組み合わせるよう努めた。

第三に、業務部門、産業部門、エネルギー転換部門については、いずれも事業者の削減を促すという点で共通する施策が多いことから、3部門を統合して施策を構築することとした。そのため、業務・産業・エネルギー転換（事業）部門と一括して施策を示している。

第四に、排出分野を横断する事項で、排出削減あるいは低炭素都市実現のために特に重要であると考えられる事項については、特別な対策として分野統合的に施策を構築することとした。排出削減で特に重要な役割を果たすと考えられる再生可能エネルギー普及対策、市内の排出量のうち約5%を占める市役所対策、長期的視点で取り組む必要のある都市と緑対策、世界有数の大都市としての責任を果たす脱温暖化連携の4対策を示している。

【図表 1-8：取組の全体枠組】



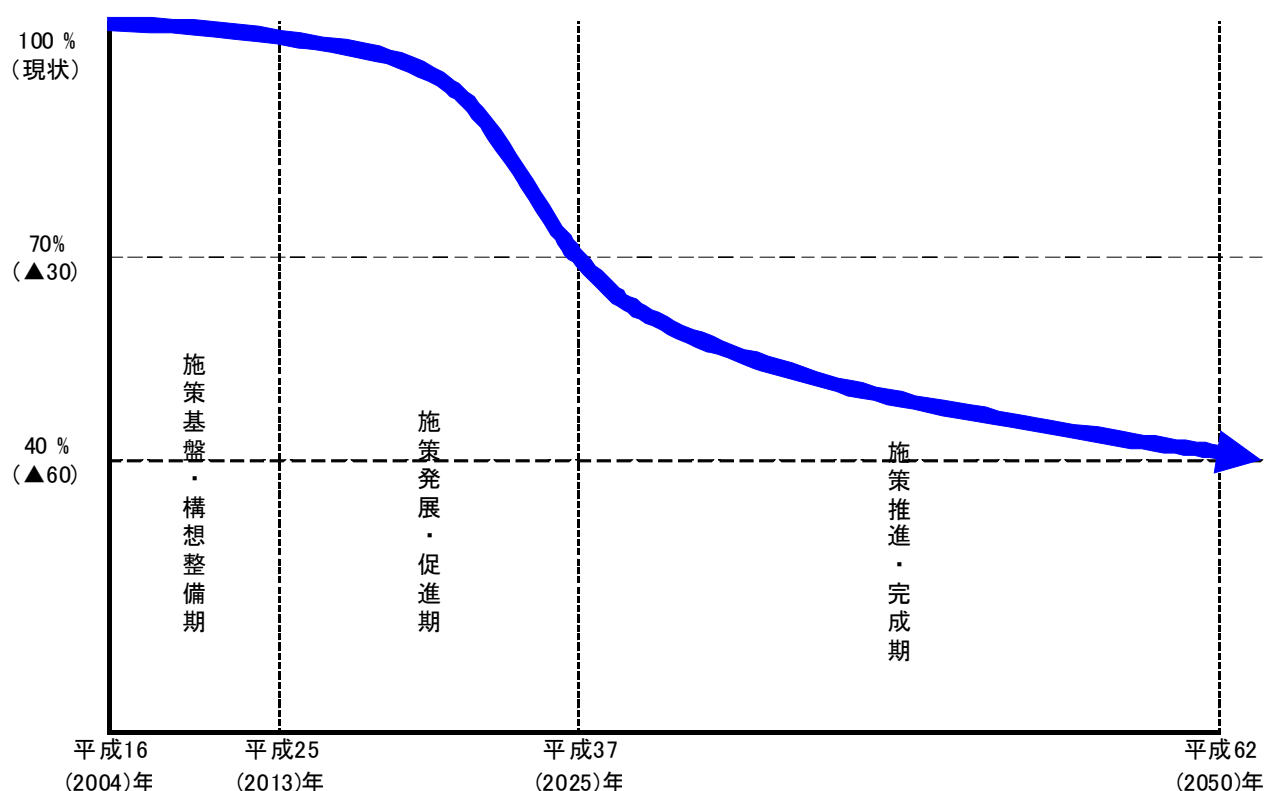
《目標達成に向けた考え方》

平成 21 (2009) 年度から平成 25 (2013) 年度までは、「施策基盤・構想整備期」として位置づける。具体的には、施策の展開に必要な制度や仕組みの整備、市民・事業者への普及啓発による広範な意識向上とあらゆる主体による取組の開始等の施策に重点を置く。なお、横浜市地球温暖化対策地域推進計画では、平成 22 (2010) 年度における一人当たりの温室効果ガス排出量を、平成 2 (1990) 年度比で6%以上削減することとしており、その目標もこの考え方に含んでいる。

平成 26 (2014) 年度から平成 37 (2025) 年度までは、「施策発展・促進期」として位置づける。具体的には、「施策基盤・構想整備期」の施策を進捗状況や社会状況の変化などの観点から全面的に見直し、より効果的な施策に発展させる。そして、意識の高まった市民・事業者と行政による一体的な取組を加速度的に促進する。

平成 38 (2026) 年度から平成 62 (2050) 年度までは、「施策推進・完成期」として位置づける。具体的には、「施策基盤・構想整備期」の施策を削減効果及び社会状況の変化の観点から修正し、政策体系を完成させるとともに、施策を着実に推進していく。

【図表 1-9 : 目標達成に向けた考え方のイメージ】



《重点的な取組についての考え方》

365 万市民が暮らし、今後も人口増加や経済成長が見込まれている大都市横浜では、課題となっている家庭生活や事業活動からの CO₂ 排出量の削減は容易ではない。しかし、このような状況でも削減の道筋 (モデル) を示し、日本ひいては世界の対策を先導していくことが「環境モデル都市・横浜」には求められている。

そこで、特に排出量の増加が著しい市民生活 (家庭生活や事業活動) から排出される CO₂ 削減に向けて重点的に取り組むとともに、これらの施策や、全分野の CO₂ 削減に寄与する再生可能エネルギーを 10 倍にするための施策を、それぞれパッケージとしてまとめ、『環境モデル都市・横浜 グリーン・チャレンジ』として、市民・事業者・行政が一体となって重点的に取り組む。

先導的に取り組み、成果を出していくことにより、ロードマップに掲げる取組全体の推進につなげていく。

環境モデル都市・横浜 グリーン・チャレンジ

横浜の特徴

市民(365万)・住宅が多い
企業が集積(11万事業所)

横浜が変われば
日本と世界が変わる

チャレンジ目標

平成 37(2025)年度一人当たり
温室効果ガス排出量 30%減

3つの視点でCO₂削減

- ① 「くらし」 暮らしのあり方を変え、市民生活からのCO₂を効果的に減らす
- ② 「しごと」 環境に配慮した事業の拡大により、地域経済を活性化
- ③ 「エネルギー」 再生可能エネルギー10倍拡大に向けスタートアップ

グリーン・チャレンジ①「くらし」 市民生活からのCO₂を効果的に削減

非省エネ型の家電を売らない・買わない

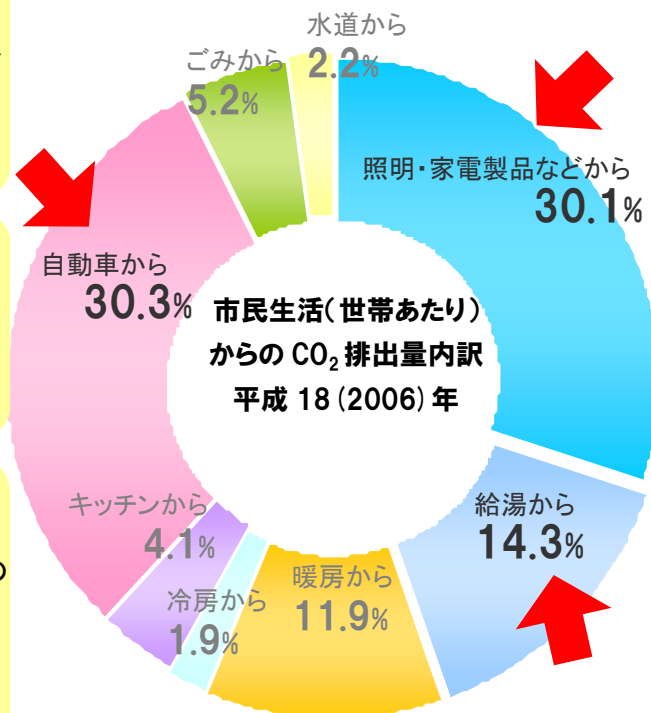
家電・照明の買換時、誰もが省エネ型を選ぶ
→すべての販売店で省エネラベルの表示
→非省エネ型の販売自粛の要請
→販売続かならば規制を導入

お風呂のムダをなくす

エネルギー効率を考えて、風呂や湯を使う
→太陽熱温水器の設置への補助
→高効率給湯器への取替キャンペーン
→銭湯入ろう・追焚きなくそう運動

車をかしこく使う

マイカー利用によるエネルギーを減らす
→エコドライブ(環境に配慮した自動車の運転)の普及
→モビリティマネジメント(公共交通や自転車、徒歩へ交通行動の転換)
→公共交通の利便性向上

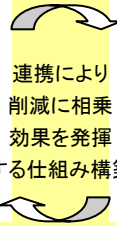


グリーン・チャレンジ②「しごと」 環境に配慮した事業の拡大により、地域経済を活性化

横浜市内11万事業所すべての経済活動を省エネ型に

大規模排出事業者(主に大企業)の省エネ徹底

地球温暖化対策計画書制度の強化
 →すべての大規模排出事業者に対象拡大
 →市が事業者の削減結果を評価・公表へ



中小企業の省エネ推進

計画書制度への任意参加を可能に
 →環境マネジメントシステムの導入を支援
 →省エネアドバイザーを無料派遣
 →低利融資の実施

横浜を環境ビジネス・先進技術・活用モデルの集積地に ～横浜グリーンバレー～

環境・エネルギービジネス・技術の集積

環境技術と事業化・起業を支援
 →中小企業の環境技術開発を重点支援
 →事業化・起業の支援手法の構築
 →横浜グリーン購入ネットワークを設立して消費者への環境商品・技術を情報提供

エネルギーの先進活用モデルの構築

再生可能・未利用エネルギーを臨海部で活用
 →市施設に再エネ設備(下水汚泥・生ごみ活用、メガソーラー等)を集中導入
 →施設間のエネルギー有効活用モデル構築
 →将来の地域一体の低炭素化を目指す

グリーン・チャレンジ③「エネルギー」 再生可能エネルギー10倍拡大に向けスタートアップ

<社会的手法>

10倍化への足取り・姿をみんなが共通理解

・10倍化シミュレーションの公表・PR
 →「従来手法では実現困難、抜本策が必要」を共通理解
 (参考)10倍化への試算
 概ね全ての公共施設には太陽光設置等 →率先導入必要
 戸建て住宅の半数に太陽光&太陽熱導入必要
 新築住宅に1万戸/年程度導入 →導入義務が必要
 既築住宅に1万戸/年程度導入 →強力な支援策必要 等

地域力で普及拡大 ～町内会・太陽光発電モデル事業

・町内会館で太陽光設置を目指す
 →普及の切り札！ 固定価格買取制度の社会実験
 →町内会館を太陽光など普及拡大の拠点モデル

<事業的手法>(公共率先導入)

・強力な支援体制づくり→設置から維持管理までのノウハウ蓄積
 →収支改善への取組み(コストダウン、固定価格買取(社会実験)等の支援策)
 ・モデル実施(グリーン電力基金ヨコハマ・プロジェクトの活用等)

<経済的手法>

・設置補助金の拡充、環境価値の活用
 ・固定価格買取:社会実験を踏まえ「国へ要望」又は「自ら制度化検討」
 ・オープンな流通市場の形成(公的相談センターのモデル設置へ)
 (例:診断・相談・見本市・見積・評価の機能等)

<規制的手法>

・情報提供義務・検討義務・導入義務と段階的に展開
 →まず情報提供義務(住宅展示場)、検討義務(一定規模)の導入へ(この際検討等支援ツール・キットの開発)
 →将来的には、新築時導入義務化へ向けた検討

横浜グリーンパワーの設立

以下のビジネスモデルについて、調査検討、モデル事業等の実施を経て、設立を目指します

- ・公共施設・発電事業
- ・環境価値活用事業
- ・流通市場効率化事業
- ・その他

1-2-③ フォローアップの方法

《定量的なフォローアップ》

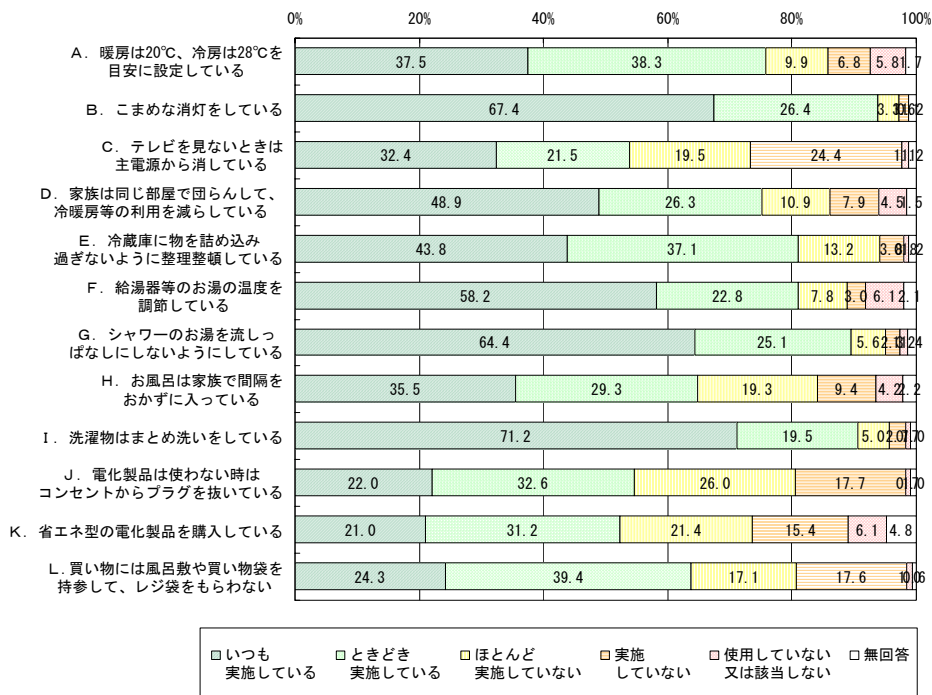
横浜市内の温室効果ガスを定期的かつ定量的に把握するため、市内の排出状況を調査した上で、『地球温暖化対策進捗状況把握調査業務報告書』を毎年度作成している。

したがって、定量的なフォローアップは、『地球温暖化対策進捗状況把握調査業務報告書』によって行う。

《定性的なフォローアップ》

『地球温暖化対策進捗状況把握調査業務報告書』を踏まえ、本ロードマップ／アクションプランに記載した施策の進捗状況を点検し、必要な施策を予算・事業化するとともに、地球温暖化対策に関わる既存事業を見直す。その際、外部有識者等の意見を聞くとともに、市全体で議論することとする。

【図表 1-10：市民の省エネ行動実践状況(アンケート)】



出典：前掲『平成 19 年度地球温暖化対策進捗状況把握調査業務報告書』

1-3 地域の活力の創出等

温暖化対策の取組を全市的に進めることにより、文化、都市の価値、経済への波及効果が期待できる。具体的には、次のとおりである。

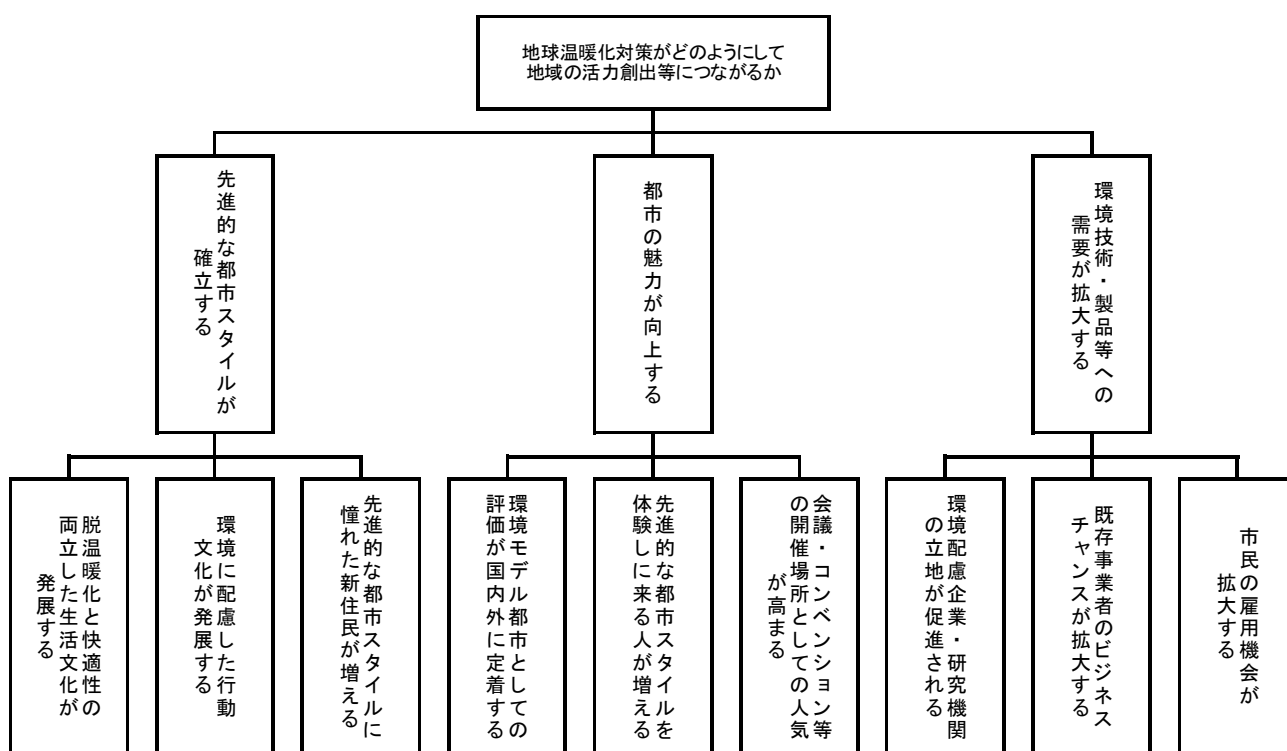
第一に、持続可能な都市が形成されることにより、環境に配慮した先進的な都市スタイルが確立する。これにより、脱温暖化と快適性の両立した新たな生活文化が発展すること、環境に配慮した市民・事業者の行動文化が発展すること、先進的な都市スタイルに憧れた新住民が増加することが、それぞれ

れ考えられる。つまり、新しい文化を創造していくことにつながると考えられる。

第二に、環境に配慮された街となることにより、都市の魅力が向上する。これにより、環境モデル都市としての評価が国内外に定着すること、先進的な都市スタイルを体験しに来る人が増えること、会議・コンベンション等の開催場所としての人気が高まることが、それぞれ考えられる。つまり、都市に新しい価値を加えていくことにつながると考えられる。

第三に、環境に配慮した経済・消費活動が活発となることにより、環境技術・製品等への需要が拡大する。これにより、環境に配慮した企業や環境関係の研究機関の立地が促進されること、市内の既存事業者が環境分野のビジネスチャンスが生まれること、環境関連企業への市民の雇用機会が拡大することが、それぞれ考えられる。つまり、新たな成長産業を育成することにつながると考えられる。

【図表 1-11：地域の活力創出等の効果に関する概念】



1-4 現行の主な取組・制度

○ 普及啓発事業 〈家庭部門〉

脱温暖化の普及啓発事業については、小学生に対する省エネの働きかけである「子ども省エネ大作戦」や打ち水、緑のカーテンの普及をはじめ、様々な取組を「横浜市地球温暖化対策推進協議会」（平成 18（2006）年 10 月発足）との協働で実施している。平成 19（2007）年度は、地域における学習会の開催（29 回）、学校出前講座の実施（12 校）、各種セミナーの開催（8 回）、イベント等における脱温暖化キャンペーン（14 回）、ハマウイングをはじめとする市内の環境関連施設を見学するエコハマツアーの実施（6 回）等の取組を行った。

○ 建築物環境配慮制度 〈家庭部門・事業部門〉

延べ床面積の合計が 5,000 ㎡を超える建築物を建築しようとする者を対象に、横浜市版建築物総合環境性能評価システム（CASBEE 横浜）の評価手法を用いた建築物環境配慮計画の作成及び提出を義務付けている。一定規模以上の建築物を建築する建築主に対して、建築物の省エネルギー対策や緑化対策などの環境配慮取組を促すことで、建築物の総合的な環境性能の向上を図ることを目的としている。平成 17（2005）年 7 月から平成 20（2008）年 3 月までの届出件数は 329 件で、S ランク評価が 7 件、A ランク評価が 84 件、B+ランク評価は 127 件という結果となっている。

○ 地球温暖化対策計画書制度 〈事業部門〉

本制度は、温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所を対象に、地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策実施状況報告書の作成と公表を義務付けるものである。

- ・ 対象要件 燃料等を原油換算で年間 1,500kL 以上使用する、あるいは電気を年間 600 万 kWh 以上使用する事業所を設置又は管理している者
- ・ 計画策定期間 3 年間
- ・ 制度対象者数 194 事業所（平成 20（2008）年 3 月末現在）

第 1 期実績（平成 15（2003）～平成 17（2005）年度）の部門別の削減実績は、産業部門は 4.7%の削減がなされた一方、業務部門では 4.1%の増加、エネルギー転換部門では 8.8%の増加となった。本制度のカバー率（排出量ベース）は、産業部門では 77.5%、業務部門では 25.0%となっている。

○ 環境マネジメントシステム取得支援 〈事業部門〉

市内中小企業の環境配慮経営を促進するため、ISO14001 の認証取得に係る取組を支援するものである。具体的には、ISO14001 審査員又は審査員補の資格か同等の知識・技能を有する「市民コンサルタント」の参加企業への派遣経費と、内部監査員養成研修実施費用を、横浜市が負担している。平成 17（2005）年度の事業開始以来、平成 17（2005）年度 10 社、平成 18（2006）年度 10 社、平成 19（2007）年度 8 社の参加があり、全 28 社が認証取得に至っている。

また、平成 20（2008）年度は、財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）が呼びかける「エコアクション 21 認証・登録制度『平成 20 年度 自治体イニシャティブ・プログラム』」に参加し、エコアクション 21 地域事務局である神奈川県中小企業団体中央会と連携して、市内中小企業のエコアクション 21 の認証・登録を支援するセミナーを開催している。

○ 特定低公害車導入計画制度 〈運輸部門〉

自動車からの環境負荷の低減を図ることを目的として、窒素酸化物等の排出量が一定レベル以下の自動車を「特定低公害車」として指定し、市内の事業所において 200 台以上の自動車を使用している 21 の事業者を対象に、特定低公害車の導入計画及び実績の策定・報告を義務付けている。また、それらの事業者に対して、20%以上の特定低公害車の導入も義務付け、導入計画は達成されている。

○ 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 〈再生可能エネルギー普及対策〉

太陽光発電システムの普及を目的として、自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する個人を対象に補助金を交付している。事業を開始した平成 15（2003）年度から平成 19（2007）年度までの実績は、補助件数 1,566 件、総設置電力容量 4,919kW となっており、平成 20（2008）年度も約 400 件（推定総設置電力容量 1,280kW）の補助を予定している。

○ 風力発電（ハマウイング）事業 〈再生可能エネルギー普及対策〉

環境行動都市のシンボルとして、再生可能エネルギーの拡大に向け、市民一人ひとりが具体的な行動を起こすきっかけとなる事業として風力発電施設（ハマウイング）を設置した。維持管理費は、売電による収入とY-グリーンパートナー（企業）からの協賛金で賄っている。なお、Y-グリーンパートナーにはグリーン電力証書を発行している。普及啓発としては、国内外から多くの視察者を受け入れ、平成 19（2007）年度見学者数は 2,361 人である。

○ 横浜型グリーン電力入札制度 〈再生可能エネルギー普及対策〉

平成 12（2000）年度の電気事業法改正により、特定規模電気事業者（PPS）も電気を供給することが可能になったが、これらの PPS については、発電に伴う CO₂ 排出係数や、新エネルギーによる発電量などに差異がある。したがって、より CO₂ 排出係数が小さく、また、新エネルギーをより使用した発電を行っている電気事業者を選択することが、温暖化対策の観点からは有効である。

「横浜型グリーン電力入札」は、このような観点を踏まえつつ、単に電気事業者のすそ切りとしてではなく、PPS に対して環境配慮の重要性を認識していただき、より良い電力を供給する方向へと誘導していくことをねらいとして制度化されたものである。具体的には、電気事業者の「CO₂ 排出係数」、「新エネルギー等の導入状況」、「未利用エネルギーによる発電量割合」、「環境貢献度」の 4 つを環境条件として設定し、各々について、採点評価し、A、B、C のランク付けをし、公表する。A ランク及び B ランクの電気事業者のみ、本市の行う全ての電力入札に参加する資格を得るものとする。

○ 公共施設などへの太陽光発電の導入 〈再生可能エネルギー普及対策・市役所対策〉

再生可能エネルギーの導入拡大や技術開発を促進し、市民意識の向上などを図るため、公共施設などへ率先導入を行ってきた。太陽光発電については 72 ヶ所設置している（設置容量 1,290kW；平成 19 年度末 1kW 以上）。

○ 都市計画提案制度 〈再生可能エネルギー普及対策・都市と緑対策〉

都市計画法に基づく都市計画提案を行うに際して、横浜で独自の運用指針を定めている。地球温暖化対策としては、CASBEE 横浜で B+ランク以上の評価を取得すること、再生可能エネルギーを 10% 以上導入すること等を求めている。

○ ESCO 事業 〈市役所対策〉

横浜市では、昭和 40 年代、50 年代の人口急増に対応して整備した公共施設が今後大量かつ集中的に老朽化の時期を迎えつつあるなど、竣工後一定期間を経過したストックへの対応が課題となっている。このため、公共建築物の設備改修において、区役所や病院、市民利用施設などについて、民間の資金とノウハウを活用しながら、設備更新に係る初期投資なく省エネルギー化と維持管理費の低減を図ることができる、ESCO 事業³を導入することとしている。ESCO 事業は複数の事業者から提案を求め、最適な事業計画を採用する事業方式であるため、設備改修において民間活力を可能な限り活用した省エネルギー化を実現することが可能となる。現在、市の施設に対して 10 事業、17 施設に導入中である。

○ ISO14001 環境マネジメントシステムの運用 〈市役所対策〉

³ ESCO 事業とは、Energy Service Company の略称であり、既存施設の省エネに関する、計画・工事・管理・資金調達等包括的なサービスを提供し、従前の環境を低下させることなく省エネルギーを行い、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。

「環境行動都市・横浜」の実現に向けて、職員一人ひとりが業務において具体的な環境行動を推進していくため、平成 14（2002）年度から環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の取組を段階的に拡大している。平成 16（2004）年 6 月に市庁舎と 18 区役所等で認証取得したのを皮切りに、平成 18（2006）年 6 月には本市の全組織において認証取得を達成。平成 19（2007）年 6 月には 3 年に一度の更新審査を受審し、認証を更新した。現在、組織数は約 1,360 課・施設（514 の学校、108 の保育園、2 つの病院を含む）、職員数は約 48,000 人で、これは全国自治体で最大規模の取組である。また、内部監査については約 300 名の監査員を任命して相互チェックを徹底し、監査の充実を図っている。

○ ヒートアイランド対策事業 〈都市と緑対策〉

平成 18（2006）年 3 月に策定したヒートアイランド対策取組方針に基づき、ヒートアイランド現象の緩和に有効な施策を推進するため、各区と連携を図り、モデル事業としてヒートアイランド対策に資する行動を住・商・学の市民協働により実践している。

具体的には、平成 17（2005）年度～平成 18（2006）年度に保土ヶ谷区和田町で開始した事業を平成 19（2005）年度は 7 地区に広げ、平成 20（2008）年度には 16 地区に拡大した。地区内への省エネ行動の啓発・推進や道路への散・配水、緑のカーテンの実施など、住民のヒートアイランド対策の取組みを区とともに支援している。

また、みなとみらい 21 地区は、平成 19（2007）年 11 月、環境省の施行する「クールシティ中枢街区パイロット事業」の対象モデル街区に県内で初めて認定された。これにより、モデル街区内のオフィスビルなどの建物や施設において、都市の省 CO₂ 化に資するヒートアイランド対策（屋上緑化や壁面緑化、高反射性塗装など）を導入する民間事業者に対して、環境省の審査により認められた場合には、その対象となる費用の 1/2 が補助されることとなる（本市の負担はない）。

さらに、平成 20（2008）年度には、ヒートアイランド対策集中導入モデル事業として金沢区総合庁舎を中心に、ヒートアイランド現象を緩和する主な対策（壁面緑化、屋上緑化、遮熱性塗装、排熱抑制対策など）を集中的に導入することで、その効果を検証するとともに市民や事業者に対して「見える、実感できる形」で発信することとした。

○ 地域冷暖房推進指針 〈都市と緑対策〉

エネルギーの合理的かつ効率的な利用を推進し環境負荷の低減等を図るために、地域冷暖房推進指針を定めている。推進地域内において、延べ面積が 20,000 m²以上の建築物を建築しようとする者、又は推進地域に指定されている区域を 1ha 以上含む開発行為を行おうとする者に対し、建築計画等の概要の提出を指導している。現在は、みなとみらい 21 地区、横浜駅西口地区、港北ニュータウン地区、横浜ビジネスパーク地区において実施されている。

2 取組内容

2-1 家庭部門

2-1-① 取組方針

家庭部門のCO₂排出量は、約57%を電力消費が占めており、約27%が都市ガス、残り16%が石油系燃料からとなっている。また、それらの内訳（16ページのグラフデータのうち「家庭部門」に該当するもの）を見ると、「照明・家電製品など」「給湯」「暖房」「キッチン」「冷房」の順となっている。

よって、断熱性能等に優れた省エネルギー型の住宅・建物を増やすこと、住宅で用いられる家電や住宅機器（給湯器等）のエネルギー消費を削減すること、できる限り冷暖房や照明に頼らないなどエネルギー消費の少ない生活様式を普及することが、それぞれ必要となる。

第一に、省エネルギー型の住宅・建物を増やすために、具体的には、省エネルギー型の新築住宅・建物を普及すること（→新築住宅・建物対策）、既存住宅を省エネルギー型に改装すること（→既存住宅対策）、再生可能エネルギー設備を住宅に設置すること（→再生可能エネルギー普及対策）を進める。

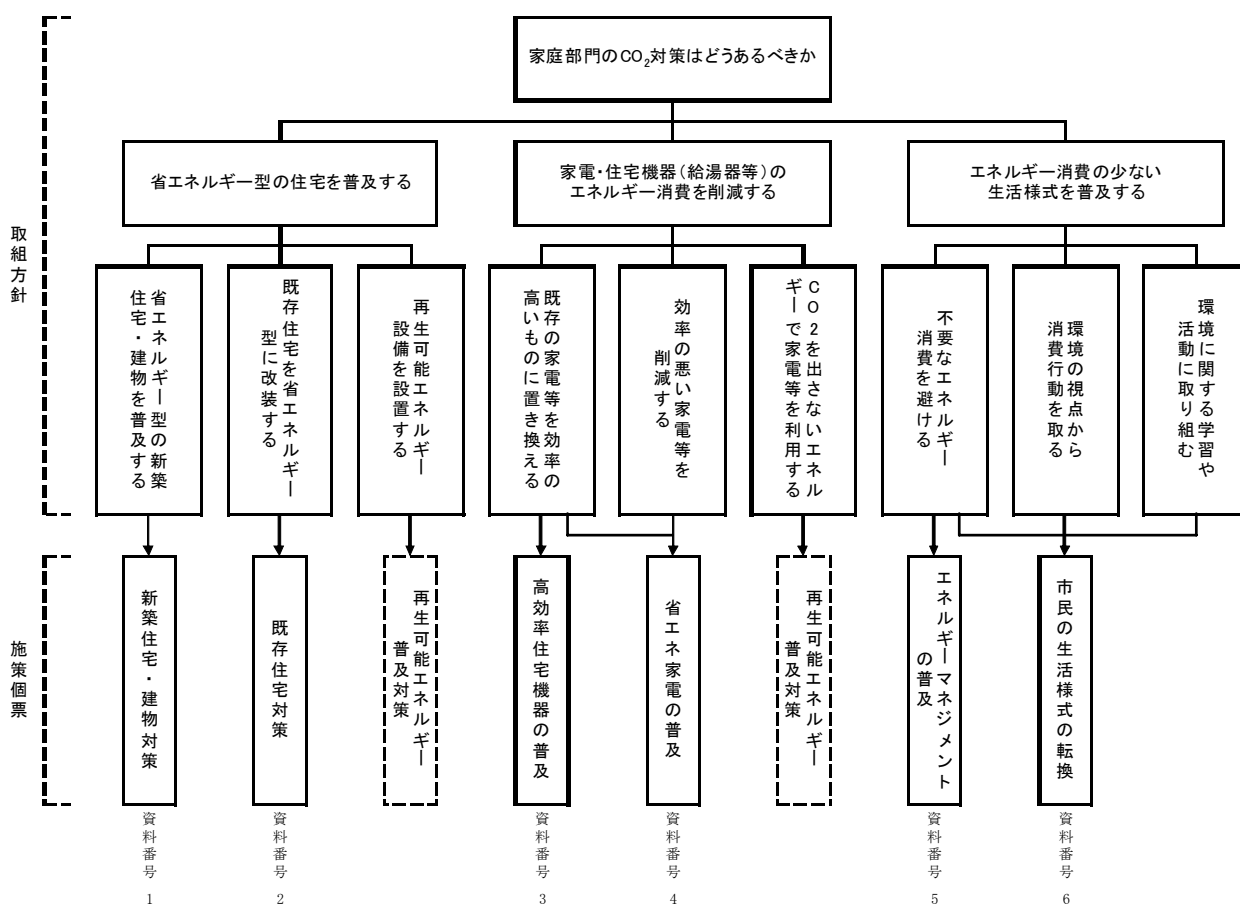
第二に、家電等の化石燃料由来のエネルギー消費を削減するためには、住宅で用いられる家電や照明、給湯機器などを効率の高いものにすること、それらのエネルギー源を化石燃料由来のものから再生可能エネルギー由来のものへと転換することの必要がある。具体的には、既存の家電等を効率の高いものに置き換えること（→高効率住宅機器の普及、省エネ家電の普及）、効率の悪い家電等を削減すること（→省エネ家電の普及）、CO₂を出さないエネルギーで家電等を利用すること（→再生可能エネルギー普及対策）を進める必要がある。

第三に、エネルギー消費の少ない生活様式を普及するためには、意識向上や自動制御の設備などによって家電等を効率的に利用すること、環境に関する意識や活動を普及することの必要がある。具体的には、無駄な照明や待機電力など不要なエネルギー消費を避けること（→エネルギーマネジメントの普及、市民の生活様式の転換）、環境の視点から消費行動を取ること、環境に関する学習や活動に取り組むこと（→市民の生活様式の転換）を進める必要がある。

2-1-② 5年以内に具体化する取組に関する事項

後掲「取組スケジュール予定表」を参照のこと。

【図表 2 - 1 : 家庭部門の取組方針の概念及び対応する施策個票】



※ 施策個票について (図表 2 - 1 ~ 図表 2 - 7)

実線による囲み は、対応する施策個票を示す。

破線による囲み は、① 他の部門・対策を参照すること
 ② 現行の主な取組・制度 (15-17 頁) を参照すること
 ③ 国の役割に属すること
 のいずれかを示す。

2-2 業務・産業・エネルギー転換（事業）部門

2-2-① 取組方針

業務部門のCO₂排出量は、約70%を電力消費が占めており、約20%が都市ガス、残り約10%が石油系燃料からとなっている。なお、「業務とは、産業・運輸部門に属さない企業・法人のエネルギー消費であって、運輸部門に関するものを除く量を計上する部門」であり、「産業・運輸部門に属さない企業・法人のエネルギー消費とは、運輸業、電力・都市ガス・熱供給業以外の第三次産業、商業（小売業、卸売業）、サービス業他（個人向サービス業、飲食業、金融・保険・不動産業、政府・地方公共団体）、製造業、運輸業、電力・都市ガス・熱供給業の本社・研究所等間接部門に属する法人ないし個人の活動により消費されたエネルギー量であって、運輸部門に関するものを除く量を計上する部門」のことである⁴。

産業部門の排出量は、約50%が電力消費によるもので、他が都市ガス、石油系燃料となっている。排出量別に見ると、約90%を製造業等が占めており、農林水産業、鉱業、建設業が合計して約10%である。なお、「産業とは、第一次産業及び第二次産業、すなわち我が国標準産業分類にいう農林水産業、鉱業、建設業（以下この3つの部門を総称し「非製造業」という。）及び製造業に属する法人ないし個人の産業活動により消費されたエネルギー量であって、運輸部門に関するものを除く量を表現する部門」のことである。

エネルギー転換部門の排出量は、約67%が石油精製等によるもので、約33%が電気事業者となっている。なお、「エネルギー転換部門とは、我が国に国内供給されたエネルギー源について、国内供給された際のエネルギー源と異なるエネルギー源を製造・生成するために、発電、蒸気発生、化学変化、分離・混合、位置エネルギー変化等の操作に使用されたエネルギー源の量、製造・生成されたエネルギー源の量及びこれに付随する量を表現する部門」のことである。

よって、事業活動によるエネルギー消費の削減を事業者に促すこと、環境負荷の少ないエネルギーの供給を増加させるようエネルギー供給事業者等に促すこと、削減取組と経済活力の発展が両立するよう環境に配慮した事業形態を拡大することが、それぞれ必要となる。

第一に、事業活動の化石燃料由来のエネルギー消費を削減するためには、事業者が建物を含めて省エネルギー対策に積極的に取り組むこと、事業者が環境負荷の少ないエネルギーを利用することの必要がある。具体的には、事業者の省エネルギー対策を促進すること（→事業者の省エネ対策）、新築建物を省エネルギー型にすること（→建築物環境配慮制度）、再生可能・未利用エネルギーを活用すること（→再生可能エネルギー普及対策）を進める。

第二に、環境負荷の少ないエネルギーの供給を増加させるためには、正確な情報を把握した上で、供給事業者や事業者、個人など様々な主体が再生可能エネルギー設備を設置することの必要がある。具体的には、エネルギー供給に関する情報を把握すること（→エネルギー供給情報の把握）、再生可能エネルギー供給者を増やすこと（→再生可能エネルギー普及対策）を進める。

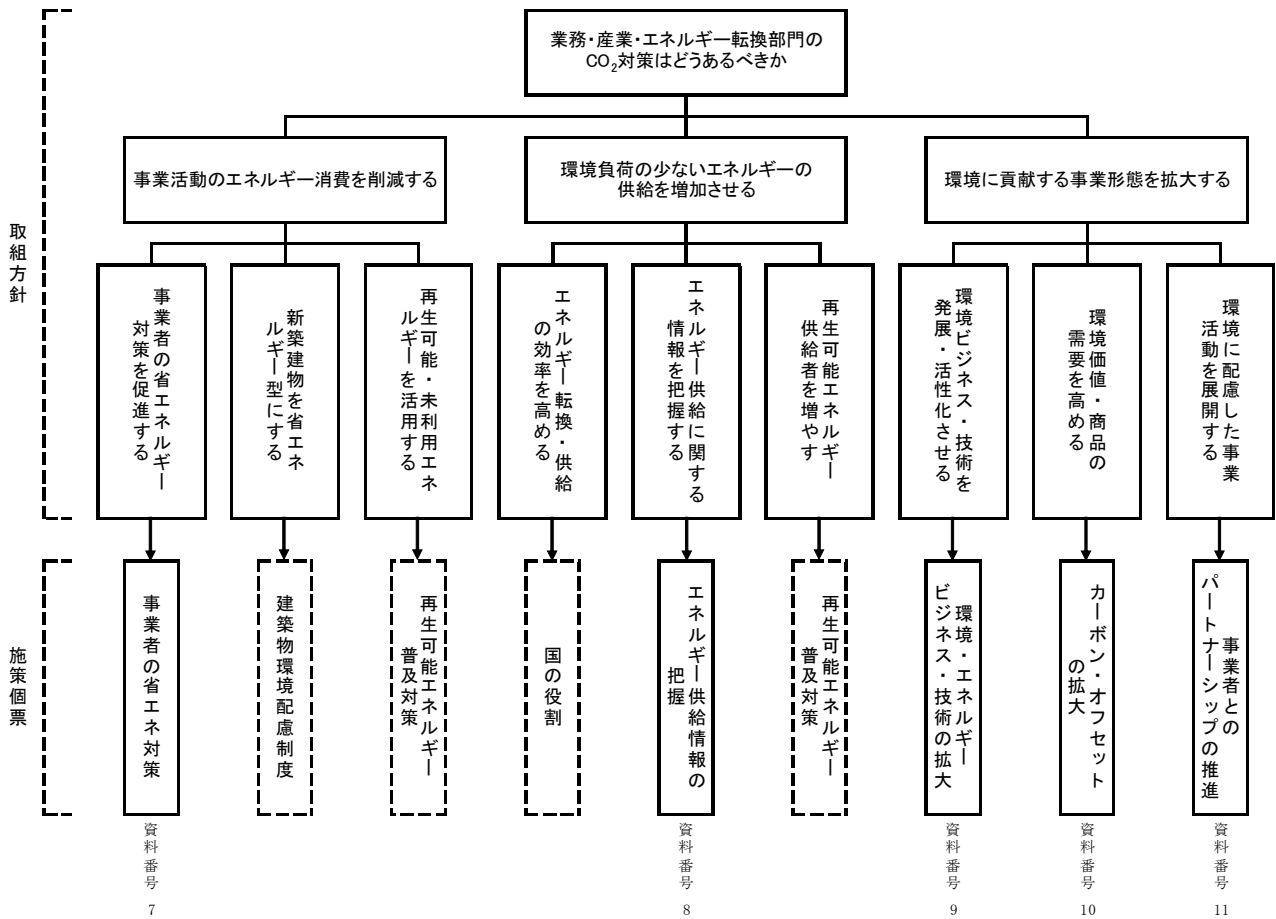
第三に、環境に貢献する事業形態を拡大するためには、環境ビジネス・技術を育成するとともに、需要を拡大することの必要がある。具体的には、環境ビジネス・技術を発展・活性化させること（→環境・エネルギービジネス・技術の拡大）、環境にやさしい事業形態を分かりやすく示すこと（→事業者とのパートナーシップの推進）、環境価値・商品の需要を拡大すること（→カーボン・オフセットの拡大）を進める。

⁴ 各部門に関する説明は、資源エネルギー庁長官官房総合政策課編『平成16年度版総合エネルギー統計』を引用（一部段落変更）した。

2-2-② 5年以内に具体化する取組に関する事項

後掲「取組スケジュール予定表」を参照のこと。

【図表2-2：事業部門の取組方針の概念及び対応する施策個票】



2-3 運輸（交通）部門

2-3-① 取組方針

平成17（2005）年度における運輸（交通）部門のCO₂排出量は、約90%を自動車からの排出が占めており、残りが鉄道、船舶となっている。また、自動車からの排出は約60%が乗用車などを中心とする旅客（自家用）、約34%を貨物自動車、残りの約6%が路線バス、タクシーなどによる旅客（営業用）車両から排出されている。

運輸部門におけるCO₂排出削減を図る上では、車からの排出削減はもとより、利用者の視点に立ち、徒歩・自転車・公共交通利用への誘導に向けて交通システムを改善することが必要である。同時に、個々の市民自身が環境負荷の少ない交通行動を十分に認識し、CO₂排出削減に向けて実践できるよう促していく取組も重要である。これらの取組により、マイカー交通から公共交通への利用転換が図られることにより、交通事業者の経営の安定化・公共交通サービスの向上につながり、さらなる交通の脱温暖化が図られるといった好循環を描くことも期待できる。

以上から、過度にマイカーに依存するライフスタイルを見直し、徒歩・自転車・公共交通などを組み合わせた移動のメリットを十分説明することにより、交通行動の転換を促す心理的なアプローチを行うことが運輸部門におけるCO₂削減に重要なポイントであり、そのことが持続可能で低炭素型の交通システムの確立につながるものと考えられる。

また、交通システムの改善にあたっては、人の移動目的や都市機能との調和を目指した、土地利用規制・開発などをはじめとするまちづくり施策との連携も重要である。まちづくりを進めていくための合意形成や利害調整には多くのプロセスと時間を要するが、利害関係者とのきめ細かなコミュニケーションを通じて、交通とまちづくりが融和した将来像を構築・共有し、実現に向けた合意形成へと導くことが必要である。

よって、運輸部門では、第一に、マイカーが排出するCO₂を着実に削減するため、市民とのコミュニケーションを通じて、自発的に環境にやさしい交通行動へと誘導していくこと（→自発的な交通行動変容・市民との協働）、低燃費・低排出ガス車の導入を拡大すること（→低燃費・低排出ガス車両の普及）、公共交通の環境負荷を削減すること（→公共交通の環境負荷削減）、道路・交通ネットワークの整備を進めること（→道路・交通ネットワークの整備）の必要がある。

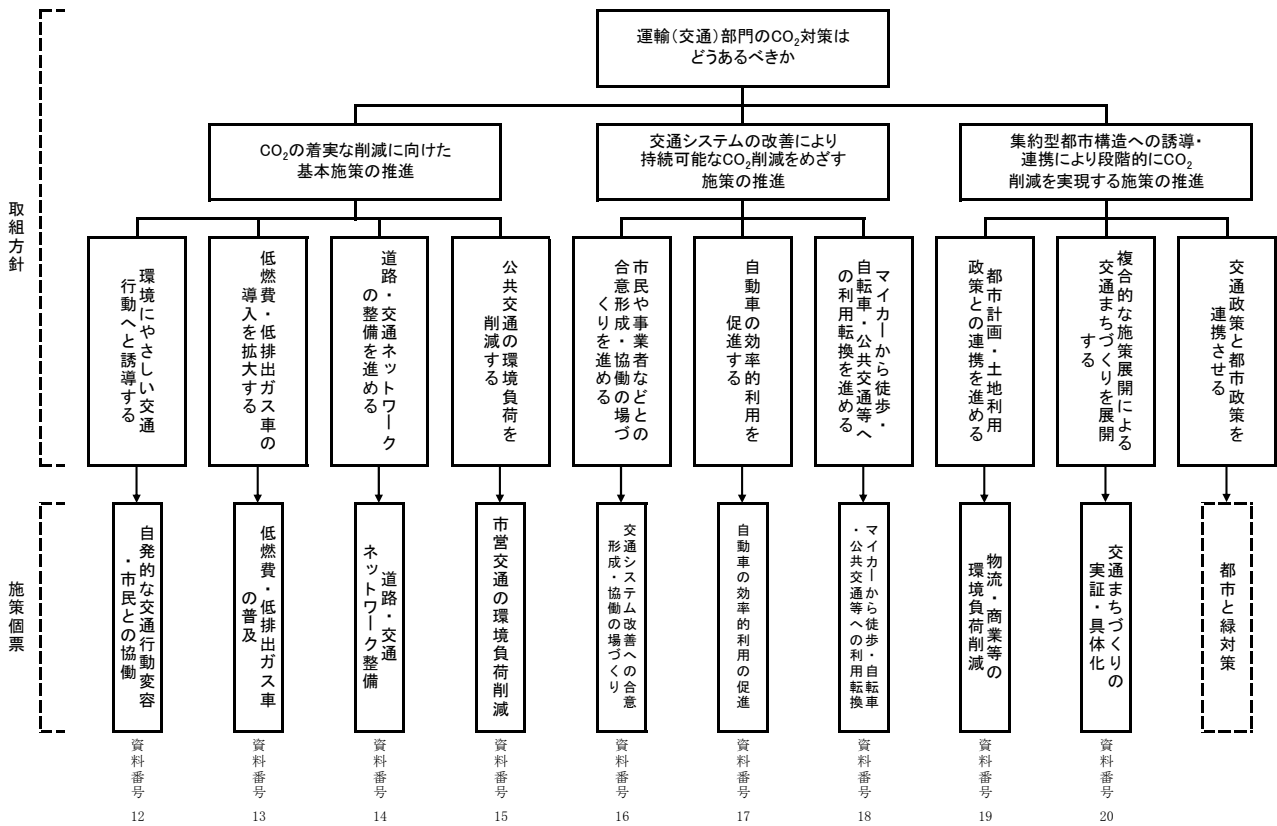
第二に、交通システムの改善によりCO₂を持続的に削減するためには、鉄道やバスなど公共交通サービスを利用する市民や、サービスを提供する事業者などとの合意形成・協働の場づくりを進めること（→交通システム改善への合意形成・協働の場づくり）、自動車の効率的利用を促進すること（→自動車の効率的利用の促進）、マイカーから徒歩・自転車・公共交通等への利用転換を進めること（→マイカーから徒歩・自転車・公共交通等への利用転換）の必要がある。

第三に、交通施策とまちづくりの連携からCO₂を段階的に削減するためには、地域における複合的な施策展開による交通まちづくりを展開すること（→交通まちづくりの実証・具体化）をはじめとし、交通政策と都市政策を連携させること（→都市と緑対策）、大規模物流施設の適正配置など都市計画・土地利用政策との連携を進めること（→物流などの環境負荷削減）の必要がある。

2-3-② 5年以内に具体化する取組に関する事項

後掲「取組スケジュール予定表」を参照のこと。

【図表2-3：運輸（交通）部門の取組方針の概念及び対応する施策個票】



2-4 廃棄物部門

2-4-① 取組方針

廃棄物部門の CO₂ 排出量は、全てを廃棄物の焼却等からによる非エネルギー起因からの排出が占めている。

平成 17 (2005) 年度の廃棄物部門の二酸化炭素排出量は 67 [万トン- CO₂] であり、平成 2 (1990) 年度に比べて約 9%の増加しているものの、近年の排出で最も多かった平成 12 (2000) 年度の 102 [万トン- CO₂] から比べて、5 ヶ年で 35 [万トン- CO₂] の減少となっている。これは、「ヨコハマは G30 (ごみ減量・リサイクルの取組)」推進による焼却廃棄物の削減に起因しているといえる。

よって、市民が排出する廃棄物を削減すること、事業者が生産から廃棄に至るまで環境に配慮すること、行政が模範となって市民と事業者を支援することを柱とする G30 の取組を、着実に推進していくことが必要となる。なお、G30 の取組については家庭部門及び事業部門、市役所対策の取組として行っていく。

2-4-② 5年以内に具体化する取組に関する事項

家庭部門及び事業部門、市役所対策の取組を参照のこと。

2-5 再生可能エネルギー普及対策

2-5-① 取組方針

再生可能エネルギーの利用を現在の10倍にする飛躍的な普及拡大を図るためには、これまでの施策の延長では不可能である。この目標達成には、大都市横浜市の特性を踏まえ、太陽エネルギーを中心として、バイオマス等様々な再生可能エネルギーの利用拡大のための、従来の枠組みを超えた新たな取組を導入していくことが必要である。そのためには、「めざすべき将来像について共通理解をつくること」、「普及の仕組みをつくること」、「普及主体をつくること」が、それぞれ必要となる。

第1に、従来の枠組みを超えた施策（公共率先推進主体、強力な支援策、効果的な規制等）を導入していくには、その方向性や必要性について総論的な理解を得ていく必要がある。そのためには、再生可能エネルギーの10倍化の将来像とその道すじについてシミュレーションを行い、これを公表し、周知・PR・議論を経て、市民・事業者と幅広い共通理解を作り出していく必要がある。また、地域密着の普及ルートとして自治会町内会の会館に着目し、太陽光発電を設置し、普及・PRの拠点モデルとするとともに、固定価格買取の社会実験に取り組む（→社会的手法）。

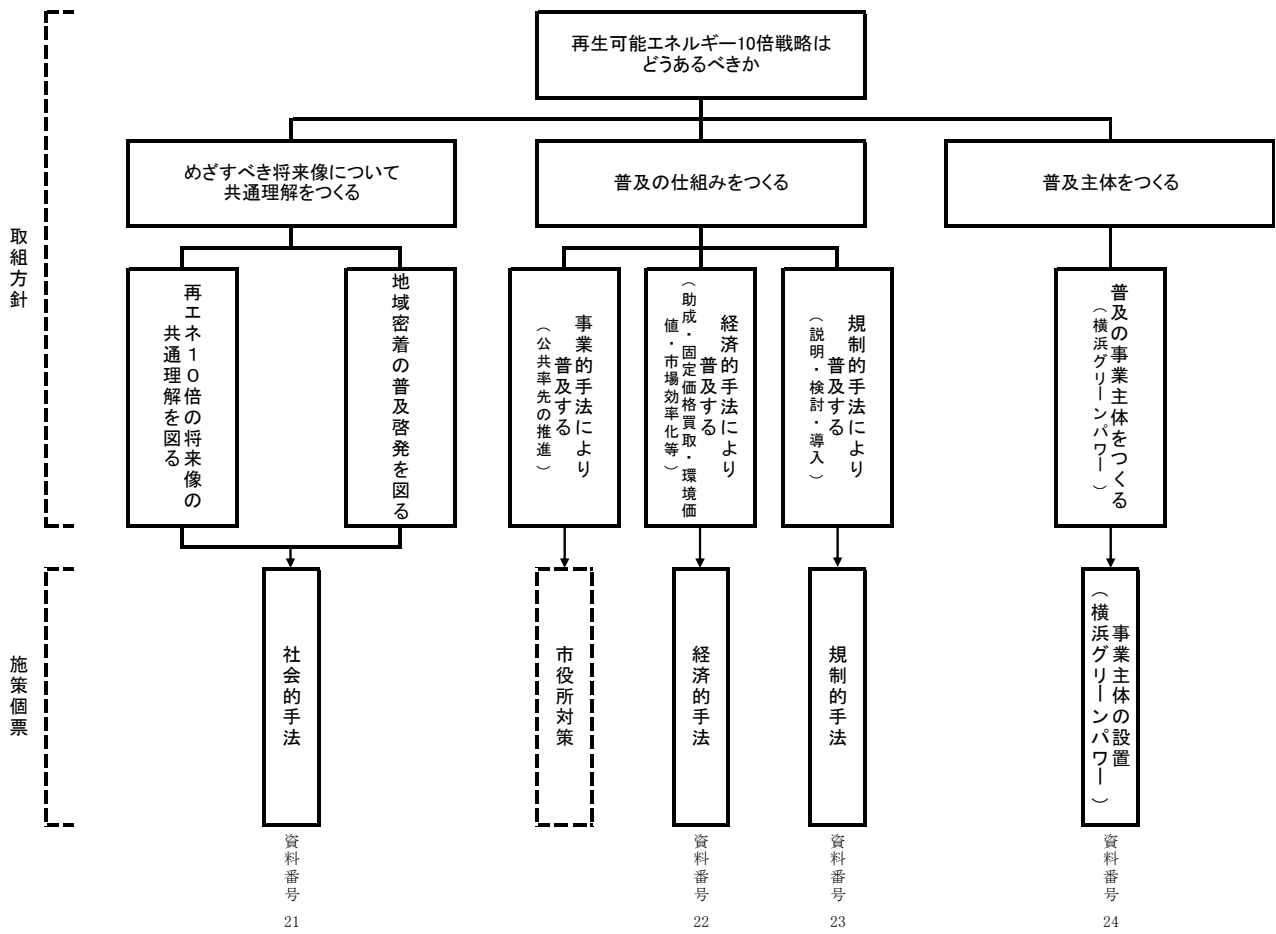
第2に、再生可能エネルギーの普及の仕組みとしては、公共が率先して再生可能エネルギー導入事業に取り組む、普及啓発と共に、市場創造していくことが必要だが、必ずしもこれまで大きくは進んでこなかった。そこで、これを大きく推進するための仕組み・組織が必要である（→市役所対策、事業主体の設置（横浜グリーンパワー））。次に、経済的なメリットの付与による民間投資の誘導、特に10倍化のためには、固定価格制度等の相当の支援策を導入することが必要であり、環境モデル都市としてこれに向けた先進的な取組を行っていく（→経済的手法）。さらに、経済的な誘導策と共に、再生可能エネルギーの導入に関する義務付け等の規制的措置が必要であり、これに向けて、「情報提供の義務付け」及び「検討の義務付け」から段階的に取組を重ね、最終的には、「導入の義務付け」に向けて検討を進めることが必要である。この際、設置コストや支援策の拡充等の状況を十分に踏まえたうえで、判断することとなる（→規制的手法）。

第3に、公共率先の推進を中心として経済的手法や規制的手法を含め普及の仕組みを支えるために必要な役割を効果的に実行できる組織・体制が必要である。その事業主体としての「横浜グリーンパワー」について概要検討、モデル事業の試行を踏まえた精査を経て設置を目指す（→事業主体の設置（横浜グリーンパワー））。

2-5-② 5年以内に具体化する取組に関する事項

後掲「取組スケジュール予定表」を参照のこと。

【図表 2 - 4 : 再生可能エネルギー普及対策の取組方針の概念及び対応する施策個票】



2-6 市役所対策

2-6-① 取組方針

平成 17（2005）年度の横浜市役所の二酸化炭素排出量は 74 [万トン- CO₂] であり、市域から排出される温室効果ガスの約 4%を占めている。そのうち、42%が一般廃棄物の焼却、32%が電気の使用、8.7%が下水汚泥の焼却、8.4%が自動車の走行、4.7%が都市ガスの使用、5.1%がその他となっている。

そこで、G30 における取組を進めるとともに、事業所の模範となるよう、脱温暖化型の市役所の構築を進めていく。また、脱温暖化型の市役所の構築のためには、市役所のエネルギー消費を削減すること、再生可能エネルギーを率先利用すること、エネルギー消費の少ない業務様式を普及することが、それぞれ必要となる。

第一に、市役所の化石燃料由来のエネルギー消費を削減するためには、市業務のエネルギーを適切に管理すること（→市業務のエネルギーマネジメント）、CO₂削減のシステムを確立すること（→市役所 CO₂ゼロ化に向けた仕組み）、市業務の省エネを徹底すること（→ITの活用による省エネ、市施設の省エネ推進）の必要がある。

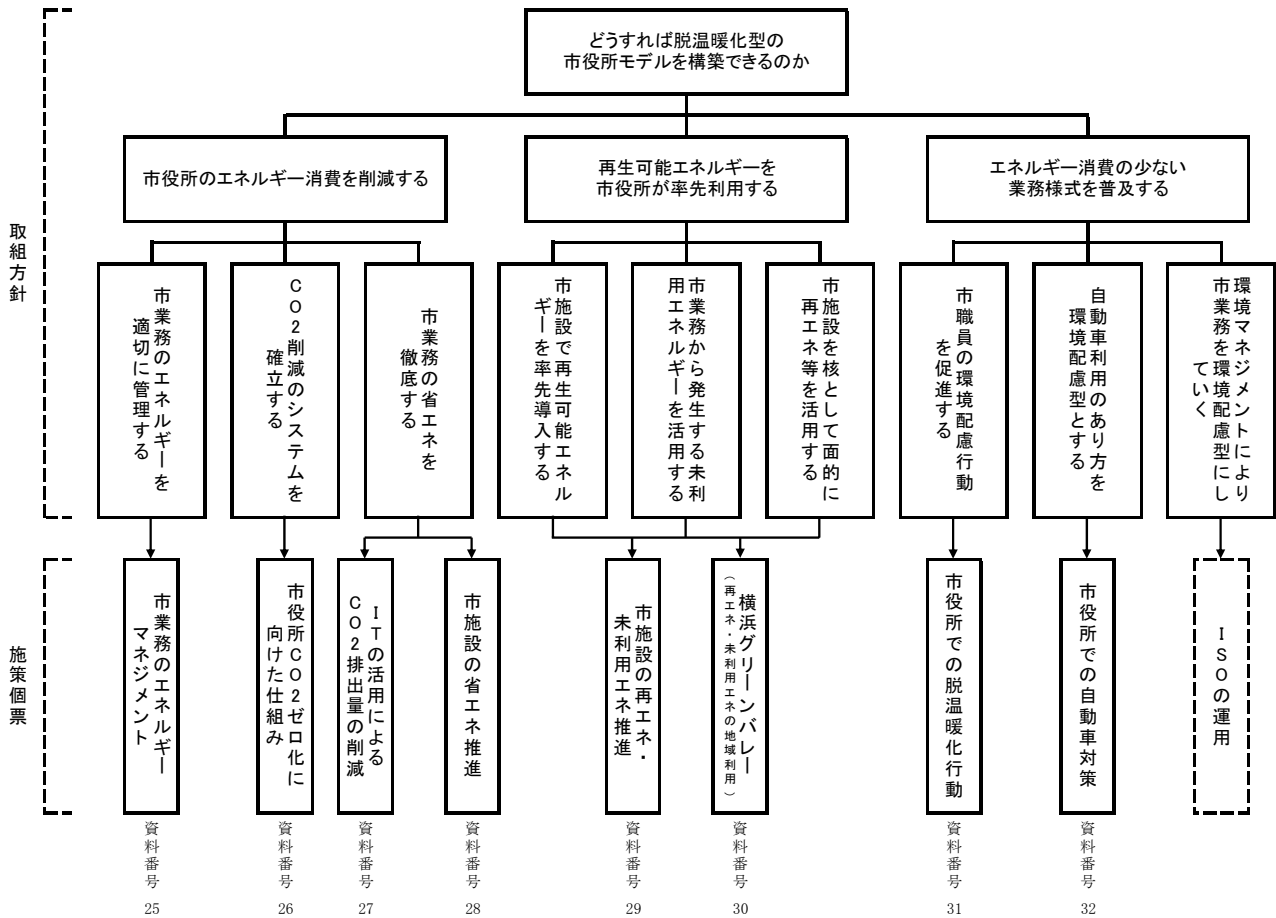
第二に、再生可能エネルギーを率先利用するためには、市施設で再生可能エネルギーを率先導入すること、市業務から発生する未利用エネルギーを活用すること、市施設を核として面的に再エネ等を活用すること（→市施設の再エネ・未利用エネ推進、横浜グリーンバレー）の必要がある。

第三に、エネルギー消費の少ない業務様式を普及するためには、市職員の環境配慮行動を促進すること（→市役所での脱温暖化行動）、自動車利用のあり方を環境配慮型とすること（→市役所での自動車対策）、環境マネジメントにより市業務を環境配慮型にしていくこと（→ISOの運用）の必要がある。

2-6-② 5年以内に具体化する取組に関する事項

後掲「取組スケジュール予定表」を参照のこと。

【図表 2-5 : 市役所対策の取組方針の概念及び対応する施策個票】



<コラム>

低炭素社会実現に向けて、市役所も全力で取り組みます！

■低炭素型の政策を推進

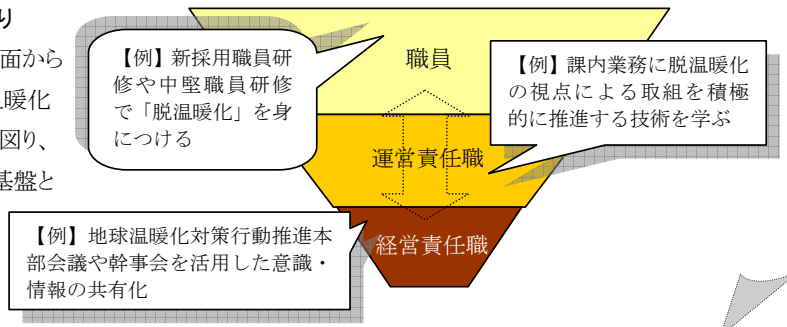
- ◇市の政策に脱温暖化の視点を盛り込みます
 - ・契約、事業執行、施設管理、まちづくりなどの要綱、指針などに環境配慮項目を付加
 - ・区局事業本部運営方針に脱温暖化の取組を掲載 等

■新「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」を策定！

- ◇公共施設のエネルギー使用量を一括把握・分析し、管理状況や省エネメニューを提供・改善へ (エネルギーカルテの活用)
- ◇太陽光・熱、未利用エネルギーの徹底活用、省エネ型街路灯などの設置、低燃費型の公用車導入、グリーンITの活用などによる全庁的なCO₂削減策を立案。
- ◇省エネ法に対応したエネルギー管理統括者の新設 等。

■職場の基盤・人づくり

- ◇経営層、職員、両面から研修等を通じて脱温暖化意識・知識の向上を図り、低炭素型市役所の基盤となる人づくりを推進。



2-7 都市と緑対策

2-7-① 取組方針

都市を構成するインフラは、基本的に長期にわたって利活用することを前提に整備するものであり、その整備にあたっては、長期的視点をもつことが重要である。また、土地利用においても、建築物や設備等の上物を整備する場合、短期での変更が経済的に困難であることが多いため、長期的視点をもって、誘導等を行っていくことが重要である。

地球温暖化対策を効率的・継続的に進めていくためには、こうした都市インフラや土地利用を適切に、「脱温暖化型」のものに整備・誘導していくことが必要であり、今後の都市づくりの方向性を定め、それに基づき、各々のインフラ整備の更新時期等の機会を捉えた対応が必要である。脱温暖化型の都市づくりの方向性としては、エネルギー効率のよいコンパクトな都市構造が基本と考えられ、この方向性に基づき、都市インフラの整備や土地利用の誘導等を行っていく。具体的には、都心部等の高度利用や鉄道駅を中心としたまちづくりを進めること、及び都市の物質循環・エネルギー循環を担う下水道や廃棄物処理等の施設等について、技術革新を活かしつつ、脱温暖化に資する仕組みへの転換等を目指していく。

また、横浜市では、都心臨海部や市の北東部を中心にヒートアイランド現象が顕著であり、市民生活や事業活動において、支障をきたすおそれがあるとともに、建築物の冷房等ためのエネルギー増大が危惧されている。このため、その緩和を図ることも地球温暖化対策として重要である。ヒートアイランド現象を緩和するため、特に都市排熱の抑制や緑化等地球表面の改良を図るとともに、既存の大規模な樹林地などの緑地はクールスポットとして維持・保全するなど、地域特性に応じた施策を市民や事業者とともに協働して展開し、より快適な生活空間や、良好な生息空間を確保していく。

さらに、良好な水環境や緑の存在は、CO₂の吸収源やバイオマスエネルギーの活用等の効果も期待されている。

そこで、緑豊かな都市の形成、エネルギー効率のよい都市の構築、市民力と創造力の発揮される環境行動都市づくりをそれぞれ進めていく。

第一に、緑豊かな都市を形成するためには、樹林地を保全すること、農地を保全すること、緑化を推進すること（→緑地の保全と拡大）の必要がある。

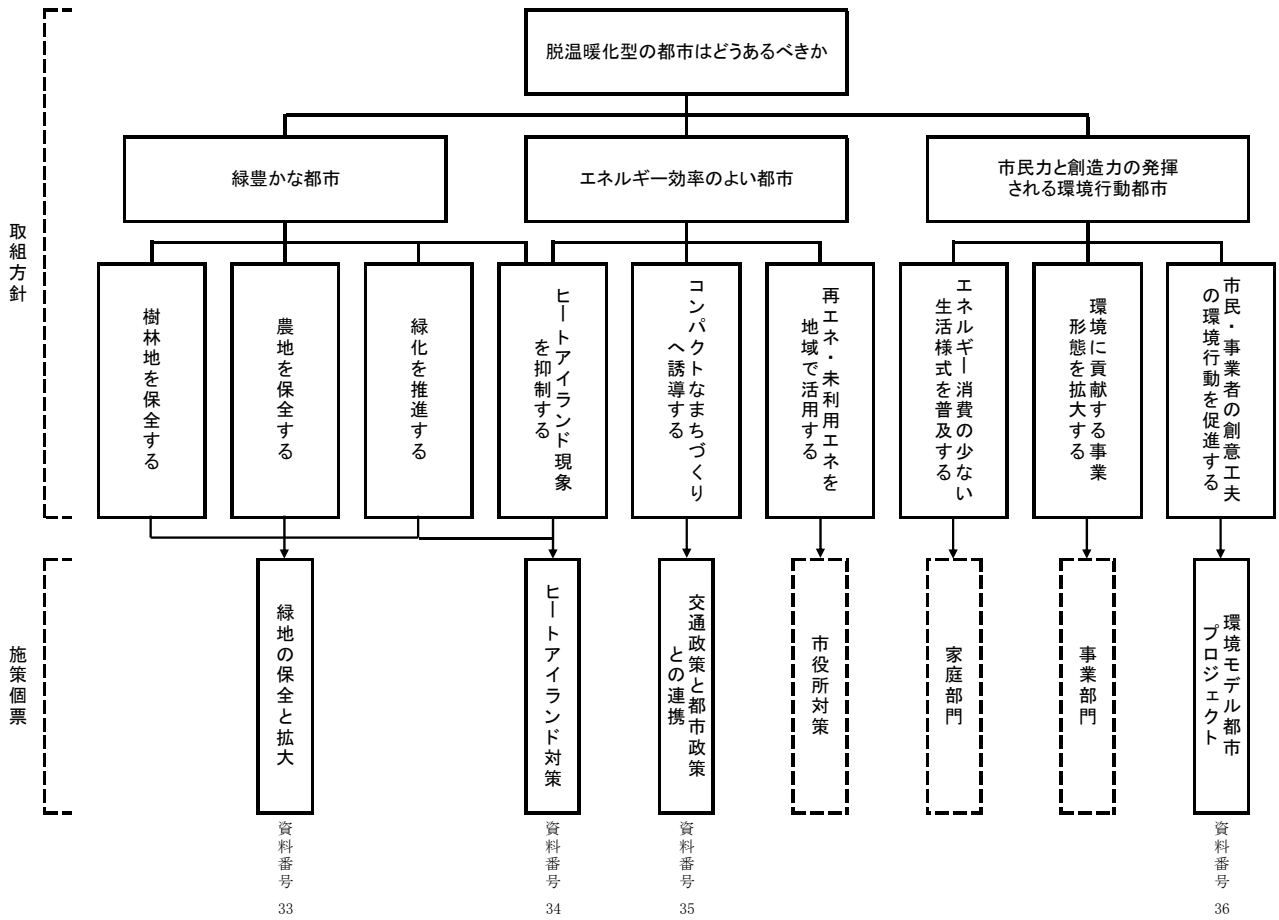
第二に、エネルギー効率のよい都市を構築するためには、ヒートアイランド現象を抑制すること（→ヒートアイランド対策）、コンパクトなまちづくりへ誘導すること（→交通政策と都市政策との連携）、再生可能エネルギー・未利用エネルギーを地域で活用すること（→市役所対策）の必要がある。

第三に、市民力と創造力の発揮される環境行動都市をつくるためには、エネルギー消費の少ない生活様式を普及する（→家庭部門）、環境に貢献する事業形態を拡大すること（→事業部門）、市民・事業者の創意工夫の環境行動を促進すること（→環境モデル都市プロジェクト）の必要がある。

2-7-② 5年以内に具体化する取組に関する事項

後掲「取組スケジュール予定表」を参照のこと。

【図表 2 - 6 : 都市と緑対策の取組方針の概念及び対応する施策個票】



2-8 脱温暖化連携

2-8-① 取組方針

環境モデル都市として先進的な脱温暖化政策を進めるためには、国内外の先進都市と積極的に交流・連携し、政策を競うことが必要である。また、先進的な政策を展開した経験や情報を、国内外の諸都市と分かち合うことも、環境モデル都市としての責務である。特に、農山村との連携によって大都市と農山村の特性を相互に活かしていくことは、365万人の居住する世界有数の大都市として重要なことである。また、海外諸都市との連携においては、平成19(2007)年3月に改訂した「横浜市海外諸都市との都市間交流指針」において、「世界の平和と発展に貢献する都市」をビジョンとしている。

そこで、横浜市は国内外の諸都市と脱温暖化連携を組み、横浜市での成果を国内外に広く波及させることにより、横浜市の脱温暖化の成果を膨らませていく。

第一に、これまで横浜市が培ってきたネットワークを通じて、国内外の先進都市と政策を高めあう。そのために、海外先進都市との連合を形成すること、国内先進都市との連合を形成すること、国内外の先進都市と政策面で交流すること(→先進都市との政策連携)の必要がある。

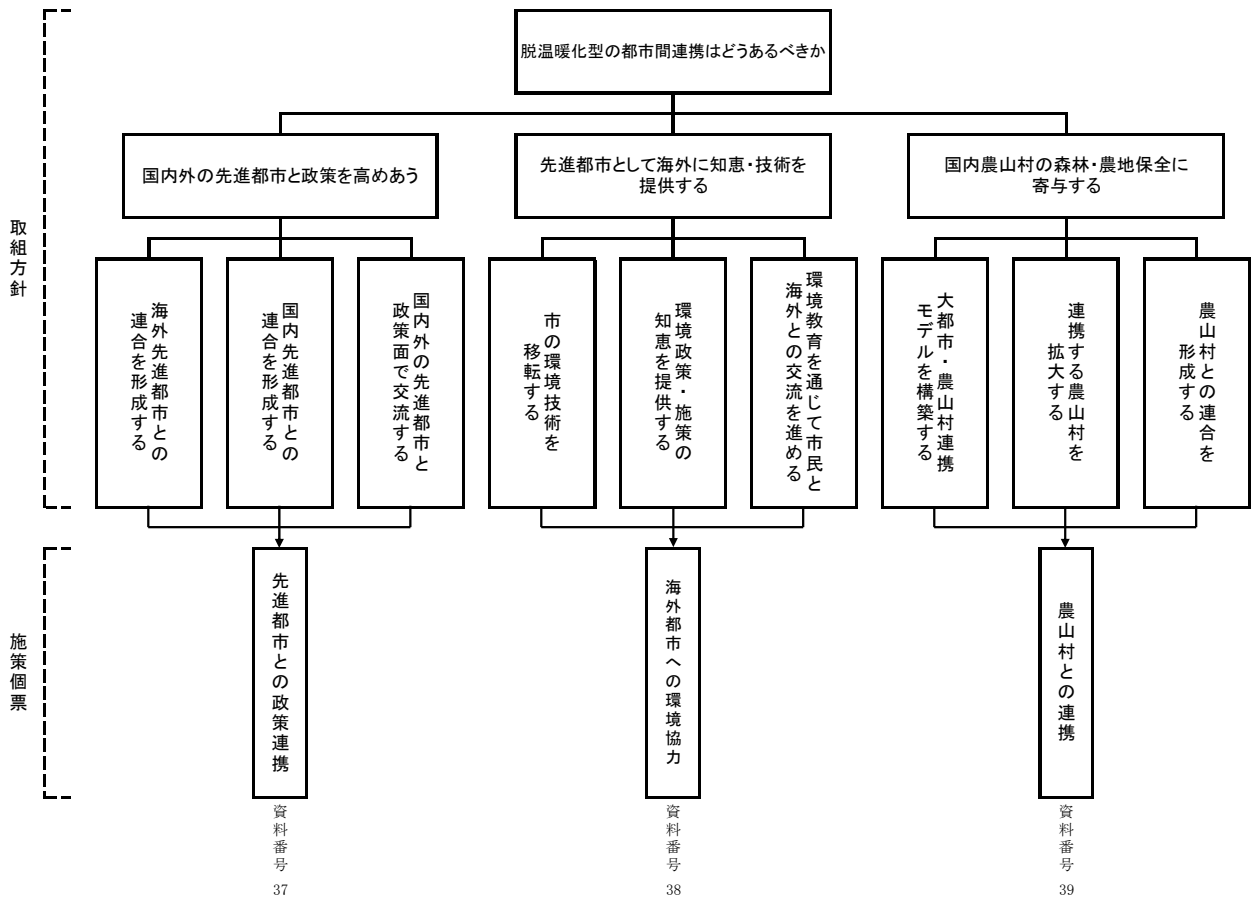
第二に、「世界の平和と発展に貢献する都市」に向けて、横浜市の海外に知恵・技術を提供する。そのために、市の環境技術を移転すること、環境政策・施策の知恵を提供すること、環境教育を通じて市民と海外との交流を進めること(→海外都市への環境協力)の必要がある。

第三に、大都市と農山村の特性を相互に活かしつつ、連携して森林を整備することにより、国内農山村の森林・農地保全に寄与する。そのために、大都市・農山村連携モデルを構築すること、連携する農山村を拡大すること、農山村との連合を形成すること(→農山村との連携)の必要がある。

2-8-② 5年以内に具体化する取組に関する事項

後掲「取組スケジュール予定表」を参照のこと。

【図表 2 - 7 : 脱温暖化連携の取組方針の概念及び対応する施策個票】



3-1 行政機関内の体制

《地球温暖化対策行動推進本部》

全庁的に地球温暖化対策を推進するために、地球温暖化対策行動推進本部を設置している。推進本部は、市の地球温暖化対策に関する計画、方針、施策、事業等について審議する。市長、副市長及び全区局事業本部長で構成し、市長を本部長、地球温暖化対策事業本部担当副市長を副本部長とする。

《地球温暖化対策行動推進本部 幹事会》

推進本部の審議に付すべき事項について調整を行うために、推進本部に幹事会を設置している。幹事会は、地球温暖化対策事業本部担当副市長を幹事長、地球温暖化対策事業本部長及び関係区局の部長級職員を幹事とする。

《地球温暖化対策行動推進本部 区連絡会》

区における地球温暖化対策の推進に必要な連絡・調整等を行うために、推進本部に区連絡会を設置している。区連絡会は、地球温暖化対策事業本部長及び各区の課長級職員からなる。

《地球温暖化対策事業本部》

各区局にわたる地球温暖化対策を総合的に企画調整し、かつ必要な事業を実施するために、局相当組織として地球温暖化対策事業本部を設置している。事業本部長以下、35名の職員で構成している。また、上記3体制の事務局も担っている。

3-2 地域住民等との連携体制

《横浜市地球温暖化対策推進協議会》

市民・事業者・行政のパートナーシップによって広範な普及啓発活動を実施するために、横浜市地球温暖化対策推進協議会（会長：中原秀樹・武蔵工業大学環境情報学部教授）が設けられている。学校や地域において環境出前講座を開いたり、地域のイベントやスーパーマーケットなどにおいて省エネルギーや再生可能エネルギーの普及キャンペーンを実施したり、市民や事業者向けの省エネルギーセミナーを開催したりしている。

《区地球温暖化対策推進組織等》

地域住民との協働によって普及啓発活動や環境活動を実施するために、各区において地球温暖化対策や環境活動を進めるための組織が設けられている。各区の創意工夫に基づき、区連絡会や地球温暖化対策事業本部、地球温暖化対策推進協議会等と連携して、活動を展開している。

《横浜市地球温暖化対策事業者協議会》

地球温暖化対策計画書制度に基づく事業者の省エネルギー活動を推進するために、同制度の対象事業者等及び行政によって横浜市地球温暖化対策事業者協議会（会長：廣瀬直己・東京電力株式会社神奈川支店長）が設けられている。事業所における省エネルギーの取組について講習会や意見交換会等を開催することにより、事業者による省エネルギーの取組を促進している。

3-3 大学、地元企業等の知的資源の活用

《横浜国立大学・東京電力株式会社・東京ガス株式会社との連携》

横浜国立大学、東京電力株式会社、東京ガス株式会社とのマクロエネルギーカルテにおける連携。約2,200もの公共施設のエネルギーカルテシステムの運用には、迅速かつ継続的にデータを収集する仕組みが不可欠であることから、エネルギー供給事業者である東京電力（株）と東京ガス（株）と協定を結び、直接、データの提供を受けている。また、データの分析や削減に向けた省エネメニューの提示、さらには省エネの実践、その効果が検証など横浜国立大学と連携して取り組んでいる。

《日産自動車株式会社・東京大学との連携》

日産自動車株式会社・東京大学との次世代交通システム構築における連携。環境に配慮したエコ運転の普及、渋滞改善に資する経路案内システムの実証実験、環境にやさしい電気自動車の普及、検討項目に係る効果評価及び情報発信に関することについて検討を進めている。日産自動車株式会社は都市空間や環境との共生を目指した自動車交通の新たなあり方に関する研究について東京大学との産学連携を進めていることから、横浜市と日産自動車株式会社との取組については、東京大学の協力を得ながら進める。

《東京大学との連携》

東京大学とのマイクロエネルギーカルテにおける連携。平成20（2008）年度に泉区総合庁舎をモデルにして東京大学と「新たな省エネモデル」の実証試験を実施している。過去の経験に基づく省エネから、東京大学の持っているノウハウを活かしたデータ解析に基づく客観的・科学的な手法で、予測による設備機器等の運転を行う省エネを行う。具体的には、外気温や電気、ガス等の使用状況の精密測定を実施し、設備機器等の運用改善を図るとともに、省エネルギー効果を検証する。また、この検証結果を踏まえ、来年度は他の公共建築物についても検証し、数年以内に、「公共建築物温暖化対策指針（仮称）」等を策定する。

《横浜国立大学との連携》

横浜国立大学との緑とヒートアイランド対策における連携。現在、ヒートアイランド対策として、区と連携を図りながら緑のカーテンなど市民と連携した取組を進めているが、今後は更なるヒートアイランド対策として、風資源を活用した街づくりへの取組を進めていく。そのため、横浜市内の風の道や斜面緑地などの調査研究を横浜国立大学と連携し、平成20（2008）年度に横浜市都市環境気候地図の作成を行い、今後は、風の道や斜面地緑化などを活用した街づくりをめざすとともに都心部のヒートアイランド現象の緩和を図る。

《中小企業との連携》

行政課題提示型技術革新事業（横浜版SBIR）により、平成20（2008）年度から、市内の中小企業を対象として、地球温暖化対策に資する新たな助成枠を設けた。特に温暖化対策に資する技術的な課題を解決するための、技術革新を担う先導的で波及効果の大きい新技術・新製品の開発に対して、対象事業に要する経費の3分の2以内を助成する。

平成20（2008）年度には、株式会社メタボスクリーンによる「廃グリセリンから高純度グリセリンを精製する技術の事業化」、未来環境テクノロジー株式会社による「三相乳化技術による新しいバイオ燃料の開発」、株式会社EVモーター・システムズによる「高効率回生スイッチドリラクタンスモータ

システムの開発」が温暖化対策技術開発の支援対象として選定された。

《若手研究者との連携》

脱温暖化政策に取り組む若手研究者による大胆な提案によって、政策論議を活性化するため、大学生・院生から政策プロジェクトを募集し、市長、及び市の脱温暖化政策の立案に関わっている外部有識者と意見交換する会を、平成 20（2008）年 11 月 25 日に開催した。今後も同様に続けていく方向である。なお、平成 20（2008）年度は、慶應義塾大学、東京工業大学、東京大学、東京農工大学、フェリス学院大学、武蔵工業大学、横浜国立大学の 7 大学、13 グループから提案があった。

《学識経験者、事業者、市民、行政との連携》

大学や自治体、企業、専門家、NPO などの立場にある個人の自由な参加と主体的な活動として、横浜を舞台に新しい構想計画や空間政策を立案する「UDCY（Urban Design Center Yokohama）横浜アーバンデザイン研究機構」と連携し、温暖化対策も含めた都市問題を幅広く議論している。なお、平成 20（2008）年度についてはテレビ神奈川が UDCY との連携により開催している公開ディスカッション・ワークショップ「横濱フューチャーカフェ」において、環境モデル都市が目指すエネルギー政策や自動車交通のあり方などについて論じられている。

3-4 推進方策

《「人づくり」、「機会・場づくり」》

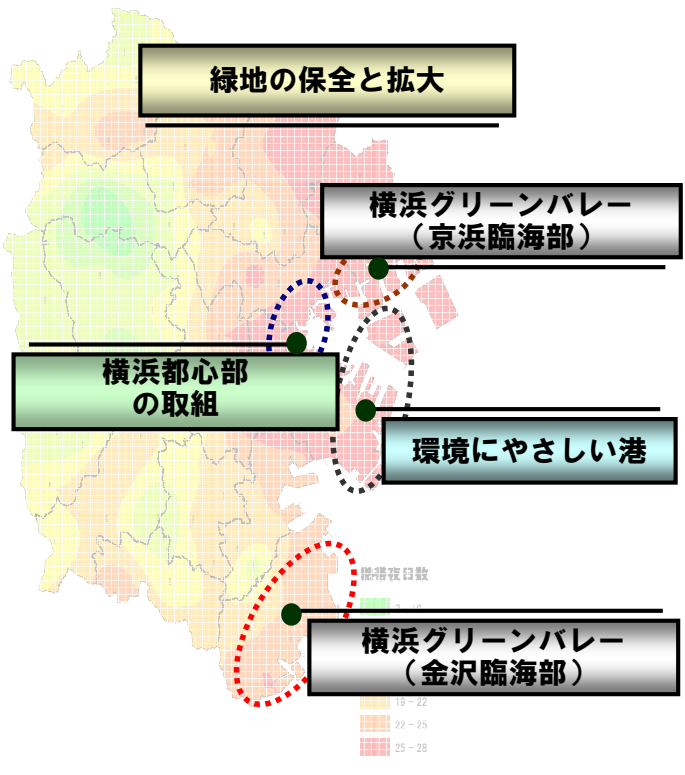
ロードマップに掲げる施策を着実に推進するためには、市民・事業者を始め市内のあらゆる主体が、自ら考え、自発的に参加・連携し、行動を進めていくことが重要である。このため脱温暖化リーダーの育成や環境教育などの「人づくり」、環境ポイントなどの環境行動のきっかけづくりや、関係主体がそれぞれ連携を深めるための「機会・場づくり」など、推進を支え・加速するための施策に取り組んでいく。

《国内外の都市や人々と施策を連携》

地球温暖化問題は、市域や地域を越え、全世界で共通の課題であることから、市内のあらゆる主体と連携・協働して地域から施策に取り組む一方で、広く国内外の都市とも連携し、より広域的に一体となって高い施策効果を生み出していくことが重要である。

このため横浜市では、脱温暖化技術や先進的な施策の共有などを既存のネットワークを有効活用しながら国内外の都市やその地域に暮らす人々と脱温暖化の視点によるネットワークを形成し、地球規模で一体となって問題解決に取り組んでいく。

施策の地域展開事例

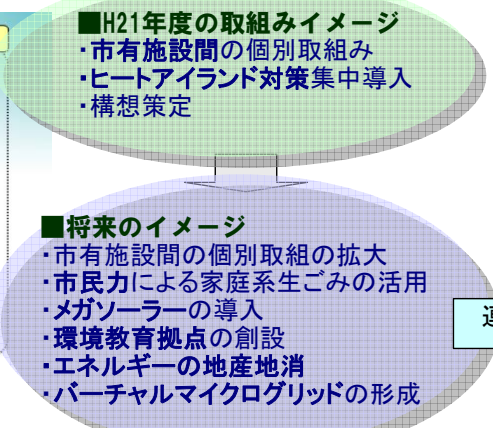


郊外部のまとまりのある緑の保全 市街地の小規模樹林地の保全、緑化の推進 ～大都市だけどふるさとのある横浜・街なかに緑あふれる横浜～

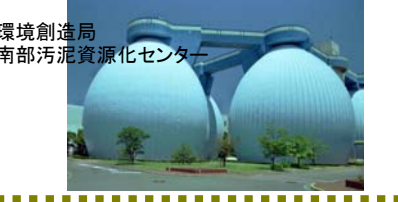
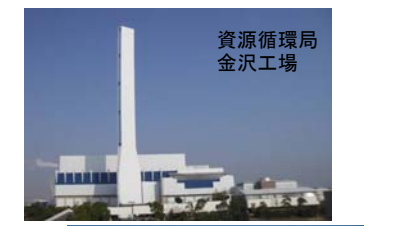
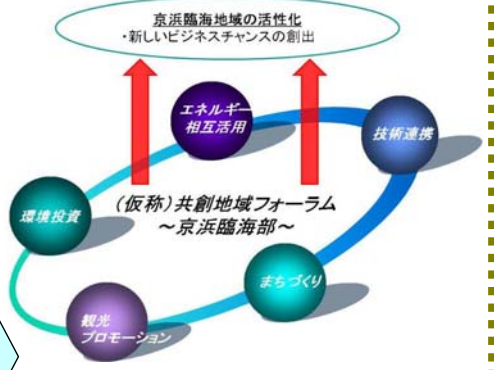
- 「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」ための横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)を強力に推進
- 安定した財源確保のため横浜みどり税(新税)の創設、緑化や農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の特例(軽減)措置の導入



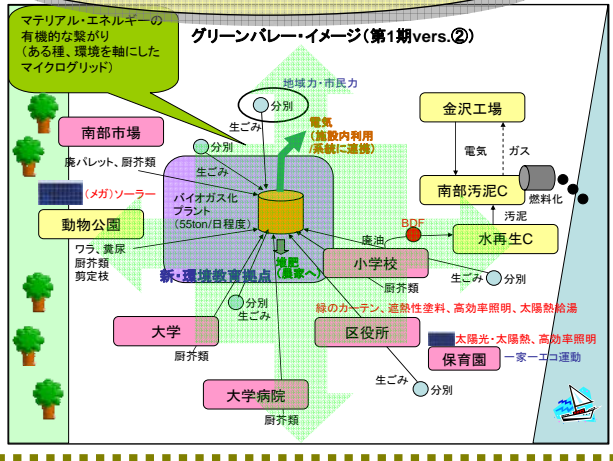
横浜グリーンバレー (金沢臨海部) (再生可能エネルギー活用の最先端エリア) [先導的都市環境形成促進事業費補助 (国土交通省)]



横浜グリーンバレー (京浜臨海部)



・民間との協働による再生可能エネルギーの拡大



環境創造局金沢動物園 ～エコ森計画～



環境にやさしい港 (港湾物流における環境負荷削減)

■グリーン物流の推進
内航船、はしけ、鉄道など、環境にやさしいグリーン物流を推進

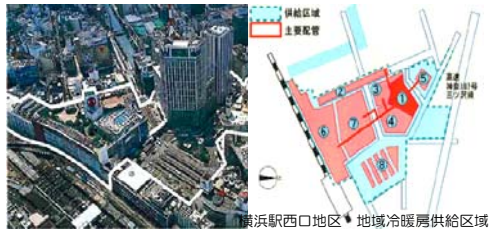
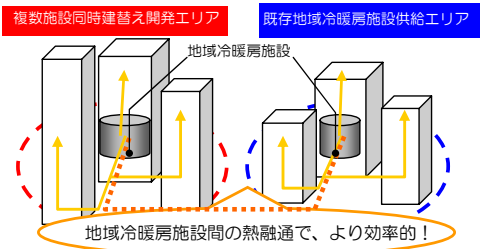


■「ゆっくり走ろう！横浜港」の推進
・エコドライブ講習会の実施
・グリーン経営認証(交通エコロジー・モビリティ財団)の取得奨励



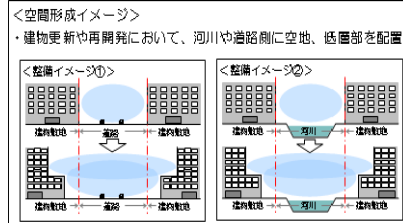
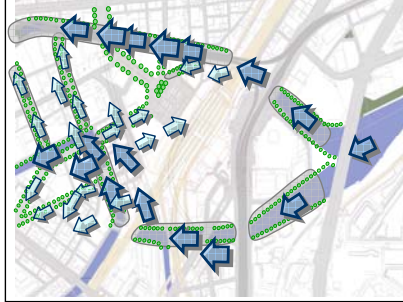
■エネルギーの面的利用導入イメージ

<地域冷暖房施設の導入・拡大>
地域冷暖房施設を導入・拡大し、複数施設へ面的に熱供給

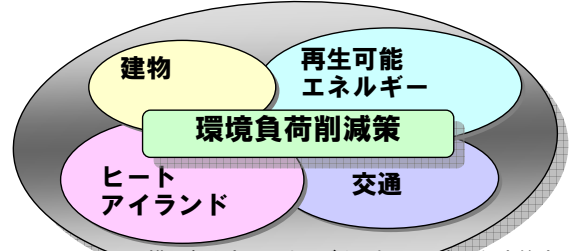


■自然環境を意識した空間形成と緑化の推進イメージ

<風の道に配慮した空間整備・緑の整備>



横浜都心部の取組



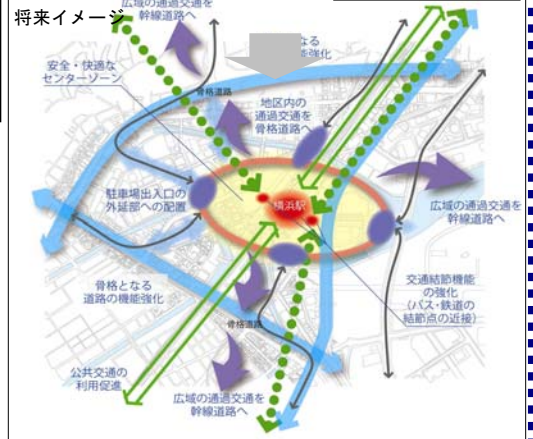
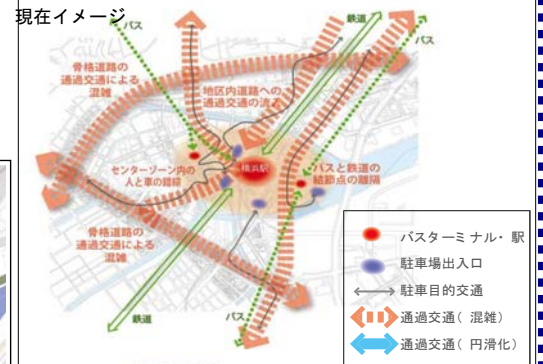
○横浜都心部エコまちづくり計画(平成21年度策定予定)
【先導的都市環境形成促進事業費補助(国土交通省)】

■横浜駅周辺

- まちのエネルギー効率の向上・環境負荷の低減
- 河川等の自然環境を意識した空間形成と緑化の推進
- 地区の環境特性を活かしたまちづくり
- 公共交通利用の促進等による環境負荷の低減
- エリアマネジメントによる環境にやさしいまちづくり
- 公共交通利用促進

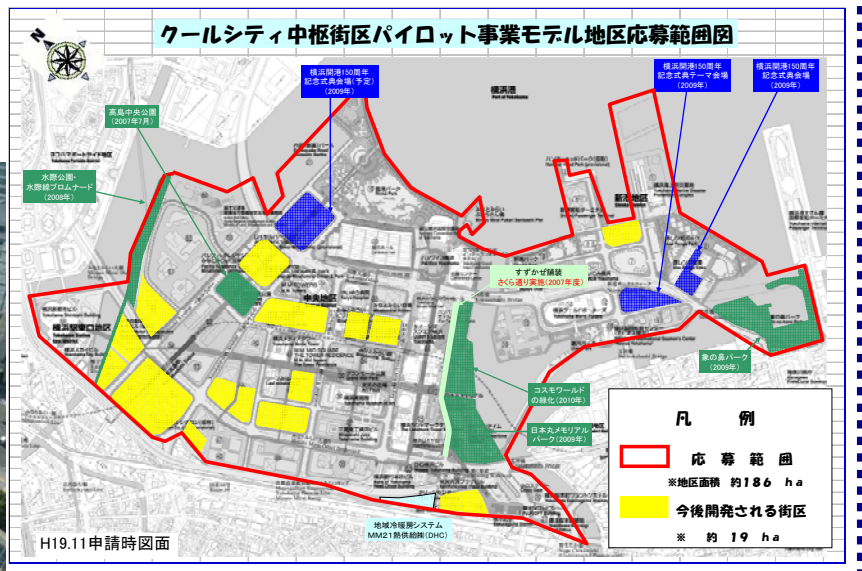
■公共交通促進施策

<人が主役のセンタゾーンの形成イメージ>



■みなとみらい21地区

- クールシティ中枢街区パイロット事業
- 「動く歩道」屋根への太陽光パネルの設置
- 街路樹の改良
- エリアマネジメント(みなとみらい21環境対策委員会)
- すずかぜ舗装(遮熱性舗装)の実施



取組スケジュール予定表〈家庭部門〉

取組		平成20(2008)年度	平成21(2009)年度 ~ 平成25(2013)年度	平成26(2014)~平成37(2025)年度	
省エネルギー住宅を普及する	新築住宅・建物対策	CASBEE標榜の届出義務対象拡大	対象拡大	→	
		広告時の評価結果公表義務化	公表義務化	→	
		CASBEEすまい(戸建て)の導入	市民への啓発普及	→	
		省エネ住宅・建物の普及	市民への啓発普及 →	導入(CASBEE戸建ての普及啓発も継続)	
		脱温暖化リノベーション手法の開発・実施	事業者の啓発による誘導策検討、低利融資実施	→	
	既存住宅対策	エコリフォームの推進	実施候補地の決定、自治会及び管理組合等との事前調整	基本計画の内容周知・資金調達、実施設計及び現場工事の開始	現場工事の全部又は一部完了、リノベーション効果の検証
		高効率給湯器の普及、高効率照明(LED照明)の普及、家庭用燃料電池の普及	エコリフォームセミナー開催	→	→
		家電の買換え誘導	キャンペーンなど普及啓発	→	→
		省エネ家電の普及	キャンペーンなど普及啓発	→	→
		低効率家電の販売ゼロ化	キャンペーンなど普及啓発	→	→
エネルギー消費の少ない生活様式を普及する	エネルギー消費の削減する機器	省エネナビの普及	市民参加のモデル事業を通じての周知・体験 キャンペーンを通じた普及啓発	→	
		HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)の普及	→	→	
		環境ポイント事業の導入	→	→	
		横浜市地球温暖化防止活動推進センターの指定	→	→	
		エコハマ・エコスクール(YES)の開設	→	→	
	市民の生活様式の転換	環境ポイント事業の導入	→	→	→
		横浜市地球温暖化防止活動推進センターの指定	→	→	→
		エコハマ・エコスクール(YES)の開設	→	→	→
		環境ポイント事業の導入	→	→	→
		環境ポイント事業の導入	→	→	→
家庭部門	省エネルギー消費の少ない生活様式を普及する	省エネナビの普及	→	→	
		HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)の普及	→	→	
		環境ポイント事業の導入	→	→	
		横浜市地球温暖化防止活動推進センターの指定	→	→	
		エコハマ・エコスクール(YES)の開設	→	→	
	省エネ家電の普及	省エネ家電の普及	→	→	→
		低効率家電の販売ゼロ化	→	→	→
		省エネ家電の普及	→	→	→
		低効率家電の販売ゼロ化	→	→	→
		省エネ家電の普及	→	→	→

取組スケジュール予定表〈業務・産業・エネルギー転換（事業）部門〉

取組		平成20(2008)年度	平成21(2009)年度 ~ 平成25(2013)年度	平成26(2014) ~ 平成37(2025)年度
事業者の省エネ対策	地球温暖化対策計画書 制度の強化	条例改正 無料省エネ診断の実施、 省エネアドバイザーの派遣、 事業者の省エネ設備導入等への 機動的な支援、 環境マネージメントシステム導入 企業への低利融資、 環境マネージメントシステム導入 支援、 省エネ設備の強化、 相談窓口の新設	制度改正周知 制度運用開始 制度取組促進等 の懸案策実施 省エネ行動表彰制度 開始	制度取組促進等 の懸案策実施 省エネ行動表彰制度 開始
	中小企業の省エネ支援	無料省エネ診断の実施、 省エネアドバイザーの派遣、 事業者の省エネ設備導入等への 機動的な支援、 環境マネージメントシステム導入 企業への低利融資、 環境マネージメントシステム導入 支援、 省エネ設備の強化、 相談窓口の新設	制度取組促進等 の懸案策実施 省エネ行動表彰制度 開始	制度取組促進等 の懸案策実施 省エネ行動表彰制度 開始
事業者との パートナーシップ の推進	エコ行動を促進する 金融商品の開発	金融事業者との調整	制度融資の拡充実施	制度融資の拡充実施
	事業者への先進的取組の支援	事業者への支援先行実施	模範 事業者への情報提供 依頼を実施 導入	模範 事業者への情報提供 依頼を実施 導入
事業者の 省エネ対策	エネルギー供給 情報の把握	条例改正	エネルギー計画書 制度の検討	エネルギー計画書 制度の検討
	環境グリーン・ハロー (環境・エネルギー 技術者ネットワークの構築 拡大)	SBR制度の実施 仕組み・機能の検討、 業界団体・市内企業・市内大学・ サイエンスフロンティア高校との 連携検討	ネットワーク取組 ネットワーク本格運用	ネットワーク取組 ネットワーク本格運用
環境に貢献する 事業形態を拡大する	SBRの拡充による 事業化支援	市HPによる取組PR、 GPN地域ネットワーク設立準備	GPN地域ネットワーク設立	GPN地域ネットワーク設立
	事業者から市民への 省エネ・エコ商品情報提供	市HPによる取組PR、 GPN地域ネットワーク設立準備	ガイドラインを作成、 一部のイベントで導入取組 効果的な手法を検討 効果的な手法を検討	ガイドラインを作成、 一部のイベントで導入取組 効果的な手法を検討 効果的な手法を検討
環境に貢献する 事業形態を拡大する	カーボン・オフ セットの拡大	対象・手法の研究	導入実績を必ず導入する対 象範囲を確定 オフセット導入範囲を拡大	導入実績を必ず導入する対 象範囲を確定 オフセット導入範囲を拡大
	宿泊施設等における使い捨て アメニティの削減	検討開始	導入実績を必ず導入する対 象範囲を確定 オフセット導入範囲を拡大	導入実績を必ず導入する対 象範囲を確定 オフセット導入範囲を拡大
環境に貢献する 事業形態を拡大する	飲食店等におけるリユース容器 の活用拡大等	調査・検討	調査・検討	調査・検討
	不要なレジ袋等容器包装の削減	調査・検討 (エコハートナー協定実施済み)	調査・検討	調査・検討
環境に貢献する 事業形態を拡大する	不要なレジ袋等容器包装の削減	調査・検討 (エコハートナー協定実施済み)	調査・検討	調査・検討
	不要なレジ袋等容器包装の削減	調査・検討 (エコハートナー協定実施済み)	調査・検討	調査・検討

業務・産業・エネルギー転換（事業）部門

取組スケジュール予定表〈運輸（交通）部門〉

取組		平成20(2008)年度	平成21(2009)年度～平成25(2013)年度	平成26(2014)～平成27(2025)年度
自発的行動要 容・市民との協働	モビリティマネジメント	検討	実施地区の拡大	実施地区拡大 コーポネーター育成
	エコドライブ	啓発活動として実施	企業運搬によるエコドライブの普及	モビリティマネジメントとエコドライブの展開
政策的に型 CO2削減を 実現する 施策の推 進	導入インセンティブ	制度検討	八都府市指定低公害車 （低公害車） 導入促進 プラグインハイブリッド車、 タンクへのハイブリッド車 補助等の実施	八都府市指定低公害車補助（低公害車）、 電気自動車、タンクへの ハイブリッド車補助、 民間事業者による設備費用の 一部を補助、 建設物付設インセンティブ運用、 税・駐車場料等の減免措置を運用、 普及促進を踏まえた 新たな措置の検討・実施
	走行インフラ整備	構想検討	民間事業者による整備 費用の一部補助、 新築建築物への付設 インセンティブ導入の検討	
	走行促進措置		税・駐車場料等の減免に ついて第三者機関で検討	
	鉄道ネットワークの整備	神奈川県方面線計画中	神奈川県方面線の 設計・用地取得、工事、 鉄道建設路線の 事業化検討	神奈川県方面線：西谷駅～羽沢駅・平成 27(2015)年4月開業、羽沢駅～日吉駅・平成 31(2019)年4月開業 鉄道建設路線：事業化検討 都市計画道路（主な完了予定事業）：横浜環 状南線、横浜湘南道路（環状道）及び開運 街道
公共交通の 環境負荷削減	「選取と集中」による 都市計画道路整備	事業推進	用地取得、 工事推進	用地取得、 工事推進
交通システム改善 への意識形成、協 働の場づくり	公共交通における 環境負荷削減	一部実施	低燃費・低公害車の 導入促進、 市営バスへのハイオ ディーセル燃料の導入、 市営バスにおける エコドライブの推進	
	交通システム改善 への意識形成、協 働の場づくり	協議会の設置	定期的手法を活用することの 必要性・有効性の内部検討	会議開催
自動車効率的 利用の促進	カーシェアリング		行政支援策の検討	民間による事業展開、 市の支援措置実施
	パーク＆ライド		効果的な導入地域の検討	一部実施に向けた 個別駐車場の調整
マイカーから徒歩・ 自転車・公共交通 等への利用転換	ITSの活用		一部実証実験の実施・評価	将来の活用方向性の検討
	駅及び駅周辺のシームレス化	推進	研究体制の策定、 実証実験計画の検討・策定	
	地域交通サポート推進	11地区での取組実施	交通政策推進協議会などを 通じた事業者折衝・調整	
	コミュニケーション	導入検討	一部エリアでの試験導入	試験導入の結果を 踏まえて規模拡大を検討
物的・商業等の 環境負荷削減	大規模物流施設の適正配置	立地・配置の基本的考え方策定	立地基準の策定	立地基準の運用
	大型郊外店舗の自動車交通 滞留対策の推進	検討		
	流通物流における 環境負荷削減	グリーン物流の推進 ゆつくりまわす！物流業の推進、 港瀬における石油系エネルギー 使用量の削減対策検討	インセンティブ等施策の 拡充検討実施	グリーン経営認証取得 奨励
	産官学連携による都市部 交通システムの研究 複合的な施策展開	検討	実証実験の準備	実証実験の検証、 一部本格導入
地域における複合 的な施策展開によ る交通まちづくり	複合的な施策展開による交通まちづくり	一部先行実施	実証実験	実証実験の拡大
	複合的な施策展開による交通まちづくり			
運輸（交通）部門				
<p>交通システム改善への意識形成、協働の場づくり</p> <p>持続可能な交通システムの構築を推進するため</p> <p>交通システム改善の推進をめざす</p> <p>物的・商業等の環境負荷削減</p> <p>削減目標を達成するための施策の推進</p> <p>CO2削減を促進するための施策の推進</p> <p>CO2削減を促進するための施策の推進</p> <p>CO2削減を促進するための施策の推進</p>				

取組スケジュール予定表〈再生可能エネルギー普及対策〉

取組		平成20(2008)年度	平成21(2009)年度～平成25(2013)年度	平成26(2014)～平成37(2025)年度
めざすべき 共通理解を つくる	社会的手法	再生エネ10倍の将来像の共通理解化	10倍化プログラムのPR 10倍化プログラムのPR	事業検討過程での並行作り
		地域密着の普及啓発	普及のためのモデル事業の 準備調整、試行実施	検証
普及の仕組 みを作る	経済的手法	太陽光発電・太陽熱 利用設備等への設置時助成	助成拡充(先抵弁・熱追加) 実施	状況により見直し
		環境価値の活用	モデル事業実施	展開
		固定価格買取制度の 導入に向けた検討	社会実験試行実施 ・国への要望	検証
		太陽光発電等の流通市場の効率化	公的相談センター試行実施	実施
		その他幅広い誘導策の検討	制度化検討	制度化検討又は実施
普及の事業主体を つくる (横浜グリーンパ ワー)	事業主体の設置	導入に関する義務化	導入支援ツール開発 大規模建築等導入検討義務 住宅等情報提供義務	導入義務化に向けた検討
		公共優先の推進	(一市貸所対策)	
普及の事業主体を つくる (横浜グリーンパ ワー)	事業主体の設置	横浜グリーンパワ ー検討委員会設置	横浜グリーンパワー設立	本格実施
		事業主体の設置	事業実施・検証	

取組スケジュール予定表〈市役所対策〉

取組		平成20(2008)年度	平成21(2009)年度 ~ 平成25(2013)年度	平成26(2014)~平成27(2025)年度	
市業務のエネルギーマネージメント	市業務へのエネルギー導入	システム試行	新エネルギーカーシステム(実行計画)の稼働	エネルギーカーシステムを 活用した省エネの推進、 効果検証の実施、 市民への普及啓蒙への活用、 CO ₂ カーシステムを活用した 本市事務事業のCO ₂ 削減	
	エネルギー消費の見える化		「見える化」設備導入の検討		
市役所CO ₂ ゼロ 化に向けた 仕組み	市業務へのCO ₂ 導入	一部策定	CO ₂ カーシステムの構築	CO ₂ カーシステムの稼働	
	再エネ・省エネ導入に向けた 環境配慮型ガイドラインの策定		各部署・指針・マニュアルの 環境配慮型ガイドライン版の 策定	各部署・指針・マニュアルの 環境配慮型ガイドライン版の 施行	
	市業務へのカーボン・ オフセット導入		カーボン・オフセット イベントの一部実施	カーボン・オフセット イベントの義務化実施	
	IT機器の省エネ化	現状把握・改善策の検討 / 出来る取組から着手	IT機器の省エネ化 / 前年度の取組を活用して 環境負荷削減への取組を 推進	順次実施	効果検証と改善
市役所による 省エネ	ITを活用したCO ₂ 排出量の削減	システム最適化指針策定	最適化指針の策定、 IT活用モデルプランの作成	順次実施	効果検証と改善
	省エネ・再エネ機器導入モデル実施	省エネ機器 導入計画策定	高効率街灯の順次導入		
	市施設の省エネ・ エネルギー利用の効率化	個別実施、 エコプロ-事業補助金申請	改修の仕組み・ ルール作り エコプロ-事業申請	エコプロ-事業策定と 改善措置の実施	エコスクール・ゾウハウ の普及
市役所推進 省エネ推進	雨水利用の促進	個別実施	導入に向けた仕組みづくり	順次実施	
	事務の効率化による エネルギー削減	個別実施	メニュー提示、 一部実施、 見える化検討	順次実施	
	省エネ・再エネ機器 導入モデル実施	再エネ機器 導入計画策定	太陽熱設備の順次導入		
	市施設への太陽光発電の導入 及び太陽熱利用の促進	個別実施	普及の仕組み検討	仕組みに基づく モデルの実証	順次導入
市民グリーンハル (再エネ・未利用 エネの地域利用)	未利用エネルギーの活用	個別検討	個別検討 順次実施		
	連携施設への再エネ・ 省エネ等個別導入	個別検討準備 一部実施	各島・施設で 個別推進		
	既存施設を活用した インキュベーション施設の設置	既存施設調査	各島・施設で 個別推進		
	全体のエネルギーグリッド構成等	全体構成検討	全体構成検討結果に 基づく具体化検討	グリッドの一部実施	市有施設のグリッド化の完成 市民・民間も含めた エネルギーグリッドの検討
市役所での 脱温室化行動	環境教育への取組	出前授業の実施	関係機関との調整、 順次実施	順次実施	
	公共施設や市民の 節約行動の定着	一斉週日休みのモデル実施、 夏季等における省エネ行動 の促進	職員の見え化 順次実施	順次実施	方針・仕組み見直しで更なる推進
	市民協働による市役所業務 のCO ₂ 削減	区における推進組織の立ち上げ、 G30の推進	連携によるCO ₂ 削減 方策の検討	順次実施	
市役所での 自動車対策	低燃費・低排出ガスの 導入促進	個別導入	順次導入		
	ハイオク燃料の導入促進		順次導入		
	公用車での エコドライブ実践	自動車での エコドライブ実践	エコドライブの実践		
市業務における自動車代替 移動手段の推進	自転車利用の拡大				
市役所対策					
市役所が 再生可能 エネルギー を優先的に 利用する					仕組みを更直して更なる推進
市役所が 再生可能 エネルギー を優先的に 利用する					市有施設間での再生可能エネルギーや 未利用エネルギーの有効活用が活発、 民間への波及を検討
市役所が 再生可能 エネルギー を優先的に 利用する					低燃費車への移行完了、 ハイオク燃料の導入検討、 エコドライブ推進

取組スケジュール予定表〈都市と緑対策〉

取組		平成20(2008)年度	平成21(2009)年度 ~ 平成25(2013)年度	平成26(2014)~平成27(2015)年度
緑豊かな都市	緑地の保全と拡大	150万本植樹行動 「横浜みどりアップ計画(新緑・拡充施策)」の推進 「横浜みどり財」の新設・初の経費措置 緑地保全施策の拡充	40万本植樹(予定) 「横浜みどりアップ計画」事業の重要な推進	「横浜みどりアップ計画」レビュー及び推進
	緑地の保全と拡大	計画策定、条例制定 個別実施	普及の仕組み検討 普及の仕組み検討 普及の仕組み検討 都市環境気候団作成	「横浜みどりアップ計画」に基づく新緑の終了
エネルギー効率的な都市	ヒートアイランド対策	地上・豊面緑化の推進 地表面緑化の推進 風の道の確保	普及の仕組み検討、一部モデル実施 普及の仕組み検討、一部モデル実施 モデル地域でのコミュニケーション	地表面緑化等を普及させて 熱帯夜・白熱灯の削減に貢献、 都市部への風の道による 冷気の誘導実施
	ヒートアイランド対策	風の道検討 環境に配慮したまちづくり 環境に配慮したまちづくり 環境に配慮したまちづくり	具体化検討 街づくり施策への展開	
市民の良き暮らしと働きやすい都市	交通政策と都市政策との連携	環境に配慮したまちづくり 環境に配慮したまちづくり 環境に配慮したまちづくり	環境配慮指針の策定 環境配慮指針の策定 環境配慮指針の策定	環境配慮が済みらぬ排出量とヒートアイランド現象が抑制できる 事業推進
	交通政策と都市政策との連携	都市計画マスタープラン見直し	事業作成 改定 プランに基づいた事業推進	
市民の良き暮らしと働きやすい都市	環境モデル都市プロジェクト	提案制度検討、提案募集	提案募集 協賛委員会開催 プロジェクト設定 取組報告会の開催	

都市と緑対策

取組スケジュール予定表〈脱温暖化連携〉

取組		平成20(2008)年度	平成21(2009)年度～平成25(2013)年度	平成26(2014)～平成37(2025)年度
都国内 高市内外 めと外 あ政の う策先 を先 を進	先達新市との連携	C40(世界大都市気候 変動グループ)	C40への加盟 低炭素都市協議会への加盟	C40サミット参加、 情報発信 C40サミット参加
	海外都市の 環境協力	低炭素都市協議会	低炭素都市協議会への加盟	環境モラル都市国際 セミナー参加、情報発信
		都市間政策連携の強化	八都府市首脳会議の議長都市	八都府市担当者 会議の開催、 再生可能エネルギー 2010国際会議関係開催 共同した取組の実施
海外 先進都 市に 提供 する 技術	技術移転・研修員受入の推進	研修員の受入れ		
	海外都市の 環境協力	アジアにおける環境教育の支援	アジア・太平洋・アフリカでの 環境教育支援の実施	
		雄林活動を通じた 環境教育プログラム	雄林活動を通じた環境教育 プログラムの実施	
全国 に 農 山 地 村 の 取 組	市内国際機関との連携	連携協力		
	農山村との連携	山梨県・道志村との連携	研究会の設置、 森林整備によるカーボン・ オフセット制度化検討	
		長野県、飯田市 他市町村との連携	研究会の設置、 森林整備によるカーボン・ オフセット制度化検討	

参考資料 1 部門別の削減量の試算 <温室効果ガスの排出量>

削減目標	区分	基準年の状況		現在の状況		中期的な状況		中期の目標		中期的な状況		中期の目標		長期的な状況		長期的な目標	
		2004年度	2005年度	2004年度	2005年度	2020年度	2025年度	2020年度	2025年度	2020年度	2025年度	2020年度	2025年度	2020年度	2025年度	2020年度	2025年度
(1)一人当たり温室効果ガス排出量	a 一人当たり排出量	5.74	5.41	▲ 5.7	5.74	4.43	5.74	▲ 22.8	5.74	4.02	5.74	▲ 30.0	5.74	4.02	5.74	▲ 59.9	2.30
	b 増減率		▲ 5.7			▲ 22.8			▲ 30.0				▲ 59.9				
	c 一人当たり増減率		▲ 0.3			▲ 1.3			▲ 1.7				▲ 3.4				

温室効果ガスの排出量

区分	基準年の排出量		2005年度排出量		中期の目標排出量及び削減量		2020年度目標排出量及び削減量		2025年度目標排出量及び削減量		長期の目標排出量及び削減量	
	2004年度	2005年度	2005年度	削減量	2025年度	削減量	2020年度	削減量	2025年度	削減量	2020年度	削減量
地域の排出総量の推移(計)	a 排出量	20,413,651	19,772,698	▲ 3.1	15,130,000	▲ 5.9	16,730,000	▲ 18.0	19,060,000	▲ 6.6	7,640,000	▲ 62.6
	b 増減率(基準年比)		▲ 3.1			▲ 18.0						
	c-1 基準年からの増減量		▲ 640,953			▲ 5,283,651					▲ 12,773,651	
	c-2 取組による増減量					▲ 6,480,000					▲ 11,420,000	
(1) 産業部門	a 排出量	3,062,905	2,945,463	▲ 3.8	2,702,905	▲ 11.8	2,802,905	▲ 8.5	2,292,905	▲ 25.1	2,292,905	
	b 増減率		▲ 3.8			▲ 11.8				▲ 25.1		
	c 増減量		▲ 117,442			▲ 360,000				▲ 770,000		
エネルギー	a 排出量	3,447,797	3,350,821	▲ 2.8	2,827,797	▲ 18.0	2,947,797	▲ 14.5	2,407,797	▲ 30.2	2,407,797	
	b 増減率		▲ 2.8			▲ 18.0				▲ 30.2		
	c 増減量		▲ 96,975			▲ 620,000				▲ 1,040,000		
起源	a 排出量	4,274,648	4,387,805	2.6	2,144,648	▲ 49.8	2,464,648	▲ 42.3	864,648	▲ 79.8	864,648	
	b 増減率		2.6			▲ 49.8				▲ 79.8		
	c 増減量		113,156			▲ 2,130,000				▲ 3,410,000		
CO2の部門別排出量	a 排出量	4,471,682	4,339,027	▲ 3.0	3,311,682	▲ 25.9	3,581,682	▲ 19.9	2,261,682	▲ 49.4	2,261,682	
	b 増減率		▲ 3.0			▲ 25.9				▲ 49.4		
	c 増減量		▲ 132,654			▲ 1,160,000				▲ 2,210,000		
エネルギー転換部門	a 排出量	3,896,469	3,683,239	▲ 5.5	3,746,469	▲ 3.8	3,776,469	▲ 3.1	3,676,469	▲ 5.6	3,676,469	
	b 増減率		▲ 5.5			▲ 3.8				▲ 5.6		
	c 増減量		▲ 213,230			▲ 150,000				▲ 220,000		
(2) 非エネルギー起源(CO2, CH4, N2O)	a 排出量	1,037,528	839,964	▲ 19.0	650,000	▲ 36.7	204,000	▲ 80.7	142,000	▲ 86.7	142,000	
	b 増減率		▲ 19.0			▲ 36.7				▲ 86.7		
	c 増減量		▲ 197,564			▲ 197,564				▲ 197,564		
(3) 代替フロン等3ガス	a 排出量	222,622	226,378	1.7	226,378	1.7	226,378	1.7	226,378	1.7	226,378	
	b 増減率		1.7			1.7				1.7		
	c 増減量		3,756			3,756				3,756		
(4) 森林等吸収量	a 吸収量		現状の吸収量									
	b 増減率											
	c 増減量											

2025年度における必要削減量(約650万t-CO₂)から再生可能エネルギー10倍導入による削減量(204万t-CO₂)を差し引き、他部門の削減量を算出。これを部門間で配分。

2025年度で設定した各部門の削減見込み量をもとに、2020、2050年度の各部門の必要削減量を見込む。

これを各年度における削減必要量から差し引き、再生可能エネルギー導入必要量を算出。(2020年度:142万t-CO₂、2050年度:377万t-CO₂)

削減見込みの推計

取組方針↓	区分	5年間の取組による削減見込み (t-CO ₂)		中期的な削減見込み② (t-CO ₂)	2020年度の削減見込み③ (t-CO ₂)	長期的な削減見込み④ (t-CO ₂)	資料番号			
		2013年度	2025年度							
2-1-① 家庭部門	内訳 民生(家庭)	小計	2,130,000	2,130,000	1,810,000	3,410,000	1			
		取組内容↓								
		1 新築住宅・建物対策	560,000		480,000	990,000				
		2 既存住宅対策								
		3 高効率住宅機器の普及	400,000		340,000	700,000				
		4 省エネ家電の普及	670,000		570,000	970,000				
		5 エネルギーマネジメントの普及	250,000		200,000	400,000				
		6 市民の生活様式の転換 (②)外的要因による削減	260,000		220,000	360,000				
		小計	1,130,000	1,130,000	880,000	2,030,000				
		取組内容↓								
2-2-① 業務・産業・エネルギー転換(事業)部門	内訳 民生(業務) 産業 エネルギー転換	小計	620,000	620,000	500,000	1,040,000	2			
		取組内容↓								
		7 事業者の省エネ対策	360,000		260,000	770,000				
		8 エネルギー供給情報の把握	150,000		120,000	220,000				
		9 複雑グリーンハブ(環境、エネルギー、技術の拡大)								
		10 カーボン・オフセットの拡大								
		11 事業者とのパートナーシップの推進 (②)外的要因による削減	1,130,000	1,130,000	880,000	2,030,000				
		取組内容↓								
		2-3-① 運輸(交通)部門	内訳 運輸	小計	1,160,000	1,160,000		890,000	2,150,000	3
		取組内容↓								
12 自発的な行動変容・市民との協働										
13 低燃費・低排出ガスの普及										
14 道路・交通ネットワークの整備										
15 市営交通の環境負荷削減										
16 交通システム改善への合意形成・協働の場づくり	1,160,000	1,160,000		890,000	2,150,000					
17 自動車の効率的利用の促進										
18 マイカーから徒歩・自動車公共交通等への利用転換										
19 物流・商業の環境負荷削減										
20 交通まちづくりの実証・具体化 (②)外的要因による削減										
2-5-① 再生可能エネルギー対策	内訳 再生可能エネルギー導入	小計	2,040,000	2,040,000	1,476,000	3,826,000	4			
取組内容↓										
21 社会的手法										
22 経済的手法										
23 規制的手法										
24 普及の事業主体の設置(横浜グリーンパワー) (②)外的要因による削減		2,040,000	2,040,000	1,416,000	3,826,000					
取組内容↓										
総計		内訳 産業 業務 運輸 家庭 エネルギー転換 再生可能エネルギー導入 ②外的要因による削減④	小計	3,826,000	3,826,000	2,826,000		7,770,000		
取組内容↓										
280,000			280,000	280,000	770,000					
620,000	620,000		500,000	1,040,000						
1,160,000	1,160,000		890,000	2,210,000						
2,130,000	2,130,000		1,810,000	3,410,000						
150,000	150,000		120,000	220,000						
2,040,000	2,040,000		1,416,000	3,770,000						
取組内容↓										

削減見込みの推計(内訳)

①資料番号	1		
②取組方針	家庭部門		
	1. 新築住宅・建物対策 2. 既存住宅対策 3. 高効率住宅機器の普及 4. 省エネ家電の普及 5. エネルギーマネジメントの普及 6. 市民の生活様式の転換		
③削減見込み (t-CO ₂)	5年間の取組による効果	中期的な取組の効果	長期的な取組の効果
	a	b	c
	2013年度	2025年度	2050年度
	—	2,130,000 2020年度(1,810,000)	3,410,000
④見込みの前提 「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」の目標年次である、平成22(2010)年度時における各部門ごとの温室効果ガス削減量の目安を参考に、平成32(2020)、平成37(2025)、平成62(2050)年度の取組割合を設定し、削減目安量を算出した。(世帯数:166万世帯(地域推進計画改訂時の値を引用))			
⑤排出量の削減見込み量の算定根拠・詳細(内訳等)説明			
<p>○新たに省エネ住宅を建てる:取組世帯割合:(H22:10%)→H32:17%→H37:20%→H67:35%</p> <p>・平成32年度:取組世帯×原単位(1.7t/世帯)=(166万×0.17)×1.7≒480,000t-CO₂</p> <p>・平成37年度:取組世帯×原単位(1.7t/世帯)=(166万×0.2)×1.7≒564,000t-CO₂</p> <p>・平成62年度:取組世帯×原単位(1.7t/世帯)=(166万×0.35)×1.7≒988,000t-CO₂</p>			
<p>○新たに高効率な省エネ住宅設備を設置する:取組世帯割合:(H22:10%)→H32:17%→H37:20%→H67:35%</p> <p>・平成32年度:取組世帯×原単位(1.2t/世帯)=(166万×0.17)×1.2≒339,000t-CO₂</p> <p>・平成37年度:取組世帯×原単位(1.2t/世帯)=(166万×0.2)×1.2≒398,000t-CO₂</p> <p>・平成62年度:取組世帯×原単位(1.2t/世帯)=(166万×0.35)×1.2≒697,000t-CO₂</p>			
<p>○新たに省エネ家電製品を選ぶ:取組世帯割合:(H22:30%)→H32:47%→H37:55%→H67:80%</p> <p>・平成32年度:取組世帯×原単位(0.73t/世帯)=(166万×0.47)×0.73≒570,000t-CO₂</p> <p>・平成37年度:取組世帯×原単位(0.73t/世帯)=(166万×0.55)×0.73≒666,000t-CO₂</p> <p>・平成62年度:取組世帯×原単位(0.73t/世帯)=(166万×0.80)×0.73≒969,000t-CO₂</p>			
<p>○新たに省エネナビやホームエネルギーマネジメントシステムなどを利用しエネルギーを管理する:取組世帯割合:(H22:20%)→H32:40%→H37:50%→H67:80%</p> <p>・平成32年度:取組世帯×原単位(0.30t/世帯)=(166万×0.40)×0.30≒199,000t-CO₂</p> <p>・平成37年度:取組世帯×原単位(0.30t/世帯)=(166万×0.50)×0.30≒249,000t-CO₂</p> <p>・平成62年度:取組世帯×原単位(0.30t/世帯)=(166万×0.80)×0.30≒398,000t-CO₂</p>			
<p>○新たに暮らし方を工夫しエコライフを楽しむ(家族団らん、買い物袋持参、省包装の食材、テレビ利用を減らす等):取組世帯割合:(H22:20%)→H32:37%→H37:45%→H67:70%</p> <p>・平成32年度:取組世帯×原単位(0.10t/世帯)=(166万×0.37)×0.10≒61,000t-CO₂</p> <p>・平成37年度:取組世帯×原単位(0.10t/世帯)=(166万×0.45)×0.10≒75,000t-CO₂</p> <p>・平成62年度:取組世帯×原単位(0.10t/世帯)=(166万×0.70)×0.10≒116,000t-CO₂</p>			
<p>○新たに省エネ行動を実践(スイッチをこまめに切る、冷暖房の適温調整、風呂や電気機器の効率的な使用、主電源を切って待機電力の削減):取組世帯割合:(H22:30%)→H32:40%→H37:45%→H67:60%</p> <p>・平成32年度:取組世帯×原単位(0.24t/世帯)=(166万×0.40)×0.24≒159,000t-CO₂</p> <p>・平成37年度:取組世帯×原単位(0.24t/世帯)=(166万×0.45)×0.24≒179,000t-CO₂</p> <p>・平成62年度:取組世帯×原単位(0.24t/世帯)=(166万×0.60)×0.24≒239,000t-CO₂</p>			

削減見込みの推計(内訳)

①資料番号	2		
②取組方針	事業(業務・産業・エネルギー転換)部門		
	7. 事業者の省エネ対策 8. エネルギー供給情報の把握 9. 横浜グリーンバレー(環境・エネルギービジネス・技術の拡大) 10. カーボン・オフセットの拡大 11. 事業者とのパートナーシップの推進		
③削減見込み (t-CO ₂)	5年間の取組による効果	中期的な取組の効果	長期的な取組の効果
	a	b	c
	2013年度	2025年度	2050年度
	—	1,130,000 2020年度(880,000)	2,030,000
④見込みの前提 「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」の目標年次である、平成22(2010)年度時における各部門ごとの温室効果ガス削減量の目安を参考に、平成32(2020)、平成37(2025)、平成62(2050)年度の取組割合を設定し、削減目安量を算出した。(世帯数:166万世帯(地域推進計画改訂時の値を引用)) (事業所数12万事業所(地域推進計画改訂時の値を引用))			
⑤排出量の削減見込み量の算定根拠・詳細(内訳等)説明			
<p>○新たにオフィス用省エネ電気製品を選ぶ。取組事業所割合:(H22:40%)→H32:50%→H37:55%→H67:70%</p> <p>・平成32年度:取組事業所×原単位(1.7t/事業所)=(12万×0.50)×1.7≒102,000t-CO₂</p> <p>・平成37年度:取組事業所×原単位(1.7t/事業所)=(12万×0.55)×1.7≒112,000t-CO₂</p> <p>・平成62年度:取組事業所×原単位(1.7t/事業所)=(12万×0.70)×1.7≒143,000t-CO₂</p> <p>○新たにビルエネルギーマネジメントなどエネルギーを管理する。取組事業所割合:(H22:30%)→H32:37%→H37:40%→H67:50%</p> <p>・平成32年度:取組事業所×原単位(0.79t/事業所)=(12万×0.37)×0.79≒35,000t-CO₂</p> <p>・平成37年度:取組事業所×原単位(0.79t/事業所)=(12万×0.40)×0.79≒38,000t-CO₂</p> <p>・平成62年度:取組事業所×原単位(0.79t/事業所)=(12万×0.50)×0.79≒47,000t-CO₂</p> <p>○新たに高効率な省エネ業務設備(高効率空調機、冷蔵・冷凍機、照明等)を設置。取組事業所数:(H22:500)→H32:2300→H37:3,200→H67:6,000</p> <p>・平成32年度:取組事業所×原単位(80t/事業所)=2300×80≒184,000t-CO₂</p> <p>・平成37年度:取組事業所×原単位(80t/事業所)=3200×80≒256,000t-CO₂</p> <p>・平成62年度:取組事業所×原単位(80t/事業所)=6000×80≒480,000t-CO₂</p> <p>○新たに省エネ建築物(ビル)を建てる【民生(業務)】:取組事業所割合:(H22:10%)→H32:17%→H37:20%→H67:35%</p> <p>・平成32年度:取組事業所×原単位(8.8t/事業所)=(12万×0.17)×8.8≒180,000t-CO₂</p> <p>・平成37年度:取組事業所×原単位(8.8t/事業所)=(12万×0.2)×8.8≒211,000t-CO₂</p> <p>・平成67年度:取組事業所×原単位(8.8t/事業所)=(12万×0.35)×8.8≒370,000t-CO₂</p> <p>○新たに産業・工場に高性能な産業機器を導入する。取組事業所数:(H22:100)→H32:567→H37:800→H67:1,700</p> <p>・平成32年度:取組事業所×原単位(452t/工場)=567×452≒256,000t-CO₂</p> <p>・平成37年度:取組事業所×原単位(452t/工場)=800×452≒362,000t-CO₂</p> <p>・平成62年度:取組事業所×原単位(452t/工場)=1700×452≒768,000t-CO₂</p> <p>○エネルギー転換部門事業所の省エネルギー化の取組推進【エネ転】</p> <p>・平成32年度:平成22年度削減見込み×1.67倍=7.3万t-CO₂×1.67≒122,000t-CO₂</p> <p>・平成37年度:平成22年度削減見込み×2倍=7.3万t-CO₂×2≒146,000t-CO₂</p> <p>・平成62年度:平成22年度削減見込み×3倍=7.3万t-CO₂×3≒220,000t-CO₂</p>			

削減見込みの推計(内訳)

①資料番号	3		
②取組方針	運輸部門		
	12. 自発的な行動変容・市民との協働 13. 低燃費・低排出ガス車の普及 14. 道路・交通ネットワークの整備 15. 市営交通の環境負荷削減 16. 交通システム改善への合意形成・協働の場づくり 17. 自動車の効率的利用の促進 18. マイカーから徒歩・自動車公共交通等への利用転換 19. 物流・商業の環境負荷削減 20. 交通まちづくりの実証・具体化		
③削減見込み (t-CO ₂)	5年間の取組による効果	中期的な取組の効果	長期的な取組の効果
	a	b	c
	2013年度	2025年度	2050年度
	—	1,160,000 2020年度(890,000)	2,210,000
④見込みの前提	「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」の目標年次である、平成22(2010)年度時における各部門ごとの温室効果ガス削減量の目安を参考に、平成32(2020)、平成37(2025)、平成62(2050)年度の取組割合を設定し、削減目安量を算出した。(世帯数:166万世帯(地域推進計画改訂時の値を引用))(乗用自動車・軽自動車保有台数:117万台、貨物自動車保有台数:23万台(地域推進計画改訂時の値を引用))		
⑤排出量の削減見込み量の算定根拠・詳細(内訳等)説明	<p>○公共交通への利用転換や、自転車・徒歩など自動車利用を控える(自家用車):取組台数割合:(H22:5%)→H32:8%→H37:10%→H67:15%</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成33年度:取組台数×原単位(0.35t/台数)=(117万×0.08)×0.35≒33,000t-CO₂ 平成37年度:取組台数×原単位(0.35t/台数)=(117万×0.10)×0.35≒41,000t-CO₂ 平成62年度:取組台数×原単位(0.35t/台数)=(117万×0.15)×0.35≒61,000t-CO₂ <p>○環境に優しい自動車に置き換える(自家用車):取組台数割合:(H22:10%)→H32:30%→H37:40%→H67:80%</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度:取組台数×原単位(1.2t/台数)=(117万×0.30)×1.2≒421,000t-CO₂ 平成37年度:取組台数×原単位(1.2t/台数)=(117万×0.40)×1.2≒562,000t-CO₂ 平成62年度:取組台数×原単位(1.2t/台数)=(117万×0.80)×1.2≒1,123,000t-CO₂ <p>○環境に優しい自動車に置き換える(貨物):取組台数割合:(H22:5%)→H32:22%→H37:30%→H67:60%</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度:取組台数×原単位(4.9t/台数)=(23万×0.22)×4.9≒248,000t-CO₂ 平成37年度:取組台数×原単位(4.9t/台数)=(23万×0.30)×4.9≒338,000t-CO₂ 平成62年度:取組台数×原単位(4.9t/台数)=(23万×0.60)×4.9≒676,000t-CO₂ <p>○新たにエコドライブに取り組む(自家用車):取組台数割合:(H22:10%)→H32:30%→H37:40%→H67:50%</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度:取組台数×原単位(0.16t/台数)=(117万×0.30)×0.16≒56,000t-CO₂ 平成37年度:取組台数×原単位(0.16t/台数)=(117万×0.40)×0.16≒75,000t-CO₂ 平成62年度:取組台数×原単位(0.16t/台数)=(117万×0.50)×0.16≒94,000t-CO₂ <p>○新たにエコドライブに取り組む(貨物):取組台数割合:(H22:50%)→H32:57%→H37:60%→H67:70%</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度:取組台数×原単位(0.32t/台数)=(23万×0.57)×0.32≒42,000t-CO₂ 平成37年度:取組台数×原単位(0.32t/台数)=(23万×0.60)×0.32≒44,000t-CO₂ 平成62年度:取組台数×原単位(0.32t/台数)=(23万×0.70)×0.32≒52,000t-CO₂ <p>○新たに効率的に取り組む(積載率向上等):取組台数割合:(H22:10%)→H32:13%→H37:15%→H67:30%</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度:取組台数×原単位(2.9t/台数)=(23万×0.13)×2.9≒87,000t-CO₂ 平成37年度:取組台数×原単位(2.9t/台数)=(23万×0.15)×2.9≒100,000t-CO₂ 平成62年度:取組台数×原単位(2.9t/台数)=(23万×0.30)×2.9≒200,000t-CO₂ 		

削減見込みの推計(内訳)

①資料番号	4		
②取組方針	再生可能エネルギー対策		
	21. 社会的手法 22. 経済的手法 23. 規制的手法 24. 普及の事業主体の設置(横浜グリーンパワー)		
③削減見込み (t-CO ₂)	5年間の取組による効果	中期的な取組の効果	長期的な取組の効果
	a	b	c
	2013年度	2025年度	2050年度
	—	2,040,000 2020年度(1,420,000)	3,770,000
④見込みの前提	平成37(2025)年度における導入予定量:平成16(2004)年度比10倍量(目標)したときの削減目安量を見込む。平成32(2020)、平成62(2050)年度:各年度の削減必要量から他部門(家庭・産業・業務・運輸・エネ転)の削減目安量を差し引いた分を再生可能エネルギー導入による目安量とする。		
⑤排出量の削減見込み量の算定根拠・詳細(内訳等)説明	<p><10倍にすることによる削減量></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成37年度 204万t-CO₂ <p>【算出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー導入予定量:横浜市の化石燃料から得られるエネルギー消費量の10%(一人あたり)を総量に換算:23.6PJ 平成16(2004)年度最終エネルギー消費:247.1PJ 最終エネルギー消費のうち化石燃料割合:89.7% <p>新エネルギー導入予定エネルギー量 $\times (\text{平成16(2004)年度エネルギー起源CO}_2 / \text{平成16(2004)年度化石エネルギー})$</p> <p>※削減見込み量(204万t-CO₂)については、p.60で試算した10倍化による削減に加え、カーボンオフセット等によって市域外の再生可能エネルギーを活用することで利用エネルギーのうちの再生可能エネルギー比率の向上等を見込むこと等を想定。</p>		

平成 25 (2013) 年度における削減見込み

ロードマップに掲げる施策のうち、現時点において事業量を明示することができる施策を示します。また、平成 25(2013)年度における削減見込みの算出が可能な施策については併せて示します。

施策番号	取組内容	取組水準	削減見込み
1	CASBEE 横浜の届出義務対象拡大	制度改正後、床面積 2,000m ² 以上の建築物が省エネ型で建築されている。	18,600t-CO ₂
4	省エネ家電の普及	市内で家電を買い換える時には、必ず省エネ型が採用されている。	69,600t-CO ₂
6	ヨコハマ・エコ・スクールの開設	脱温暖化リーダー1,000人が育成され、市内で脱温暖化活動が実践されている。	—
7	地球温暖化対策計画書制度の強化	制度改正後 3 年間で、対象事業所(産業・業務部門)から排出される温室効果ガス排出量が 3%削減となることを目指し、取組を進めている。	113,000t-CO ₂
21	再生可能エネルギー 10 倍の将来像の共通理解を図る	再生可能エネルギー10 倍化に向けたロードマップを示し、共通理解のもと取組を進め、平成 25 (2013) 年度時点での導入見込みが達成されている。	360,000t-CO ₂
28	省エネ・再エネ機器導入モデル事業の実施	市内の街灯など照明機器類約 26 万灯を更新時にすべて高効率化を図る。	7,800t-CO ₂
29	省エネ・再エネ機器導入モデル事業の実施	保育園、スポーツセンター、消防署・出張所など約 200 施設へ給湯機器類の高効率化及び太陽熱設備を導入する。	194t-CO ₂
29	未利用エネルギーの利用	全小学校使用済食用油をバイオ燃料化する。(廃食用油のバイオディーゼル燃料活用事業)	542t-CO ₂
30	横浜グリーンバレー	エリア内の民間も含めバイオマス・風力・太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーの相互利用が進んでいる。	3,740t-CO ₂
39	農山村との連携	国内 50 都市と脱温暖化の視点による都市と農山村の交流が図られている。	—

*ロードマップ策定時において設定しているものあり、今後の推進状況や新たな知見等により、記載内容の見直し(変更、新たな施策の追加等)を行っていきます。

削減見込みの推計(内訳)

①資料番号	—																																						
②取組方針	—																																						
	CASBEE横浜の届出義務対象拡大 省エネ家電の普及																																						
③削減見込み (t-CO ₂)	5年間の取組による効果	中期的な取組の効果	長期的な取組の効果																																				
		a	b																																				
	2013年度	2025年度	2050年度																																				
	—	—	—																																				
		2020年度(—)	—																																				
④見込みの前提 ロードマップに掲げる施策のうち、現時点において事業量を明示することができる等により、平成25(2013)年度における削減見込みの算出が可能な施策について示す。																																							
⑤排出量の削減見込み量の算定根拠・詳細(内訳等)説明																																							
<p><CASBEE横浜の届出義務対象拡大> 平成25年度削減見込: 暖冷房CO₂削減量/年・世帯(*1) × 省エネ率(*2) × 対象世帯(*3) × 3年(制度改正後3年間平成23~25年度) $0.9455 \times 0.5 \times 13,083 \times 3 = 18,600(t-CO_2)$</p> <p>*1: 東京消費原単位(建て方別補正済み): 2,085Mcal/世帯・年 (経産省H14民生部門エネルギー消費実態調査) 発電電力の排出原単位: 0.39kg-CO₂/kwh(一般電気事業者の排出係数(2003年度需要端)) 消費時電力発生熱量: 1kwh ⇒ 860kcalより、消費熱量2,085Mcal分の消費電力=2,424.4kwh CO₂排出量原単位: 2,424.4 * 0.39 = 945.5kg-CO₂/年・世帯</p> <p>*2: 無断熱時の暖冷房エネルギー消費量を1.0とした場合、S55年基準0.70、H4年基準0.57、H11年基準0.39(2008国土交通白書)。 省エネ率は、CASBEEの効果も含め、省エネ率50%と見込む。(今後、CASBEE導入による削減効果が試算できた場合は見直し)</p> <p>*3: 建築確認件数の平均(H14~H18)から対象世帯数を算出 13,083世帯</p> <p><省エネ家電の普及> 平成25年度削減見込: 家庭部門総排出量 × 電力比率(60%) × 買換え実施世帯数割合(*1) × 世帯あたり省エネ率(*2) $3869 \text{千}t-CO_2 \times 0.6 \times 0.1 \times 0.3 = 69,600t-CO_2$</p> <p>*1: 各家電機器の製品寿命を10年とすることで(10年に1回買換え)、毎年市内世帯の10%相当が買換えを実施するとみなす。 家庭内の電化製品数を一定としている。また、市内購入時採用率100%とする。</p> <p>*2: トップランナー制度に指定されている各家電機器の省エネ効果値(下表)の単純平均値を採用。 ただし、電気冷蔵庫およびVTRは対象機器から除外。(他の代替製品が普及との前提) 旧製品はトップランナー制度以前の製品との前提で、2008年~は、省エネ効果①(35.3%)、 2010年~は、省エネ効果②(36.8%)を採用すると見込める。 ⇒以上から省エネ率を30%とする。</p>																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>省エネ効果①(実績)</th> <th>省エネ効果②(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアコン</td> <td>67.8% (1997→2004)</td> <td>22.4% (2005→2010) (1997年比75.0%)</td> </tr> <tr> <td>電気冷蔵庫 (冷蔵庫一体型を含む)</td> <td>55.2% (1998→2004)</td> <td>21.0% (2005→2010) (1997年比64.6%)</td> </tr> <tr> <td>電気冷凍庫</td> <td>29.6% (1998→2004)</td> <td>12.7% (2005→2010)</td> </tr> <tr> <td>ジャー炊飯器</td> <td colspan="2">11.1% (2003→2008)</td> </tr> <tr> <td>電子レンジ</td> <td colspan="2">8.5% (2004→2008)</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯器具</td> <td colspan="2">35.7% (1997→2005)</td> </tr> <tr> <td>電気便座</td> <td colspan="2">10.0% (2000→2006)</td> </tr> <tr> <td>TV</td> <td>25.7% (1997→2003) プラフ管</td> <td>15.3% (2004→2008) 液晶/プラズマ (1997年比37.1%)</td> </tr> <tr> <td>VTR</td> <td>73.6% (1997→2003)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DVDレコーダ</td> <td>—</td> <td>22.4% (2004→2008) 地デジ非対応 20.5% (2006→2010) 地デジ対応</td> </tr> <tr> <td>電子計算機 (大型計算機を除く)</td> <td colspan="2">69.0% (2001→2007)</td> </tr> </tbody> </table>				省エネ効果①(実績)	省エネ効果②(見込)	エアコン	67.8% (1997→2004)	22.4% (2005→2010) (1997年比75.0%)	電気冷蔵庫 (冷蔵庫一体型を含む)	55.2% (1998→2004)	21.0% (2005→2010) (1997年比64.6%)	電気冷凍庫	29.6% (1998→2004)	12.7% (2005→2010)	ジャー炊飯器	11.1% (2003→2008)		電子レンジ	8.5% (2004→2008)		蛍光灯器具	35.7% (1997→2005)		電気便座	10.0% (2000→2006)		TV	25.7% (1997→2003) プラフ管	15.3% (2004→2008) 液晶/プラズマ (1997年比37.1%)	VTR	73.6% (1997→2003)		DVDレコーダ	—	22.4% (2004→2008) 地デジ非対応 20.5% (2006→2010) 地デジ対応	電子計算機 (大型計算機を除く)	69.0% (2001→2007)	
	省エネ効果①(実績)	省エネ効果②(見込)																																					
エアコン	67.8% (1997→2004)	22.4% (2005→2010) (1997年比75.0%)																																					
電気冷蔵庫 (冷蔵庫一体型を含む)	55.2% (1998→2004)	21.0% (2005→2010) (1997年比64.6%)																																					
電気冷凍庫	29.6% (1998→2004)	12.7% (2005→2010)																																					
ジャー炊飯器	11.1% (2003→2008)																																						
電子レンジ	8.5% (2004→2008)																																						
蛍光灯器具	35.7% (1997→2005)																																						
電気便座	10.0% (2000→2006)																																						
TV	25.7% (1997→2003) プラフ管	15.3% (2004→2008) 液晶/プラズマ (1997年比37.1%)																																					
VTR	73.6% (1997→2003)																																						
DVDレコーダ	—	22.4% (2004→2008) 地デジ非対応 20.5% (2006→2010) 地デジ対応																																					
電子計算機 (大型計算機を除く)	69.0% (2001→2007)																																						
出典: 世界最高の省エネルギー機器の創出に向け(日本のトップランナー基準)改訂2007年																																							

削減見込みの推計(内訳)

①資料番号	—																																															
②取組方針	—																																															
	地球温暖化対策計画書制度の強化 未利用エネルギーの利用 横浜グリーンバレー																																															
③削減見込み (t-CO ₂)	5年間の取組による効果	中期的な取組の効果	長期的な取組の効果																																													
	a	b	c																																													
	2013年度	2025年度	2050年度																																													
	—	— 2020年度(—)	—																																													
④見込みの前提 ロードマップに掲げる施策のうち、現時点において事業量を明示することができる等により、平成25(2013)年度における削減見込みの算出が可能な施策について示す。																																																
⑤排出量の削減見込み量の算定根拠・詳細(内訳等)説明																																																
<p><地球温暖化対策計画書制度の強化> 平成25年度削減見込(民生業務):業務部門総排出量×省エネ率(*1)×カバー率(*2)×3年(制度改正後3年間平成23~25年度) $3142 \text{千t-CO}_2 \times 0.01 \times 0.5 \times 3 \div 47,000 \text{(t-CO}_2)$ *1:制度運用により総量で前年比1%削減を期待(省エネ法:エネルギー原単位あたり前年比1%削減) *2:カバー率(総排出量に対する対象事業所からの排出割合)50% 平成25年度削減見込(産業):産業部門総排出量×省エネ率(*1)×カバー率(*2)×3年(制度改正後3年間平成23~25年度) $2822 \text{千t-CO}_2 \times 0.01 \times 0.775 \times 3 \div 66,000 \text{(t-CO}_2)$ *1:制度運用により総量で前年比1%削減を期待(省エネ法:エネルギー原単位あたり前年比1%削減) *2:カバー率(総排出量に対する対象事業所からの排出割合)77.5%</p> <p><未利用エネルギーの利用> 全小学校使用済食用油をバイオディーゼル燃料化した場合のCO₂削減効果 $0.739(*1) \times (44/12) \times 200(*2) \div 542 \text{t-CO}_2$ *1:[A重油排出係数(0.0189(t-C/GJ))]×39.1(GJ/KL) *2:全小学校使用済食用油</p> <p><横浜グリーンバレー></p>																																																
<p>■横浜グリーンバレー (千t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>計</th> <th>~2025年</th> <th>~2050年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バイオマス</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>152</td> <td>465</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電</td> <td>0.44</td> <td>0.44</td> <td>0.44</td> <td>0.44</td> <td>0.44</td> <td>2.2</td> <td>95.8</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>風力発電</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>3.9</td> <td>26.7</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0.44</td> <td>0.44</td> <td>1.74</td> <td>1.74</td> <td>3.74</td> <td>8.1</td> <td>274.5</td> <td>1,618</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:横浜グリーンバレー全体構想検討委託報告書</p>					1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	~2025年	~2050年	バイオマス	—	—	—	—	2.0	2.0	152	465	太陽光発電	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	2.2	95.8	1,020	風力発電	—	—	1.3	1.3	1.3	3.9	26.7	133	計	0.44	0.44	1.74	1.74	3.74	8.1	274.5	1,618
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	~2025年	~2050年																																								
バイオマス	—	—	—	—	2.0	2.0	152	465																																								
太陽光発電	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	2.2	95.8	1,020																																								
風力発電	—	—	1.3	1.3	1.3	3.9	26.7	133																																								
計	0.44	0.44	1.74	1.74	3.74	8.1	274.5	1,618																																								

削減見込みの推計(内訳)

①資料番号	—																																																										
②取組方針	—																																																										
	省エネ・再エネ機器導入モデル事業の実施																																																										
③削減見込み (t-CO ₂)	5年間の取組による効果	中期的な取組の効果	長期的な取組の効果																																																								
	a	b	c																																																								
	2013年度	2025年度	2050年度																																																								
	—	— 2020年度(—)	—																																																								
④見込みの前提 ロードマップに掲げる施策のうち、現時点において事業量を明示することができる等により、平成25(2013)年度における削減見込みの算出が可能な施策について示す。																																																											
⑤排出量の削減見込み量の算定根拠・詳細(内訳等)説明																																																											
<p><省エネ・再エネ機器導入モデル事業の実施> 市内の街灯など照明機器類約26万灯を更新時にすべて高効率化を図る。</p> <p>■街灯類の導入に向けての導入方針</p> <p>○照明の更新は省エネルギー効果が最大となる方式を選定する 白熱電球→ハロゲンランプ、電球型蛍光灯、Hfコンパクト形蛍光灯、LED照明 蛍光灯→Hf直管型・環型蛍光灯、LED照明 水銀灯→メタルハライドランプ、セラミックメタルハライドランプ、ナトリウムランプ →無電極放電ランプ、LED照明</p> <p>※試算上では、結果的に、ほぼ9割がLEDへ移行することとなった。価格は平成20年度カタログ価格による。</p>																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局</th> <th>用途</th> <th>本数(本)</th> <th>消費電力量(kWh)</th> <th>省エネ可能量(kWh)</th> <th>省エネ率(%)</th> <th>改修費用(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全管理局</td> <td>防犯照明</td> <td>173,613</td> <td>22,734,860</td> <td>6,098,613</td> <td>26.8</td> <td>14,029,792,400</td> </tr> <tr> <td>道路局</td> <td>道路照明</td> <td>58,756</td> <td>55,091,465</td> <td>19,843,253</td> <td>36.0</td> <td>19,673,889,800</td> </tr> <tr> <td>環境創造局</td> <td>公園照明</td> <td>13,639</td> <td>11,636,268</td> <td>7,095,415</td> <td>61.0</td> <td>4,774,704,860</td> </tr> <tr> <td>経済観光局</td> <td>商店街照明</td> <td>9,000</td> <td>4,367,513</td> <td>2,894,745</td> <td>66.3</td> <td>1,709,263,764</td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td>港湾照明</td> <td>4,376</td> <td>5,857,592</td> <td>725,323</td> <td>12.4</td> <td>186,754,950</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>259,384</td> <td>99,687,698</td> <td>36,657,349</td> <td>36.8</td> <td>40,374,405,774</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計算式】; 36,657,349kWh×0.425=15,579t-CO₂/年→10年間で実施予定 2013年時点では、15,579÷2=7,800t</p>				所管局	用途	本数(本)	消費電力量(kWh)	省エネ可能量(kWh)	省エネ率(%)	改修費用(円)	安全管理局	防犯照明	173,613	22,734,860	6,098,613	26.8	14,029,792,400	道路局	道路照明	58,756	55,091,465	19,843,253	36.0	19,673,889,800	環境創造局	公園照明	13,639	11,636,268	7,095,415	61.0	4,774,704,860	経済観光局	商店街照明	9,000	4,367,513	2,894,745	66.3	1,709,263,764	港湾局	港湾照明	4,376	5,857,592	725,323	12.4	186,754,950	計		259,384	99,687,698	36,657,349	36.8	40,374,405,774							
所管局	用途	本数(本)	消費電力量(kWh)	省エネ可能量(kWh)	省エネ率(%)	改修費用(円)																																																					
安全管理局	防犯照明	173,613	22,734,860	6,098,613	26.8	14,029,792,400																																																					
道路局	道路照明	58,756	55,091,465	19,843,253	36.0	19,673,889,800																																																					
環境創造局	公園照明	13,639	11,636,268	7,095,415	61.0	4,774,704,860																																																					
経済観光局	商店街照明	9,000	4,367,513	2,894,745	66.3	1,709,263,764																																																					
港湾局	港湾照明	4,376	5,857,592	725,323	12.4	186,754,950																																																					
計		259,384	99,687,698	36,657,349	36.8	40,374,405,774																																																					
<p>保育園、スポーツセンター、消防署・出張所など約200施設へ給湯機器類の高効率化及び太陽熱設備を導入。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">省エネ機器 導入(円)</th> <th colspan="2">省エネ機器導入による</th> <th rowspan="2">新エネ機器導入 (円)</th> <th colspan="2">新エネ機器導入による</th> <th colspan="2">省エネ・新エネ機器導入による</th> <th rowspan="2">合計(円)</th> </tr> <tr> <th>省エネ量(m³)</th> <th>省エネ率(%)</th> <th>省エネ量(m³)</th> <th>省エネ率(%)</th> <th>省エネ量(m³)</th> <th>省エネ率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツセンター</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>93,362,800</td> <td>32,228</td> <td>16.5%</td> <td>32,228</td> <td>16.5%</td> <td>93,362,800</td> </tr> <tr> <td>保育園</td> <td>54,965,200</td> <td>7,882</td> <td>5.1%</td> <td>95,169,900</td> <td>23,275</td> <td>15.0%</td> <td>31,157</td> <td>20.1%</td> <td>150,135,100</td> </tr> <tr> <td>消防署・消防出張所</td> <td>22,870,800</td> <td>4,981</td> <td>3.6%</td> <td>74,484,000</td> <td>19,608</td> <td>14.0%</td> <td>24,589</td> <td>17.5%</td> <td>97,354,800</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>77,836,000</td> <td>12,863</td> <td>2.6%</td> <td>263,016,700</td> <td>75,111</td> <td>15.3%</td> <td>87,974</td> <td>17.9%</td> <td>340,852,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計算式】 87,974m³×2.21=194.4t→5年間で実施</p>					省エネ機器 導入(円)	省エネ機器導入による		新エネ機器導入 (円)	新エネ機器導入による		省エネ・新エネ機器導入による		合計(円)	省エネ量(m ³)	省エネ率(%)	省エネ量(m ³)	省エネ率(%)	省エネ量(m ³)	省エネ率(%)	スポーツセンター	0	0	0.0%	93,362,800	32,228	16.5%	32,228	16.5%	93,362,800	保育園	54,965,200	7,882	5.1%	95,169,900	23,275	15.0%	31,157	20.1%	150,135,100	消防署・消防出張所	22,870,800	4,981	3.6%	74,484,000	19,608	14.0%	24,589	17.5%	97,354,800	合計	77,836,000	12,863	2.6%	263,016,700	75,111	15.3%	87,974	17.9%	340,852,700
	省エネ機器 導入(円)	省エネ機器導入による				新エネ機器導入 (円)	新エネ機器導入による		省エネ・新エネ機器導入による		合計(円)																																																
		省エネ量(m ³)	省エネ率(%)	省エネ量(m ³)	省エネ率(%)		省エネ量(m ³)	省エネ率(%)																																																			
スポーツセンター	0	0	0.0%	93,362,800	32,228	16.5%	32,228	16.5%	93,362,800																																																		
保育園	54,965,200	7,882	5.1%	95,169,900	23,275	15.0%	31,157	20.1%	150,135,100																																																		
消防署・消防出張所	22,870,800	4,981	3.6%	74,484,000	19,608	14.0%	24,589	17.5%	97,354,800																																																		
合計	77,836,000	12,863	2.6%	263,016,700	75,111	15.3%	87,974	17.9%	340,852,700																																																		

削減見込みの推計(内訳)

①資料番号	—		
②取組方針	—		
	再生可能エネルギー10倍		
③削減見込み (t-CO ₂)	5年間の取組による効果	中期的な取組の効果	長期的な取組の効果
	a	b	c
	2013年度	2025年度	2050年度
	約36万トン	約133万トン 2020年度(約93万トン)	-
④見込みの前提(太陽エネルギーについて)			
(1)経済的手法 強力な経済的手法の導入により、太陽光発電設備等の導入に係る投資回収年数が10年となることを想定(例えば、固定価格買取制度、設置時補助の拡充、その他(金融支援や税制等)。併せて地域に密着した普及促進など)→これにより30%導入と設定			
(2)公共施設等への最大限の導入 公共施設等への導入が加速され、太陽光発電等が原則設置可能箇所全てに導入されることを想定(例えば、公共施設への固定価格買取制度の適用など経済的支援策の拡充、市役所における計画的導入、率先導入を支える組織の設立など)			
(3)規制的手法 経済的手法による適切な支援があることを前提に可能なものは新築時導入義務付け→これにより新築60%導入と設定			
⑤排出量の削減見込み量の算定根拠・詳細(内訳等)説明 再生可能エネルギーの拡大には様々なケースを想定したシミュレーションが考えられる。以下は、このうち10倍化に達するケースの試算例である。			
(1)エネルギー別の内訳 太陽エネルギー:66%(光49%、熱17%) バイオマス:11% その他(風力、温度差、小水力、自動車):23%			
(2)計算における設定条件 太陽エネルギーが中心となるが、本市で利用可能性の高い以下のものについて設定した。			
(ア)太陽エネルギー 太陽光を基本とし、熱需要の高い建築には太陽熱も併用する。			
<u>太陽光(2025時点)</u> 戸建住宅:46%(7000~11000戸/年程度の導入速度) 集合住宅:21% 業務ビル:58%			
<u>太陽熱(2025時点)</u> 戸建住宅:46%(7000~11000戸/年程度の導入速度) 集合住宅:12%			
(イ)バイオマス 現状での有機廃棄物及び下水汚泥のエネルギー利用量をベースとし、発電や熱利用の利用効率の向上を仮定(下水汚泥:1.36倍、有機廃棄物:5年毎に10%効率向上)。また、市内木質バイオマスの活用も想定。			
(ウ)その他のエネルギー 風力発電は、2000kW級を11基分。 温度差エネルギーは、工場廃熱で20%、下水で10%利用(合計722TJ)。 小水力発電は、全利用可能箇所6箇所分。 自動車では、バイオ燃料の利用拡大を想定(2025年にE10が50%に導入)。			
(注)シミュレーションは、現時点で得られたデータを基に大まかな仮定を置いて算出したものであり、必要に応じて更新される。			

①資料番号	1		
②取組方針	新築住宅・建物対策		
③環境モデル都市参照	1-(a) 住宅から排出されるCO2の着実な削減		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	家庭部門全体 213万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	家庭部門全体 341万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1) CASBEE横浜の届出義務対象拡大 平成20年度に「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の施行規則を改正することにより、「CASBEE横浜」を用いて作成した「建築物環境配慮計画」の届出を課す対象を、現在の床面積5,000㎡を超える建築主から、同2,000㎡以上に変更することで、横浜市建築物環境配慮制度の適用規模を拡大する。(2,000㎡以上の建築物は省エネ措置を初め、環境に配慮した建築となる)。 基準変更のための条例改正とその周知、庁内業務体制の見直し等において横浜市が中心的な主体となるが、評価員となる市内建築士の養成(講習会の実施)等に関しては、関係団体との調整も求められる。</p> <p>(2) 広告時の評価結果公表義務化 上記「生活環境条例」の改正により、マンション等の特定建築物の広告時に、CASBEE横浜による自己評価結果について公表することを義務付けることで、市民等が環境に配慮した建築物を選択する際の資料を提供する。横浜市が中心的な主体となるが、関係団体との調整も要する。</p> <p>(3) CASBEEすまい(戸建)の導入 CASBEE横浜の戸建住宅版である「CASBEEすまい(戸建)」を導入することで、市民による環境配慮住宅の建築を誘導する。制度導入や市民への普及啓発等において横浜市が中心的な主体となるが、評価員講習会の実施や在来工法(地場工務店)への普及等に関しては、関係団体との調整も要する。</p> <p>(4) 省エネ住宅・建物の普及 省エネ住宅・建物の評価費用に対する助成や税等の軽減により、高性能省エネ・長寿命住宅・建物の普及を図る。併せて、建築費用等に対する低利融資の仕組みも整えることで、市民等による環境に配慮した住宅・建物の建築を誘導する。助成、税等の軽減については、横浜市が中心的な主体となるが、低利融資の仕組みについては、金融機関等との連携が必要である。</p>			

⑥スケジュール	
21年度 ～25年度	(1) 制度改正周知、業務体制見直し、評価員養成、関係団体調整 (2) 制度改正周知、業務体制見直し、関係団体調整 (3) 評価員養成、在来工法への普及 (4) 税等の軽減による誘導策検討、低利融資実施調整 (1) 対象拡大 (2) 公表義務化 (3) 市民への普及啓発 (4) 低利融資実施 (4) 税等の軽減による誘導策実施 (3) 導入(CASBEEすまいの普及啓発も継続)
26年度以降	
⑦取組の前提	
■「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法) ・床面積2,000㎡以上の建築物を新築する際等において、省エネ措置の届出を義務付け ・平成21(2009)年度に施行が想定される改正により、基準が300㎡以上となり、適用対象が拡大 ■マンション ・最近の着工数 26,254戸/年(住宅着工統計H13～H17平均) ■戸建て ・最近の着工数 14,372戸/年(住宅着工統計H13～H17平均)	
⑧排出量の削減試算量の算定根拠	
参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。	

①資料番号	2		
②取組方針	既存住宅対策		
③環境モデル都市参照	1-(a) 住宅から排出されるCO ₂ の着実な削減		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	家庭部門全体 213万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	家庭部門全体 341万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)脱温暖化リノベーション手法の開発・実施</p> <p>主に昭和40～50年代に開発された中古集合住宅のリノベーションにあたり、脱温暖化の視点からの取組・対応策を実施する。基本的な方向性として、持続可能性を目標としたまちづくり・社会づくりのコンセプトであるエコヴィレッジの考え方を導入し、環境配慮はもとより、コミュニティの形成・再生、福祉施策、防災対策等の視点から、中古集合住宅のリノベーションを図る。</p> <p>取組手法としては、市内に存在する中古集合住宅の一つ又は複数モデルを設定し、パイロット事業を推進していくことが想定される。主体は横浜市のほか、自治会、管理組合、エコヴィレッジ関係の専門家等が考えられる。リノベーション効果の検証を踏まえ、平成26年度以降は他地域への展開を想定する。</p> <p>実施に当たっては、場所の選定や物件保有機関(管理組合等)の理解、住民の合意形成、リノベーション費用の調達等が課題となる。</p>			
<p>(2)エコリフォームの推進</p> <p>既存の住宅に対する取組の中で、比較的手軽に取り組むことができるエコリフォームを積極的にPRする。住宅フェアや住宅展示場等と協力してセミナーを開催するなど、新たに住宅は建築しないものの、「住まい」における脱温暖化の取組メニューを示すことで行動につなげる。</p>			
⑥スケジュール			
21年度～25年度	<p>(1)実施候補地の庁内検討</p> <p>(2)引き続きエコリフォームセミナーの開催</p> <p>(1)実施候補地の決定→自治会及び管理組合等との事前調整</p> <p>(2)工務店等住宅の供給側への講習会等の実施</p> <p>(1)手法検討会の設置(パイロット事業の開始;自治会、管理組合等における合意形成取組開始)</p> <p>※勉強会の実施から構想案及び基本計画の策定まで</p> <p>(1)基本計画の内容周知・資金調達</p> <p>実施設計及び現場工事の開始</p> <p>(1)現場工事の全部又は一部完了</p> <p>リノベーション効果の検証(パイロット事業の完了)</p>		
26年度以降	パイロット事業の他地域への展開		

⑦取組の前提

■横浜市内の建て方別住宅状況(平成15年住宅・土地統計調査より)

一戸建 507,240戸
長屋建 31,040戸
共同住宅 832,320戸
その他 4,390戸
総数 1,374,990戸

■実施候補地の想定例

若葉台団地(旭区):昭和50(1975)年に県住宅供給公社により開発された分譲・賃貸集合住宅。現在の人口は約16,000人。高齢化が進んでいるが、レジ袋を受け取らない取組を徹底して行うなど、地域の結束力が強い。コミュニティのまとまりを活かした合意形成が比較的円滑に進む素地があると考えられる。

■増改築・改装等の工事件数:323,629件(全国、平成18(2006)年度)

横浜市の全国に占める世帯数の割合は、1,443,350/49,062,530=0.029 約3%(平成17(2005)年度)
以上をもとに推計:横浜市内の件数;9,700件

■リフォームセミナーの開催:住宅展示場で2回予定(平成20(2008)年度)

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	3		
②取組方針	高効率住宅機器の普及		
③環境モデル都市参照	1-(a) 住宅から排出されるCO ₂ の着実な削減		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	家庭部門全体 213万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	家庭部門全体 341万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1) 高効率給湯器・照明(LED照明)及び家庭用燃料電池の普及</p> <p>住宅の新築・改築に際し、高効率給湯器、高効率照明(LED照明)及び家庭用燃料電池といった高効率住宅機器が導入されるよう誘導する。誘導策としては、各種広報・イベント等を活用したキャンペーンの展開のほか、設置インセンティブの実施等が考えられる。導入に係る費用助成のほか、高効率住宅機器を供給する事業者や活用する住宅メーカーに対し、市に提出する「地球温暖化対策計画書」の特記事項として機器の販売・導入数及びそれに伴うCO₂削減効果の記載を認めるなど。</p> <p>施策の実施にあたっては、横浜市が主体となるほか、高効率住宅機器を供給する事業者や住宅メーカー等との協力が必要。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～25年度	キャンペーン展開(機器供給事業者、住宅メーカー等との連携)、設置インセンティブの検討 設置インセンティブの導入		
26年度以降			

⑦取組の前提

■高効率給湯器

- ・家庭におけるエネルギー消費の約3割が給湯に伴うもの
- ・CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート):燃焼式給湯器比で約30%の省エネ
- ・潜熱回収給湯器(エコジョーズ):燃焼式給湯器比で約15%の省エネ
- ・ガスエンジン給湯器(エコウィル):建物全体で約10%の省エネ
(以上、「NEW! 家庭の省エネ大辞典」(財団法人省エネルギーセンター)より)

■高効率照明(LED照明)

- ・高効率照明は、白熱電球の1/5、電球形蛍光灯の4/5の消費電力
(「京都議定書 目標達成計画」より)

■家庭用燃料電池

- ・火力発電+燃焼式給湯器の仕組みに比べ、約45%のCO₂排出削減効果
(東京ガス パンフレットより)

■横浜市地球温暖化対策地域推進計画では、高効率給湯器と高効率照明の設置により、1世帯当たり年間1.2t-CO₂の削減を見込んでいる

■横浜市脱温暖化行動方針の試算では、高効率給湯器と高効率照明の平成35(2025)年時点の普及率はそれぞれ20%と想定している

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	4		
②取組方針	省エネ家電の普及		
③環境モデル都市参照	1-(a) 住宅から排出されるCO ₂ の着実な削減		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	家庭部門全体 213万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	家庭部門全体 341万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)家電の買換え誘導</p> <p>・省エネ性能に優れた製品へ買い換えを促進しCO₂削減を図るため、平成20年度は、既の実施している脱温暖化普及啓発の一環として実施(パンフレットへの記載等)するとともに、買い換えを誘導するために、買い換えがCO₂の排出削減及びLCAの観点から有効であることを示す客観的なデータを整備する。平成21(2009)年度以降は、平成20(2008)年度に整備した客観的なデータを活用したキャンペーンを展開する。さらに、買い換えにより削減されたCO₂量をポイント化するなど、環境ポイント制度を組み合わせた効果的な普及促進を検討・実施する。</p> <p>・平成21(2009)年度以降の実施主体:キャンペーンをはじめとする普及啓発を、地球温暖化対策事業本部、地球温暖化対策防止活動推進センター、各区の推進組織と連携して実施する。</p> <p>(2)低効率家電の販売ゼロ化</p> <p>・平成20(2008)年度の実施内容:キャンペーンなどの普及啓発。</p> <p>・平成21(2009)年度以降の実施内容:省エネラベリング制度の導入。業界への販売自粛要請。販売規制の導入検討。</p> <p>・市民が家電製品購入時に必ず省エネ型が選択されるよう、非省エネ家電の市内での販売ゼロ化を目指す。</p> <p>・取組主体:キャンペーン等の啓発については、地球温暖化防止活動推進センターを中心に実施。業界との調整については、事業本部中心に実施。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～25年度	<p>(1)地球温暖化防止活動推進センターやYESとの連携など、脱温暖化の取組メニューの一つとして様々な手法を組み合わせたキャンペーン等による普及啓発を実施。環境ポイントの連携方策の検討。</p> <p>(2)省エネラベリング制度の導入検討。業界との調整開始。</p> <p>(1)環境ポイントと連携した省エネ家電の普及方策の実施。</p> <p>(2)省エネラベリング制度の導入及び義務化を視野に入れた検討。業界との調整。</p> <p>(2)省エネラベリング制度の義務化。販売自粛要請及び販売規制の導入検討。</p> <p>(2)販売規制の導入</p>		
26年度以降	家電製品の適正な寿命サイクル(使用期間)を提示し、多くの市民がその期間に基づく家電製品の使用を目指す。		

⑦取組の前提

■現在の取組

地球温暖化対策推進協議会との協働事業により、地域学習会29回・676人、学校出前講座18回・986人、各種イベントにおける普及啓発14回・3300人、公開セミナー2回・380人実施し、これらの中で普及啓発を行っている(回数・人数は平成19(2007)年度実績)。

■家電の買い換えによる削減効果の考え方

- ・製品ごとの平均使用年数:エアコン;13.9年、テレビ;12.5年、冷蔵庫;14.5年(平成15(2003)年時点、経済産業省資料)
- ・製品の種別ごとの省エネ性能の上昇度合い
- ・啓発の効果(買い換えの結果選択する製品の省エネ度合い)

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	5		
②取組方針	エネルギーマネジメントの普及		
③環境モデル都市参照	1-(a) 住宅から排出されるCO ₂ の着実な削減		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	家庭部門全体 213万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	家庭部門全体 341万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1) 省エネナビの普及</p> <p>家庭での電気の使用量及びそれに伴うCO₂排出量をリアルタイムに表示する「省エネナビ」の各家庭での設置を普及促進する。平成20(2008)年度から、市民参加のモデル事業を通じての周知・体験を進めているが、各種広報・イベント等を活用したキャンペーンの展開のほか、導入時の費用助成等、設置インセンティブの導入や、住宅新築時の設置標準化等を進める。平成19(2007)年度の「エコハマ省エネチャレンジプロジェクト」、平成20(2008)年度の「エコハマ省エネ実践モデル事業」で、家庭における省エネの取組促進事業を省エネナビを活用して実施した。平成19(2007)年度は参加世帯平均で約15.4%の削減結果を得ている。</p> <p>横浜市が取組推進の中心的な主体となるが、新築時の設置標準化にあたっては、住宅メーカー等との事前調整が必要となる。</p> <p>省エネナビにより、家電等の利用によるエネルギー消費量やCO₂排出量を常時計測することが可能になることで、市民が一層の省エネ・省CO₂に配慮した生活行動をとる際の指針・弾みとなる効果が期待される。</p> <p>(2) HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)の普及</p> <p>住宅内のエネルギー消費機器をネットワーク化し、自動制御等を行うHEMSの各家庭での設置を普及促進する。各種広報・イベント等を活用したキャンペーンの展開のほか、導入時の費用助成等、設置インセンティブの導入等が考えられる。</p> <p>横浜市が取組推進の中心的な主体となるが、必要に応じてHEMSの供給事業者との連携も想定される。</p> <p>HEMSにより、家電等の利用によるエネルギー消費量が最適化されるなど、省エネ・省CO₂生活が恒常的・網羅的に実現することが期待される。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～25年度	(1)、(2) キャンペーン展開、設置インセンティブ検討		
	(1)、(2) 設置インセンティブの導入		
	(1) 設置標準化		
26年度以降			

⑦取組の前提

■エコハマ省エネチャレンジプロジェクト

平成20(2008)年2～3月に、港南区を中心とした134世帯の協力で、省エネナビや環境家計簿を活用しながら、家庭でできる身近な取組によるCO₂削減効果を検証した。平均で15.4%のCO₂削減効果を確認できた。

■エコハマ省エネ実践モデル事業

「エコハマ省エネチャレンジプロジェクト」の結果等を踏まえ、市内の自治会町内会計数千世帯に環境家計簿等を活用した省エネの取組を実践してもらう事業。省エネナビやエコドライブを促す燃費マネージャーといった機器を利用する。平成20(2008)年12月から3か月の期間で実施予定。

■横浜市地球温暖化対策地域推進計画では、省エネナビ及びホームエネルギーマネジメントシステムの普及により、1世帯当たり年間0.3t-CO₂の削減を見込んでいる

■横浜市脱温暖化行動方針の試算では、エネルギーマネジメントの平成35(2025)年時点の普及率は50%と想定している

■新築住宅数

〈マンション〉

・最近の着工数 26,254戸／年(住宅着工統計平成13(2001)年～平成17(2005)年平均)

〈戸建て〉

・最近の着工数 14,372戸／年(住宅着工統計平成13(2001)年～平成17(2005)年平均)

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	6		
②取組方針	市民の生活様式の転換		
③環境モデル都市参照	1-(c)市民主導で「横浜環境ポイント制度」創設		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	家庭部門全体 213万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	家庭部門全体 341万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>「脱温暖化都市ヨコハマ」を目指すために、市民の省エネルギーの取組が徹底され、無駄の少ないライフスタイルになっている必要がある。そのために、生活の基盤となる価値観を低炭素型に変革していく必要がある。そのための具体的な下記の取組を実施していく。</p>			
<p>(1)環境ポイント事業の導入 環境行動のきっかけづくりや地域経済の活性化を促進するため、「環境ポイント」を全市で展開する。平成20(2008)年度は制度の検討を行い、平成21(2009)年度以降は、Y150イベントの機会を捉え、多くの市民が参加できる実証実験を実施する。以降、一部区域で実施開始し、段階的に市内全域に拡大する。</p>			
<p>(2)横浜市地球温暖化防止活動推進センターの指定 「横浜市地球温暖化防止活動推進センター(仮称)」を指定し、横浜市の普及啓発の実施・各種支援、脱温暖化の取組・事業等を市民・事業者・行政と連携して実施する。平成20(2008)年度は、地球温暖化防止活動推進センターの組織・機能等の検討を行い、21年度に指定を行い、効果的・効率的な脱温暖化の普及啓発や各種支援を開始する。</p>			
<p>(3)ヨコハマ・エコ・スクール(YES)の開設 ・市民が求める環境情報と環境関連学習の提供、各活動主体の活動のネットワーク化、リーダーとなり得る人材である温暖化対策アドバイザー等の育成をねらいとし、ヨコハマ・エコ・スクール(YES)を開設し取組を進める。平成20(2008)年度は、実施内容と概念の整理を行い、まずはプレ開校イベント(講座)を実施する。平成21(2009)年度以降は、連携メニューの発掘とプログラム化、各種主体との連携方策を拡大しながら、この取組を拡大して実施していく。また、温暖化対策アドバイザー等の脱温暖化リーダーの養成、情報提供サイトの充実化を進めるとともに、環境意識啓発や情報発信の場の設置に対する支援も行っていく。 ・実施については地球温暖化防止活動推進センターが事務局機能を担い、各種コーディネーターや情報提供サイトの管理を実施する。</p>			
<p>(4)環境に配慮した消費行動・省エネ行動の推進 ・二酸化炭素の排出削減に資する生活実践の大きな要素となる消費・購買段階の環境配慮行動や毎日の生活における省エネ行動・G30行動を一層推進する。平成20(2008)年度は、普及啓発事業の中で電球形蛍光灯の普及促進、グリーン購入の普及、省エネ実践モデル事業の実施、G30行動の一層の推進を行う。平成21(2009)年度以降は電球形蛍光灯の買換促進キャンペーンの実施、グリーン購入ネットワークの地域ネットワークの設立など、平成20(2008)年度の取組を一層拡大させるための大規模なキャンペーンや組織づくりを行う。また、省エネ実践事業を拡大して家庭における二酸化炭素の排出削減行動を拡大するとともに、引き続きG30の推進により、市民力の更なる発揮を図る。 ・実施にあたっては、地球温暖化対策事業本部、関連局区、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策推進協議会、区の推進組織等が連携して取組を進める。</p>			
<p>(5)1区1ゼロカーボンプロジェクト 18行政区それぞれが、市民一人ひとりにとっての身近な生活圈・地域として脱温暖化を加速するにあたって、各区の特色を踏まえた「1区1ゼロカーボンプロジェクト」を実施する。具体的には、「市民・事業者との協働が、取組に不可欠な要素となっている」「取組が区域全体に幅広く及んでいるか、特定地域の取組がモデルとして他地域に波及・展開する環境が整っている(又は整いつつある)」「取組による温室効果ガスの削減効果を、直接的又は間接的に検証できる」の3要素を兼ね備えた、区の特色を活かした事業・プロジェクトを実施する。 事業実施にあたっては、地域住民・事業者等で構成する地球温暖化対策の推進組織(全区に設置予定)との連携に努めることで、より地域密着型・地域主体型の取組としていく。</p>			

⑥スケジュール	
21年度 ～25年度	<p>(1)Y150における実証実験の実施。(2)センターを指定し、普及啓発・各種事業を開始。(3)事業を実施していく中で、連携メニューの拡大や脱温暖化リーダー養成(目標1000人)等、具体的な事業を開始。(4)各主体や業界との連携、環境ポイントとの連携について検討。引き続き、各種キャンペーン等において普及啓発を実施。省エネ実践については、モデル事業の成果を踏まえた実効ある取組の実施。環境に配慮したライフスタイル(ロハスなライフスタイル)の定着を図るための仕組みづくりの検討(5)取組開始</p> <p>(1)一部区域で実施。その後、段階的に市内全域に拡大。(2)(3)普及啓発メニューの拡大。各主体との連携拡充。脱温暖化リーダー200人養成(単年度200人、平成25(2013)年度までに1000人目標)。(4)ロハスなライフスタイルの定着を図るための仕組みづくりの推進。(5)連携モデルの構築・拡大。</p> <p>(1)段階的に市内全域に拡大。(2)各主体との連携拡充。取組の充実化。(5)脱温暖化リーダーを活用した区ごとの取組実施。</p>
26年度以降	地球温暖化防止活動推進センターを核として、YESを冠とした様々な主体による普及啓発イベント・講座・人材の育成プログラムが実施されていて、養成された脱温暖化リーダーが次代のリーダーを養成するサイクルが成り立っている。
⑦取組の前提	
<p>■現在の取組 地球温暖化対策推進協議会との協働事業により、地域学習会29回・676人、学校出前講座18回・986人、各種イベントにおける普及啓発14回・3300人、公開セミナー2回・380人実施し、これらの中で普及啓発を行っている(回数・人数は平成19(2007)年度実績)。</p> <p>■地球温暖化対策推進協議会 市民・事業者・NPO・行政等が参加している脱温暖化のための普及啓発を実施する任意団体。平成18(2006)年10月に発足。現在会員数165(個人100、事業者52、団体12、賛助1)。</p> <p>■区における地球温暖化対策の推進組織 ・平成20(2008)年11月現在、15区で設置 ・主に、連合自治会町内会長、地縁に基づく各種活動団体の長、商店街連合会長、地域企業の代表者、市民活動団体代表、学校長、官公署の長などからなることが多い。</p>	
⑧排出量の削減試算量の算定根拠	
参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。	

①資料番号	7		
②取組方針	事業者の省エネ対策		
③環境モデル都市参照			
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	事業部門全体 113万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	事業部門全体 203万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>市内事業者の省エネ活動の促進するため、制度強化、各種支援を行う。また、省エネ対策を推進するため、主な施策として、次の施策を実施する。</p> <p>(1)地球温暖化対策計画書制度の強化 事業者の排出量削減義務付けも視野に入れて、今後、制度の改正を検討していく。 温室効果ガス排出量の多い大規模事業所の自主的な取組を更に促していくため、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく「地球温暖化対策計画書制度」(排出量の多い事業者に温暖化対策計画書と実施報告書の作成と公表を義務づけている)を強化し、実効性の確保、対象者の拡大を行う。(制度改正後3年間で、産業・業務部門の対象事業所から排出される全排出量の3%削減を目指す) また、事業者の削減取組を促す先進的な仕組みや、省エネ行動表彰制度、環境価値活用の導入に向けた検討を行う。それらに加えて、削減を義務付ける制度の導入などの検討を行っていく。</p> <p>(2)中小企業の省エネ支援 温室効果ガス排出量の削減をはじめとする中小企業の環境配慮取組を促進するため、各種助言制度、融資制度の既存の制度拡充により、中小企業の省エネ取組を支援し、中小企業の環境・エネルギーマネジメントシステムの導入促進を行う。 また、地域冷暖房や建物間エネルギー融通等のエネルギーの面的利用を実施する事業者への支援や導入促進を行う。なお、新規に相談窓口を設置し、支援体制を強化。さらに地球温暖化対策計画書制度で任意に提出できる制度を新設し、提出した事業者に対する支援を行う。 ・助言制度:無料省エネ診断の実施、「省エネアドバイザー」による省エネアドバイス(既存) ・融資制度:企業価値向上資金(環境保全)資金による事業者の省エネ設備導入等への優遇的融資、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、KES(Y-ES)等の環境マネジメントシステムを導入した企業、若しくは導入する企業に対する低利融資(既存制度の拡充) ・中小企業の環境・エネルギーマネジメントシステム導入促進: システム構築・運用等の支援を行うコンサルタントの派遣(既存)、支援体制の強化 ・相談窓口の新設 事業者向けの温室効果ガス削減相談などを行う、地域相談窓口機能を、「横浜市地球温暖化防止活動推進センター」に持たせる</p> <p>(3)エコ行動を促進する金融商品の開発 本市では金融機関と協調して、中小企業融資制度を実施し、この中で、「企業価値向上資金(環境保全)」を設け、太陽光発電システムなどの設置事業者に対する政策的融資を行っている。 また、平成19(2007)年3月に策定した「横浜市環境と地域経済の融合推進アクションプラン」の下で、平成22(2010)年度までに重点的に取り組む施策として、「環境に配慮した金融活動の推進」を行っている。これを受けて、環境に配慮した投資行動の促進につながる金融商品の創出などについて、金融機関に協力を求めている。今後も、金融機関と連携しながら、事業者への金融面での支援を行っていく。</p> <p>(4)事業者の先進的取組の支援 市内事業者の先進的取組を本市が積極的に支援。平成20年度では、国土交通省の住宅・建築物省CO₂推進モデル事業に選定された「イーヨーカドー 上大岡店のゼロカーボン・スーパーマーケット改修」の取組を支援。また、事業者の温室効果ガスの先進的削減方策を支援する機能を「温暖化防止活動推進センター」に持たせることを検討。 機能の例:①削減方策の実験地 ②結果を発信する広報発信地 ③持続的推進可能性を高める 時期:平成21(2009)年度 検討 平成22(2010)年度以降 検討状況に合わせて事業開始</p> <p>(5)横浜市地球温暖化防止活動推進センターの活用(家庭部門でも掲載) 「横浜市地球温暖化防止活動推進センター(仮称)」を設置し、横浜市の普及啓発の実施・各種支援、脱温暖化の取組・事業などを市民・事業者・行政と連携して実施する。平成20(2008)年度は、平成21(2009)年度の設置に向け、地球温暖化防止活動推進センターの組織・機能等の検討を行い、効果的・効率的な脱温暖化の普及啓発や各種支援を開始する。 また、事業者向けの温室効果ガス削減相談などを行う、地域相談窓口機能を、同センターに持たせることを検討。事業者と協働での省エネ方針の策定、事業者の技術開発における事業化の支援など、事業者の温室効果ガスの先進的削減方策を支援する機能を同センターに持たせることについても検討していく。</p>			

⑥スケジュール	
21年度 ～25年度	<p>(1) 制度改正周知 (2) 地球温暖化防止活動推進員養成、金融融資制度等既存制度の拡充、環境マネジメントシステム導入支援体制の強化、地域相談窓口機能について検討 (3) 制度融資の拡充検討 (4) (5) 検討</p> <p>(1) 制度運用開始 (2) 既存制度拡充、地域相談窓口業務検討 (3) 制度融資拡充実施 (4) (5) 検討状況により、モデル実施</p> <p>(1) 削減取組評価等誘導策実施 (2) 既存制度拡充、地域相談窓口業務モデル実施 (4) (5) 事業本格開始</p> <p>(1) 省エネ行動表彰制度開始 (2) 制度運用見直し・拡充、地域相談窓口業務実施 (3)～(5) 制度・事業拡充</p> <p>(1) 制度見直し (2) 制度・事業運用発展</p>
26年度以降	(1)～(5) 制度・事業運用発展
⑦取組の前提	
<p>■ 計画書制度 ・ 現行の対象要件: 燃料等を原油換算で年間1500kl以上使用する、あるいは電気を年間600万kWh以上使用する事業所を設置又は管理している者 ・ 制度対象者数: 194事業所(平成20(2008)年3月末現在) ・ 17年度の総排出量は2071万tCO₂。平成14(2002)年度比で7%増。産業部門は4.7%の減。業務部門では4.1%の増。当該制度のカバー率は、産業部門で77.5%、業務部門で25%。</p> <p>■ 中小企業の環境・エネルギーマネジメントシステム導入促進 ・ 環境マネジメントシステムであるISO14001の認証取得支援について、支援企業数は次のとおり。 平成17(2005)年度: 10社、平成18(2006)年度: 10社、平成19(2007)年度: 8社、平成20(2008)年度: 10社(11月現在) ・ 「省エネアドバイザー」による省エネアドバイス(横浜市地球温暖化対策推進協議会事業) 平成19(2007)年度の派遣結果では、派遣先9事業者で計850.1klのエネルギー使用量に対し、計58.8klの削減ポテンシャル(削減率6.9%)有りとの報告が出ました。</p> <p>■ 制度融資「環境保全資金」(融資対象: 公害防止施設設置、低公害車購入、太陽光発電システム設置を行うもの)実績 ・ 平成20(2008)年10月末現在: 1件、710万円 平成19(2007)年度: 4件、2,985万円 平成18(2006)年度: 27件、2億1,861万円 ・ 平成17(2005)年度: 23件、2億4,779万円 平成16(2004)年度: 6件、1億8,009万円 平成15(2003)年度: 11件、3億501万円</p>	
⑧排出量の削減試算量の算定根拠	
参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。	

①資料番号	8		
②取組方針	エネルギー供給情報の把握		
③環境モデル都市参照			
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	事業部門全体 113万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	事業部門全体 203万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)事業者への情報提供依頼 市内に供給されるエネルギーの情報をよりの確に把握できるようにするため、エネルギー供給事業者に対し、市長が情報の提供を求められることができるようにする。平成20年度に条例改正の予定。</p> <p>(2)エネルギー計画制度の創設 エネルギー供給事業者に対し、市内に供給するエネルギーの計画を提出させようとするもの。特に、再生可能エネルギーの供給増加を促す。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～25年度	(2)環境創造審議会での検討 (1)条例施行 (2)導入		
26年度以降			

⑦取組の前提

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	9		
②取組方針	横浜グリーンバレー(環境・エネルギー・ビジネス・技術の拡大)		
③環境モデル都市参照	2-(c)再生可能エネルギー開発の「知」を横浜に集積 2-(d)「横浜グリーンバレー」～横浜臨海部を再生可能エネルギー活用の最先端エリアにする～		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	事業部門全体 113万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	事業部門全体 203万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>環境分野の技術開発、ビジネス拡大により、温暖化対策を促進するため、企業の技術開発支援、市内の技術者ネットワーク構築、環境配慮型商品に関する情報提供促進を進める。</p> <p>(1)SBIRの拡充による事業化支援 横浜市では、市内中小企業の優れた技術力を活用して行政課題の解決を図る「横浜版SBIR(Small Business Innovation Research: 中小企業技術革新制度)」を推進している。その制度を活用し、温暖化対策に資する新技術・新製品開発を促進し、開発成果の事業化を支援することにより、優れた技術による脱温暖化の加速と市内における環境・エネルギー・ビジネスの振興を図ることを目指す。 平成20(2008)年度には、「温暖化対策」を重点テーマに設定し、市内中小企業から研究開発計画の募集を実施、また、温暖化対策技術革新助成(対象経費の2/3以内、限度額2か年5,000万円)を創設し、優れた研究開発への支援に着手した。 今後、優れた開発成果を横浜市が積極的に試用・活用し、市内における脱温暖化を進め、民間や他都市への市場拡大を支援していく。</p> <p>(2)環境・エネルギー技術者ネットワークの構築 業界団体・市内企業・市内大学・サイエンスフロンティア高校等との連携を進める。 時期:平成21(2009)年度仕組みづくり。平成22(2010)年度以降ネットワークモデル運用、実施。</p> <p>(3)事業者から消費者への省エネ・エコ商品情報提供 横浜市は「グリーン購入ネットワーク(GPN)」に加入し、グリーン購入に取り組むとともに、GPN市内会員企業と協力しながら、グリーン購入普及のための活動(学校における「出前講座」開催、講演会等の開催など)を行っています。GPN活動を発展させていくことにより、市内で環境配慮商品(エコ商品)を普及させ、市内企業によるエコ商品開発支援をしていく。 現在、横浜市は、ホームページによって、GPN市内会員の取組をPRしている。平成21(2009)年度には、市内におけるGPN活動を発展させるため、横浜GPNネットワークを設立する。平成22(2010)年度以降は、その活動を発展させ、インターネット利用による情報発信、講演会の開催などより、市民(消費者)への情報提供を積極的に行っていく。</p>			

⑥スケジュール	
21年度 ～25年度	(1) CO-DO30ロードマップ上の新たな技術課題に関する技術開発促進 (2) 仕組みづくり (3) 横浜GPNネットワークを設立し、活動開始 (1) 事業継続、発展 (2) ネットワーク試行運用 (3) 横浜GPNネットワークの活動発展 (2) ネットワーク本格運用 (2) (3) 継続
25年度	
26年度以降	(1) 事業継続、発展 (2) (3) 継続
⑦取組の前提	
<p>■平成20(2008)年度 横浜版SBIR(「温暖化対策技術開発」)取組状況 採択3件、助成金交付予定額 21,533千円</p> <p>■グリーン購入ネットワーク(GPN)市内会員数 約50社(横浜市を含む)</p>	
⑧排出量の削減試算量の算定根拠	
<p>参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。</p>	

①資料番号	10		
②取組方針	カーボン・オフセットの拡大		
③環境モデル都市参照	1-(b)「エコもてなし」で横浜ゼロカーボン生活を発信		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	事業部門全体 113万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	事業部門全体 203万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>横浜への来街者が特別な意識をすることなく、滞在中のCO₂排出量がゼロとなることを目指して、市内で開催される主なイベントについて、カーボン・オフセットの導入を進めていく。</p> <p>(1)横浜市主催のイベントに対するオフセット導入促進 参加者の移動等、イベント開催により発生するCO₂排出量を算定し、削減努力を行った上で、排出量の一部をオフセットする、カーボン・オフセットを横浜市主催のイベントについて導入を進めていく。平成20(2008)年度では、一部のイベントについて、カーボン・オフセットを導入済みであるが、導入の際の課題、実績をもとに、オフセット手法(どのようにオフセットするのか)、オフセット対象範囲(どの部分のCO₂排出量をオフセットするのか)を検討し、導入可能なイベントの種類の洗い出しなどを行い、導入方法等を説明したガイドラインを平成21(2009)年度中に作成する。 平成21(2009)年度以降、導入イベント数を増やしながら、課題検討、実績評価を行っていく。これらの実績を踏まえ、オフセットを必ず導入すべきイベントとオフセット対象範囲を確定していく。導入状況を見ながら、対象イベントや対象範囲を拡大させていく。状況を見ながら、対象イベントや対象範囲を拡大させていく。</p> <p>(2)市施設利用イベント・コンベンションへのオフセット導入支援 横浜市の施設(公共施設等)で開催されるイベント・コンベンションについて、カーボン・オフセット導入を進めていく。 オフセット導入に関する説明資料を作成し、横浜市の施設でイベント・コンベンションを開催する主催者にオフセット導入を依頼していく。 導入実績、導入の際の課題を把握しながら、より効果的な導入方法を検討し、導入手法がある程度確立した時点で、横浜市が開催経費の一部を負担しているイベント・コンベンションについて、オフセット導入を経費負担の条件とすることを検討。その際には、イベント・コンベンション主催者にとって過度の負担にならないよう、十分配慮する。 また、こうした導入実績や効果を検証し、横浜市が後援しているイベント・コンベンションへの導入拡大を検討する。 横浜市の施設以外の施設で開催されるイベント・コンベンションの主催者には、これらの実績と効果を発信していき、市内でオフセットが導入されるイベント・コンベンションの数を増やしていく。 なお、オフセットを普及させるため、首都圏の自治体とも連携した取組を行っていく(平成20(2008)年7月には、八都県市でJリーグの試合を対象に実施。)</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～25年度	<p>(1) オフセット方法、オフセット範囲等を説明したガイドラインを作成し、横浜市主催の一部のイベントで導入試行 (2) オフセット導入方法に関する説明資料を作成し、横浜市の施設で開催されるイベントの主催者に導入を依頼</p> <p>(1) 導入実績をもとに課題検討、実績評価し、効果的な手法を検討 (2) 導入実績、課題をもとに効果的な導入方法を検討</p> <p>(1) オフセットを必ず導入するイベントと、オフセット対象範囲を確定 (2) 導入方法の確立状況により、横浜市が経費の一部を負担しているイベントについて、条件付けを検討</p> <p>(1) 導入イベントの拡大 (2) 横浜市が後援しているイベントへのオフセット導入の拡大を検討</p> <p>(1) 課題の洗い出しとともに、導入効果と費用などにより実績を評価 (2) 導入効果・実績を評価し、導入方法を見直し</p>		
26年度以降	(1) (2)ともオフセット導入イベント、オフセット対象範囲を拡大		

⑦取組の前提

■平成19(2007)年 コンベンション開催件数 645件(うちパシフィコ横浜 323件)
【横浜観光コンベンション・ビューロー年次報告書より】

■平成20(2008)年度 補助金支出対象イベント(経済観光局より補助金支出)

- 1 国際花火大会(7月 山下公園他にて 参加人数:約51万人)
- 2 ヨコハマカーニバル(8月 横浜駅西口にて 参加人数:約10万人)
- 3 ワールドフェスタヨコハマ(10月 山下公園にて 参加人数:約47万人)
- 4 デイワリ・イン・横浜(10月 山下公園にて 参加人数:約10万人)
- 5 新横浜パフォーマンス(11月 新横浜駅、日産スタジアム他にて 参加人数:約40万人)

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	11		
②取組方針	事業者とのパートナーシップの推進		
③環境モデル都市参照	1-(b)「エコもてなし」で横浜ゼロカーボン生活を発信		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	事業部門全体 113万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	事業部門全体 203万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>市民や来街者が、消費行動を通じて環境にやさしいライフスタイルへの転換を進め、実感できるようにするため、事業者とのパートナーシップによるリユース容器・用品の利用拡大等を進めていく。</p> <p>(1) 宿泊施設等における使い捨てアメニティの削減 宿泊施設等のアメニティの有料化または使用しない場合の特典付与等、市内宿泊施設の取組を支援する。また、市内の観光地等でのモデル実施等を検討する。 平成21年度から実態調査を実施し、先行宿泊施設の取組をPRしていく。また、旅行者向けキャンペーンを展開。平成22年度以降も取組を継続し、段階的に拡大していく。</p> <p>(2) 飲食店等におけるリユース容器の利用拡大等 飲食店等で使用されている容器について、使い捨て容器からリユース容器への転換、マイカップ利用促進など、各事業者の取組を支援しながら、市民のライフスタイルの転換を進めていく。 平成20(2008)年度は、対応可能店舗等について調査・把握し、取組内容の調整を行う。 平成21(2009)年度以降、調整のできた内容について、協定の締結等により取組を実施するとともに、新たな対応可能店舗等の調査、取組内容の調整等を行う。</p> <p>(3) 不要なレジ袋等容器包装の削減 各種販売事業者が使用しているレジ袋などの容器包装について、市民等に対するマイバッグ利用などの普及啓発や、事業者に対する発生抑制協力への働きかけ、支援等を通じて、不要なレジ袋等容器包装の削減を促進する。 平成21(2009)年度は、レジ袋の排出実態調査のほか、容器包装に関する市民意識調査を行うとともに、市民・事業者の意見交換の仕組みづくりを行う。 平成22(2010)年度以降、調査結果や市民意見を踏まえて事業者に対して、各事業者の業態に応じた容器包装削減の取組を要請するとともに、削減に取り組む事業者のPRを行うことなどにより、事業者の取組を支援する。 なお、横浜市と各事業者が協定を締結し、各事業者の容器包装の削減等の自主的な取組を支援する「G30エコパートナー協定」についても継続していく。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～25年度	(1) 実態意向調査、キャンペーンの実施 (2) 対応可能店舗等の調査・把握、取組内容の調整、協定によるリユース容器活用等の促進 (3) レジ袋排出実態調査、容器包装に関する市民意識調査、市民・事業者の意見交換の仕組みづくり (1) 先行事例のPR (2) 促進 (3) 事業者に対する行動要請、削減取組事業者PR (3) 継続		
26年度以降	(1) 段階的拡大 (2) 拡大 (3) 段階的拡大		

⑦取組の前提

■市内ホテル軒数(横浜コンベンション・ビューロー調べ)
平成19(2007)年末時点 軒数 68軒 客室数 12,417室 収容人数 13,485名

■「G30エコパートナー」締結実績(平成21(2009)年3月現在)

35社1組合 273店舗

内訳:スーパー(21社 171店舗)

地域生協(1組合 55店舗)

百貨店(5社 6店舗)

コンビニエンスストア(1社 5店舗)

家電専門店(1社 4店舗)

飲食店(6社 21店舗)

食品小売店(1社11店舗)

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	12		
②取組方針	自発的な行動変容・市民との協働		
③環境モデル都市参照	3-(c)-(1) 郊外部における取組: 既存住宅地エリアにおけるモビリティマネジメント・地域交通サポートの推進		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	運輸(交通)部門全体 116万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	運輸(交通)部門全体 221万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)モビリティマネジメント</p> <p>路線バスに代表される地域の公共交通を取り巻く環境は、人口減少社会を迎えますますます厳しくなりゆく中で、低炭素型の交通手段を確保することはもとより、高齢者の交通手段として、将来にわたって安定的に維持していくことが求められている。このため、過度に自動車を利用する「クルマ中心」のライフスタイルから、電車やバスなどの公共交通や、自転車などを適切に利用するライフスタイルへと市民が自発的に行動転換することを目的としたモビリティマネジメントを推進する。</p> <p>具体的には、マイカー利用が比較的多いエリアをモデル地区として設定し、重点的にモビリティマネジメントを進めるとともに、その結果としての交通行動の変化について検証する。対象地域を拡大しながら実践を重ねた上で、住民・企業通勤者などの主体別に効果的な啓発活動を見極め、実施方針として標準化し、より広範な展開を進めていく。</p>			
<p>(2)エコドライブ</p> <p>従前より、八都県市や(社)日本自動車連盟、横浜市地球温暖化対策推進協議会などとも連携して普及啓発を展開している。今後関係機関や企業との連携により、事業者や市民がエコドライブを体験し習得できるよう、カーナビゲーションシステム等を活用した燃費改善事業の展開やエコドライブ講習会・コンテストの実施などを通じて、市民ドライバーや事業所のドライバーがエコドライブを実践するよう一層の普及を進める。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～25年度	<p>(1)実施方針策定、モデル地区における実施</p> <p>(2)エコドライブナビの装着、企業連携によるエコドライブ普及、エコドライブ講習会の開催</p> <p>(1)実施地区の拡大</p> <p>(1)実施地区の拡大／コーディネーター育成</p>		
26年度以降	<p>(1)実施方針の普及による全市的展開</p> <p>(2)エコドライブの浸透、エコドライブ講習会の開催</p>		

⑦取組の前提

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	13		
②取組方針	低燃費・低排出ガスの普及		
③環境モデル都市参照	3-(a)-(2)市内全域における取組:低公害・低燃費車両の導入促進		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	運輸(交通)部門全体 116万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	運輸(交通)部門全体 221万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)導入インセンティブ 八都県市指定低公害車を導入する事業者等に対して、導入費用の一部を補助する。また、これらの自動車の普及に向けた啓発活動を行う。</p> <p>(2)走行インフラ整備 公共駐車場等に充電インフラを整備するとともに、民間事業者が充電インフラを整備する際の整備費用の一部を補助する。また、新築の建築物への充電インフラ整備にかかるインセンティブを検討し導入する。</p> <p>(3)走行優遇措置 固定資産税や駐車料金等の減免等の優遇措置を実施検討し、導入する。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～25年度	<p>(1)八都県市指定低公害車(重量車)・電気自動車・プラグインハイブリッド車・タクシーへのハイブリッド車補助、啓発活動</p> <p>(2)民間事業者による整備費用の一部を補助、新築建築物への付設インセンティブの検討</p> <p>(3)税・駐車料金等の減免について検討</p> <p>(2)民間事業者による整備費用の一部を補助、新築建築物への付設インセンティブの導入</p> <p>(3)税・駐車料金等の減免措置を導入</p>		
26年度以降	<p>(1)八都県市指定低公害車(重量車)・電気自動車・プラグインハイブリッド車・タクシーへのハイブリッド車補助、啓発活動</p> <p>(2)民間事業者による整備費用の一部を補助、建築物付設インセンティブ運用</p> <p>(3)税・駐車料金等の減免措置を運用、普及状況を踏まえた新たな措置の検討・実施</p>		

⑦取組の前提

■車種別の二酸化炭素排出量(単位:g-CO₂/km)

電気自動車 49.0/燃料電池車(将来型) 58.2/燃料電池車(現状型) 86.8/ガソリン・ハイブリッド車 123.0/ディーゼル車
146.0/天然ガス車 148.0/ガソリン車 193.0
(財団法人日本自動車研究所ほか調べ)

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	14		
②取組方針	道路・交通ネットワーク整備		
③環境モデル 都市参照			
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	運輸(交通)部門全体 116万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	運輸(交通)部門全体 221万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)鉄道ネットワークの整備 神奈川東部方面線(西谷～羽沢間/羽沢～日吉間)については、事業者による鉄道施設整備に係る設計、用地取得及び工事の推進を図るほか、国や県と協調した事業推進に必要な補助金を交付する。 運輸政策審議会答申第18号に位置づけられた未着手の構想路線について、少子・高齢化の急速な進展など社会環境の変化や周辺土地利用の状況、交通需要の見通し等を踏まえ、総合的に検討する。</p> <p>(2)「選択と集中」による都市計画道路整備 市内と周辺都市とを結び、かつ市内の地域間を直結する骨格的交通体系整備を行い、渋滞対策をはじめとする交通の円滑化により、活発な人やモノの動きを支える都市内道路網をつくる。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	(1)神奈川東部方面線:設計・用地取得・工事 (1)鉄道構想路線:(事業化検討) (2)都市計画道路(主な完了予定事業):山下長津田線(鴨居地区西側区間) 国道1号原宿交差点改良(本線部) (2)都市計画道路(主な完了予定事業):用地取得、工事推進 (2)都市計画道路(主な完了予定事業):横浜伊勢原線(和泉・上飯田地区) (1)神奈川東部方面線:用地取得・工事 (2)都市計画道路(主な完了予定事業):横浜環状北線及び関連街路 (2)都市計画道路(主な完了予定事業):用地取得、工事推進		
26年度以降	神奈川東部方面線:西谷駅～羽沢駅:平成27(2015)年4月開業、羽沢駅～日吉駅:平成31(2019)年4月開業 鉄道構想路線:事業化検討 都市計画道路(主な完了予定事業):横浜環状南線、横浜湘南道路(圏央道)及び関連街路		

⑦取組の前提

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	15		
②取組方針	市営交通の環境負荷削減		
③環境モデル都市参照	3-(a)-(1)市営バス・地下鉄のゼロカーボン化		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	運輸(交通)部門全体 116万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	運輸(交通)部門全体 221万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)市営交通における環境負荷削減</p> <p>ア:低燃費・低排出ガス車の導入推進 法令上の使用制限に係る車両、老朽のため廃車する車両に対する更新車両の一部について、国や市の補助制度の活用により、経営上特段の負担をすることなく、電気式ハイブリッドバス・CNGバスなどの導入を推進する。その他のバスについても、八都県市指定低公害車を導入していく。</p> <p>イ:市営バスへのバイオディーゼル燃料の導入 安定的に供給可能な事業者もしくは供給体制の確立があり、軽油と同等以下の負担で導入可能となった場合に導入することとし、供給事業者等からの情報収集等を進める。</p> <p>ウ:市営バスにおけるエコドライブの推進 平成20(2008)年度の達成を目指して取り組んでいる燃費向上目標(ディーゼル車で平均燃費2.60km/ℓの達成)の達成を図るとともに、ドライブレコーダー導入拡大と、これによる各運転手の運転状況の指導を進め、さらなる燃費の向上を図る。</p> <p>エ:クレジットカードを利用した公共交通の利用促進 新たに市営交通ブランドのクレジットカードを導入し、お客様へのサービス、利便性の向上など、様々な面でメリットを提供していくことにより公共交通利用を促進する。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	<p>ア:電気式ハイブリッドバス10両(累計:51両)、CNGバス1両更新(累計:75両)</p> <p>イ:導入検討</p> <p>ウ:継続(ドライブレコーダー導入133台)</p> <p>エ:(平成20(2008)年度末新規導入)</p> <p>ア:未定(更新計画と合わせ検討)</p> <p>エ:会員募集、沿線の協力企業・団体の募集調整等</p> <p>ウ:継続</p>		
26年度以降			

⑦取組の前提

■低燃費・低排出ガス車両によるCO₂排出削減効果

・電気式ハイブリッドバス:ディーゼルバスとの比較で9～17%低減

■エコドライブによるCO₂排出削減効果

H19(2008)比較で、約2,900t-CO₂(以上)の排出量削減

(燃費2.38km/ℓ→2.60km/ℓで軽油使用量▲1,127kℓ、軽油使用によるCO₂排出量0.00262t/ℓ)

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	16		
②取組方針	交通システム改善への合意形成・協働の場づくり		
③環境モデル都市参照			
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	運輸(交通)部門全体 116万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	運輸(交通)部門全体 221万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)交通施策に関する合意形成手法(コンセンサス会議など)の検討 一定地域への車両の流入抑制など、関係者間で見解が分かれる交通施策に関する合意形成手法について検討する。 各種のコンセンサス会議開催事例などを研究するとともに、行政課題の明確化や想定する施策の効果・有効性・マイナスの影響などを検討した上で、広く市民や専門家の参画を得た運営などの具体的な方法等について検討し、開催に繋げていく。</p> <p>※1980年代半ばにデンマークではじめられた会議手法。科学技術等に関する特定テーマや意見の対立がある政策について、そのテーマの専門家と公募された住民が、公開の場で、専門家からの説明、質疑応答を行った上で、住民同士で議論を行うとともに、合意(コンセンサス)をとりまとめ、広く公表するもの。</p> <p>(2)交通政策推進協議会 市民・企業・交通事業者・行政など横浜の交通政策に関わる多様な主体による常設の協議の場として、「横浜市交通政策推進協議会」を設置・運営する。平成21(2009)年度は、交通結節点のシームレス化施策の立案など、多様な交通モードが集積する空間である駅周辺に焦点を絞った議論を行い、取りまとめた結果を各事業者が尊重しながらそれぞれの役割分担のもと施策を推進する。 平成22(2010)年度以降も脱温暖化など時代の要請にあった本市交通政策の方向性の議論・合意形成を図る場として活用していく。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	(1)規制的手法を活用することの必要性・有効性の内部検討 (2)運営		
	(1)会議開催		
26年度以降	(1)会議開催 (2)運営		

⑦取組の前提

■交通・まちづくりに関するコンセンサス会議の例

- ・「さっぽろ夢ストリート市民1000人ワークショップ(札幌市)」
- ・“Dialogue with the City”(オーストラリア・パース:パース都市圏の将来ビジョン策定プロセスとしてのワークショップ)
- ・“Listening to the city”(ニューヨーク:世界貿易センタービル跡地の再開発設計提案の評価)

■横浜市交通政策推進協議会の概要

・構成

学識経験者(1名:大学院教授)、公募市民(2名)、一般企業(1名)、自動車メーカー(1名)、交通事業者(鉄道:2名、バス1名、事業者団体:2名)、国(国土交通省:2名)、警察(神奈川県警:1名)、市(都市経営局・都市整備局・道路局・地球温暖化対策事業本部:各1名)

・開催実績

第1回(平成20(2008)年7月):横浜の交通政策を推進していくための各主体の役割・今後協議会で議論を進めていくテーマ・範囲

第2回(平成20(2008)年9月):横浜の交通の課題

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	17		
②取組方針	自動車の効率的利用の促進		
③環境モデル都市参照			
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	運輸(交通)部門全体 116万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	運輸(交通)部門全体 221万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)カーシェアリング 一台の車を複数の人が共同利用する「カーシェアリング」の普及については、車両ステーションの設置に向けた支援など本市による効果的な方策を検討するとともに、カーシェアリング事業者、市内駐車場事業者及び共同住宅の管理組合等に働きかけを行う。 また、次世代自動車技術の一環として開発が進んでいる移動・運搬ビークルについて、将来の共同利用形態のあり方なども含め、国や産官学連携体制との協働による活用可能性の研究を行うとともに、必要に応じて実証実験を行う。</p> <p>(2)パーク&ライド 自家用車を駅などに駐車し、鉄道・バスなどの公共交通機関を利用して目的地に向かうシステムについて、交通利用の配分を適正化するための施策として、住宅地に近い駅周辺の大規模駐車場をターゲットとして検討を行う。</p> <p>(3)ITS(高度道路交通システム)の活用 国や産官学連携体制との協働により、走行中の車両から取得できる各種情報の信号管制との連携や経路案内への応用など、ITSの活用による渋滞改善・CO₂削減効果のシミュレーションを目的とした実証実験を行い、施策効果を評価した上で将来の活用方向性について検討する。</p> <p>(4)その他 (交通量に余裕のある)首都高速道路等の有効活用による一般道路からの交通転換を行う。</p>			

⑥スケジュール

<p>21年度 ～ 25年度</p>	<p>(1) カーシェアリングに関する行政支援方策の検討／移動・運搬支援ビークルに関する情報収集・研究 (2) 効果的な導入地域の検討 (3) 関係者による研究体制の発足、実証実験計画の検討・策定</p> <p>(1) カーシェアリングに関する行政支援方策の検討／移動・運搬支援ビークルに関する実証実験 (3) 一部実証実験の実施・評価／実証実験計画の検討・策定</p> <p>(1) カーシェアリングの民間による事業展開、市の支援措置実施／移動・運搬支援ビークルに関する実証実験 (2) 一部実施に向けた個別駐車場との調整 (3) 一部実証実験の実施・評価／実証実験計画の検討・策定／将来の活用方向性の検討</p> <p>(1) カーシェアリングの民間による事業展開、市の支援措置実施／移動・運搬支援ビークルに関する実証実験拡大 (3) 一部実証実験の実施・評価／将来の活用方向性の検討</p>
<p>26年度以降</p>	<p>(1) カーシェアリングの民間による事業展開、市の支援措置実施／移動・運搬支援ビークルに関する実証実験拡大 (2) 対象駐車場を拡大 (3) 活用方向性の具体化</p>

⑦取組の前提

■交通機関別CO₂排出量(単位:g-CO₂/人キロ:パーク&ライド関連)
 自家用乗用車:45/乗合バス:19/貸切バス:8/フェリー:24/航空:30/鉄道:5/新幹線:6/地下鉄:3/路面電車:9/新交通システム:7

■カーシェアリングによる効果
 年間1人あたりの自動車走行距離:【入会前】9,365km/年間→【入会后】2,004km/年間(削減率約8割)
 年間1人あたりのCO₂排出削減量:1.89トン(削減率:排出量総体の約3割)
 ※出典:カーシェアリングによる環境負荷低減効果及び普及策検討調査報告書(交通エコロジー・モビリティ財団、2006)

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	18		
②取組方針	マイカーから徒歩・自転車・公共交通等への利用転換		
③環境モデル都市参照	3-(a)-(1)市内全域における取組:市営バス・地下鉄のゼロカーボン化 3-(b)-(1)都心部における取組:自転車交通ネットワークの整備 3-(c)-(1)郊外部における取組:既存住宅地におけるモビリティマネジメント・地域交通サポートの推進		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	運輸(交通)部門全体 116万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	運輸(交通)部門全体 221万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1) 駅及び駅周辺のシームレス化 「情報」のシームレス化として、駅における効果的な情報提供(電子媒体を使用した都市情報システムの充実、バスと鉄道の乗換等の案内サインの充実)を行うとともに、「空間」のシームレスとして、各区1地区でバリアフリー基本構想を策定するとともに、駐輪場などの適正配置を行うなど、駅及び駅周辺のバリアフリー化を推進する。また、「経済」のシームレス化として、都心部における各交通事業者共通企画券の将来に向けた導入を検討する。</p> <p>(2) 地域交通サポート推進 地域で検討組織を設立し、小型バス、乗合タクシー等生活に密着した交通手段の導入に向けて、取組を行う場合に、運行に至るまでの事業の立ち上げに対して支援を行う事業として、既に11地区で取組を開始している。 今後さらに拡大を図り、取組数を増やすとともに、取組開始地区では、本格実施を目指す。</p> <p>(3) コミュニティサイクル 関係者間で導入に向け協議・方針決定するとともに、民間事業者を公募・選定する。また、できるところから段階的に導入し、随時規模を拡大していく。また、自転車走行環境の整備の検討もあわせて行っていく。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	(1) 交通政策推進協議会などを通じた事業者・調整 (2) 実施 (3) 一部エリアで試験的に導入 (3) 試験実施 (3) 試験導入の結果を踏まえ、規模拡大を検討 (3) 随時規模を拡大		
26年度以降	(1) 交通政策推進協議会などを通じた事業者・調整 (2) 実施 (3) 随時規模を拡大		

⑦取組の前提

- 地域交通サポート事業にかかると活動団体の概況
- ・ 地域まちづくりグループ: 11団体(平成20(2008)年11月末現在)
- ・ 実証運行実績: 1団体(戸塚区小雀地区【継続中】)

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	19		
②取組方針	物流・商業等の環境負荷削減		
③環境モデル都市参照	3-(a)-(3)大規模物流施設の適正配置 3-(c)-(2)大型郊外型店舗における自動車交通滞留対策の推進 3-(d)-(1)内航船のアイドリングストップの推進		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	運輸(交通)部門全体 116万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	運輸(交通)部門全体 221万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)大規模物流施設の適正配置 市街化調整区域における大規模物流施設の立地に関する基本的な考え方を策定し、特定流通業務施設の市街化調整区域への立地基準を定める。</p> <p>(2)大型郊外店舗の自動車交通滞留対策の推進 来店者に対する公共交通利用促進などを事業者働きかけるとともに、必要な支援策について検討する。</p> <p>(3)港湾物流における環境負荷削減 ア グリーン物流の推進 海上コンテナの国内輸送はトラックに集中しており、ターミナル周辺の環境負荷の軽減を図っていく必要がある。この課題に対応するため、内航船、はしけ、鉄道など、CO₂排出量が少なく、環境にやさしいグリーン物流を推進する。 イ 「ゆっくり走ろう！横浜港」の推進 事故・コストと並んでCO₂の削減を目的として、全国の港湾に先駆け、横浜港内における物流関係事業者と港湾局が協働し「ゆっくり走ろう！横浜港」を推進していきます。 ・エコドライブ講習会の実施 ・グリーン経営認証(交通エコロジー・モビリティ財団)の取得奨励 ウ このほか、港湾における石油由来エネルギーの使用量の削減に向けた方策を検討する。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	(1)特定流通業務施設の市街化調整区域への立地基準の策定 (2)検討 (3)ア:ユーザーニーズ等の把握、情報収集、施策検討 イ:グリーン経営認証取得奨励 ウ:検討 (1)特定流通業務施設の市街化調整区域への立地基準の運用 (3)ア:インセンティブ等施策の拡充検討、実施 イ:グリーン経営認証取得奨励 ウ:検討 (3)ア:実施 イ:グリーン経営認証取得奨励 ウ:検討		
26年度以降	(1)特定流通業務施設の市街化調整区域への立地基準の運用 (2)検討 (3)ア:実施 イ:推進 ウ:実施検討		

⑦取組の前提

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	20		
②取組方針	交通まちづくりの実証・具体化		
③環境モデル都市参照	3-(b)-(2)都心部における取組:都心部における取組:魅力ある次世代・脱温暖化型交通の都市空間へのインストール 3-(c)-(1)郊外部における取組:既存住宅地におけるモビリティマネジメント・地域交通サポートの推進		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	運輸(交通)部門全体 116万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	運輸(交通)部門全体 221万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)産官学連携による都心部交通システムの研究</p> <p>主として都心部におけるCO₂排出削減及び回遊性の向上の実現に向けて、国及び産官学連携体制との協働により、既存の公共交通機関と環境負荷の少ない自転車・自動車などの連絡性を高める方策について検討する。具体的には、環境負荷の少ない電気自動車などの共同利用サービスや、既存の公共交通機関や自転車などの連絡性を高めるステーション配置、パーク&ライド、ポイントなどのソフト施策に関して導入可能性を検討し、必要に応じて社会実験もあわせて実施する。</p> <p>これらを通じて各施策による交通行動の変化とCO₂削減効果などを総合的に評価し、将来の道路空間の再配分・機能分担なども含め、システムの中長期的な展開可能性を検証する。検討に際しては、徒歩・自転車・公共交通の各種利用促進策やITSの活用方策の検討との連携を図る。</p> <p>(2)郊外部における複合的な施策展開</p> <p>過度なマイカー利用を抑制し公共交通への転換促進を図るため、マイカー利用者をターゲットに、コミュニケーションを中心としたアプローチを実施する。平成21(2009)年度は工業団地を対象としたエコ通勤や沿線住宅地住民を対象としたバスの利用促進などについてモビリティマネジメントを進めることとし、平成22(2010)年度以降は対象エリアを拡大する。</p> <p>また、モデル地区において自家用車中心の交通行動の転換に向けた施策を総合的に検討・展開することとし、公共交通の利便性向上のための案内や利用促進のための広報、自転車の走行空間ネットワーク形成に向けた検討調査、自動車利用者に対して自発的な交通行動の転換を働きかける啓発活動などを実施する。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	(1)実証実験の準備 (2)実証実験の実施 (1)実証実験実施 (2)実証実験の拡大 (1)実証実験の検証、一部本格導入 (2)未定		
26年度以降	(1)効果を見極め一部本格導入 (2)未定		

⑦取組の前提

■産官学連携による都心部交通システムの検討状況

- 平成20(2008)年11月5日に横浜市と日産自動車株式会社の間でゼロ・エミッションを目指した次世代交通システムの検討について覚書に調印し、①環境に配慮したエコ運転の普及、②渋滞改善に資する経路案内システムの実証実験、③環境にやさしい電気自動車の普及、④検討項目に係る効果評価及び情報発信にかかる連携可能性について検討。以後90日以内に検討結果について合意した内容を、本アクションプランに反映。
- 日産自動車(株)は、都市空間や環境との共生を目指した自動車交通の新たなあり方に関する研究について国立大学法人東京大学との産学連携を進めていることから、横浜市と日産自動車(株)との取組についても、(国)東京大学の協力を得ながら進める。

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	21		
②取組方針	社会的手法		
③環境モデル都市参照	2-(b)再生可能エネルギーの需要拡大を支える仕組みづくり～政策で支える～		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	再エネ普及対策全体 204万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	再エネ普及対策全体 377万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)10倍化の将来像とその道すじに関する共通理解 再生可能エネルギーの目標が達成された姿、またそのための道すじの共通理解を形成することが重要である。そこで、どのようなエネルギーを、どこに、どのぐらいで導入できるのかについて、10倍化のプログラムのシミュレーションを行い、これをわかりやすく市民・事業者等に周知・説明していくとともに、これを踏まえ、10倍化のために必要な制度等の道すじについて共通理解を深めていく。</p> <p>(2)地域密着の普及啓発 地域の力で普及拡大を図るため、再生可能エネルギーは地産地消のエネルギーであることも踏まえ、地域密着の普及ルートとして自治会町内会の会館に着目し、太陽光発電の設置補助を自治会町内会に行い、普及促進のPR拠点としていくプロジェクトを立ち上げる(平成21(2009)年度にモデル的に試行実施を行ったうえで、平成22(2010)年度からの実施)。この際、売電価格に固定価格買取制度を社会実験として導入し、その効果を検証するとともに、その収益をさらなる普及啓発活動等に還元を図る。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～25年度	(1)10倍化プログラムの公表・PR (2)普及のためのモデル事業の準備調整・試行実施 (1)PR (2)実施		
26年度以降	(1)規制的手法等検討の過程での世論作り (2)検証		

⑦取組の前提

■再生可能エネルギーを平成37(2025)年度に現状(平成16(2004)年度)の10倍という目標及びその達成に必要な道すじの提示

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	22		
②取組方針	経済的手法		
③環境モデル都市参照	2-(b)再生可能エネルギーの需要拡大を支える仕組みづくり～政策で支える～		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	再エネ普及対策全体 204万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	再エネ普及対策全体 377万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)太陽光発電・太陽熱利用設備への設置時助成 平成15年度から平成20年度まで太陽光発電設備設置費補助制度を実施してきたが、21年度以降、制度の拡充を図る。(対象件数、太陽熱利用等)。</p> <p>(2)環境価値の活用 太陽光発電設備や太陽熱利用設備の運用時の化石燃料によらない環境価値を顕在化・流通させることにより、設備設置又は運用時のコスト負担の軽減を図るものである。 21年度以降、環境価値を活用した仕組みづくりについてモデル事業を行う。</p> <p>(3)固定価格買取制度の導入に向けた検討 多数の既築の施設への再生可能エネルギーの導入が必要であり、このためには、強力な支援策が不可欠である。設置時の助成も一つの手法であるが、より効果的な手法として諸外国で導入されている固定価格買取制度がある。この導入に向け、前述の町内会館を活用したプロジェクト等での固定価格買取の社会的実験を試行し、効果等の検証を図る。これをふまえて、国としての制度導入を働きかけるとともに、必要に応じ、本市独自の導入も検討する。</p> <p>(4)太陽光発電等の流通市場の効率化 現在の太陽光発電等の流通市場において、購入者が安心して適切な判断が出来るように、公的相談センターを設置する。これは、診断、相談、見本市、見積、評価等の機能を有するもので、このセンターの活動を通して市場の効率化を目指す。(21年度には試行開設を行い、22年度以降の本格実施に向けて横浜グリーンパワーの事業モデルとして事業化検討→個表「事業推進主体作り」へ)</p> <p>(5)その他幅広い誘導策の検討 金融、税制、規制緩和等の誘導策の検討を進める。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	(1)助成拡充(光拡充・熱追加)・実施 (2)モデル事業実施 (3)社会実験試行実施・国への要望 (4)公的相談センター試行実施 (5)制度化検討 (1)実施(状況に応じて見直し) (3)社会実験実施・国への要望 (4)公的相談センター実施 (5)制度化検討又は実施 (2)検証 (2)展開		
26年度以降	(1)状況により見直し (2)展開 (3)検証 (4)実施 (5)展開		

⑦取組の前提

■再生可能エネルギーを2025年度に現状(2004年度)の10倍という目標及びその達成に必要な道すじの提示
(→従来の枠組みを超えた施策(強力な支援策)の導入が必要)
(なお、効果的な制度の実現を図るためには、環境価値の価格の安定化・上昇、再生可能エネルギー設備の導入コストの低減といった社会情勢に全体として変化していく状況となっていることが必要であり、その一端を当該制度が担うことを目指すものである。)

住宅用太陽光発電設備の設置助成件数

2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
216件	256件	318件	351件	426件

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	23		
②取組方針	規制的手法		
③環境モデル都市参照	2-(b)再生可能エネルギーの需要拡大を支える仕組みづくり～政策で支える～		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	再エネ普及対策全体 204万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	再エネ普及対策全体 377万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)導入に関する義務化</p> <p>再生可能エネルギーの10倍化に当たっては、新築時に設備の導入を図ることが必要であり、これに向けて段階的に取組み、経験を踏まえながら、制度を拡充していくことを目指すものである。</p> <p>第1段階として、平成20(2008)年度からは、都市計画提案制度の中で大規模プロジェクトにおける再生可能エネルギーの10%以上の導入を要件として盛りこんだ横浜市独自の制度を導入したところであり、この制度の効果的運用を図る。</p> <p>第2段階として、平成21(2009)年度以降は、「一定規模以上の建築物への再生可能エネルギーの導入の検討・報告の義務付け」、「住宅展示場での再生可能エネルギーの導入に関する情報提供について、義務化」を図る予定である平成20(2008)年度制度化を前提)。</p> <p>あわせて、制度運用の支援ツール(事業者が検討に当たって参考となる「検討手法指針・マニュアル」を分かりやすくパッケージにしたもの)等を整備することにより、円滑な制度運用を図ることとする。</p> <p>第3段階として、平成26(2014)年度以降、早い段階での再生可能エネルギーの導入の義務付けに向けて検討を図る。第3段階への移行の可否・時期は、再生可能エネルギー機器の価格動向や支援制度の拡充等を踏まえて判断することとなる。</p> <p>なお、第3段階に至る前に、中間的な段階として、第2段階の制度の実施状況を踏まえつつ、必要により、制度の前倒し拡充を検討する。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	導入支援ツール(検討等キット)開発 大規模建築物等導入検討義務・住宅等情報提供義務 状況により制度化検討		
26年度以降	導入義務化に向けた検討		

⑦取組の前提

■再生可能エネルギーを平成37(2025)年度に現状平成16(2004)年度の10倍という目標及びその達成に必要な道すじの提示

(→従来の枠組みを超えた施策(効果的な規制)の導入)

(なお、効果的な制度の実現を図るためには、再エネ設備の信頼性確保体制、再エネ設備の導入コストの低減といった社会情勢に全体として変化していく状況となっていることが必要であり、その一端を当該制度が担うことを目指すものである。)

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	24		
②取組方針	普及の事業主体の設置(横浜グリーンパワー)		
③環境モデル都市参照	2-(a)「横浜グリーンパワー」創設～地域に眠る未利用エネルギーを掘起す～		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	—	再エネ普及対策全体 204万t-CO ₂ 減 (2004年度比)	再エネ普及対策全体 377万t-CO ₂ 減 (2004年度比)
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)事業主体の設置</p> <p>公共率先の推進をはじめ、経済的手法、規制的手法を含め普及の仕組みを支えるために必要な役割を効果的に実行できる組織・体制が必要である。その事業主体としての、「専門の技術・知見」と「公的な役割と信用」を併せ持つ公益的な事業体「横浜グリーンパワー(仮称)」について、「概要の調査検討」、「モデル事業の試行を踏まえた精査」等を経て、設立を目指す。</p> <p>(ビジネスモデル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共率先による再生可能エネルギーの導入の支援 先導モデル事業として、市民協働による公共施設への太陽光発電設備等の設置(グリーン電力基金ヨコハマ・プロジェクトの活用等)を推進する。この経験も踏まえつつ、公共施設の屋根等を活用した再生可能エネルギーの発電事業(例えば、市民や事業者との連携、固定価格買取制度(社会実験)や補助金の導入、環境価値買取や運用等のさまざまな手法により、公共施設等への再エネ設備の導入を図る事業)の事業化を図る。 ・環境価値の活用 また、再エネ導入の拡大を支える仕組みとして、「環境価値」を効果的運用を図る。 ・太陽光発電等の流通市場効率化の支援 現在の太陽光発電等の流通市場において、購入者が安心して適切な判断が効率的に出来るようにする公的相談センターを設置・運営する。 ・更なる事業展開の検討 上記の事業化の検討を踏まえながら、必要な機能についても検討を行う。 			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	<p>詳細事業化検討 先導モデル事業(グリーン電力基金ヨコハマ・プロジェクト等の活用) 横浜グリーンパワー設立</p> <p>事業実施・検証</p>		
26年度以降	本格実施		

⑦取組の前提

■再生可能エネルギーを平成37(2025)年度に現状(2004年度)の10倍という目標及びその達成に必要な道すじの提示
(→従来の枠組みを超えた施策(公共率先推進主体)の導入)
(なお、事業の実績を上げるためには、環境価値の価格の安定化・上昇、再生可能エネルギー設備の導入コストの低減といった社会情勢に、全体として変化していく状況となっていることが必要であり、その一端を当該事業体が担うことを目指すものである。)

⑧排出量の削減試算量の算定根拠

参考資料1 部門別の削減量の試算に記載。

①資料番号	25		
②取組方針	市業務のエネルギーマネジメント		
③環境モデル都市参照	4 取組体制等 行政機関内の連携体制		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	市役所対策の削減分は家庭、事業、運輸部門及び再エネ普及対策に含まれる		
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)市業務へのエネルギーカルテ導入</p> <p>これまで公共施設全体のエネルギー使用量は、必要に応じてその都度調査をする以外知る方法が無かった。せっかく時間や手間をかけて調査をしても、その後の継続性が無く、また、そもそも継続してデータを収集する必要性が論じられることもなかった。結果として、その単発的な調査が終われば、その後の各施設における省エネの取組がどうい結果に結びついたのかを実感できる手段が乏しかった。</p> <p>一方で省エネ法、温対法の改正により、横浜市も一事業者として公共施設全体のエネルギー使用量を把握し報告することとなり、それに対応するためには正確なデータを迅速かつ継続的に収集し、またデータの整理をする必要がある。</p> <p>エネルギーカルテは上記の問題点を以下により解決する。</p> <p>a)地球温暖化対策事業本部がエネルギー供給事業者から継続的にデータの提供を受ける(現場の負担が軽減し、正確なデータを迅速に受けられる。)</p> <p>b)一元管理されたデータを適切に加工する(集計や比較など必要とするデータを求める形に加工できる。)</p> <p>c)ウェブ上で「見える化」された情報を提供する(加工されたデータからエネルギー消費の実態がわかる各種グラフを用意する。)</p> <p>d)オンラインで簡易省エネ分析ができる(今後何をすればどれだけ効果があるのかの予測をすることで次への動機付けをする。これまでの省エネ行動が実績にどれだけ結びついたかの検証ができる。)</p> <p>※エネルギーカルテには下記の種類があり、必要に応じ情報の提供や共有を図っている。</p> <p>a)ガス、電気の計測モニター(TGグリーンモニターなど)の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在一部の公共施設に導入している時間ごとの電気及びガスの使用量把握システムの拡充及び活用を行い、代表用途でのCO₂削減メニューの提案を行う。 <p>b)マイクロ型エネルギーカルテ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉区庁舎での詳細な省エネメニュー管理によるエネルギー削減モデルから汎用性のある要素を取り出し、主要な省エネメニューとして他の施設へ水平展開する。 <p>c)マクロ型エネルギーカルテ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全公共施設のデータを収集分析、削減メニューを提示 ・現在実施している実行計画とシステムの融合を図り、迅速・正確なデータを収集する。 <p>d)BEMSの活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用量の把握だけではなく、建物管理・エネルギー管理を含めた総合的なビル管理システムの活用 <p>(2)エネルギー消費の見える化</p> <p>市民利用施設など市民に接する機会の多い施設を中心とした施設のエネルギー使用量の「見える化」を図ることで、職員や市民の省エネ行動を喚起するとともに、市民への積極的なPRをする。</p> <p>a)エネルギーカルテシステムと液晶画面など既存製品を組み合わせて、表示する。</p> <p>b)スマートメーターなどの既存の機器を活用して表示する。</p> <p>c)SBIRで「見える化」設備の提案を求める。</p> <p>(3)市事業へのCO₂カルテ導入</p> <p>環境会計に近い概念で、予算事業ごとにその事業により排出(削減)されるCO₂量を提示する仕組みを導入し、CO₂削減のポイントを効率的かつ的確に把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及版ツールなどを活用する。 ・本市業務におけるCO₂の排出について意識を高め、環境に配慮した事業執行が行われるよう方向付ける。 			

⑥スケジュール

21年度 ～ 25年度	<p>(1)エネルギーカルテと実行計画との融合システムの構築(省エネ法上のデータ収集管理)</p> <p>(1)新エネルギーカルテシステム(実行計画)の稼働、省エネ法・温対法上の報告義務開始 (2)(3)CO₂カルテ及び「見える化」設備導入の検討 (2)「見える化」設備を優先順位をつけて順次導入 (3)CO₂カルテシステムの構築 (3)CO₂カルテシステムの稼働</p>
26年度以降	「見える化」設備を順次導入

⑦取組の前提

- 実行計画との融合のためのシステム構築費の予算確保
- 各施設が主体的に省エネ行動を行う環境作り
省エネ推進実行組織の立ち上げ(NPO、ボランティア、学生などの協働組織)
- 「見える化」への機器設置費用の予算確保
企業からの協賛(PR費)など、設置費用等の削減を図ることが必要。

①資料番号	26		
②取組方針	市役所CO ₂ ゼロ化に向けた仕組み		
③環境モデル都市参照	2-(b)再生可能エネルギーの需要拡大を支える仕組みづくり～政策で支える～		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	市役所対策の削減分は家庭、事業、運輸部門及び再エネ普及対策に含まれる		
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)再エネ・省エネ等導入に向けた環境配慮ガイドライン(仮称)の策定 市有の指針、マニュアル等に環境配慮の項目を付加することで、市の施設や業務から排出されるCO₂を削減する。現在、まちづくり調整局では、新築及び増築の床面積の合計が2,000㎡以上の施設について公共建築物環境配慮計画の中で「地球環境問題への対応」を主要取組事項に掲げており、その評価結果を公表している。同様に、建物の建設にあたっての設計や建設工事に関する仕様書類、さらには、契約における各種書類・文書、建物の管理委託の書類など、市が所管する書類に環境配慮項目を付加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a)市役所内の要綱・指針・マニュアルなどの環境配慮化及びガイドラインの策定をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の各区局で使用している各種要綱、指針の把握をし、環境配慮項目を付加する。 b)市施設の建築・設備仕様において、新たな省エネ・再エネ導入へ向けて仕様を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・削減効果とコストの算出を義務付ける。 ・新築にあたっては、再生可能エネルギー導入を義務付ける。 <p>(2)市業務へのカーボン・オフセット導入 環境配慮ガイドライン等によりエネルギーを削減した努力の結果、どうしても削減されないCO₂排出量をカーボン・オフセットする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a)市役所業務にカーボン・オフセットの導入を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・カーボン・オフセットの仕組みを作る。 ・カーボン・オフセットが図れる業務を検討する。 b)市主催・共催のイベントのカーボン・オフセットの義務化。 <ul style="list-style-type: none"> ・区のイベントなどの主体となる実行委員会や町内会などに対して、イベントの負担金拠出条件としてカーボン・オフセットの義務化を図る。 			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	市の要綱・指針・マニュアルの洗い出し カーボン・オフセット義務化の仕組み検討 各要綱・指針・マニュアルの環境配慮ガイドラインの策定 カーボン・オフセットイベントの一部実施 各要綱・指針・マニュアルの環境配慮ガイドライン版の施行 カーボン・オフセットイベントの義務化実施		
26年度以降			

⑦取組の前提

- 膨大な量の要綱・指針・マニュアルの洗い出しと環境配慮レベルの均一化。
- 関係区局との調整が必須。
- 市の業務へのカーボン・オフセットは、法律的なハードルを確認する必要がある。
- 省エネ仕様による予算上昇分の確保。

①資料番号	27		
②取組方針	ITの活用によるCO ₂ 排出量の削減		
③環境モデル 都市参照			
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	市役所対策の削減分は家庭、事業、運輸部門及び再エネ普及対策に含まれる		
⑤取組内容の詳細			
<p>IT機器の環境負荷の改善をしていくとともに、ITを活用することにより業務や人の移動等から発生する環境負荷の低減を行っていく。</p> <p>(1)IT機器の省エネ化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT機器による環境負荷の調査・改善 ・改善計画の策定、IT機器調達ルールを整備 <p>(2)ITを活用したCO₂排出量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT活用モデルプランの作成 ・システム最適化指針策定とシステム調達との連携 			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	<p>IT機器省エネ化:IT機器による環境負荷の現状把握、改善計画の策定、IT機器調達ルールを整備</p> <p>IT活用:最適化指針の策定・IT活用モデルプランの作成</p> <p>前年度の成果を活用し、環境負荷軽減への取組を推進</p> <p>順次実施</p> <p>効果検証と改善</p>		
26年度以降	継続		

⑦取組の前提

- 現状把握とプラン作成(現状の情報機器負荷把握と具体的方策の立案)
現在(平成20(2008)年10月末)、YCANに接続されたパソコンの台数は約2.5万台(パソコン、サーバ含む)あるが、この台数には、窓口などに利用されていたり、YCANとは異なるネットワークに接続されたものは含まれないため、さらに増える可能性がある。
- なお、現状値については平成20(2008)年度から平成21(2009)年度にかけて現状調査を行い、把握をする予定である。
- 平成22(2010)年度までの取組の一部及び目標値は、横浜市全体のものにあわせて電子市役所推進計画(平成20(2008)年度改訂版)に掲載し、「横浜市CO-DO30ロードマップ」と連携を図る。

①資料番号	28		
②取組方針	市施設の省エネ推進		
③環境モデル都市参照	2-(a)「横浜グリーンパワー」創設～地域に眠る未利用エネルギーを掘起す～ 2-(b)再生可能エネルギーの需要拡大を支える仕組みづくり～政策で支える～ 2-(d)「横浜グリーンバレー」～横浜臨海部を再生可能エネルギー活用の最先端エリアにする～		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	市役所対策の削減分は家庭、事業、運輸部門及び再エネ普及対策に含まれる		
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)省エネ・再エネ機器導入モデル事業の実施 公共施設への省エネ・再エネ機器の率先導入へ向けて、今後、方針と計画を策定する。 一方、率先モデル導入事業として、横浜市内の各区局が所管する共通の設備機器である街路灯、防犯灯や給湯機器などに着目して、高効率化と再エネ導入を図る。道路局や各区等で所管している街路灯、防犯灯など約26万本を高効率化を順次はかる。また、スポーツセンターや保育園約200施設へ設置されている給湯機器の高効率化とともに太陽熱利用システムの導入していく。この方針策定に当たっては、太陽熱利用システムの普及に向けての様々な課題を抽出、解決することで、次へつなげることができ、公共施設への飛躍的な導入拡大が期待されるとともに、市役所の省エネ化を図る。 平成21(2009)年度から順次、街路灯等の高効率化、給湯機器の高効率化、太陽熱利用システムを導入する。</p>			
<p>(2)市施設の長寿命化・エネルギー利用の効率化 既存の公共施設の長寿命化や有効活用を図り、改修、維持更新の際に省エネルギー、環境配慮を進める。 a)インフラ・プラント系施設において、計画的な予防保全を行うことにより施設の長寿命化を図り、また、効率的な維持更新方法を検討するなどにより環境負荷の低減を図る。 アセットマネジメントによる長寿命化、再生資材の利用、環境配慮型のプラント設備への更新。 ・橋梁の長寿命化。 b)公共建築物の長寿命化・省エネ改修、エコ改修 ・市民利用施設の長寿命化。 ・学校施設の長寿命化。 ・市営住宅の長寿命化。 ・補助金や起債などを活用した省エネ事業スキーム(ESCO等)を推進。 自己資金型の新たな横浜方式ESCO事業スキームを構築する。 ・学校エコ改修と環境教育事業(エコフロー事業)の補助金を活用したエコスクールモデル事業の実施。 エコフロー事業を通じて、環境改善に関する効果的な技術や施設運営ノウハウの蓄積と活用。 ・照明の高効率化、トイレ洗浄のセンサー化、フラッシュ弁等の設置。 ・断熱性の向上、庇の設置、パッシブ換気の実施。 ・公共施設建設における素材・工法の環境配慮化。</p>			
<p>(3)雨水利用の促進 現在、学校などの新築時には、雨水利用による中水利用システムが導入されている。その効果は平成17(2005)年度の学校などを対象にした「横浜市省エネルギー設備等導入計画」策定時の調査検討で有効性が確認されている。今後も、学校、市民利用施設の新築時の導入に向け推進する。</p>			
<p>(4)事務の効率化によるエネルギー削減 現在、「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」において、市役所から出る温室効果ガスの排出量を平成12(2000)年度を基準として、平成22(2010)年度までに25%以上削減する、という目標をかかげ、横浜市の事務、事業の効率化を図っている。今後はCO-DO30の目標である平成35(2025)年までにさらなる削減を目指して、職員一人ひとりが一層の努力をしていく。</p>			

⑥スケジュール

<p>21年度 ～ 25年度</p>	<p>(1)高効率街灯、太陽熱設備の順次導入 (2)改修の仕組み・ルール作り／エコフロー事業補助金申請 普及の仕組み(主に導入インセンティブの検討) (3)導入に向けた仕組みづくり (4)メニュー提示、一部実施、見える化検討 (3)(4)個別検討、順次実施 (2)順次実施／エコフロー事業基本構想策定 (1)仕組みに基づくモデルの実践</p> <p>(2)順次実施／エコフロー事業工事の施工</p> <p>(2)実施／エコフロー事業検証と改善措置の実施 (1)順次導入 (3)(4)順次実施</p> <p>(2)実施／エコスクール・ノウハウの普及</p>
<p>26年度以降</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 ・順次導入 ・順次実施 ・個別検討、順次実施

⑦取組の前提

- 各区局が所管する街路灯、安全灯、防犯灯などの照明の現状把握が複雑。
街路灯:約6万本、公園照明:約1万本、港湾照明:約4千本、商店街灯:約9千本、防犯灯:約17万本
- エコフロー事業の1/2補助金獲得とその他財源確保。
- ESCO事業に関する国の補助金(環境省・国土交通省)の1/2獲得とその他財源確保
- 各施設のエネルギー利用状況に合わせた設備の導入計画を策定。
- 省CO₂だけでなく、省エネルギーの取組を忘れないように。
再エネ導入により、CO₂排出量は削減されるが、それだけでは消費エネルギーの削減にはならない。省エネも同時に進める必要がある。
- 廃水を雨水以外一切外部に出さず、敷地内で循環させている民間企業もあり、それらを参考にする。
- 設備改修、設備導入費用の確保。
- 熱の利用先、利用形態、時間帯、運搬方法などを検討し、トータルで省エネ、省CO₂になるようにする。
- 設置者が設置に前向きになるような維持管理体制や導入インセンティブ制度の整備。
- 維持管理や更新を念頭に置いた設置機器の仕様の規格統一化。

①資料番号	29		
②取組方針	市施設の再エネ・未利用エネ推進		
③環境モデル都市参照	2-(a)「横浜グリーンパワー」創設～地域に眠る未利用エネルギーを掘起す～ 2-(b)再生可能エネルギーの需要拡大を支える仕組みづくり～政策で支える～ 2-(d)「横浜グリーンバレー」～横浜臨海部を再生可能エネルギー活用の最先端エリアにする～		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	市役所対策の削減分は家庭、事業、運輸部門及び再エネ普及対策に含まれる		
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)省エネ・再エネ機器導入モデル事業の実施</p> <p>公共施設への省エネ・再エネ機器の率先導入へ向けて、今後、方針と計画を策定する。一方、率先モデル導入事業として、横浜市内の各区局が所管する共通の設備機器である街路灯、防犯灯や給湯機器などに着目して、高効率化と再エネ導入を図る。道路局や各区等で所管している街路灯、防犯灯など約25万本を高効率化するための方針、計画を策定し、その効果を予測する。また、スポーツセンターや保育園約200施設へ設置されている給湯機器の高効率化とともに太陽熱利用システムの導入に向けて方針を策定する。この方針策定に当たっては、太陽熱利用システムの普及に向けての様々な課題を抽出、解決することで、次へつなげることができ、公共施設への飛躍的な導入拡大が期待されるとともに、市役所の省エネ化を図る。</p> <p>平成21(2009)年度から順次、街路灯等の高効率化、給湯機器の高効率化、太陽熱利用システムを導入する。(再掲)</p>			
<p>(2)市施設への太陽光発電の導入及び太陽熱利用の促進</p> <p>現在、太陽光発電は区役所や学校など72箇所に、太陽熱利用システムはスポーツセンターや学校など21箇所に設置されている。CO-DO30の再生可能エネルギーの拡大目標の達成に向けて、水再生センターの覆蓋、公園用地、動物園の駐車場など広大なスペースを活用した事業展開へさらなる率先導入を図る。</p> <p>a)仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮ガイドラインを踏まえた計画的な導入方法の検討。 ・公共施設への太陽光発電・太陽熱利用設備導入のインセンティブの検討(予算化の優先付け、導入費用の別予算化や他の修繕予算とのセット予算化等)。 ・民間と連携した設備導入の推進(仮称横浜グリーンパワーの利用等含む)。 ・初期投資や機器維持管理の負担軽減方法の検討。(ESCOスキーム等) ・ランニングコストの低減分のメリットシステムの構築。 ・導入効果の見える化。 ・事業スキームの検討(電力事業者との排出権や用地の賃料などの協議)。 <p>b)公共施設への再生可能エネルギーの率先導入の順次実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常管理も含めた機器メンテナンスの負担軽減。 ・ランニングコスト低減メリットの分配。 ・予算の確保。 ・効果の見える化。 ・初期投資などの経費削減のための新技術の開発・検討。 			
<p>(3)未利用エネルギーの活用</p> <p>市役所の業務であるごみ焼却工場や下水道の汚泥資源化センターからのエネルギーの有効活用を推進することにより、市役所のさらなる省エネ・省CO₂を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却工場のさらなる排熱利用。 ・下水汚泥などの燃料化など、N₂Oの削減とエネルギーの活用の促進。 ・新たなバイオエネルギーの活用。汚泥資源化センターでの生ごみなどの混合消化。せん定枝、農業残渣などのエネルギー資源としての活用促進。 ・汚泥焼却炉の更新にあわせて固形燃料化などN₂O排出量の少ない処理方式の導入を検討。 ・水再生センターなどでの小水力発電の整備。 ・水再生センターや公園などでの風力発電の整備。 ・小学校の使用済食用油をバイオディーゼル燃料化し、水再生センターで活用する等、バイオ燃料の導入検討。 			

⑥スケジュール

<p>21年度 ～ 25年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率街灯、太陽熱設備の順次導入 ・汚泥焼却炉の更新にあわせて処理方式・更新手法の検討 ・普及の仕組み(主に導入インセンティブの検討) ・導入に向けた仕組みづくり ・個別検討、順次実施 ・仕組みに基づくモデルの実践 <ul style="list-style-type: none"> ・実施 ・順次導入 ・順次実施
<p>26年度以降</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 ・順次導入 ・順次実施 ・個別検討、順次実施 ・検討結果に基づき汚泥焼却炉の更新を実施

⑦取組の前提

- 各施設のエネルギー利用状況に合わせた設備の導入計画を策定。
- 省CO₂だけでなく、省エネルギーの取組を忘れないように。
再エネ導入により、CO₂排出量は削減されるが、それだけでは消費エネルギーの削減にはならない。省エネも同時に進める必要がある。
- 設備改修、設備導入費用の確保。
- 熱の利用先、利用形態、時間帯、運搬方法などを検討し、トータルで省エネ、省CO₂になるようにする。
- 設置者が設置に前向きになるような維持管理体制や導入インセンティブ制度の整備。
- 維持管理や更新を念頭に置いた設置機器の仕様の規格統一化。
- 隣接する施設との連携、採算の確保を確実にするスキームの構築、事業予算の確保、民間事業者との連携(汚泥資源化センター)

①資料番号	30		
②取組方針	横浜グリーンバレー(再エネ・未利用エネの地域利用)		
③環境モデル都市参照	2-(d)「横浜グリーンバレー」～横浜臨海部を再生可能エネルギー活用の最先端エリアにする～		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	市役所対策の削減分は家庭、事業、運輸部門及び再エネ普及対策に含まれる		
⑤取組内容の詳細			
<p>(1) 連携施設への再エネ・省エネ等個別導入 (汚泥資源化センター) すでに下水道施設では、下水汚泥消化ガスの利用について先進的な取組を進めているが、バイオマスエネルギーを活用することで、さらなる環境負荷の低減を目指す。また、下水汚泥の固形燃料化についての事業化の検討を行う。</p> <p>(動物園) 金沢動物園再生計画「エコ森プロジェクト」を策定し、環境教育に関わる施設・事業を展開することを推進している。脱温暖化の取組の象徴となるメガ・ソーラーを金沢動物園内に設置し、横浜グリーンバレー構想の一環として電力供給源になることを目指す。また、動物糞の堆肥化や再生可能エネルギーを導入したゼロカーボン環境教育施設を設置する等、新たな環境教育拠点モデルを構築する。</p> <p>(廃棄物) ごみ焼却工場での焼却熱の有効利用とともに、「横浜G30プラン」の推進により、古紙や容器包装プラスチック類を分別し、生ごみが燃やすごみの中の約4割を占めるようになった。そのため、生ごみをバイオマスエネルギーとして活用したり、堆肥として地産地消に取組むなど、さらなるごみ減量・リサイクルを行うことで環境負荷の低減を目指す。</p> <p>(ヒートアイランド対策) 金沢区総合庁舎にて実施しているヒートアイランド対策集中導入モデル事業にて、各対策の効果を検証し、取組毎の水平展開を検討する。</p> <p>(2) 既存施設の活用や事業者によるインキュベーション施設の設置 研究・技術者と事業者、大学等が連携する場を設け、「横浜グリーンバレー」にするための拠点を設ける。 産官学協働で横浜臨海部に再生可能エネルギー技術のバイオニアエリアを構築する。 既存施設の活用だけでなく、事業者によるインキュベーション施設の設置の支援を検討</p> <p>(3) 全体のエネルギーグリッド構成等 上記(1)などの施設から発生する再生可能エネルギーを利用して電力、ガス、熱を市有施設間で有効活用するエネルギーの循環モデル(エネルギーグリッド)を構築する。活用できる再生可能エネルギー量や電気・熱等の需給バランスの把握を行い、エネルギーの循環ポンプとなるバイオ発電プラントや再生可能エネルギープラントの事業性について評価・検討を行い、エリア内の民間も含めバイオマス・風力・太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーの相互利用が進んでいる。 将来的には、市民、民間事業者も参画した地域一体のローカーボン化を図る。</p>			

⑥スケジュール	
21年度 ～ 25年度	(1)各局・施設で個別推進 (2)全体構想検討結果に基づく具体化検討 (2)グリッドの一部実施 (2)市有施設のグリッド化の完成 (2)市民・民間も含めたエネルギーグリッドの検討及び京浜臨海部への展開
26年度以降	(1)各局・施設で個別推進 (2)市民・民間も含めたエネルギーグリッドの着手及び京浜臨海部への展開
⑦取組の前提	
<ul style="list-style-type: none"> ■市有施設全体の連携 ■採算の確保を確実にするスキームの構築 ■事業予算の確保 ■市民、民間事業者との連携 	

①資料番号	31		
②取組方針	市役所での脱温暖化行動		
③環境モデル都市参照			
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	市役所対策の削減分は家庭、事業、運輸部門及び再エネ普及対策に含まれる		
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)環境教育への取組 環境教育への取組を支援する。 ・学校エコ改修と環境教育事業(エコフロー事業)の活用</p> <p>(2)公共施設や市職員の節約行動の定着 職員が環境行動に取組む仕組みづくりをするとともに、適切な公共施設の整備を行う。 ・各種業務における職員の省エネ行動。 ・一斉退庁日の徹底や回数増加。 ・動物園におけるCO₂削減に向けた取組(公共交通機関利用者割引等)。 ・水道局におけるCO₂削減に向けた取組(道志村水源保護策及び環境教育等)。 ・CO₂カルテ導入によるCO₂排出量を意識した事業執行。</p> <p>(3)市民協働による市役所業務のCO₂削減 既存の組織や取組を活用した市民協働による市役所業務のCO₂削減 ・(例)公園愛護会などの市民団体による緑化の維持管理 ・(例)市民への環境教育におけるNPO団体の協力 ・(例)市民利用施設の利用時における市民の省エネ協力 ・各区における推進組織の立上げ。 ・G30の推進。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	(1)方針作成、関係機関との調整 (2)方針作成、職員の意識向上 (3)推進組織の強化・連携 (1)関係機関との調整、順次実施 (2)職員の意識向上、順次実施 (3)連携によるCO ₂ 削減方策の検討 (1)順次実施 (2)順次実施、効果の見える化 (3)順次実施 継続		
26年度以降	継続		

⑦取組の前提

- 効果の見える化が必要
- 着実な推進を図るための市民協働の仕組みづくりがポイント

①資料番号	32		
②取組方針	市役所での自動車対策		
③環境モデル都市参照	3-(a)市内全域における取組		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	市役所対策の削減分は家庭、事業、運輸部門及び再エネ普及対策に含まれる		
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)低燃費・低排出ガス車の導入促進 公用車について低公害車の導入を進める。 ・八都府市指定低公害車の積極導入。 ・車両リース会社と連携した公用車のカーシェアリング。</p> <p>(2)バイオ燃料の導入促進 公用車等へバイオ燃料の導入検討。 ・バイオエタノールの製造技術の開発支援検討 ・バイオ燃料の原料の収集方法の確立検討</p> <p>(3)公用車でのエコドライブ実践 エコドライブ講座等の実施により職員のエコドライブ意識向上、徹底を図る。 ・エネルギーカルテを利用して燃費を把握し、車両利用部所ごとに競わせ、全庁的な燃費削減を図る。 ・自動車メーカーなどの民間企業と連携したエコドライブ講習の実践。 ・燃費マネージャー等の取り付けによる走行距離や燃費の把握をし、さらなるエコドライブを実践する。</p> <p>(4)市業務における自動車代替移動手段の推進 市業務において自動車の代替移動手段として、徒歩や自転車での移動を推進する。 ・自転車シェアリング ・庁内業務における自転車の有効活用 市職員が、率先して脱温暖化行動を実践するため、過年度に都心部レンタサイクル回遊実験で使用した自転車を、業務における移動手段として活用する。 ・歩こう運動など</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	エコドライブの実践 自転車利用の拡大 低燃費、低排出ガス車の順次導入 バイオ燃料の試験導入検討		
26年度以降	エコドライブの実践 自転車利用の拡大 低燃費、低排出ガス車の順次導入 バイオ燃料の導入検討		

⑦取組の前提

- 購入(リース)費用の確保。
- 電気自動車及びCNG車の電気及び燃料充填所の整備。
- 低燃費、低排出ガス車購入の基準設定。
- エコドライブ実践による交通への影響。
- バイオ燃料の導入は、性状が安定し、かつ自動車の環境性能や安全性に影響を与えないことが十分確認されていること。

■現有低公害車台数(平成19(2007)年度末現在)
※全公用車数:約3700台

電気自動車 :0台
燃料電池車 :1台
CNG(圧縮天然ガス)自動車: 市営バス 75台
CNG(圧縮天然ガス)自動車: 塵芥車 99台
CNG(圧縮天然ガス)自動車: 乗用車等 3台
ハイブリッド自動車: 市営バス 52台
ハイブリッド自動車: 塵芥車 47台
ハイブリッド自動車: 乗用車等 14台
その他の八都県指定低公害車: 1990台

①資料番号	33		
②取組方針	緑地の保全と拡大		
③環境モデル都市参照	1-(d)緑地の増大等による都市熱の減少と住環境の改善		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	都市と緑対策の削減分は間接的に他部門で表出されるため試算していない		
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)150万本植樹行動 横浜市内で150万本の木を植えるための市民・事業者・行政が一体となって取組んでいる行動。市民は植樹した木を行政に登録し、事業者には緑化やPR、苗木の寄付などで協力いただいている。行政は、公共用地での緑化に取組むとともに、市内各地で植樹行事を開催している。平成19(2007)年度末までに約70万本の植樹を終えており、平成20(2008)年度中に公共用地で15万本、民有地で25万本の植樹を計画し、実行している。(平成22(2010)年度以降はみどりアップ計画の地域緑のまちづくりにより民有地緑化を推進)</p>			
<p>(2)「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」の策定 横浜市では、年間100haの緑(山林・農地)の減少が続いている。市域の緑(山林・農地)の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまちを次世代へ継承することを目的として、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの分野で様々な取組を進める「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」を策定した。基幹となる事業は、多くの緑が民有地に依存していることから、緑地保存制度の区域指定を条件に、維持管理や固定資産税等の負担軽減、相続等の不測の事態の対応として樹林地の買取を行うなど、土地所有者が持ち続けることのできる施策を推進する。平成21(2009)年度から5ヵ年で総額約603億円の事業費を見込んでいる。</p>			
<p>(3)「横浜みどり税」の新設・固定資産税及び都市計画税の特例措置(軽減措置) 「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」を着実に推進するためには、安定した財源確保が不可欠である。緑の総量アップにつながる直接的効果のある樹林地の買取や農地保全、緑化の推進などの事業について、広く市民の負担を求める「横浜みどり税」を平成21(2009)年度から5ヵ年間導入する。具体的には「市民税(個人・法人)均等割超過課税方式」により、個人年間900円、法人は現行の年間均等割額の9%相当(当初2年間は利益計上のない法人は除く)の負担により、約24億円の税収規模の内容になる。 また、緑化地域制度や緑をつくり育てる条例等に定める緑化基準を5%以上上乗せして緑化を行った一定の条件を満たす建築物の敷地や、農業経営上不可欠な一定の条件を満たす農業用施設用地について、本市独自の措置として固定資産税・都市計画税の負担軽減も併せて実施する税制内容になっている(軽減規模 約1.5億円/年)。</p>			
<p>(4)緑地保全施策の拡充 都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」や横浜市独自の「市民の森」「源流の森」「緑地保存地区」などの制度は、相続時の評価減が図れるものや固定資産税等の減免があるなど、土地所有者にメリットがある制度となっている。これらの緑地保全制度について指定面積の基準を引下げるなど活用しやすくし、所有者の協力を得て指定拡大を図る。 さらに、新たな制度として、小規模樹林地の保全策として「市民緑地」、維持管理を市が負担する「管理協定」などの導入も図る。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	公共用地で15万本、民有地で25万本の植樹を計画し、150万本植樹を達成する。 「横浜みどりアップ計画」の運用とその財源となる新税の徴収を開始、また税の軽減措置を実施する。 緑地保全制度の対象引き下げを開始。 「横浜みどりアップ計画」事業の着実な推進。 「横浜みどりアップ計画」に基づく新税の終了。		
26年度以降	「横浜みどりアップ計画」のレビュー及び推進。		

⑦取組の前提

■「横浜みどりアップ計画」により、緑地保全の対象樹林地(約2,830ha)のうち約3分の2を保全、約50haの農地を保全、民有地や公共施設への緑化を推進(生垣設置約1km、公共施設緑化約10haなど)を達成する。

■横浜市内の緑被率の推移: 昭和45(1970)年 約50% / 昭和55(1980)年 約40% / 平成16(2004)年 約31%

■山林の面積推移: 平成9(1997)年 2,840ha / 平成13(2001)年 2,619ha / 平成19(2007)年 2264ha

■農地の面積推移: 平成9(1997)年 3,766ha / 平成13(2001)年 3,568ha / 平成19(2007)年 3274ha

①資料番号	34		
②取組方針	ヒートアイランド対策		
③環境モデル都市参照	1-(d)緑地の増大等による都市熱の減少と住環境の改善		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	都市と緑対策の削減分は間接的に他部門で表出されるため試算していない		
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)屋上・壁面緑化の推進 (壁面緑化・屋上緑化) 各区役所、土木事務所ほか多数市有施設にて実施し、市民への普及を促進しているが、今後、更なるヒートアイランド対策を実施していくためには、公共施設への緑化導入の義務化などを検討していく。 (民間施設への推進) 環境創造局において屋上緑化等助成事業を実施。平成19(2007)年度は、相模鉄道和田町駅舎などが対象事業となっており、平成20(2008)年度も公募中である。民間施設への緑化の一層普及を推進する方針や施策を検討していく必要がある。 また、地球温暖化対策事業本部の各区連携事業では、緑のカーテンシンポジウムを行い、市民の取組意欲の向上に努めており、今後も継続していく。 (維持管理) 港北区にて屋上緑化グリーンサポーターが活動中だが、公共施設への緑化を推進する上で維持管理が大きなハードルとなっている。より多くの公共施設に緑化を導入していくために、公園愛護会などの市民団体との協働など緑化の維持管理方法の仕組みづくりについて検討を行う。 (効果の見える化) 緑化のもう一つの課題として、緑化の効果や最適な緑化手法の検討などがある。緑化時に効果測定を行って効果を公表(見える化)したり、造園業者などプロの意見を採り入れた緑化の導入指標等を作成する。 (遮熱性塗装) 金沢区総合庁舎屋上に施工し、効果測定を行い、一定の効果を認めた。今後、屋上面からの建物への熱の侵入を防ぐ手法として、屋上緑化と適材適所に使い分けて、遮熱性塗料の塗装を実施していく。</p> <p>(2)地表面緑化の推進 (透水性舗装等の推進) 道路局を中心に透水性舗装や保水性舗装を実施し、道路表面温度を下げることでヒートアイランド現象の緩和を目指している。また、透水性舗装等にて市民による打ち水イベントを実施し、市民へのヒートアイランド対策の普及を促進している。商店街や人通りの多い道路への積極的導入を行う。 (駐車場などの地表面の緑化) 本市公共施設の駐車場での実績はほとんどないが、今後、ヒートアイランド対策を推進していくためには、本施策についても公共施設への導入義務化を検討する。その際、効果の見える化と維持管理方法や導入指標の作成を行い、施設側が導入しやすい体制を構築する。 (遮熱性塗装) 路面ではない部分のヒートアイランド対策として、適材適所で遮熱性塗装を検討していく。 (その他) 庭や私道が緑化や透水性舗装になっていた場合に下水道料金を割引くなどインセンティブの導入検討。</p> <p>(3)風の道の確保 地球温暖化対策事業本部にて作成する「横浜市都市環境気候地図(仮)」に基づき、風の道や斜面地緑化などの確保を行うことで、ヒートアイランド現象の緩和を目指す。将来的には、風の道等を考慮した大規模な街並みの改造を行うなど、街づくりの中長期的な施策として取り組んでいく。</p> <p>※「横浜市都市環境気候地図(仮)」とは・・・各種都市づくりの現場に気候に関する情報を伝えるための地図で「気候解析地図(現況を分かりやすく伝えるための地図)」と「計画指針地図(各種都市づくりへの指針を伝えるための地図)」より構成されるもの。横浜地域の気候状況(海陸風・斜面緑地気流等の風や温度など)を調べ、基礎的なデータとする。必要に応じて、代表的な場所の現地調査を実施する。</p> <p>(4)環境に配慮したまちづくり ・現行の環境配慮指針(環境管理計画における環境配慮指針)や今後策定する環境配慮ガイドライン(仮)などから、各種事業を環境や温暖化対策の面からサポートできる環境に配慮したまちづくり指針(仮)を策定し、都心部のヒートアイランド現象の緩和を図る。 ・臨海部にある発電所・工場の排熱の活用について検討を行う。 ・再生可能エネルギーである河川の温度差利用を促進するための実験・調査の実施について検討を行う。</p>			

⑥スケジュール	
21年度 ～ 25年度	(1) (2) 普及の仕組み検討 (3) 都市環境気候図作成 (4) 環境配慮指針の策定 (1) (2) 普及の仕組み検討、一部モデル実施 (3) モデル地域でのシミュレーション (4) 都心部への環境配慮指針の適用 (3) 具体化検討 (1) (2) 順次実施 (3) 街づくり施策への展開 実施
26年度以降	実施
⑦取組の前提	
<ul style="list-style-type: none"> ■ ヒートアイランド対策重点推進地域における目標 平成37(2027)年ごろまでに熱帯夜日数を現状から1割程度減少させる。 ■ 緑化設置費及び維持費の確保 ■ 効果の見える化及び導入指標の作成 ■ 風の道を考慮した大規模な街並みの改造には、強力な指導力が必要。 	

①資料番号	35		
②取組方針	交通政策と都市政策との連携		
③環境モデル 都市参照			
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	都市と緑対策の削減分は間接的に他部門で表出されるため試算していない		
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)都市計画マスタープラン見直し 平成12(2000)年に策定した都市計画マスタープラン全市プランについて、平成21(2009)年度より改定に向けた検討を行う。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	素案作成 改定 プランに基づいた事業推進		
26年度以降	プランに基づいた事業推進		
⑦取組の前提			

①資料番号	36		
②取組方針	環境モデル都市プロジェクト		
③環境モデル都市参照			
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	都市と緑対策の削減分は間接的に他部門で表出されるため試算していない		
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)環境モデル都市プロジェクト提案制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象:企業・市民団体・NPO・大学等研究機関、地方自治体等 ・募集テーマ:ロードマップの取組拡大に資する脱温暖化関連施策・事業 ・認定対象の選考:学識者等の専門家により審査を行い支援対象団体を選考 ・その他:取組成果報告会を実施。国内外へ情報発信。 			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・提案募集・認定委員会開催・プロジェクト認定 ・取組報告会の開催 継続実施		
26年度以降	継続実施		
⑦取組の前提			
<ul style="list-style-type: none"> ■提案内容の削減原単位から排出見込みを算出 ■内容によっては、他の取組の削減見込みへ組み込む必要がある 			

①資料番号	37		
②取組方針	先進都市との政策連携		
③環境モデル都市参照	2-4(b) 横浜市の環境技術力を世界へ		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	脱温暖化連携の削減分は間接的に他部門で表出されるため試算していない		
⑤取組内容の詳細			
<p>(1) C40(世界大都市気候変動グループ)への加盟 平成20(2008)年10月、横浜市はC40(会長:デビッド・ミラー トロント市長)に加盟した。</p> <p>(2) 低炭素都市協議会への加盟 横浜市は平成20(2008)年12月、国及び全国の環境モデル都市、候補都市、その他の先進都市、関係団体等で構成する「低炭素都市協議会」に加盟した。本協議会を通じて、国内の先進都市間において、先進的な政策アイデアの共有を図るとともに、その成果を国内外へ発信する。</p> <p>(3) 都市間政策連携の強化 横浜市は、八都県市首脳会議(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)の一員として、首都圏における都市間政策連携に取り組んでいる。これまで夏冬のライフスタイルの実践キャンペーンや省エネラベル推進の取組を行ってきた。 平成20(2008)年度は、横浜市が座長を務め、地球温暖化対策特別部会を設置し、地球温暖化対策計画書制度等による事業者対策、太陽エネルギー等再生可能エネルギーの導入促進、深夜化するライフスタイルへの対応策等について、八都県市連携して取り組むための工程表を作成し、具体的な行動を推進していく。 また、優れた取組の共有化や連携について引き続き検討し、できることから工程表を作成し、具体的な行動につなげていく。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	(1) (C40)韓国でのサミット開催 (2) 環境モデル都市国際セミナー参加、情報発信 (3) (八都県市)担当者会議の開催、共同した取組の実施		
26年度以降	(1) (C40)サミット参加		
⑦取組の前提			
<p>■八都県市首脳会議 地球温暖化対策計画書制度の実施状況による(事業者対策に記載) 再生可能エネルギーの取組内容による(再生可能エネルギー対策に記載) 深夜化するライフスタイルへの対応は、八都県市の取組(何にターゲットをおいてやるか)による</p>			

①資料番号	38		
②取組方針	海外都市への環境協力		
③環境モデル都市参照	2-4(b)横浜市の環境技術力を世界へ		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	脱温暖化連携の削減分は間接的に他部門で表出されるため試算していない		
⑤取組内容の詳細			
<p>(1)技術移転・研修員受入の推進 平成20(2008)年度より、横浜市と独立行政法人国際協力機構(JICA)との間で、第4回アフリカ開発会議の横浜開催を契機に、横浜市の保有する技術を活用したアフリカへの技術支援を実施している。環境技術の関係では、動物の飼育繁殖技術者研修として、本市職員をウガンダに派遣したり、同国から職員を研修のために受け入れたりしている。また、アフリカ諸国から水道技術者の研修員を受け入れている。また、港湾技術等の研修員も受け入れている。平成21(2009)年度からは、環境行政一般についてアフリカ諸国より研修員受入を行う。これらの他、友好都市交流やパートナー都市交流(期限付)による研修受入、随時の視察・研修受入を実施している。</p> <p>(2)アジアにおける環境教育の支援 CITYNETやJICAを通じて、横浜市が自立的に環境教育に関する国際貢献を果たすことにより、横浜市がアジア太平洋地域において環境教育の研修の先進都市となることを目指し、アジア太平洋地域の都市の環境保護社会の実現に向けた技術を移転するとともに、その実態に合わせた実践を行うため、CITYNET会員都市から行政担当者と教育担当者を横浜へ招き、研修を行っている。</p> <p>(3)植林活動を通じた環境教育プログラム 市内の小学生が夏休み期間中、家庭での省エネ行動を实践。この取組は市内企業(横浜市環境保全協議会および横浜商工会議所)の協賛を得て、企業からの寄付金が、WFP国連世界食糧計画によって地球温暖化対策に有効な世界の植林事業に役立てられる仕組みとなっている。 平成20(2008)年度は、市内の約2万1千人の小学生がこの取組に参加し、68社の市内企業が協賛。今後、WFPを通じて南アフリカの「マラウイ共和国」での植林事業に活用する予定。 また、「CO₂ダイエット宣言」事業を活用し、取組学校や公園への植樹などを実施。</p> <p>(4)市内国際機関との連携 市内に立地している国連大学高等研究所(UNU-IAS)とは、JICA横浜、市内大学、NGO/NPOなどとも連携し、国連大学の提唱する「持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)」の推進に取り組んでいる。(平成18年4月:「地域拠点(Regional Centre of Expertise)」として認定されている(RCE横浜)。平成19年12月現在世界47ヶ所) また、国際熱帯木材機関(ITTO)とは、環境教育プログラムの推進に関して共同した取組を開始している。 このような、地球規模の環境問題の解決に向けて取り組む市内国際機関とは引き続き連携・協力していく。</p>			
⑥スケジュール			
21年度 ～ 25年度	(1)職員派遣、研修受入実施 (2)(3)(4)実施 (1)(2)(3)(4)実施		
26年度以降			
⑦取組の前提			
<p>■水道技術研修の受入対象国(予定) エジプト、スーダン、エチオピア、ケニア、マラウイ、南アフリカ、ジンバブエ、サントメ・プリンシペ</p> <p>■平成20(2008)年度削減量:440トン(子ども省エネ大作戦)・・・毎年度独自に算出</p>			

①資料番号	39		
②取組方針	農山村との連携		
③環境モデル都市参照	4-(a)脱温暖化連合「大都市・農山村連携モデル」を構築		
④削減試算(例)	短期的な削減試算	中期的な削減試算	長期的な削減試算
	平成25(2013)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	脱温暖化連携の削減分は間接的に他部門で表出されるため試算していない		
⑤取組内容の詳細			
<p>CO₂吸収量を効果的に削減していくためには、大都市である横浜市と、間伐材をはじめとする未利用エネルギーが豊富に存在する農山村地域が連携して、森林整備を進めることが重要である。その実現に向けて、50以上の自治体との連携による「脱温暖化同志連合」を結成する。</p> <p>(1)山梨県・道志村との連携 内容： ・木質バイオマス技術の開発 道志村及び山梨県内の森林整備による間伐材、剪定枝などの利活用拡大を民間企業と連携し、バイオ燃料、カーボンナノチューブほか新素材開発により図る。 ・カーボン・オフセットの仕組みづくり 山梨県は森林整備によるCO₂吸収相当分を企業等の排出量のカーボン・オフセットとして活用できるよう制度を創設し、「山梨県地球温暖化対策条例」(平成20(2008)年12月制定予定)に盛り込む。 横浜市は、横浜市内企業が山梨県「やまなし森づくりコミッション」制度を活用し、県内の森林整備を行うことによるCO₂吸収相当分(山梨県による認証分)を評価する制度づくりに向けて検討する(横浜市地球温暖化対策計画書制度上で評価できるよう検討)。</p> <p>時期： ・平成20(2008)年度 山梨県、道志村、横浜市の合同研究会を設立。 道志村にて「バイオマスタウン構想」策定中。 道志村、山梨県の間伐材、剪定枝の量、大気環境に与える影響など利活用調査実施に向けた検討。 「やまなし森づくりコミッション」に関する横浜市内企業へのヒアリングを実施。 ・平成21(2009)年度 各省庁助成制度などを活用して道志村の間伐材、剪定枝利活用の調査を予定。 横浜市内企業へ山梨県「やまなし森づくりコミッション」制度などを活用した森林活動の誘致。</p> <p>(2)長野県、飯田市、他市町村との連携 内容： ・カーボン・オフセットの仕組みづくり 長野県は、森林整備及びペレット燃料利用によるカーボン・オフセットの仕組みづくりを検討。 横浜市は、長野県「森の里親」制度を活用し、横浜市内企業が長野県内での森林整備に協力した場合のCO₂吸収相当分(長野県による認証分)を評価する制度づくりに向けて検討する(横浜市地球温暖化対策計画書制度上で評価できるよう検討)。</p> <p>時期： ・20年度 長野県、飯田市、横浜市各自治体の取組内容を整理。横浜市内企業へのヒアリング(需要調査)を開始。 ・21年度 長野県、飯田市、駒ヶ根市、本市による合同研究会設置に向けて検討。 そのほか、連携自治体を拡大。</p>			

⑥スケジュール	
21年度 ～ 25年度	<p>(1)山梨県・道志村との研究会活動を継続・拡大。道志村の「バイオマスタウン構想」実現への協力。森林整備によるCO₂吸収量を横浜市の計画書制度上で評価できるよう検討。</p> <p>(2)長野県及び長野県内自治体との連携を継続・拡大。他の自治体との連携拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市計画書上での評価を実施 ・横浜市計画書上での評価実績を検討 ・横浜市計画書上での評価継続実施。他の方策についても検討 <p>上記の取組継続・拡大</p>
26年度以降	25年度までの取組実績評価
⑦取組の前提	
<p>■山梨県内森林面積 347,541ha(うち、道志村面積の約1/3にあたる2,873haの水源(市水道の約10%を担う)涵養林を横浜市水道局が所有) 長野県内森林面積 1,056,124ha</p> <p>(山梨県道志村において)</p> <p>■市が所有する2,873ha(村面積の約三分の一) 横浜市水道局は、森林整備など水源涵養林の維持管理を90年近く計画的に行っている。</p> <p>■市以外が所有する民有林(村面積の約三分の二)でのボランティア活動</p> <p>①まちづくり調整局事業「公共施設等への間伐材活用事業」 「間伐材活用アクションプログラム」(平成17(2005)年3月策定)に基づき、森林資源の価値向上のための方策を検討するとともに、平成19(2007)年度には小学校等の4か所の公共施設で間伐材をモデル的に活用。平成20(2008)年度にも4か所の公共施設で活用予定。なお、水道局でも浄水場等で間伐材を活用している。</p> <p>②水道局事業「道志村水源林ボランティア活動」 「道志水源林ボランティアの会」と協働し、民有林の整備を実施中。平成19(2007)年度には16回活動し、延べ1,595人が参加し、6.2haの民有林を整備。平成20(2008)年度には約1,500人の参加により、5.8haの民有林を整備する予定。</p> <p>③水道局事業「横浜市のふるさと道志の森基金」 平成18(2006)年度に設置した基金(市民・企業からの寄付金やペットボトルの売上げ一部、水道事業会計拠出金により基金を造成)により、「道志水源林ボランティアの会」をはじめとするボランティア団体に助成し、ボランティア活動を支えている。 平成16(2004)～平成19(2007)年度の助成実績(計):活動回数 57回、参加者数 4,644人、整備面積 25.2ha、間伐本数 9,082本、助成団体数 10団体</p>	

参考資料3 意見募集・アイデア募集結果概要

ロードマップ策定にあたり、市民の皆様からアイデアの募集を行いました。また、原案公表時には、意見募集を行いました。以下に意見募集の概要及び結果を示します。意見等に対する本市の考え方については、地球温暖化対策事業本部ホームページ上に掲載します。

横浜市CO-DO30ロードマップ(原案)意見募集の概要

1. 実施概要

- ◆実施期間:平成21年1月20日(火)~2月20日(金)
- ◆ロードマップ原案公表場所:地球温暖化対策事業本部、市民情報センター、各区役所(市のホームページで閲覧)
- ◆意見提出方法:電子メール、郵送、ファックス
- ◆提出様式:自由意見欄、氏名・住所(任意)

2. 意見提出状況

◆提出者数・意見件数

提出者数	意見件数(件)
20	90

◆提出方法

提出方法	提出者数
電子メール	15
ファックス	5
合計	20

3. 部門別の意見提出状況

部門	意見件数	部門	意見件数
家庭部門	26	市役所対策	9
業務・産業・エネルギー転換(事業)部門	19	都市と緑対策	1
運輸(交通)部門	12	脱温暖化連携	3
再生可能エネルギー普及対策	14	RM全般	6
合計(再掲分除く)			90

横浜市CO-DO30ロードマップ施策アイデア募集の概要

1. 実施概要

- ◆実施期間:平成20年10月15日(水)~11月14日(金)
- ◆地球温暖化対策事業本部ホームページ上で募集
- ◆意見提出方法:電子メール、郵送、ファックス
- ◆提出様式:自由意見欄・特定テーマ(365万市民のライフスタイルを変えるにはどうすればよいか)、氏名・住所(任意)

2. 意見提出状況

◆提出者数・意見件数

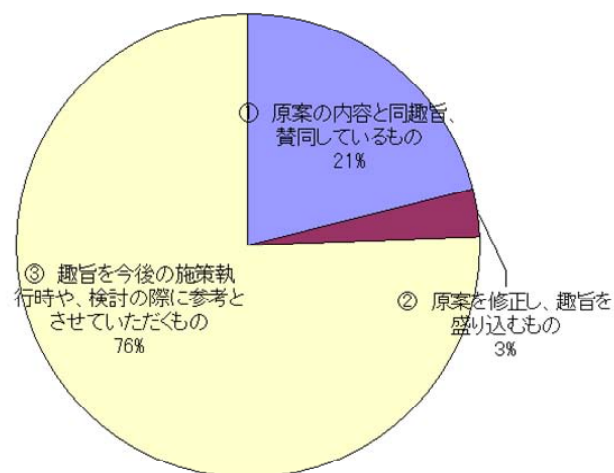
提出者数	意見件数(件)
17	49

◆提出方法

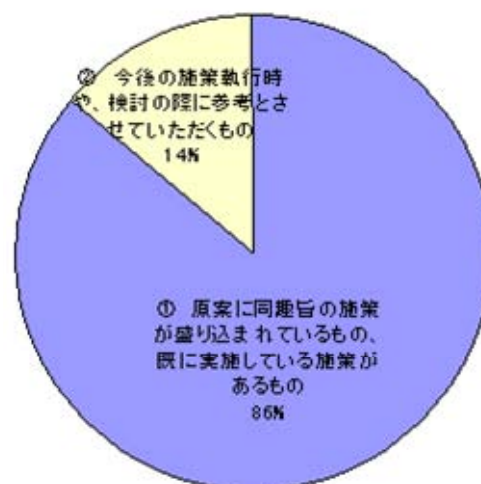
提出方法	提出者数
電子メール	10
ファックス	7
合計	17

3. 部門別の意見提出状況

部門	意見件数	部門	意見件数
家庭部門	18	市役所対策	2
業務・産業・エネルギー転換(事業)部門	12	都市と緑対策	11
運輸(交通)部門	4	脱温暖化連携	-
再生可能エネルギー普及対策	2	RM全般	-
合計(再掲分除く)			49



意見募集結果



アイデア募集結果

■横浜市地球温暖化対策地域推進計画（平成 13(2001)～平成 17(2005) 年度）に基づいた主な取組

◆ 市民・事業者の自主的な取組の促進

- ・ 普及啓発・情報提供・環境教育
 - － 横浜市地球温暖化対策地域協議会などを通じた取組（エコハマ環境家計簿の作成等）
 - － 環境教育基本方針・アクションプランの策定・実施（出前講座、環境副読本の作成等）
 - － 省エネルギー行動の促進（夏・冬のライフスタイル見直し、子ども省エネ大作戦等）
- ・ 事業者対策
 - － 大規模排出事業所での自主的な取組の推進
（地球温暖化対策計画書・報告書制度の制定、横浜市地球温暖化対策事業者協議会の設置）
 - － 環境マネジメントシステムの導入促進
（中小企業のための環境マネジメントシステム構築事例集等の作成）

◆ 経済的な助成

- ・ 住宅用太陽光発電システム設置費補助
- ・ CNG 自動車（トラック、バス、乗用車）の導入に対する補助
- ・ 横浜市中心小企業制度融資（環境保全資金）
- ・ 屋上緑化等への助成
- ・ 横浜市環境保全活動助成制度

◆ 事業者への指導・助言

- ・ 建築物の省エネ化
 - － CASBEE 横浜（建築物環境配慮制度）や省エネ法に基づく指導
- ・ 環境影響評価手続、事業調整制度（計画立案段階）に伴う指導・助言
- ・ 一定台数以上の自動車を使用する者への低公害車導入義務

◆ 社会資本整備、市の事務・事業における取組

- ・ 再生可能エネルギー、省エネルギーシステムの導入
 - － 公共施設への太陽光発電率先導入、下水汚泥消化ガス発電、ごみ焼却工場からの余熱利用、ESCO 事業導入、クリーンエネルギー自動車の導入等
- ・ 公共交通機関の整備・利用促進、自動車交通流の円滑化
 - － MM21 線や幹線道路の整備、自転車道ネットワークの整備、ファミリー環境 1 日乗車券の販売等
- ・ 緑化の推進、ヒートアイランド対策
 - － 緑地の拡充と保全、屋上・壁面緑化の推進、すず風舗道の整備等
- ・ 「ヨコハマは G30」による廃棄物の削減と 3R の推進
- ・ 横浜市役所地球温暖化防止実行計画の策定・実施

■横浜市地球温暖化対策地域推進計画改訂（平成 18(2006)年度）以降の主な取組

◆家庭部門

① 省エネ型の家電製品やガス機器などの使用	
家電製品の省エネ性能を示す省エネラベルの普及	■八都県市統一省エネラベル普及キャンペーンの実施（～H19 まで）
エネルギー供給事業者、家電販売店、住宅販売業者やマスメディア等との連携を含めたより効果的な情報提供のための施策について検討<新規>	■八都県市地球温暖化防止一斉行動（エコウェーブ）（H20:7月7日を中心としたキャンペーンの実施（電球形蛍光灯の配布、家電量販店と連携した省エネ家電・電球形蛍光灯普及キャンペーンの実施等））
② 住宅の省エネ化	
CASBEE 横浜による大規模マンションなどの省エネ化推進	■CASBEE 横浜の実施（届出件数 H18：123 件、H19：113 件）
改正省エネ法による大規模マンションなどの新・改築及び大規模修繕時省エネ性能向上<新規>	■省エネ法による審査・指導（届出件数 H18：314 件、H19：491 件）
HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）普及促進のための技術情報の提供	■CO-DO30RM（エネルギーマネジメントの普及）において推進
省エネ住宅に関するより効果的な情報提供方策の検討	■CO-DO30RM（新築住宅・建物対策、既存住宅対策）において推進
③ 省エネ行動・エコライフの実践	
推進体制の整備により、NPO などと協働で家庭での省エネルギー行動実践の推進<新規>	■横浜市地球温暖化対策推進協議会発足（H18～）。以降、地域環境学習会（H19：16 区、計 29 回）や区民祭りなど各種イベント時（H19：14 回）において、家庭における省エネ行動、エコライフの実践について啓発活動実施。 <区の主な取組> ■公用車へのアイドリングストップ装置の装着（神奈川区）、■地球にやさしいプロジェクト（磯子区：いそご地球にやさしいお店募集、エコライフアイデア募集と紹介等）、■緑区ストップ・ザ・温暖化！（緑区：緑区地球温暖化対策推進協議会設立、キャンドルナイト、緑区 G30・ストップ温暖化フェスタ等）、■環境にやさしいまちづくりイベント（都筑区：キャンドルナイト等の啓発イベント実施）、■キャンドルナイト in さかえ（栄区）
モデル地域での市民による省エネ行動の実践の促進<新規>	■「エコハマ省エネ実践モデル事業（H19）」（港南区を中心に市民 134 世帯がパソコンツールを活用した省エネ行動の見える化モデル事業を実施）

<p>環境教育アクションプランに基づく環境教育の実践、活動を担う人づくりの推進<新規></p>	<p><主な取組> ■環境教育「出前講座」(学校版・地域版)、 ■こどもエコクラブへの支援、 ■環境副読本の作成(小学5年生・中学1年生)、 ■環境活動情報紙「よこはま環境伝言板」の発行、 ■環境月間事業、 ■環境教育・環境活動フォーラムの開催、 ■環境セミナー(企業の環境関係業務の担当者対象)の開催、 ■こどもエコフォーラム</p>
<p>エコポイント制度など、市民が環境行動を実践する仕組みの検討<新規></p>	<p>■横浜型環境ポイント社会実験(H18:弘明寺商店街、大倉山商店街等、H19:港北ニュータウン周辺地区)</p>
<p>省エネ行動、グリーン購入促進のための経済的な誘導手法の検討<新規></p>	<p>■CO-DO30RM(市民の生活様式の転換)において推進</p>
<p>子ども省エネ大作戦の拡充実施</p>	<p>■拡大実施(H18:対象を1年生からに拡大。H19:参加児童数22,734人、協賛企業数76社)(事業開始(H16)。H16:4年生～。H17:3年生～)</p>
<p>「夏・冬のライフスタイル」の推進</p>	<p>■八都県市地球温暖化防止キャンペーンの一環として実施(八都県市共同実施)</p>
<p>家庭における環境家計簿導入の促進</p>	<p>■「エコハマ省エネ実践モデル事業(H20)」(市内約4000世帯で取組実施(各区自治会町内会単位))</p>

◆業務部門

① 省エネ型 OA 機器の使用	
推進体制の整備による事業所への普及啓発<新規>	■グリーン購入地域ネットワーク設立準備連絡会の開催 (H19)、■地球温暖化対策推進協議会を通じた普及啓発を実施 (省エネセミナーの開催等)、■横浜・環境経営シンポジウムの開催 (H20:171名参加)
省エネ OA 機器についてのより効果的な情報提供のための施策について検討<新規>	■CO-DO30RM (事業者の省エネ対策) において推進
② 事業所ビル等の建築物における省エネ化	
CASBEE 横浜による大規模事業所ビルの省エネ化促進	■CASBEE 横浜の実施 (届出件数 H18:123 件、H19:113 件)
改正省エネ法による大規模事業所ビルの新・改築及び大規模修繕時の省エネ性能向上<新規>	■省エネ法による審査・指導 (届出件数 H18:314 件、H19:491 件)
BEMS (ビルエネルギーマネジメントシステム) に関する情報提供	■事業調整制度による指導
公共施設の ESCO 事業などの実施と民間へのノウハウなどの情報提供	■公共建築物への ESCO 事業の推進 (H19:横浜市第 5、6 号事業の改修工事实施、横浜市第 7、8 事業の最優秀事業者を選定)、■公共建築物への省エネルギー設備等導入の推進 (H19:高効率給湯器導入 (小学校給食室)、環境配慮型エアコンへ更新 (学校職員室)、H18:学校、地域ケアプラザ、地区センターへ省エネ啓発リーフレット配布)、■公共建築物における省エネ型機器の採用 (庁舎、学校の新築、改修時に高効率照明器具、高効率変圧器、高効率型空調機、高効率型給湯器を採用)
③ 省エネ行動の実践	
生活環境保全条例に基づく温暖化対策計画書・報告書制度の対象範囲拡大の検討<新規>	■地球温暖化対策計画書制度の実施 (H18:全体△3.7% エネ転部門△4.6%、産業部門+3.1%、業務部門△0.5%)、H19:全体+4.2% エネ転部門+4.4%、産業部門+3.9%、業務部門+1%)、■計画書制度の改正に向けた取組《主な改正点》・対象者の拡大(事業者単位の捕捉)・市による公表・取組の評価・優良者の表彰
推進体制を整備し普及啓発の推進、優秀な取組を行っている事業所事例についての情報交換や優秀事例表彰などの実施による省エネ行動の推進<新規>	■地球温暖化対策事業者協議会 (H18:研修 2 回、事例発表会 1 回、共同取組事例調査、H19:研修 2 回、事例発表会 1 回、省エネアドバイザーの育成事業支援、H20:研修 2 回、脱温暖化協働集中取組実施 2 回(H21.1 月末))、
「夏・冬のライフスタイル」の推進	■八都県市地球温暖化防止キャンペーンの一環として実施 (八都県市共同実施)
環境マネジメントシステム導入の促進	■中小企業の ISO14001 認証取得支援事業の実施 (H18:10 社、H19:8 社認証取得、H20:9 社取組中)、■エコアクション 21 横浜市セミナー (自治体イニシヤティブプログラム) の実施 (H20:10 社取組中)
環境会計の導入促進や環境情報の整備の促進	■下水道事業の環境会計 (環境レポート)、■水道局の環境会計

◆運輸部門

① クリーンエネルギー自動車の利用	
条例に基づく販売店でのクリーンエネルギー自動車に関する情報提供の実施	■生活環境保全条例第 133 条により、自動車を販売する者の責務として規定
事業者が CNG 自動車を購入する際の補助制度の実施	■H18 年度：83 台、H19 年度：73 台、H20 年度：62 台
本市の公用車へのクリーンエネルギー自動車の率先導入の実施	■H18：保有台数：2,199 台/3,756 台（導入率 58%）、 ■H19：保有台数：2,281 台/3,654 台（導入率 62%）
推進体制を整備し、市民・事業者にクリーンエネルギー自動車の環境・経済面のメリットに関する情報提供の実施<新規>	■CO-DO30RM（低燃費・低排出ガス車の普及）において推進
② 公共交通機関等の利用	
鉄道など公共交通網の整備、携帯サイトによるバス運行情報の提供	■バス事業者に対し、バスの現在位置や路線案内等を提供する「バスロケーションシステム」導入経費を補助
自転車道ネットワークの整備	■自転車道（自転車通行帯等）を 6.9km 整備、他自転車通行環境整備の模範となるモデル地区（鶴見区向井町周辺）を設定
環境的に持続可能な交通（EST）に関する取組の検討	■「バス 1 日乗車券活用体験」調査モニター募集・調査実施、■バス事業者に対し、ICカード（パスモ）システム導入経費を補助（市内の全バスの利用が ICカード化）
③ エコドライブの実践	
推進体制を整備して、市民・事業者に対してエコドライブの実践について普及啓発を推進（講習会やコンテストの実施など）<新規>	■推進協議会の協働事業：エコドライブの看板設置（H18）、講習会（H19：1 回、H20：3 回）、キャンペーン開催（H19、H20：1 回）、■一般ドライバー向けエコドライブ講習会（H19、H20：2 回）、■ラジオCMを利用した広報やステッカーの配布及び一斉普及啓発活動、エコドライブトークショー開催、高速道路SA等での普及啓発（八都县市連携）、■トラック事業者向け講習会（県トラック協会）、■公用車 200 台へのエコドライブカーナビの装着による、市職員のエコドライブの実践、市職員向けのエコドライブアドバイザー養成も兼ねた講習会を開催

◆新エネルギーの導入

◇新エネルギーの導入	
住宅用太陽光発電システム設置費補助を実施	<ul style="list-style-type: none"> ■18～19年度で766件、2,334kW分に補助を実施、 ■20年度も約400件、1,300kWに補助を実施する予定。
小学校や区役所などの公共施設への率先導入	<ul style="list-style-type: none"> ■18～19年度：市立小学校15校、市立中学校1校、区役所1箇所計190kWの太陽光発電設備を導入、 ■20年度にも、計20kWの設備を2箇所の公共施設に導入予定、 ■公共施設への導入は、72箇所 設置容量1,290kW（H19末 1kW以上対象）
NPOと協力しながら施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■再生可能エネルギー普及促進を下支えする事業体（YGP：横浜グリーンパワー（仮称））の設立に向けた、ビジネスモデルや組織形態の検討。
一層の普及のため経済的手法についての検討<新規>	<ul style="list-style-type: none"> ■再生可能エネルギーによる発電電力の固定価格買取制度の実験的導入の検討。（H20）

◆関連施策

◇ヒートアイランド対策	
屋上や壁面の緑化に対する助成制度等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■生垣設置：道路に面した部分に生け垣を設置する場合に助成、 ■屋上緑化：市街地における建築物の屋上及び壁面における緑化の一部を助成。
自動車交通流対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■CO-DO30RM（自動車の効率的利用の促進）において推進。
省エネ設備や省エネ建築物の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ■給湯機器の高効率化と太陽熱利用システムの導入や外灯、防犯灯などの省エネ機器類の導入計画を策定（H20）
ヒートアイランド現象の実態調査、情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ■市内気象観測による夏のヒートアイランド現象状況報告、 ■「ヒートアイランド対策の手引き」作成（H18）、 ■「ヒートアイランド対策アクションプラン」を策定し、区ごとに取組める対策指針を策定。（H19）
モデル地域を選定し先行的なヒートアイランド対策事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■金沢区庁舎においてモデル事業実施（大規模な緑のカーテンや屋上遮熱性塗装、排熱抑制として照明の高効率化、太陽熱利用システムの導入、効果検証）、 ■ミスト冷却装置の設置助成制度により、市内の公共的な空間等へ設置等により、効果検証（H20）、 ■斜面緑地の活用による冷気の誘導策など風の道の研究を実施するとともに、横浜市の「環境気候図」を作成。（H20）
すず風舗装の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■道路舗装に、気化熱により路面温度の低減効果を期待できる保水性舗装等を実施（約63,000㎡）

◇G30の推進によるごみ削減	
今後とも循環型社会の構築を目指し、G30を引き続き推進	<p>■ごみ量実績:98万7千t(H19/H13の▲38.7%)</p> <p>■市民・事業者・行政が協働して様々なG30行動を推進(以下取組名):リサイクル情報版、リサイクル文庫、ファイバーリサイクル、リサイクル啓発事業、さわやかカモメフリーマーケット、青葉リユース食器利用促進補助事業、廃食用油回収の試行実施、マイバック講習会、区民参加型リサイクル推進、衣類のリユース、ポイ捨て禁止キャンペーン、リサイクルしま専科、分別収集の拡充、リサイクルプラザの運営、容器包装の削減に向けた取組、事業系ごみの減量・リサイクル、G30こどもエコ劇場、保育園児の環境教育事業、環境・リサイクル教室、資源循環体験、西区もったいない探偵団、中区G30ジュニア推進委員の育成、移動リサイクル実践教室、G30こどもサミット、G30移動教室、G30ジュニアサポーター、G30紙芝居、G30スクール、G30推進事業、G30学習副読本の作成、G30ポスターコンクール、G30ひろば等の運営等</p>
◇良好な水環境や緑の創造	
「水と緑の基本計画」策定・推進、150万本植樹行動の実施	<p>■150万本植樹実績:70万本植樹(H19末)</p> <p>■様々な取組を推進(以下取組例):身近なところにさるすべり事業、横浜サイエンスフロンティア地区フラワーロード、鶴見川沿いへの植栽整備、まちかど花壇事業、京浜の森づくり事業、神奈川区1万本植樹事業、グリーンロード推進事業、中堀川水と緑のプロムナード事業、磯子のまち緑化計画、港北水と緑の学校事業、緑区みどころ再発見事業、ローザつづきくの苗木の育成、柏尾川クリーンアップキャンペーン、もっともっと!私たち川魅力アップ大作戦、親子ふれあい農園、育苗モデル事業「花まるプロジェクト」、よこはま協働の森基金事業、協働緑化推進事業、自然観察の森運営事業、市民による里山育成事業、名木古木の指定登録、市街化区域内の農地保全、市民利用型農園の設置支援、恵みの里の整備、横浜ふるさと村の設置、環境保全型農業の推進、市民と農との地産地消連携事業、建築物緑化認定証・緑化認定ラベルの発行、市民の森設置事業、源流の森保存事業、近郊緑地特別保全地、特別緑地保全地区等の指定、風致地区等の規制、街路樹管理事業等</p>

横浜の環境(横浜市環境管理計画年次報告書)等を基に地球温暖化対策事業本部作成

【目標達成状況】

- 平成 18(2006)年度の温室効果ガス総排出量は 18,892 千 t-CO₂ で、推進計画の目標*を 2.8%上回っている。
- 平成 18(2006)年度の一人あたり排出量は 5.24t-CO₂/人で、推進計画の目標*を 5.6%上回っている。

*推進計画の目標「平成 22(2010)年度における一人当たりの温室効果ガス排出量を、平成 2(1990)年度（基準年度）比で 6%以上削減

【温室効果ガス排出量の内訳】

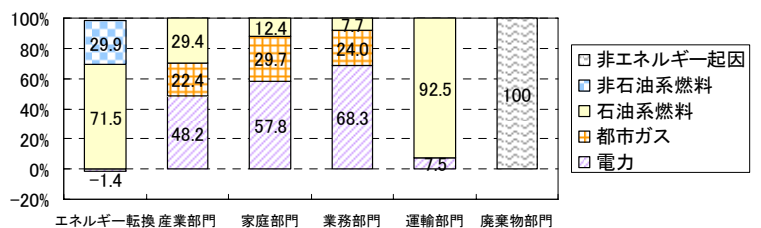
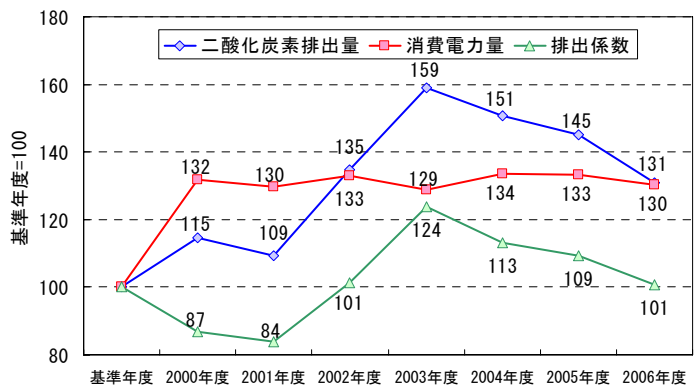
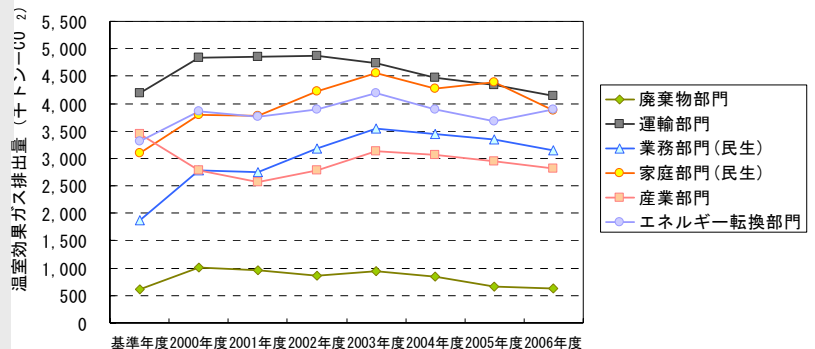
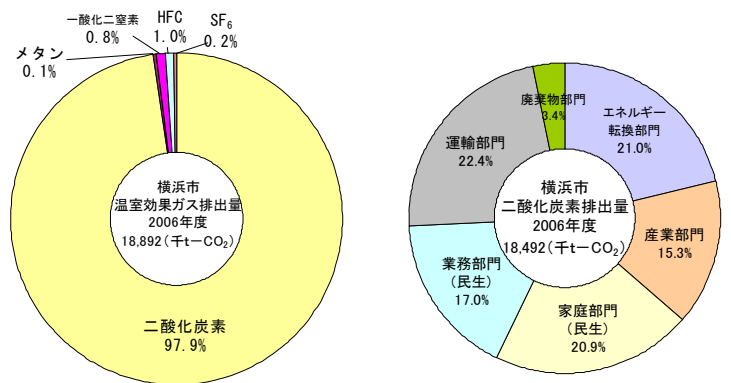
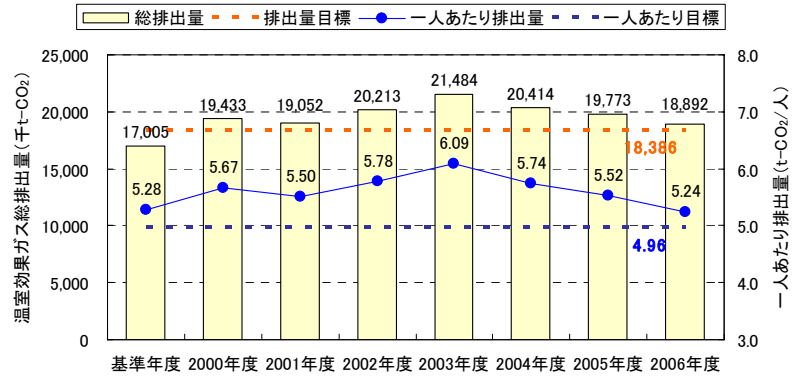
- 温室効果ガスの 97.9%を二酸化炭素(CO₂)が占めている。
- CO₂排出量の部門構成は、大きい順に、運輸部門 (22.4%)、エネルギー転換部門 (21.0%)、家庭部門 (20.9%)、業務部門 (17.0%)、産業部門 (15.3%)、廃棄物部門 (3.4%) である。

【部門別 CO₂ 排出量の経年変化】

- 産業部門：基準年度を下回っている。
- 運輸部門、廃棄物部門：基準年度から平成 12(2000)年度まで増加したがその後減少傾向にあり、基準年度の水準付近まで減少している。
- 家庭部門、業務部門：平成 15(2003)年度以降減少傾向にあるものの未だ基準年度の水準を上回っている。

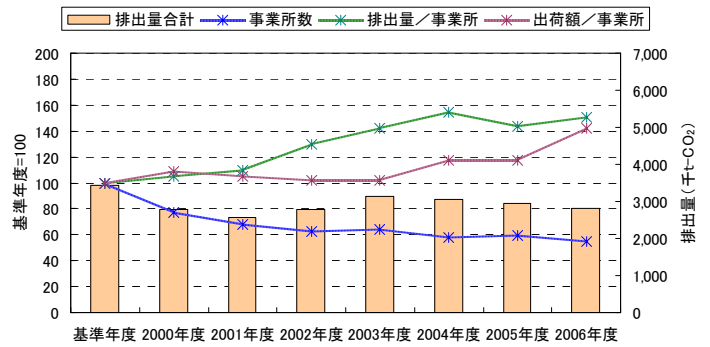
【電力の CO₂ 排出係数と排出量】

- 電力由来の排出量は排出係数と連動している。一方、消費電力量は横ばいで推移している。
- 電力依存度の大きい業務部門、家庭部門、産業部門は排出係数の変動の影響を大きく受ける。



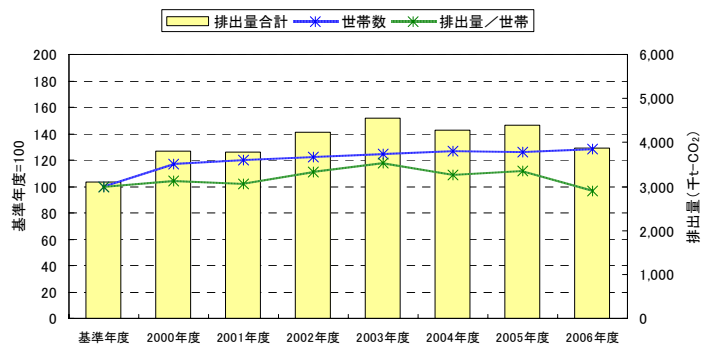
【産業部門】

- 平成 18(2006)年度の CO₂ 排出量は 282.2 万トンで、基準年度から 17.9%減少している。
- 事業所数が減少しており、事業所当たりの排出量は増加している。
- 事業所当たりの排出量は、事業所当たりの出荷額を上回る水準で推移しており、景気動向との関連は小さいと考えられる。



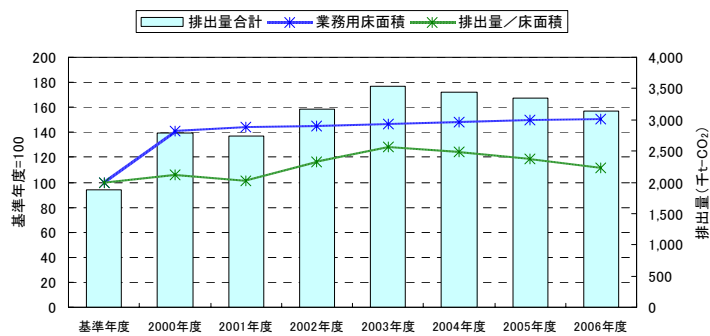
【家庭部門】

- 平成 18(2006)年度の CO₂ 排出量は 386.9 万トンで、基準年度から 24.6%増加している。
- 世帯数は 20%以上増加しているが、世帯当たりの排出量は 10%前後で変動している。



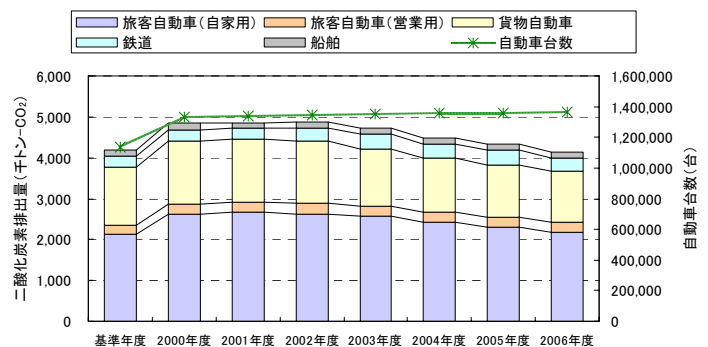
【業務部門】

- 平成 18(2006)年度の CO₂ 排出量は 314.2 万トンで、基準年度から 67.5%増加している。
- 業務部門は電力依存度が約 70%と大きいことから、排出係数の影響が大きく、近年は減少傾向にある。



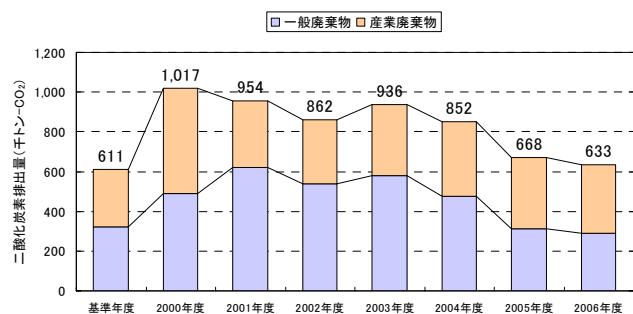
【運輸部門】

- 平成 18(2006)年度の CO₂ 排出量は 413.6 万トンで、基準年度から 1.3%減少している。
- 自動車からの排出が 89%を占める。
- 自動車台数は増加傾向にあることから、省エネ法による低燃費等の普及が進んだものと考えられる。



【廃棄物部門】

- 平成 18(2006)年度の CO₂ 排出量は 63.3 万トンで、基準年度から 3.6%増加している。
- 一般廃棄物は平成 16(2004)年度以降減少しており、G30による取組効果が要因として考えられる。



横浜市 CO-DO30 ロードマップ

(環境モデル都市アクションプラン)

概要版

知の共有・選択肢の拡大・行動促進による市民力発揮で
大都市型ゼロカーボン生活を実現



平成 21 (2009) 年 3 月

横 浜 市

1. ロードマップとは	2
2. ロードマップの枠組	4
(1) 排出削減に向けた基本的な考え方	4
(2) 取組の全体枠組	6
(3) 重点取組	7
・環境モデル都市横浜 グリーン・チャレンジ		
(4) 推進方策	9
・市役所の取組(コラム)		
・施策の地域展開事例		
3. 取組内容	13
・取組内容の構成		
(1) 家庭部門	14
(2) 事業部門	16
(3) 運輸(交通)部門	19
(4) 再生可能エネルギー普及対策	23
・10倍化シミュレーション		
(5) 市役所対策	25
(6) 都市と緑対策	28
(7) 脱温暖化連携	30
・平成 25(2013)年度における削減見込み	32
4. 参考資料	33
(1) アイデア募集・意見募集概要	33
(2) 横浜市地球温暖化対策地域推進計画進捗状況	34

1. ロードマップとは

- 「横浜市脱温暖化行動方針(CO-DO30)」で定めた**温室効果ガス排出量の中長期の削減目標達成に向け、今後横浜市が取り組む施策**について取りまとめたものです。
- 特に、**平成 21(2009)年度から平成 25(2013)年度に具体化・検討する予定の施策**について示しています。

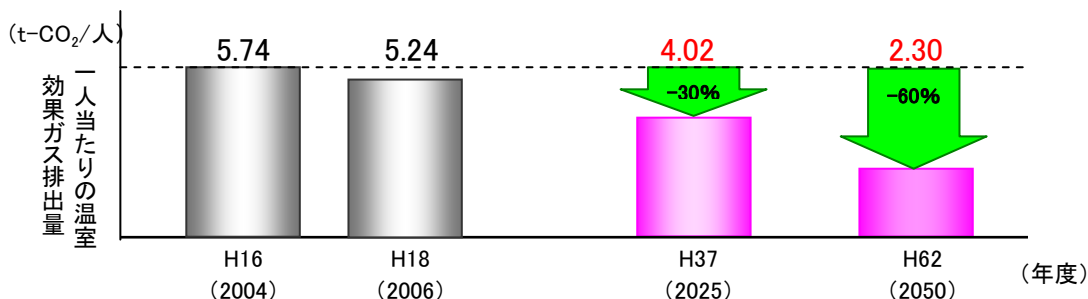
目指すべき平成 37(2025)年度以降の将来像

私たちの日々の暮らしや仕事において以下の取組が定着しています。

- “エネルギーを上手に使う”
- “再生可能エネルギー(太陽や風力など)や、未利用エネルギー(工場排熱や河川・地中熱など)といった温室効果ガス排出の少ないエネルギーを取り入れる”
そして、**環境モデル都市**としてこのような横浜の姿を世界に発信しています。

温室効果ガス排出量削減目標(市民一人当たり:平成 16(2004)年度比)

- 平成 62(2050)年度→2.30t-CO₂(60%削減)を目指し、
- 当面は、平成 37(2025)年度→4.02t-CO₂(30%削減)を目指します



* 排出量の推計は、国の統計資料等を用いて算出しているため、2年前のデータが最新となります。

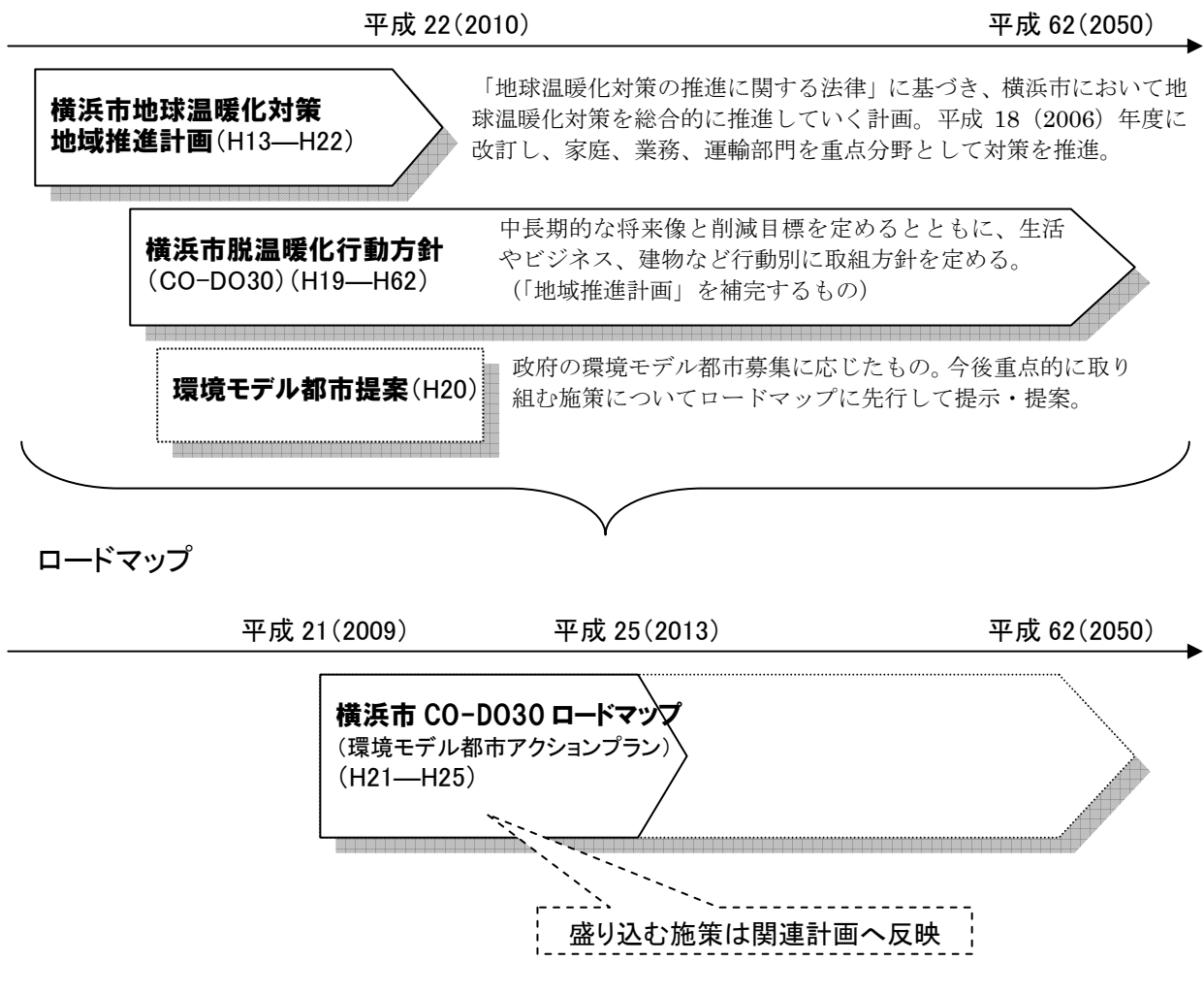
再生可能エネルギーの利用(平成 16(2004)年度比)

- 平成 37(2025)年度までに 10 倍にします

* 平成 16(2004)年度再生可能エネルギー導入量:1.7PJ

- 今後の**横浜市の地球温暖化対策は、ロードマップに掲げる施策を基本**に取り組みます。
- 脱温暖化を実現しようとする政策は、**国内外で日々深化し、前例もほとんどない**ことから、本ロードマップ及び既存の脱温暖化施策については、**定期的に見直し、時代状況に合わせて高めていく**こととします。
- なお、横浜市が今後策定する**地球温暖化対策に関係のある計画**（環境、まちづくりなど）は、**本ロードマップの内容を踏まえたもの**となります。
- また、「**環境モデル都市**」（平成 20（2008）年 7 月政府認定）として、その実現に向け取り組む**アクションプランを兼ねる**ものです。

これまでの横浜市の地球温暖化対策



2. ロードマップの枠組

(1) 排出削減に向けた基本的な考え方

- **横浜市として取り組むべき施策やその手順を明確にし、市民・事業者と連携・協働して取り組みます**

低炭素社会実現のためには、政府、自治体、市民、ビジネス、NGO など各主体が低炭素社会についてのビジョンを共有し、お互いの役割を明確にしながら、信頼に基づいた行動をすることが重要です。

横浜市は、市民に最も身近な基礎自治体として取り組むべき施策を明確にし、それぞれの施策を、市民・事業者をはじめ市を構成する各主体と連携・協働して対策に取り組みます。

- **平成 25(2013)年度までの 5 年間で、将来の大幅な CO₂ 削減につなげるための初動期として位置づけ、あらゆる分野で様々な施策を開始します**

将来の大幅削減を確実なものにするためには、市民・事業者の行動を促す取組として、従来からの意識啓発などを拡充するだけでなく、社会に浸透・定着するまでに時間がかかる各種規制や誘導策などの制度整備や、低炭素型まちづくりに向けた基盤整備など、あらゆる分野において CO₂ 削減に結びつく施策を実施していくことが重要です。

したがって、平成 21(2009)年度から平成 25(2013)年度の 5 年間で、将来の大幅削減に向けて様々な施策を開始する「施策基盤・構想整備期(初動期)」と位置づけ、取組を展開していきます。

また、事業化を予定している施策だけでなく、今後事業化に向けて検討を行う施策についてもロードマップに盛り込み、今後の検討の中で事業化に向けた具体化を図っていきます。

H21(2009)–H25(2013)年度:「施策基盤・構想整備期」

施策の展開に必要な制度や仕組みの整備、市民・事業者への普及啓発による広範な意識向上とあらゆる主体による取組の開始等の施策に重点を置く。

H26(2014)–H37(2025)年度:「施策発展・促進期」

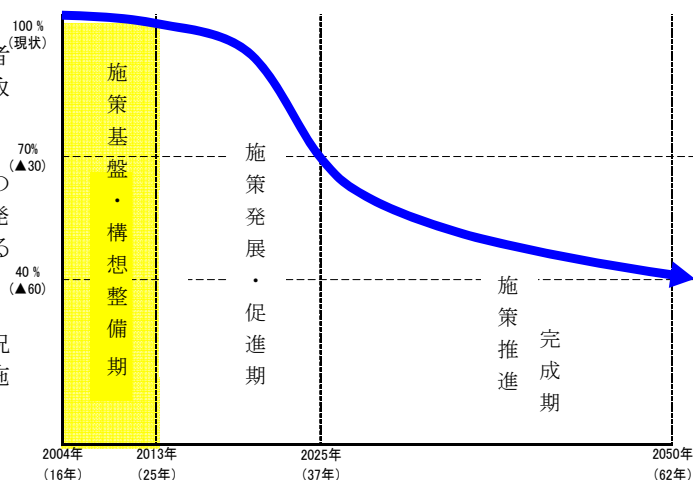
「施策基盤・構想整備期」の施策を進捗状況や社会状況の変化の観点などから全面的に見直し、より効果的な施策に発展させる。そして、意識の高まった市民・事業者と行政による一体的な取組を加速度的に促進する。

H38(2026)–H62(2050)年度:「施策推進・完成期」

「施策基盤・構想整備期」の施策を削減効果及び社会状況の変化の観点から修正し、政策体系を完成させるとともに、施策を着実に推進していく。

※地域推進計画で定める削減目標の達成を前提とします。

平成22(2010)年度で一人当たり排出量4.96t-CO₂

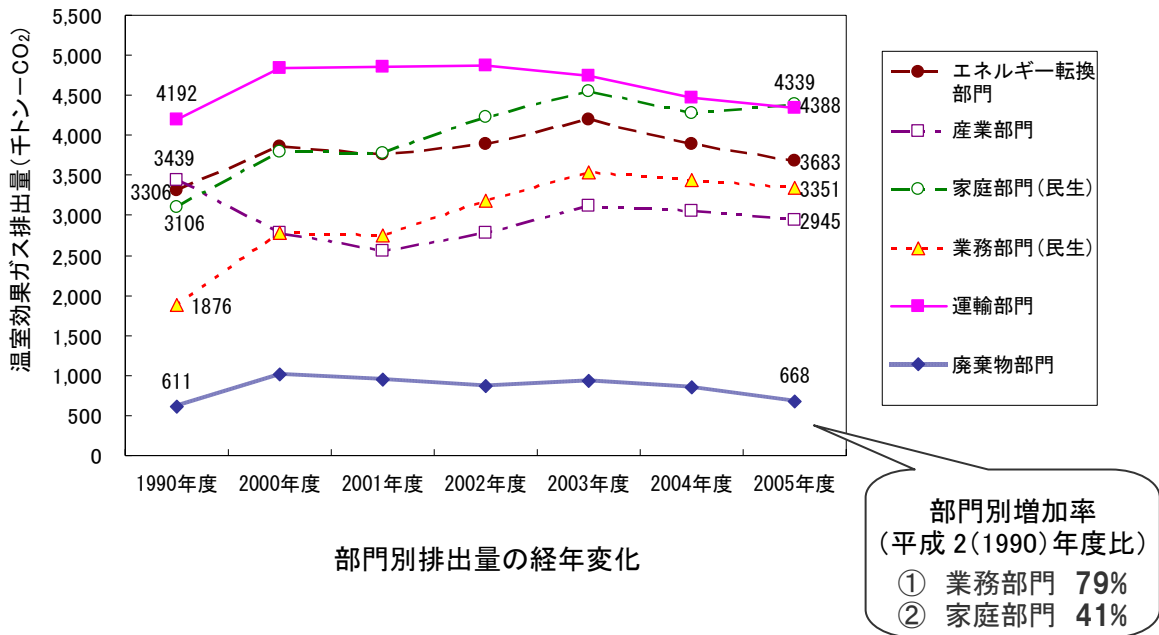


排出削減イメージ

➤ 市民生活から排出されるCO₂排出量の削減に重点的に取り組みます

365万市民が暮らし、今後も人口増加や経済成長が見込まれている大都市横浜では、課題となっている**家庭生活や事業活動からのCO₂排出量の削減は容易ではありません**。しかし、このような状況でも**削減の道筋(モデル)**を示し、日本ひいては世界の対策を先導していくことが「環境モデル都市・横浜」には求められています。

そこで、特に**市民生活から排出されるCO₂削減に向けて重点的に取り組みます**。



出典：平成19年度地球温暖化対策進捗把握調査報告書(横浜市環境創造局)

(2)取組の全体枠組

➤ 家庭・事業・交通の3つの分野と、再生可能エネルギー普及、市役所、都市と緑、脱温暖化連携の4つの対策でそれぞれ取組を進めます

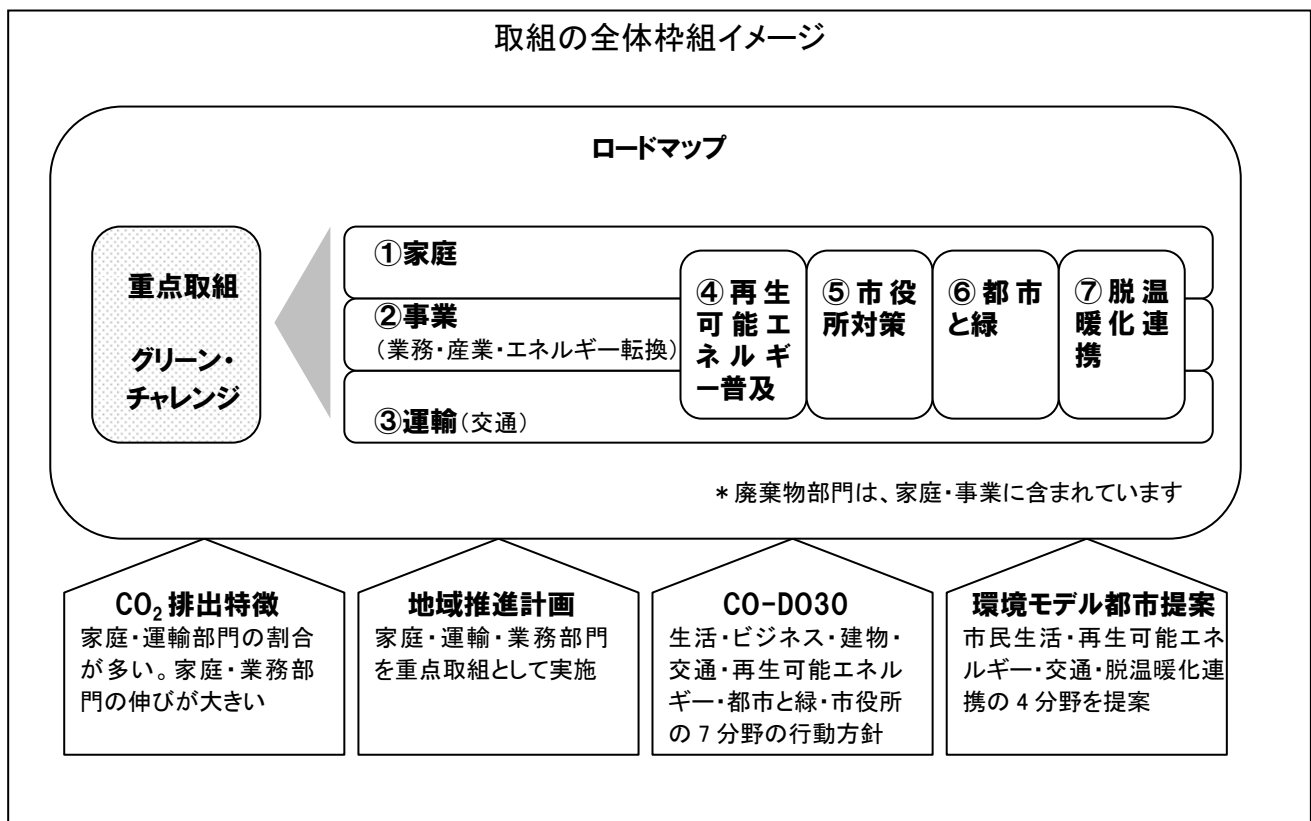
横浜市から排出される温室効果ガスの各部門別の特性やこれまで実施してきた計画・方針、環境モデル都市提案などを踏まえた上で再整理し、**家庭・事業・運輸(交通)の3つの分野**で取組を進めます。

さらに、各分野のCO₂削減に大きく寄与する**再生可能エネルギー普及対策**をはじめ、**市内排出量の約4%を占める事業所として横浜市役所**が率先して取り組むための**市役所対策**、まちづくりや都市と農山村の連携、国内外の先進都市との都市間ネットワークの構築などを**脱温暖化の視点**にもとづき実施する**都市と緑対策**と**脱温暖化連携**の**4つの対策**を加え取組を進めます。

➤ 重点(先導的)取組として『環境モデル都市・横浜 グリーン・チャレンジ』に取り組みます

排出量の増加が著しい**家庭生活や事業活動の施策**や、全分野のCO₂削減に寄与する**再生可能エネルギーを10倍にするための施策**を、それぞれパッケージとしてまとめ、『**環境モデル都市・横浜 グリーン・チャレンジ**』として、**市民・事業者・行政が一体となって重点的に取り組み**ます。

先導的に取り組み、成果を出していくことにより、ロードマップに掲げる取組全体の推進につなげていきます。



(3)重点取組

環境モデル都市・横浜 グリーン・チャレンジ

横浜の特徴

市民(365万)・住宅が多い
企業が集積(11万事業所)

横浜が変われば
日本と世界が変わる

チャレンジ目標

平成 37(2025)年度一人当たり
温室効果ガス排出量 30%減

3つの視点でCO₂削減

- ①「**くらし**」 暮らしのあり方を変え、市民生活からのCO₂を効果的に減らす
- ②「**しごと**」 環境に配慮した事業の拡大により、地域経済を活性化
- ③「**エネルギー**」 再生可能エネルギー10倍拡大に向けスタートアップ

グリーン・チャレンジ①「くらし」 市民生活からのCO₂を効果的に削減

非省エネ型の家電を売らない・買わない

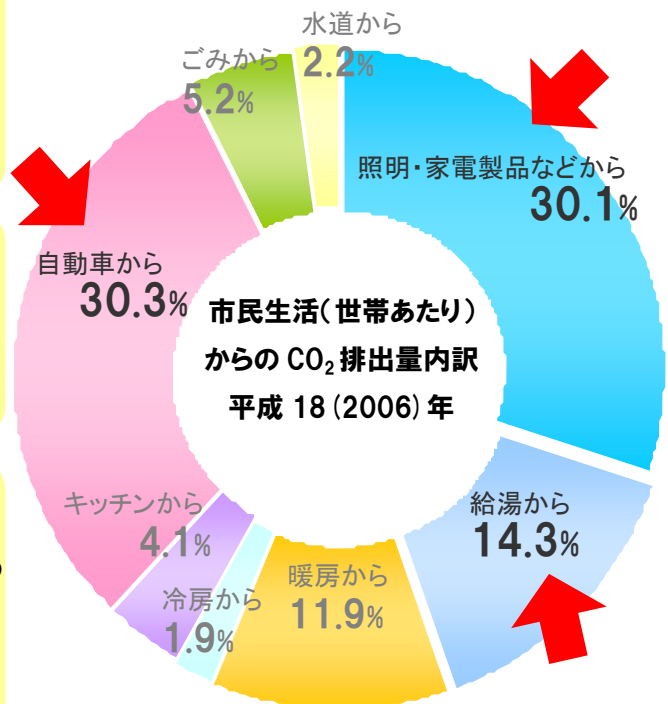
家電・照明の買換時、誰もが省エネ型を選ぶ
→すべての販売店で省エネラベルの表示
→非省エネ型の販売自粛の要請
→販売続くなれば規制を導入

お風呂のムダをなくす

エネルギー効率を考慮して、風呂や湯を使う
→太陽熱温水器の設置への補助
→高効率給湯器への取替キャンペーン
→銭湯入ろう・追焚きなくそう運動

車をかしこく使う

マイカー利用によるエネルギーを減らす
→エコドライブ(環境に配慮した自動車の運転)の普及
→モビリティマネジメント(公共交通や自転車、徒歩へ交通行動の転換)
→公共交通の利便性向上

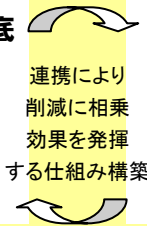


グリーン・チャレンジ②「しごと」 環境に配慮した事業の拡大により、地域経済を活性化

横浜市内11万事業所すべての経済活動を省エネ型に

大規模排出事業者(主に大企業)の省エネ徹底

地球温暖化対策計画書制度の強化
 →すべての大規模排出事業者に対象拡大
 →市が事業者の削減結果を評価・公表へ



連携により
 削減に相乗
 効果を発揮
 する仕組み構築

中小企業の省エネ推進

計画書制度への任意参加を可能に
 →環境マネジメントシステムの導入を支援
 →省エネアドバイザーを無料派遣
 →低利融資の実施

横浜を環境ビジネス・先進技術・活用モデルの集積地に ～横浜グリーンバレー～

環境・エネルギービジネス・技術の集積

環境技術と事業化・起業を支援
 →中小企業の環境技術開発を重点支援
 →事業化・起業の支援手法の構築
 →横浜グリーン購入ネットワークを設立して
 消費者への環境商品・技術を情報提供

エネルギーの先進活用モデルの構築

再生可能・未利用エネルギーを臨海部で活用
 →市施設に再エネ設備(下水汚泥・生ごみ
 活用、メガソーラー等)を集中導入
 →施設間のエネルギー有効活用モデル構築
 →将来の地域一体の低炭素化を目指す

グリーン・チャレンジ③「エネルギー」 再生可能エネルギー10倍拡大に向けスタートアップ

<社会的手法>

10倍化への足取り・姿をみんなが共通理解

・10倍化シミュレーションの公表・PR
 →「従来手法では実現困難、抜本策が必要」を共通理解
 (参考)10倍化への試算
 概ね全ての公共施設には太陽光設置等 →率先導入必要
 戸建て住宅の半数に太陽光&太陽熱導入必要
 新築住宅に1万戸/年程度導入 →導入義務が必要
 既築住宅に1万戸/年程度導入 →強力な支援策必要 等

地域力で普及拡大 ～町内会・太陽光発電モデル事業

・町内会館で太陽光設置を目指す
 →普及の切り札！ 固定価格買取制度の社会実験
 →町内会館を太陽光など普及拡大の拠点モデル

<事業的手法>(公共率先導入)

・強力な支援体制づくり→設置から維持管理までのノウハウ蓄積
 →収支改善への取組み(コストダウン、
 固定価格買取(社会実験)等の支援策)
 ・モデル実施(グリーン電力基金ヨコハマ・プロジェクトの活用等)

<経済的手法>

・設置補助金の拡充、環境価値の活用
 ・固定価格買取;社会実験を踏まえ「国へ要望」又は
 「自ら制度化検討」
 ・オープンな流通市場の形成(公的相談センターのモデル設置へ)
 (例:診断・相談・見本市・見積・評価の機能等)

<規制的手法>

・情報提供義務・検討義務・導入義務と段階的に展開
 →まず情報提供義務(住宅展示場)、検討義務(一定規模)の
 導入へ(この際検討等支援ツール・キットの開発)
 →将来的には、新築時導入義務化へ向けた検討

横浜グリーンパワーの設立

以下のビジネスモデルについて、調査検討、モデル事業等の実施を経て、設立を目指します

- ・公共施設・発電事業
- ・環境価値活用事業
- ・流通市場効率化事業
- ・その他

(4)推進方策

➤ 推進を支え・加速するために「人づくり」や「機会・場づくり」に取り組みます

ロードマップに掲げる施策を着実に推進するためには、市民・事業者を初め**市内のあらゆる主体が、自ら考え、自発的に参加・連携し、行動を進めていくことが重要**となってきます。

このため**環境教育などの「人づくり」や、連携を深めるための「機会・場づくり」**など、推進を支え・加速するための施策に取り組みます。

推進を支え・加速するための施策例

人づくり

脱温暖化リーダーの育成
→ヨコハマ・エコ・スクール(YES)の開設
環境教育への取組支援
→エコスクールモデル事業の実施

機会・場づくり

環境行動のきっかけづくり
→環境ポイント事業(Y+150での実証実験)
→1区1ゼロカーボンプロジェクト(市内18区展開)
交通政策推進協議会の設置・運営
→脱温暖化に対応した交通政策について協議

➤ 市民・国民・世界の人々や、国内外の都市と施策を連携・協働して取り組みます

地球温暖化問題は、市域や地域を越え、全世界で共通の課題となっています。したがって、市内のあらゆる主体と連携・協働して**地域から施策に取り組む一方で、広く国内外の都市とも連携し、より広域的に一体となって高い施策効果を生み出していくことが重要**です。

横浜市では、水源地でもある山梨県道志村と脱温暖化の視点による水源林保全に取り組むなど、**国内農山村地域との施策連携**に取り組みます。また、脱温暖化技術や先進的な施策の共有など**国内外の都市やその地域に暮らす人々とネットワークを形成し、地球規模で一体となって問題解決**に取り組みます。

農山村地域との連携

森林整備によるカーボン・オフセットの仕組みづくり
→山梨県、道志村や長野県等と研究会を設置・検討

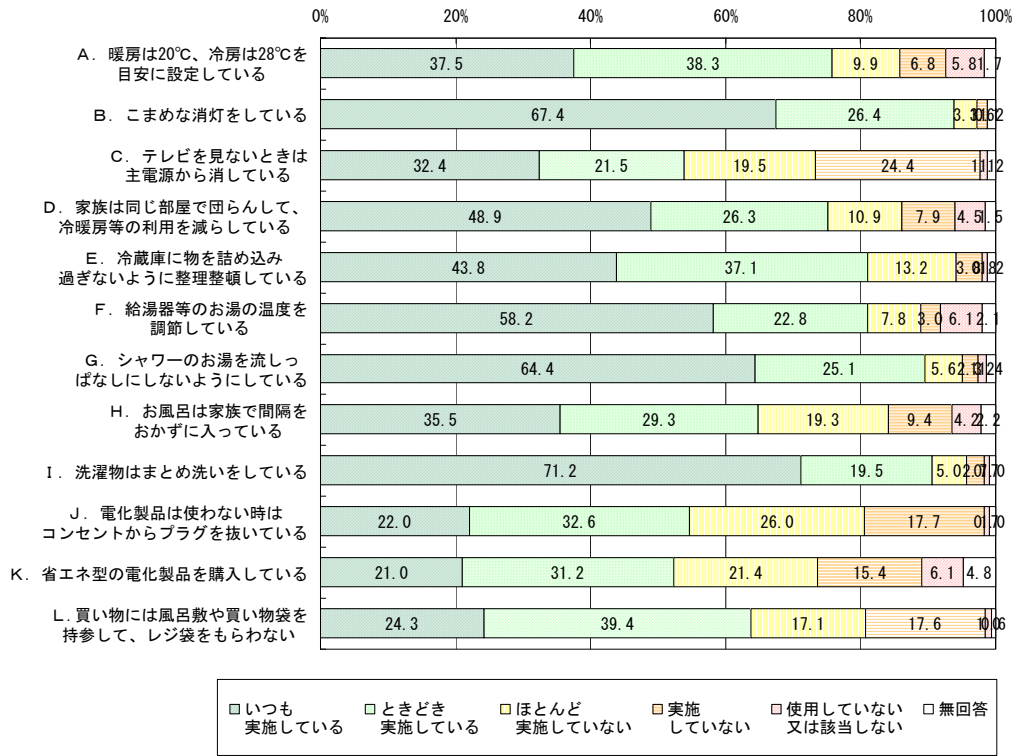
国内外都市・地域との連携

先進都市との連携、支援
→世界大都市気候変動グループ(C40)へ参加
→八都県市首脳会議や低炭素都市協議会などの活動を通じて国内都市間連携形成へ

➤ 毎年度取組状況を検証し、事業の見直しを行ないます

温室効果ガス排出量把握調査や市民・事業者の取組状況を把握するアンケート調査を継続的に実施し、ロードマップに掲げる**施策の取組状況を毎年度検証**していきます。検証作業は、脱温暖化の政策は日々国内外で深化していることもあり、**外部有識者を含めた様々な方の意見等を踏まえて**行います。

また、この検証結果をもとに事業見直しを行い、次年度以降の事業の実施につなげていきます。



【参考】省エネ行動・エコライフの実践

出典：平成19年度地球温暖化対策進捗把握調査(前掲)

<コラム>

低炭素社会実現に向けて、市役所も全力で取り組みます！

■低炭素型の政策を推進

◇市の政策に脱温暖化の視点を盛り込みます

- ・契約、事業執行、施設管理、まちづくりなどの要綱、指針などに環境配慮項目を付加
- ・区局事業本部運営方針に脱温暖化の取組を掲載 等

■新「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」を策定！

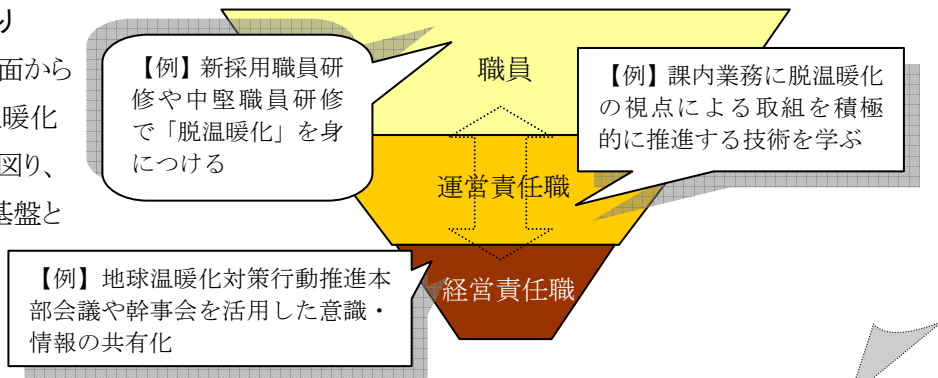
◇公共施設のエネルギー使用量を一括把握・分析し、管理状況や省エネメニューを提供・改善へ（エネルギーカルテの活用）

◇太陽光・熱、未利用エネルギーの徹底活用、省エネ型街路灯などの設置、低燃費型の公用車導入、グリーンITの活用などによる全庁的なCO₂削減策を立案。

◇省エネ法に対応したエネルギー管理統括者の新設 等。

■職場の基盤・人づくり

◇経営層、職員、両面から研修等を通じて脱温暖化意識・知識の向上を図り、低炭素型市役所の基盤となる人づくりを推進。



環境にやさしい港 (港湾物流における環境負荷削減)

■グリーン物流の推進
内航船、はしけ、鉄道など、環境にやさしいグリーン物流を推進

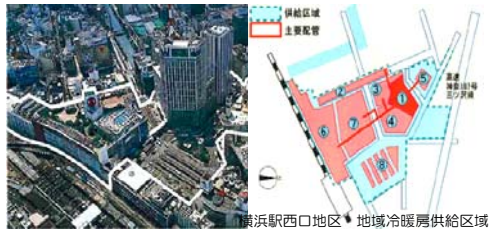
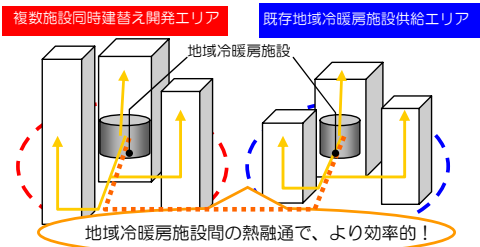


■「ゆっくり走ろう！横浜港」の推進
・エコドライブ講習会の実施
・グリーン経営認証(交通エコロジー・モビリティ財団)の取得奨励



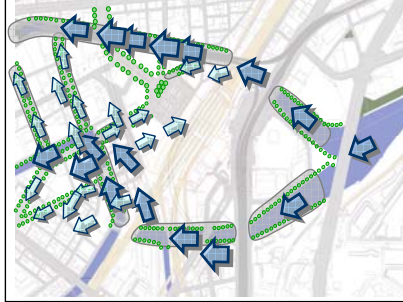
■エネルギーの面的利用導入イメージ

<地域冷暖房施設の導入・拡大>
地域冷暖房施設を導入・拡大し、複数施設へ面的に熱供給

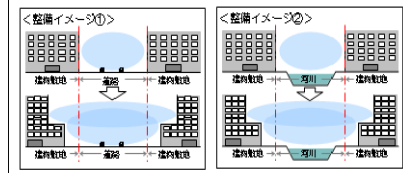


■自然環境を意識した空間形成と緑化の推進イメージ

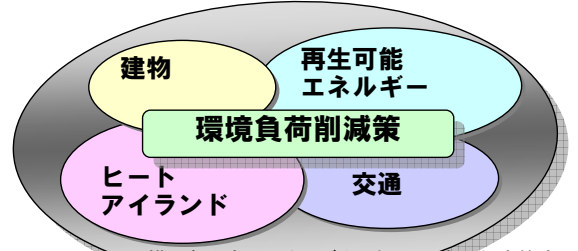
<風の道に配慮した空間整備・緑の整備>



<空間形成イメージ>
・建物更新や再開発において、河川や道路側に空地、低層部を配置



横浜都心部の取組



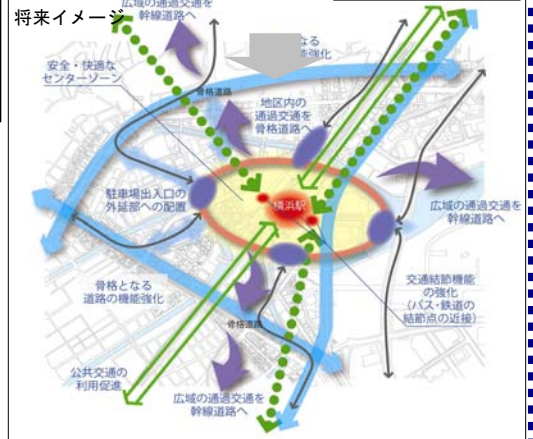
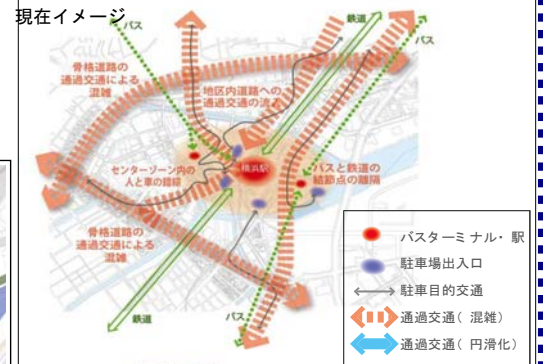
○横浜都心部エコまちづくり計画(平成21年度策定予定)
【先導的都市環境形成促進事業費補助(国土交通省)】

■横浜駅周辺

- まちのエネルギー効率の向上・環境負荷の低減
- 河川等の自然環境を意識した空間形成と緑化の推進
- 地区の環境特性を活かしたまちづくり
- 公共交通利用の促進等による環境負荷の低減
- エリアマネジメントによる環境にやさしいまちづくり
- 公共交通利用促進

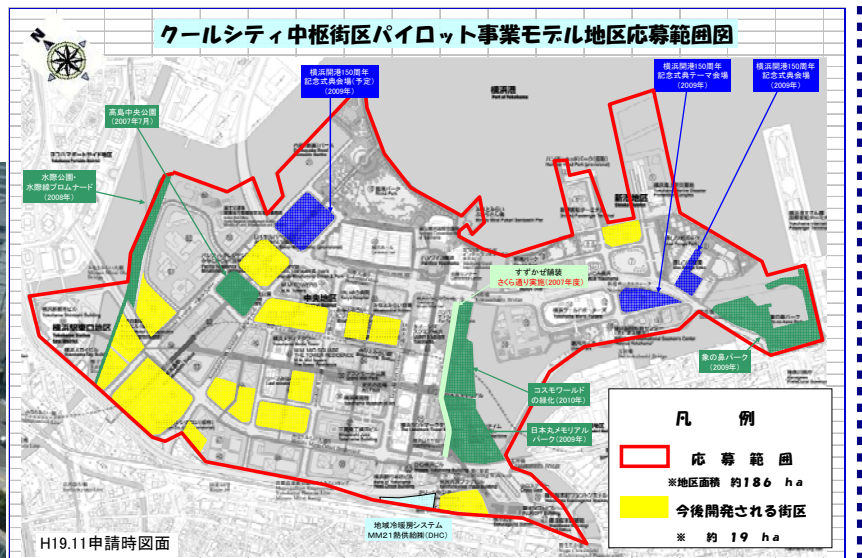
■公共交通促進施策

<人が主役のセンタゾーンの形成イメージ>



■みなとみらい21地区

- クールシティ中枢街区パイロット事業
- 「動く歩道」屋根への太陽光パネルの設置
- 街路樹の改良
- エリアマネジメント(みなとみらい21環境対策委員会)
- すずかぜ舗装(遮熱性舗装)の実施



3. 取組内容 <取組内容の構成>

次ページ以降の各施策は、①目標達成に向けた取組方針、②平成 21（2009）年度以降 5 年間で具体化・検討する予定の施策内容、③取組行程、④主な施策の分類で構成されています。以下に読み方を例示します。

取組方針		表の見方	
<p>1. 省エネルギー型の住宅を普及します 冷暖房や給湯等に付随するエネルギー消費を削減するため、省エネルギー型の新築住宅の普及や、既存住宅の省エネルギー性能向上の取組を推進します。</p>			
<p>① 取組方針</p>			
<p>具体化・検討する予定の施策／行程表</p>			
<p>1. 省エネルギー型の住宅を普及します</p>			
<p>新築住宅・建物対策</p>	<p>CASBEE 横浜の届出義務対象拡大 「横浜市建築物環境配慮計画」の届出義務を課す対象を拡大します。また、市の業務体制の見直しや評価員となる市内建築士の養成等も進めます。</p>	<p>制度改正周知／業務体制見直し 評価員養成／関係団体調整</p>	<p>対</p>
	<p>広告時の評価結果公表義務化 市民等が環境に配慮したマンション等を選択しやすくするために、CASBEE 横浜による自己評価結果を公表することを義務付けます。</p>	<p>制度改正周知／業務体制見直し 関係団体調整</p>	<p>公表義務化</p>
	<p>CASBEE すまい(戸建て)の導入 市民による環境配慮住宅の建築を誘導するため、CASBEE 横浜の戸建住宅版である「CASBEE すまい(戸建て)」の</p>	<p>評価員養成 市民への啓発普及</p>	<p>導入</p>

ロードマップに掲げる施策の分類について

施策のタイプ	取組例	施策のタイプ	取組例
1. 支援	<ul style="list-style-type: none"> 導入費用などの一部補助 税の軽減 情報提供 	5. 組織化	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等と組織設立
2. 制度化	<ul style="list-style-type: none"> 規制など義務化 	6. 構想具体化	<ul style="list-style-type: none"> 計画、方針などの策定 検討レベルの施策の具体化
3. キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者などへの啓発 講習会、セミナーなどの実施 パンフレット作成配布 	7. 主体的実施	<ul style="list-style-type: none"> 市役所の取組 市役所が主体的に実施する事業(社会基盤整備など)
4. モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域/対象などに対する実証事業 事業後の成果評価など 社会実験(再エネの環境価値流通) 		

※現時点での分類であり、施策を推進していく中で新たな分類の追加、変更等があります。

(1)家庭部門

取組方針

1. 省エネルギー型の住宅を普及します。

冷暖房や給湯等に伴う住宅のエネルギーロスを削減するため、省エネルギー型の新築住宅の普及や、既存住宅の省エネルギー型への改装などを推進します。

2. 家電・住宅機器(給湯器等)のエネルギー消費の削減を誘導します。

住宅で用いられる家電や照明、給湯器等の住宅機器によるエネルギー消費を減らすため、既存の家電等を効率の高いものに置き換えることや、効率の悪い家電等を減らすこと、CO₂を出さないエネルギーで家電等を利用することを進めます。

3. エネルギー消費の少ない生活様式を普及します。

できる限り冷暖房や照明に頼らないなど、エネルギー消費の少ない生活様式の普及に向けて、無駄な照明や待機電力など不要なエネルギー消費を避けることや、環境の視点から消費行動を取ること、環境に関する学習や活動に取り組むことを推進していきます。

具体化・検討する予定の施策／行程表

1. 省エネルギー型の住宅を普及します。

1	新築住宅・建物対策	CASBEE横浜の届出義務対象拡大 「横浜市建築物環境配慮計画」の届出義務を課す対象を拡大します(2,000m ² 以上の建築物は省エネ措置を初め、環境に配慮した建築となります)。また、市の業務体制の見直しや評価員となる市内建築士の養成等も進めます。			
		制度改正周知／業務体制見直し 評価員養成／関係団体調整	対象拡大	②	
		広告時の評価結果公表義務化 市民等が環境に配慮したマンション等を選択しやすくするために、CASBEE横浜による自己評価結果を公表することを義務付けます。			
		制度改正周知／業務体制見直し 関係団体調整	公表義務化	②	
		CASBEEすまい(戸建)の導入 市民による環境配慮住宅の建築を誘導するため、CASBEE横浜の戸建住宅版である「CASBEEすまい(戸建)」を導入します。			
		評価員養成 在来工法への普及	市民への啓発普及	導入(CASBEE戸建ての普及啓発も継続)	②,③,⑥
		省エネ住宅・建物の普及 高性能省エネ・長寿命住宅・建物の普及を図るため、省エネ住宅・建物の評価費用に対する助成や税等の軽減を行います。また、建築費用等に対する低利融資の仕組みを整え、市民等による環境配慮住宅・建物の建築を誘導します。			
	税等の軽減による誘導 策検討／低利融資実 施調整	低利融資実施	税等の軽減による誘導 策実施	①,③	
2	既存住宅対策	脱温暖化リノベーション(改修による機能向上)手法の開発・実施 環境配慮はもとより、コミュニティの形成・再生、福祉施策、防災対策等の視点から、中古集合住宅のリノベーションを図ります。取組に際しては、持続可能性を目標としたまちづくり・社会づくりのコンセプトであるエコヴィレッジの考え方を導入します。			
		実施候補地検討・決定 ／関係者調整	手法検討会設置／基 本計画策定	実施設計／現場工事 効果検証	④
		エコリフォームの推進 住宅フェアや住宅展示場等と協力してセミナーを開催するなど、比較的手軽に取り組むことができるエコリフォームを積極的にPRします。			
	工務店等住宅の供給側への講習会等の実施			③	

2. 家電・住宅機器(給湯器等)のエネルギー消費の削減を誘導します。

3	高効率住宅機器の普及	高効率給湯器・照明(LED照明)及び家庭用燃料電池の普及 各種広報・イベント等を活用したキャンペーンの展開や、導入に係る費用助成等の設置優遇措置を通じて、高効率給湯器、高効率照明(LED照明)や家庭用燃料電池といった高効率住宅機器の導入を誘導します。	
		キャンペーン展開 設置インセンティブの検討	設置インセンティブの導入 ①,③
4	省エネ家電の普及	家電の買換え誘導 省エネ性能に優れた製品の買い換えを、データを活用したキャンペーンや環境ポイント制度との効果的な組み合わせ等により促進します。	
		温暖化防止活動センターやYESと連携したキャンペーンの実施	環境ポイント制度との連携 ③
		非省エネ家電の販売ゼロ化 省エネラベリング制度の導入や販売規制の導入検討などを通じ、市民が家電製品購入時に必ず省エネ型が選択されるよう、非省エネ家電の市内での販売ゼロ化を目指します。	
		省エネラベリング制度の導入	販売規制の導入 ②,③

3. エネルギー消費の少ない生活様式を普及します。

5	エネルギーマネジメントの普及	省エネナビの普及 家庭での電気の使用量及びそれに伴うCO ₂ 排出量をリアルタイムに表示する「省エネナビ」の設置を普及促進する。	
		キャンペーンの展開	設置インセンティブの導入 ①,③
		HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)の普及 住宅内のエネルギー消費機器をネットワーク化し、自動制御等を行うHEMSの各家庭での設置を普及促進します。	
		キャンペーンの展開	設置インセンティブの導入 ①,③
6	市民の生活様式の転換	環境ポイント事業の導入 環境行動のきっかけづくりや地域経済の活性化を促進するため、環境ポイント制度を全市で展開します。	
		Y150における実証実験の実施	市内全域に拡大 ④
		横浜市地球温暖化防止活動推進センターの設置 横浜市の普及啓発活動の実施・各種支援、脱温暖化の取組・事業等を「横浜市地球温暖化防止活動推進センター」を設置して進めます。	
		センターを指定	活動メニューを拡大して実施 ⑤
		ヨコハマ・エコ・スクール(YES)の開設 市民が求める環境情報と環境関連学習の提供、各活動主体のネットワーク化、リーダーになり得る人材の育成等をねらいとしたヨコハマ・エコ・スクール(YES)によって取組を進めます。	
		取組を進め、脱温暖化リーダー1,000人を育成	③,⑤
		環境に配慮した消費行動・省エネ行動の推進 二酸化炭素の排出削減に資する生活実践の大きな要素となる消費・購買段階の環境配慮行動や毎日の生活における省エネ行動・G30行動を一層推進します。	
仕組みづくりの検討/実施	③,⑤		
1区1ゼロカーボンプロジェクト 18区それぞれが特色を踏まえた脱温暖化取組「1区1ゼロカーボンプロジェクト」を実施します。事業実施にあたっては、区や地域住民・事業者等と構成する推進組織との連携に努めます。			
取組開始	連携モデルの構築・拡大 脱温暖化リーダーを活用した区ごとの取組実施 ④		

(2)事業部門

取組方針

1. 事業活動で消費するエネルギーの削減に取り組めます。

事業者の省エネルギー対策や再生可能・未利用エネルギー活用を促す取組を進め、化石燃料由来のエネルギー消費を削減します。

2. 環境負荷の少ないエネルギー供給を増加します。

再生可能エネルギーを供給する市民や事業者を増やしていくとともに、市民や事業者など様々な主体が円滑に再生可能エネルギー設備を設置するなど、エネルギー供給に関する情報を把握していきます。

3. 環境に貢献する事業形態を拡大します。

環境ビジネス・技術を発展・活性化させるための支援措置を講ずるほか、環境に貢献している事業者とのパートナーシップを推進し、市民に対し環境にやさしい事業形態を示していきます。またカーボンオフセットの拡大をするなど、環境価値などの需要を拡大していきます。

具体化・検討する予定の施策／行程表

1. 事業活動で消費するエネルギーの削減に取り組めます。

7	事業者の省エネ対策	地球温暖化対策計画書制度の強化			
		温室効果ガスの排出量の多い事業者の自主的な取組を更に促進していくため「地球温暖化対策計画書制度」を強化し、対象者の拡大・実効性を確保します。（制度改正後3年間で、産業・業務部門の対象事業所から排出される全排出量の3%削減を目指します）また、排出量削減の義務付けも視野に入れた検討を行っていきます。			
		制度改正の周知	条例施行・運用開始	取組評価・表彰	②
		中小企業の省エネ支援			
		中小企業の環境配慮取組を促進するため、各種助言制度・制度融資の拡充や、相談窓口の新設など支援体制を充実させます。また、地球温暖化対策計画書制度に任意で参加できる制度を創設し、意欲ある中小事業者に支援を行います。			
		現行制度拡充/支援体制検討	制度運用開始/支援モデル事業実施	制度運用/支援事業実施	①,②
		エコ行動を促進する金融商品の開発			
		金融機関と連携しながら、制度融資の実施など事業者への金融面での支援を行っていきます。また、環境に配慮した投資行動の促進につながる金融商品の創出などについて、金融機関に協力を求めています。			
		制度融資の拡充検討	制度融資の拡充実施		①,③
		事業者の先進的取組の支援			
市内事業者の先進的取組を積極的に支援するための機能を、「温暖化防止活動推進センター」に持たせることを検討します。（支援例（平成20（2008）年度）：住宅・建築物省CO ₂ 推進モデル事業（国土交通省）に選定されたイトーヨーカドー上大岡店の取組）					
検討/モデル実施	事業本格開始	事業拡充	④		
横浜市地球温暖化防止センターの活用					
「横浜市地球温暖化防止活動推進センター（仮称）」を設置し、事業者向けの温室効果ガス削減相談などを行います。また、地域相談窓口機能を持たせることを検討します。事業者と協働での省エネ方針の策定、事業者の技術開発における事業化の支援など、事業者の温室効果ガスの先進的削減方策を支援する機能を同センターに持たせることについても検討していきます。					
センター指定・機能検討		運用・実施			

2. 環境負荷の少ないエネルギー供給を増加します。					
8	エネルギー供給情報の把握	事業者への情報提供依頼			
		市内に供給されるエネルギーの情報をよりの確に把握できるようにするため、エネルギー供給事業者に対し、市長が情報の提供を求めることができるようにします。			
		制度検討	条例施行・運用開始／事業者への情報提供	②	
		エネルギー計画書制度の創設			
市内に供給されるエネルギーの環境性能向上を目的とした「エネルギー計画書制度」を創設し、エネルギー供給事業者に対し再生可能エネルギーの導入を促します。					
制度検討	制度導入	②			
3. 環境に貢献する事業形態を拡大します。					
9	横浜グリーンバレー(環境・エネルギービジネス・技術の拡大)	SBIRの拡充による事業化支援			
		「横浜版SBIR (Small Business Innovation Research: 中小企業技術革新制度)」を活用し、温暖化対策に資する新技術・新製品開発を促進し、開発成果の事業化を支援し、市内中小企業の優れた技術による脱温暖化の加速と市内における環境・エネルギービジネスの振興を図ることを目指します。 「温暖化対策」を重点テーマに設定し、市内中小企業から研究開発計画の募集を実施するほか、温暖化対策技術革新助成により優れた研究開発への支援を行います。 今後、優れた開発成果を横浜市が積極的に試用・活用し、市内における脱温暖化を進め、民間や他都市への市場拡大を支援していきます。			
		脱温暖化関連技術開発の支援		①, ⑦	
		環境・エネルギー技術者ネットワークの構築			
		業界団体・市内企業・市内大学・サイエンスフロンティア高校等との連携を進め、ネットワークの構築を図ります。			
		仕組みづくり	ネットワーク試行	本格運用	⑤
事業者から消費者への省エネ・エコ商品情報提供					
「グリーン購入ネットワーク (GPN)」活動を発展させ、市内で環境配慮商品 (エコ商品) を普及させ、市内企業によるエコ商品開発支援をしていきます。また、地域における取組として、横浜GPNの設立を支援し、インターネット利用による情報発信、講演会の開催などより、市民 (消費者) への情報提供を積極的に行っていきます。					
GPN地域ネットワーク設立・活動開始		③, ⑤			
10	カーボン・オフセットの拡大	横浜市主催のイベントに対するオフセット導入促進			
		カーボン・オフセットを横浜市主催のイベントについて導入を進めていきます。また、導入の際の課題やこれまでの実績をもとに、オフセット手法、対象範囲を検討し、導入可能なイベントの種類洗い出しなどを行い、導入方法等を説明したガイドラインを平成21年度中に作成します。 導入イベント数を増やし、課題検討、実績評価を行い、オフセットを必ず導入すべきイベントとオフセット対象範囲を確定していきます。			
		ガイドラインの作成/一部導入施行	導入実績をもとに課題検討・実績評価	必ず導入するイベント確定/取組評価	⑦
		市施設利用イベント・コンベンションへのオフセット導入促進			
横浜市施設 (公共施設等) で開催されるイベント・コンベンションについて、カーボン・オフセット導入を進めていきます。 また、横浜市が開催経費の一部を負担しているイベント・コンベンションは、主催者にとって過度の負担にならないよう十分配慮しながら、オフセット導入を経費負担の条件とすることを検討します。					
説明資料作成/導入	効果的な導入方法の検討・確立	導入効果・実績評価/見直し・拡大検討	②, ③		

11	事業者とのパートナーシップ推進	宿泊施設等における使い捨てアメニティの削減	
		宿泊施設等のアメニティの有料化または使用しない場合の特典付与等、市内宿泊施設の実施を支援します。また、市内の観光地等でのモデル実施等を検討します。	
		実態調査/先行事例のPR/旅行者向けキャンペーンの実施	取組継続・段階的拡大 ①,④
		飲食店等におけるリユース容器の利用拡大等	
		飲食店等で使用されている容器について、使い捨て容器からリユース容器への転換、マイカップ利用促進など、各事業者の取組を支援しながら、市民のライフスタイルの転換を進めていきます。	
		対応可能店舗等の調査・把握	協定の締結等取組推進 ①,③
不要なレジ袋等容器包装の削減			
各種販売事業者が使用しているレジ袋などの容器包装について、市民等に対するマイバッグ利用などの普及啓発や、事業者に対する発生抑制協力への働きかけ、支援等を通じて、不要なレジ袋等容器包装の削減を促進します。			
排出実態・市民意識調査/市民・事業者意見交換の仕組みづくり	事業者への取組要請/取組事業者PR ①,③		

(3)運輸(交通)部門

取組方針

1. CO₂の着実な削減に向けた基本的な施策に取り組みます。

マイカーに過度に依存するライフスタイルの見直しに向けて、市民が徒歩・自転車・公共交通など環境に優しい交通手段へ自発的に転換を図るための取組や、低燃費・低排出ガス車の導入拡大など、自動車からのCO₂を着実に削減する取組を進めます。

2. 交通システムの改善に取り組みCO₂の継続的な削減につなげます。

環境に優しい交通行動を促進し、継続的にCO₂を削減していくためには、利用者の視点に立った交通システムの改善が不可欠です。このため、鉄道やバスなど公共交通サービスを利用する市民や、サービスを提供する事業者などとの合意形成・協働の場づくりや、カーシェアリングやコミュニティサイクルなどマイカーからの利用転換を促す取組などを進めます。

3. 交通施策とまちづくりの連携を図ります。

交通システムの改善にあたっては、人の移動目的や都市機能との調和を目指した、土地利用規制・開発などをはじめとするまちづくり施策との連携が重要です。利害関係者とのきめ細やかなコミュニケーションを通じて、交通とまちづくりが融和した将来像を構築・共有し、実現に向けた合意形成へと導いていきます。

5年間に具体化・検討する予定の施策／行程表

1. CO ₂ の着実な削減に向けた基本施策に取り組みます。				
12	自発的な交通行動変容・市民との協働	モビリティマネジメント(かしこいクルマの使い方) 過度に自動車を利用する「クルマ中心」のライフスタイルから、電車やバスなどの公共交通や自転車などを適切に利用するライフスタイルへと市民が自発的に行動転換するよう促していきます。マイカー利用が比較的多いエリアをモデル地区として設定し、重点的にモビリティマネジメントを進めるとともに、交通行動の変化を効果的に促すための実施方針を策定し市内へ展開します。		
		実施方針策定、モデル地区における実施	実施地区の拡大 実施地区の拡大／コーディネート育成	③,④
		エコドライブ 市民や事業者がエコドライブを体験・習得することを目指し、八都県市、(社)日本自動車連盟、横浜市地球温暖化対策推進協議会、日産自動車など連携し、エコドライブ講習会やエコドライブコンテストの開催、エコドライブ簡易診断装置の普及等を行います。		
		エコドライブナビの装着リース／企業と連携したエコドライブ普及／講習会の開催	③,④	
13	低燃費・低排出ガス車の普及	導入インセンティブ 八都県市指定低公害車を導入する事業者等に対して、導入費用の一部を補助します。		
		八都県市指定低公害車補助(重量車)／電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・タクシーへのハイブリッド車補助	①,③	
		電気自動車普及に向けた充電設備整備支援・走行優遇措置 公共駐車場等に充電設備を整備するとともに、民間事業者が充電スタンドを設置する際の設置費用の一部補助や、新築の建築物への充電設備設置に対して支援措置を検討・実施します。また、固定資産税などの税や駐車料金の減免等の優遇措置も検討・実施します。		
		充電スタンド設置費用補助 新築建築物設置支援策の検討 税・駐車料金等の減免検討	新築建築物支援策の導入 税・駐車料金の減免導入	①

14	道路・交通ネットワーク整備	鉄道ネットワークの整備(神奈川東部方面線) 神奈川東部方面線(西谷～羽沢間/羽沢～日吉間)は、事業者による鉄道施設整備にかかる設計、用地取得及び工事推進を図るほか、必要な補助金を国や県と協調し交付します。 未着手の構想段階の路線は、少子・高齢化の急速な進展など社会環境の変化や周辺土地利用の状況、交通需要の見直し等を踏まえ総合的に検討していきます。	
		神奈川東部方面線の設計・用地取得・工事、 鉄道構想路線の事業化検討	①,⑥,⑦
		「選択と集中」による都市計画道路整備 都市内道路ネットワークを整備し、渋滞対策をはじめとする交通の円滑化を図ります。	
15	市営交通における環境負荷削減	低燃費・低排出ガス車の導入推進 電気式ハイブリッドバスやCNGバスなどの導入を推進します。	
		更新計画と合わせ導入を推進	⑦
		バイオディーゼル燃料の導入(市営バス) 供給事業者等からの情報収集を進め、安定的な供給体制の確立や軽油と同等以下のコストとなった場合にバイオディーゼル燃料を導入します。	
		市営バスへのバイオディーゼル燃料の導入検討	⑦
		エコドライブの推進(市営バス) ドライブレコーダー導入拡大と、これによる各運転手の運転状況の指導を進め、平成20年度達成予定である燃費向上目標(ディーゼル車で平均燃費2.60km/ℓ)のさらなる向上を図ります。	
		市営バスにおけるエコドライブの推進	⑦
		クレジットカードを利用した公共交通の利用促進 新たに市営交通ブランドのクレジットカードを導入し、お客様へのサービス、利便性の向上など、様々な面でメリットを提供していくことによって公共交通利用を促進します。	
新規導入	会員募集、沿線の協力企業・団体の募集調整等	⑦	

2. 交通システムの改善に取り組みCO₂の継続的な削減につなげます。

16	交通システム改善への合意形成・協働の場づくり	交通施策に関する合意形成手法(コンセンサス会議など)の検討 一定地域への車両の流入抑制など、関係者間で見解が分かれる交通施策に関する合意形成手法について検討します。 各種のコンセンサス会議開催事例などを研究するとともに、行政課題の明確化や想定する施策の効果・有効性・マイナスの影響などを検討した上で、広く市民や専門家の参画を得た運営などの具体的な方法等について検討し、開催に繋げていきます。	規制的手法を活用することの必要性・有効性の内部検討	会議開催	⑤,⑥
		交通政策推進協議会 市民・企業・交通事業者・行政など横浜の交通政策に関わる多様な主体が、脱温暖化など時代の状況に応じた交通政策の方向性などについて協議できる常設の場として、「横浜市交通政策推進協議会」を設置・運営します。	協議会の設置、運営		⑤,⑥
		カーシェアリング 一台の車を複数の人が共同利用する「カーシェアリング」の普及については、車両ステーションの設置に向けた支援など本市による効果的な方策を検討するとともに、カーシェアリング事業者、市内駐車場事業者及び共同住宅の管理組合等に働きかけを行います。 また、次世代自動車技術の一環として開発が進んでいる移動・運搬ビークルについて、将来の共同利用形態のあり方なども含め、国や産官学連携体制との協働による活用可能性の研究を行います。	行政支援方策の検討	民間による事業展開、市の支援措置実施	①,⑥
17	自動車の効率的利用の促進	パーク&ライド 自家用車を駅などに駐車し、鉄道・バスなどの公共交通機関を利用して目的地に向かうシステムについて、交通利用の配分を適正化するための施策として、住宅地に近い駅周辺の大規模駐車場をターゲットとして検討を行います。	効果的な導入地域の検討	一部実施に向けた個別駐車場との調整	⑥
		ITS(高度道路交通システム)の活用 国や産官学連携体制との協働により、走行中の車両から取得できる各種情報の信号管制との連携や経路案内への応用など、ITSの活用による渋滞改善・CO ₂ 削減効果のシミュレーションを目的とした実証実験を行い、施策効果を評価した上で将来の活用方向性について検討します。	研究体制の発足、実証実験計画の検討・策定	一部実証実験の実施・評価	④,⑥
		駅及び駅周辺のシームレス化 「情報」のシームレス化として、駅における効果的な情報提供を行うとともに、「空間」のシームレスとして、各区1地区でのバリアフリー基本構想の策定並びに駐輪場などの適正配置を行うなど、駅及び駅周辺のバリアフリー化を推進します。また、「経済」のシームレス化として、都心部における各交通事業者共通企画券の将来に向けた導入を検討します。	事業者調整		①,⑥,⑦
18	マイカーから徒歩・自転車・公共交通等への利用転換	地域交通サポート推進 地域で検討組織を設立し、小型バス、乗合タクシー等生活に密着した交通手段の導入に向け、運行に至るまでの事業の立ち上げ支援事業として、既に11地区で取組を開始しています。 今後さらに拡大を図り、取組数を増やすとともに、取組開始地区では、本格実施を目指します。	実施		④,⑦
		コミュニティサイクル 関係者間で導入に向け協議・方針決定するとともに、民間事業者を公募・選定します。また、できるところから段階的に導入し、随時規模を拡大します。 また、自転車走行環境の整備の検討もあわせて行います。	一部エリアでの試験導入	実施結果を元に導入規模拡大	①

3. 交通施策とまちづくりの連携を図ります。

19	物流・商業等の環境 負荷削減	大規模物流施設の適正配置	
		市街化調整区域における大規模物流施設の立地に関する基本的な考え方を策定し、特定流通業務施設の市街化調整区域への立地基準を定めます。	
		立地基準の策定	立地基準の運用
			②
19	物流・商業等の環境 負荷削減	大型郊外店舗の自動車交通滞留対策の推進	
		来店者に対する公共交通利用促進などを事業者働きかけるとともに、必要な支援策について検討します。	
		検討	⑥
		港湾物流における環境負荷削減	
19	物流・商業等の環境 負荷削減	海上コンテナの国内輸送をトラックから内航船、はしけ、鉄道など、CO ₂ 排出量が少なく、環境にやさしいグリーン物流を推進し、ターミナル周辺の環境負荷の軽減を図ります。 また、「グリーン経営認証」（交通エコロジー・モビリティ財団による登録・認証制度）の取得を奨励するなど、横浜港内の物流関係事業者と港湾局が協働して「ゆっくりに走ろう！横浜港」を推進します。	
		ニーズ等把握、情報収集、施策検討／認証取得奨励	インセンティブ等施策の拡充検討／取得奨励 実施／取得奨励
			①
		産官学連携による都心部交通システムの研究	
20	交通まちづくりの実 証・具体化	国及び産官学連携体制との協働により、既存の公共交通機関と環境負荷の少ない自転車・自動車との連絡性を高める方策について検討する。具体的には環境負荷の少ない電気自動車などの共同利用サービスや、既存の公共交通機関や自転車などとの連絡性を高めるステーション配置、パーク＆ライド、ポイントなどのソフト施策について導入可能性を検討し、必要に応じて社会実験もあわせて実施します。各施策による交通行動の変化とCO ₂ 削減効果などを総合的に評価し、将来の道路空間の再配分・機能分担なども含め、システムの中長期的な展開可能性を検証します。	
		実証実験の準備・実施	検証
			④
		郊外部における複合的な施策展開	
20	交通まちづくりの実 証・具体化	過度なマイカー利用を抑制し公共交通への転換促進を図るため、マイカー利用者をターゲットに、コミュニケーションを中心としたアプローチを実施します。 また、モデル地区において自家用車中心の交通行動の転換に向けた施策を総合的に検討・展開し、自動車利用者に対して自発的な交通行動の転換を働きかける啓発活動などを実施します。	
		実証実験の実施	拡大
			④

(4)再生可能エネルギー普及対策

取組方針

1. 目指すべき将来像についての共通理解をつくります。

再生可能エネルギーの10倍化という目標は、これまでの施策の延長では達成不可能であり、大都市・横浜市の地域特性を踏まえ、太陽エネルギーを中心として、バイオマス等様々な再生可能エネルギーの利用拡大のため、従来の枠組みを超えた新たな取組みを導入していくことが必要です。その実現のために、目指すべき将来像とその道すじを提示し、市民・事業者との幅広い共通理解を作り出していきます。

2. 再生可能エネルギーの普及の仕組みを作ります。

再生可能エネルギーの10倍化には、固定価格買取制度などの強力な経済的手法や導入の義務付け等の規制的手法が必要です。それらの施策の実現に向けて、先導的なモデル事業や段階的な施策を重ねつつ、取り組んでいきます。さらに、これらの民間誘導策だけでなく、公共が率先して行動することで普及啓発・市場創造を推進していきます。

3. 再生可能エネルギーの普及主体を作ります。

必ずしも大きく進んでいない公共率先の推進を中心として経済的手法や規制的手法を含め従来の枠組みを超えた普及の仕組みを進めていくには、その推進を支えるために必要な役割を効果的に実行できる組織・体制が必要です。それを実現する事業主体として、「横浜グリーンパワー」の設立を目指します。

5年間に具体化・検討する予定の施策／行程表

1. 目指すべき将来像についての共通理解をつくります。		
21	社会的手法を適用する	10倍の将来像の共通理解を図る 再生可能エネルギーの目標が達成された姿、またそのための道筋を提示し、市民との共通理解を深めていきます。
		10倍化プログラムの公表・PR等 ③
		地域密着の普及啓発を図る 地域の方で普及拡大を図るため、地域密着の普及ルートとして自治会町内会の会館に着目した太陽光発電を設置するモデル事業を実施します。併せて、固定価格買取の社会実験を行います（→経済的手法）。
		町内会館に着目したモデル事業 ④
2. 再生可能エネルギーの普及の仕組みを作ります。		
22	経済的手法を適用する	太陽光発電・太陽熱利用設備への設置時助成 太陽光発電・太陽熱利用設備の設置費への効果的な補助を行い、設備設置時の負担の軽減を図ります。
		制度の拡充 ①
		環境価値の活用 太陽光発電等によるCO ₂ 削減価値を顕在化・流通させることで設置時や運用時のコスト負担の軽減を図ることができるよう、環境価値を活用した仕組みづくりを進めます。
		モデル事業 ④
		固定価格買取制度の導入に向けた検討 諸外国で導入されている固定価格買取制度は強力な支援策として極めて有効な手法であり、固定価格制度を社会的実験として試行・検証し、導入に向けた働きかけ等を進めます。
		社会実験 ④
		太陽光発電等の流通市場の効率化 現在の太陽光発電等の流通市場において、購入者が安心して適切な判断が効率的に出来るよう、公的な相談センター（診断、相談、見本市、見積、評価等の機能を想定）を設置し、このセンターの活動を通して、市場の効率化を目指します。
		モデル事業 ④
その他幅広い誘導策の検討 再生可能エネルギーの流通市場の効率化、金融、税制、規制緩和等の誘導策の検討を進めます。		
制度化検討 ⑥		

23	規制的手法を適用する	再生可能エネルギーの導入に関する義務化	
		再生可能エネルギーの建築物への導入に関して段階的に義務的な措置を導入します。このため、まず、「一定規模以上の建築物への導入の検討・報告の義務化」、「住宅展示場での情報提供の義務化」を図る予定です。また、導入コストや支援制度等の状況を十分に踏まえた上で、次の段階としての導入の義務付けに向け、検討を図ります。	
		導入検討義務化、情報提供義務化(必要により制度拡充検討)	②
	事業的手法を適用する	公共率先の推進 (→「市役所対策」参照)	
3. 再生可能エネルギーの普及主体を作ります。			
24	普及の事業主体をつくる(横浜グリーンパワー)	公共率先の推進を中心として、経済的手法や規制的手法を含め、普及の仕組みを支える事業主体として、「専門の技術・知見」と「公的な役割と信用」を併せ持つ事業体の設立を目指します。 この事業体に取り組む事業について、「公共率先による再生可能エネルギーの導入の支援」(公共施設の屋根等を活用した発電事業等)、「環境価値の活用」、「太陽光発電等の市場効率化の支援」(公的な相談センター)等の事業モデルの検証等を踏まえ、事業体の設立を図ります。	
		先導モデル事業	詳細事業化検討
			⑤,⑥

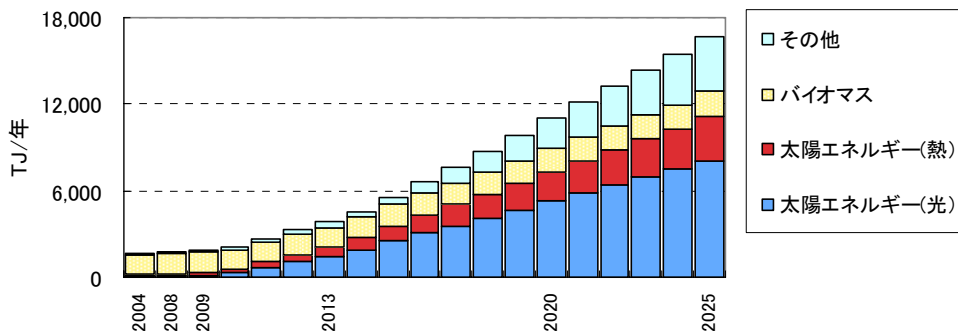
<コラム> 10倍化シミュレーション

再生可能エネルギーの10倍化が達成された姿、また、そのための道すじの共通理解を深めていくため、様々なケースを想定したシミュレーションを行いました。

1. 10倍化の姿

2004年度の1.7PJに対して2025年度にはおよそ17PJと約10倍に、また、内訳として、太陽エネルギー66%、バイオマス11%、その他23%となり、様々なエネルギー活用に取り組む必要がありますが、特に太陽エネルギーが重要です。

再生可能エネルギー導入量推移



2. 10倍化への道すじ

- 太陽エネルギーは、例えば、戸建てで新築・既築を併せて1.4~1.8万件程度等、高い導入ペースを、公共的施設は2025年度に原則導入可能な全てに導入と想定しました。これらの実現には、高い導入ペースが必要となり、強力な経済的手法(例えば、固定価格買取制度等)、規制的手法(例えば、適切な支援を前提に可能なものへの導入義務付け等)や公共の率先導入の加速化など、新たな施策の導入を見込むことが必要となります。
- また、バイオマスでは、現状の有機廃棄物や下水汚泥のエネルギー利用をベースに効率向上や未利用エネルギーの利用増を図ること、その他(風力や温度差エネルギー、小水力、自動車等を想定)の再生可能エネルギーの利用増を図ることを想定しました。

(ロードマップp.60 削減見込みの推計参照)

(5)市役所対策

取組方針

1. 市役所のエネルギー消費を削減します。

市業務のエネルギーを適切に管理し、CO₂削減のシステムを確立し、IT活用による省エネや市施設の省エネ推進など市業務の省エネを徹底することにより、市役所の化石燃料由来のエネルギー消費を削減します。

2. 再生可能エネルギーを市役所が率先利用します。

市施設での再生可能エネルギーの率先導入や、市業務から発生する未利用エネルギーを活用すること、市施設を核とした再生可能エネルギーの面的な活用などを行います。

3. エネルギー消費の少ない業務様式を普及します。

市職員の環境配慮行動の促進や、自動車利用のあり方を環境配慮型とすることなど、市役所からエネルギー消費の少ない業務様式を普及させていきます。

5年間に具体化・検討する予定の施策／行程表

1. 市役所のエネルギー消費を削減します。					
25	市業務のエネルギーマネジメント	市業務へのエネルギーカルテ導入			
		公共施設全体のエネルギー使用量の正確なデータを迅速かつ継続的な収集・整理し、分析が出来るシステム（エネルギーカルテ）を導入し、法改正による報告義務に対応します。			
		システムの運用	市計画との融合システム構築	新システムの稼動	⑦
		エネルギー消費の見える化			
		市民利用施設など市民に接する機会の多い施設を中心に、施設のエネルギー使用量の見える化設備を導入し、積極的なPRにより職員や市民の省エネ行動の喚起につなげます。			
		導入検討	順次導入		⑦
26	市役所CO ₂ ゼロ化に向けた仕組み	市業務へのCO₂カルテ導入			
		環境に配慮した事業が行われるように、予算事業それぞれにおいてCO ₂ 削減のポイントを効率的かつ的確に把握し、事業から排出（削減）されるCO ₂ 量を提示する仕組みを導入します。			
		仕組み検討	構築	稼動	⑦
		再エネ・省エネ等導入に向けた環境配慮ガイドライン(仮称)の策定			
		市の指針、マニュアル等に環境配慮の項目を付加し、市施設や業務から排出されるCO ₂ を削減します。（例：建物の設計や建設工事に関する仕様書類、契約における各種書類・文書、建物の管理委託の書類など、市が所管する書類に環境配慮項目を付加）			
		対象要綱等の洗い出し	ガイドライン策定	環境配慮版の施行	⑦
27	ITの活用によるCO ₂ 排出量の削減	市業務へのカーボン・オフセット導入			
		市役所業務から排出されるCO ₂ 排出量について、環境配慮ガイドライン等の活用による削減努力をしても削減されない量について、カーボン・オフセットをする仕組みや対象業務などを検討します。			
		仕組み検討	実施		⑦
		IT機器の省エネ化			
		IT機器の環境負荷の改善するため、IT機器による環境負荷の調査・改善や改善計画の策定、IT機器調達ルールを整備を行います。			
		改善計画の策定 IT機器調達ルール整備	環境負荷低減への取組推進・順次実施	効果検証・改善	⑦
27	ITの活用によるCO ₂ 排出量の削減	ITを活用したCO₂排出量の削減			
		ITを活用して業務や人の移動等から発生する環境負荷の低減を図ります。IT活用モデルプランを作成し、システム最適化指針策定とシステム調達との連携を図ります。			
		最適化指針策定、 モデルプラン作成	環境負荷低減への取組推進・順次実施	効果検証・改善	⑦

28	市施設の省エネ推進	省エネ・再エネ機器導入モデル事業の実施 公共施設への省エネ・再エネ機器の率先導入のモデル事業として、道路局や各区等で所管している街路灯、防犯灯など約26万本を更新時に高効率化を図ります。			
		省エネ機器導入計画の策定	高効率街灯等の順次導入	⑦	
		市施設の長寿命化・エネルギー利用の効率化 既存の公共施設の長寿命化や有効活用を図り、改修、維持更新の際に省エネルギー、環境配慮を進めます。			
		改修の仕組みルール作り	順次実施	⑦	
		雨水利用の促進 学校、市民利用施設の新築時において、雨水利用による中水利用システムの導入を推進します。			
		仕組み作り	順次実施	⑦	
29	市施設の再エネ・未利用エネ推進	省エネ・再エネ機器導入モデル事業の実施 公共施設への省エネ・再エネ機器の率先導入として、スポーツセンターや保育園約200施設へ太陽熱利用システムを導入するモデル事業を実施します。			
		太陽熱利用システムの導入計画策定	モデル実施	④,⑦	
		市施設への太陽光発電の導入及び太陽熱利用の促進 再生可能エネルギーの拡大目標の達成に向けて、水再生センターの覆盖、公園用地、動物園の駐車場など広大なスペースを活用した事業展開へさらなる率先導入を図ります。			
		普及の仕組み検討	モデル実施	④,⑦	
30	横浜グリーンバレーの構築(再エネ・未利用エネの地域利用)	未利用エネルギーの活用 ごみ焼却工場や汚泥資源化センターからの未利用エネルギーを活用し、市役所のさらなる省エネ・省CO ₂ を図ります。また、小学校の使用済食用油をバイオディーゼル燃料化し、水再生センターで活用します。			
		導入検討	実施	④,⑦	
		連携施設への再エネ・省エネ等個別導入 汚泥資源化センター、金沢動物園、ごみ焼却工場で導入を検討するとともに、金沢区総合庁舎で実施しているヒートアイランド対策集中導入モデル事業の対策効果を検証し、取組ごとの水平展開を検討します。			
		検討	実施	④,⑦	
		既存施設の活用や事業者によるインキュベーション施設の設置 「横浜グリーンバレー」にするための拠点として、研究・技術者と事業者、大学等が連携する場を設けます。			
		既存施設調査	推進	④,⑦	
		全体のエネルギーグリッド構成等 上記連携施設から発生する再生可能エネルギーを利用して電力、ガス、熱を市有施設間で有効活用するエネルギーの循環モデル(エネルギーグリッド)を構築します。また、エリア内の民間も含めバイオマス・風力・太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーの相互利用を進めます。将来的には、市民、民間事業者も参画した地域一体の低炭素化を図ります。			
		全体構想策定	具体化検討	一部実施	④,⑦

3. エネルギー消費の少ない業務様式を普及します。

31	市役所での脱温暖化行動	環境教育への取組 エコ改修として学校エコ改修と環境教育事業（エコフロー事業）の補助金を活用したエコスクールモデル事業を実施するなど、環境教育への取組を支援します。	方針作成	順次実施	⑦
		公共施設や市職員の節約行動の定着 職員が環境行動に取組む仕組みづくりをするとともに、適切な公共施設の整備を行います。 （各種業務における職員の省エネ行動。／一斉退庁日の徹底や回数増加／CO ₂ カルテ導入によるCO ₂ 排出量を意識した事業執行）	方針作成	順次実施	⑦
		市民協働による市役所業務のCO₂削減 既存の組織や取組を活用した市民協働による市役所業務のCO ₂ 削減を推進します。 （例：市民への環境教育におけるNPO団体の協力、市民利用施設利用時の市民の省エネ協力）。	推進組織との強化連携	順次実施	⑦
		八都県市指定低公害車の導入推進 排出ガス性能や燃費性能に優れた八都県市指定低公害車を率先して公用車に導入します。	順次導入		⑦
32	市役所での自動車対策	バイオ燃料の導入促進 排出ガスや安全性に配慮し、公用車等へバイオ燃料の導入を進めます。	試験導入	順次導入	⑦
		公用車でのエコドライブ実践 エコドライブ講座等の開催により、職員のエコドライブ意識向上・徹底を図ります。	実践		⑦
		市業務における自動車代替手段の推進 市業務において、自動車の代替移動手段として徒歩や自転車での移動を推進します。	自転車利用の拡大		⑦

(6)都市と緑対策

取組方針

1. 緑豊かな都市を形成します。

緑地はヒートアイランド現象を緩和するクールスポットとしての活用などが期待できます。樹林地・農地を保全し、緑化を推進することで緑豊かな都市を形成します。

2. エネルギー効率のよい都市を構築します。

ヒートアイランド対策や、コンパクトなまちづくりへの誘導策、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの地域での活用などにより、エネルギー消費を抑制する都市を構築します。

3. 市民力と創造力の発揮される環境行動都市をつくります。

エネルギー消費の少ない生活様式の普及、環境に貢献する事業形態の拡大、市民・事業者の創意工夫の環境行動を促進し、市民力と創造力の発揮される環境行動都市をつくります。

5年間に具体化・検討する予定の施策／行程表

1. 緑豊かな都市を形成します。		
33 緑地の保全と拡大	150万本植樹行動 横浜市内で150万本の木を植えるため、市民・事業者・行政が一体となって取り組みます。	
	40万本植樹(平成21(2009)年度)／みどりアップ計画として推進	②,③,⑦
	「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」の策定 市域の緑(山林・農地)の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまちを次世代へ継承することを目的として、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの分野で様々な取組を進める「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」を策定し、推進します。	
	施策の着実な推進	①,②,③,⑤,⑥,⑦
	「横浜みどり税」の新設・固定資産税及び都市計画税の特例措置(軽減措置) 緑の総量アップにつながる直接的効果のある樹林地の買取や農地保全、緑化の推進などの事業について、広く市民の負担を求める「横浜みどり税」を導入するとともに、市街地における緑化の推進及び農地の保全を図るため、一定の土地について、固定資産税・都市計画税の軽減措置を導入します。	
	みどりアップ事業の着実な推進(税導入は平成21(2009)年度から5か年間)及び用途の透明性の確保	①,②,③,⑦
	緑地保全施策の拡充 都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」や横浜市独自の「市民の森」「源流の森」「緑地保存地区」などの緑地保全制度について指定面積の基準を引き下げるなど活用しやすくし、所有者の協力を得て指定拡大を図ります。	
	緑地保全制度の対象の引き下げ	②,③,⑦

2. エネルギー効率のよい都市を構築します。

34	ヒートアイランド対策	屋上・壁面緑化の推進 公共施設への壁面緑化・屋上緑化の導入推進、義務化、民間施設への緑化をより一層普及するための方針・施策、市民団体との協働による緑化の維持管理方法の仕組みづくりについて検討を行います。また、緑化の効果や最適な緑化手法の見える化や、屋上緑化/遮熱性塗料の適使い分けについても検討します。	普及の仕組み作り	モデル実施	④,⑥		
		地表面緑化の推進 透水性舗装や保水性舗装の推進、駐車場などの地表面の緑化の導入義務化を検討します。 効果の見える化と維持管理方法や導入指標の作成を行い、施設側が導入しやすい体制を構築します。 路面ではない部分のヒートアイランド対策として、適材適所で遮熱性塗装を検討します。	普及の仕組み作り	モデル実施	④,⑥		
		風の道の確保 「横浜市都市環境気候地図（仮）」に基づき、風の道や斜面地緑化などの確保を行うことで、ヒートアイランド現象の緩和を目指します。将来的には、風の道等を考慮した大規模な街並みの改造を行うなど、街づくりの中長期的な施策として取り組みます。	都市環境気候図の作成	モデル地域でのシミュレーション	④,⑥		
		環境に配慮したまちづくり 現行の環境管理計画環境配慮指針や今後策定する環境配慮ガイドライン（仮）などをもとに、環境や脱温暖化の面から各種事業をサポートできる「環境に配慮したまちづくり指針（仮）」を策定し、都心部のヒートアイランド現象の緩和を図ります。	ガイドラインの作成	順次実施	⑥		
		都市計画マスタープラン見直し 都市計画マスタープラン全市プランについて、改定を行います。			素案作成	改定	⑥
		35	交通政策と都市政策との連携				
<h2>3. 市民力と創造力の発揮される環境行動都市をつくります。</h2>							
36	環境モデル都市プロジェクト	環境モデル都市プロジェクト提案制度 ロードマップの取組を拡大するため、事業者・市民団体等から取組拡大に資するプロジェクトの提案を受け付けます。認定したプロジェクトは、内容に応じた支援をしていきます。	制度構築・実施		④		

(7)脱温暖化連携

取組方針

1. 国内外の先進都市と政策を高めあいます。

横浜市がこれまで培ってきた国際的なネットワークなどを通じて、国内外の先進都市と政策面での交流や、脱温暖化の視点による連合を形成していきます。

2. 先進都市として海外に知恵・技術を提供します。

横浜市が有する脱温暖化に関する環境技術の移転や、環境教育を通じた海外都市との交流などに取り組みます。

3. 国内農山村の森林・農地保全に寄与します。

大都市と農山村の特性を相互に活かしつつ、連携して森林を整備することにより、国内農山村の森林・農地保全に寄与します。またこれらの取組を大都市・農山村連携モデルとして構築し、連携する農山村地域を拡大していきます。

5年間に具体化・検討する予定の施策／行程表

1. 国内外の先進都市と政策を高めあいます。	
37	先進都市との連携 C40(世界大都市気候変動グループ)への加盟 平成20(2008)年10月、横浜市はC40(会長:デビッド・ミラー トロント市長)に加盟しました。
	C40サミット参加、情報発信 ⑤,⑥
	低炭素都市協議会への加盟 「低炭素都市協議会」(平成20(2008)年12月設置。国及び全国の環境モデル都市、候補都市、関係団体等で構成)を通じて、国内の先進都市間において、先進的な政策アイデアの共有を図るとともに、その成果を国内外へ発信します。
	環境モデル都市国際セミナー開催 ⑤,⑥
37	都市間政策連携の強化 八都府県市首脳会議(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)の一員として、首都圏における都市間政策連携として、地球温暖化対策計画書制度等による事業者対策、太陽エネルギー等再生可能エネルギーの導入促進、深夜化するライフスタイルへの対応策等に取り組みます。また、優れた取組の共有化や連携について引き続き検討し、できることから具体的な行動につなげていきます。
	共同した取組検討・実施 ⑤,⑥
2. 先進都市として海外に知恵・技術を提供します。	
38	海外への支援 技術移転・研修員受入の推進 横浜市と独立行政法人国際協力機構(JICA)との間で、第4回アフリカ開発会議の横浜開催を契機に、市の保有する技術を活用したアフリカへの技術支援を実施します。平成21(2009)年度からは、環境行政一般についてアフリカ諸国より研修員受入を行う他、友好都市交流やパートナー都市交流(期限付)による研修受入、随時の視察・研修受入を実施します。
	研修生の受入 ①,⑤
	アジアにおける環境教育の支援 CITYNETやJICAを通じて、横浜市が自主的に環境教育に関する国際貢献を果たすことにより、横浜市がアジア太平洋地域において環境教育の研修の先進都市となることを目指し、CITYNET会員都市から行政担当者と教育担当者を横浜へ招き、研修を行います。
	アジア・太平洋地域での環境教育支援の実施 ①,⑤
38	植林活動を通じた環境教育プログラム 市内の小中学生が夏休み期間中、家庭での省エネ行動を实践する取組成果に対し、市内企業(横浜市環境保全協議会および横浜商工会議所)の協賛を得て、企業からの寄付金がWFP国連世界食糧計画によって地球温暖化対策に有効な世界の植林事業に役立てられる仕組みである環境教育プログラムを実施します。(平成20(2008)年度実績:2万1千人参加・68社企業協賛)
	植林活動を通じた環境教育プログラムの実施 ①,⑤

		<p>市内国際機関との連携</p> <p>国連大学高等研究所(UNU-IAS)や、国際熱帯木材機関(ITTO)など地球規模の環境問題の解決に向けて取り組む市内国際機関と連携し、「持続可能な開発のための教育(ESD)」の推進(地域拠点(RCE横浜)として国連大学より認定)や環境教育プログラムなどを実施してきており、引き続き連携・協力していきます。</p>	
		実施	①,⑤
3. 国内の農山村の森林・農地保全に寄与します。			
39	農山村との連携	<p>山梨県・道志村との連携</p> <p>木質バイオマス技術の開発について民間企業と連携し、道志村及び山梨県内の森林整備による間伐材、剪定枝などの利活用拡大を図ります。</p> <p>また、市内企業が山梨県「やまなし森づくりコミッション」制度を活用し、県内の森林整備を行うことによるCO₂吸収相当分(山梨県による認証分)を評価する制度づくり(カーボンオフセットの仕組みづくり)に向けた検討を行います。</p>	
		山梨県・道志村との研究会活動の開催/利活用調査検討	⑤,⑥
		<p>長野県、飯田市、他市町村との連携</p> <p>長野県「森の里親」制度を活用し、市内企業が長野県内での森林整備に協力した場合のCO₂吸収相当分(長野県による認証分)を評価する制度づくりに向けた検討を行います。また、このような脱温暖化の視点による都市と農山村の交流を国内50都市と行います。</p>	
		長野県、飯田市、駒ヶ根市、本市による合同研究会設置、検討	⑤,⑥

<平成 25(2013)年度における削減見込み>

ロードマップに掲げる施策のうち、現時点において事業量を明示することができる施策を示します。また、平成 25(2013)年度における削減見込みの算出が可能な施策については併せて示します。

施策番号	取組内容	取組水準	削減見込み
1	CASBEE 横浜の届出義務対象拡大	制度改正後、床面積 2,000m ² 以上の建築物が省エネ型で建築されている。	18,600t-CO ₂
4	省エネ家電の普及	市内で家電を買い換える時には、必ず省エネ型が採用されている。	69,600t-CO ₂
6	ヨコハマ・エコ・スクールの開設	脱温暖化リーダー1,000人が育成され、市内で脱温暖化活動が実践されている。	—
7	地球温暖化対策計画書制度の強化	制度改正後 3年間で、対象事業所(産業・業務部門)から排出される温室効果ガス排出量が 3%削減となることを目指し、取組を進めている。	113,000t-CO ₂
21	再生可能エネルギー 10 倍の将来像の共通理解を図る	再生可能エネルギー10 倍化に向けたロードマップを示し、共通理解のもと平成 25(2013)年度時点での導入見込みを目指し、取組を進めている。	360,000t-CO ₂
28	省エネ・再エネ機器導入モデル事業の実施	市内の街灯など照明機器類約 26 万灯を更新時にすべて高効率化を図る。	7,800t-CO ₂
29	省エネ・再エネ機器導入モデル事業の実施	保育園、スポーツセンター、消防署・出張所など約 200 施設へ給湯機器類の高効率化及び太陽熱設備を導入する。	194t-CO ₂
29	未利用エネルギーの利用	全小学校使用済食用油をバイオ燃料化する。(廃食用油のバイオディーゼル燃料活用事業)	542t-CO ₂
30	横浜グリーンバレー	エリア内の民間も含めバイオマス・風力・太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーの相互利用が進んでいる。	3,740t-CO ₂
39	農山村との連携	国内 50 都市と脱温暖化の視点による都市と農山村の交流が図られている。	—

*ロードマップ策定時において設定しているものあり、今後の推進状況や新たな知見等により、記載内容の見直し(変更、新たな施策の追加等)を行っていきます。

4. 参考資料 (1) アイデア募集・意見募集概要

ロードマップ策定にあたり、市民の皆様からアイデアの募集を行いました。また、原案公表時には、意見募集を行いました。以下に意見募集の概要及び結果を示します。意見等に対する本市の考え方については、地球温暖化対策事業本部ホームページ上に掲載します。

横浜市CO-DO30ロードマップ(原案)意見募集の概要

1. 実施概要

- ◆実施期間:平成21年1月20日(火)~2月20日(金)
- ◆ロードマップ原案公表場所:地球温暖化対策事業本部、市民情報センター、各区役所(市のホームページで閲覧)
- ◆意見提出方法:電子メール、郵送、ファックス
- ◆提出様式:自由意見欄、氏名・住所(任意)

2. 意見提出状況

◆提出者数・意見件数

提出者数	意見件数(件)
20	90

◆提出方法

提出方法	提出者数
電子メール	15
ファックス	5
合計	20

3. 部門別の意見提出状況

部門	意見件数	部門	意見件数
家庭部門	26	市役所対策	9
業務・産業・エネルギー転換(事業)部門	19	都市と緑対策	1
運輸(交通)部門	12	脱温暖化連携	3
再生可能エネルギー普及対策	14	RM全般	6
合計(再掲分除く)			90

横浜市CO-DO30ロードマップ施策アイデア募集の概要

1. 実施概要

- ◆実施期間:平成20年10月15日(水)~11月14日(金)
- ◆地球温暖化対策事業本部ホームページ上で募集
- ◆意見提出方法:電子メール、郵送、ファックス
- ◆提出様式:自由意見欄・特定テーマ(365万市民のライフスタイルを変えるにはどうすればよいか)、氏名・住所(任意)

2. 意見提出状況

◆提出者数・意見件数

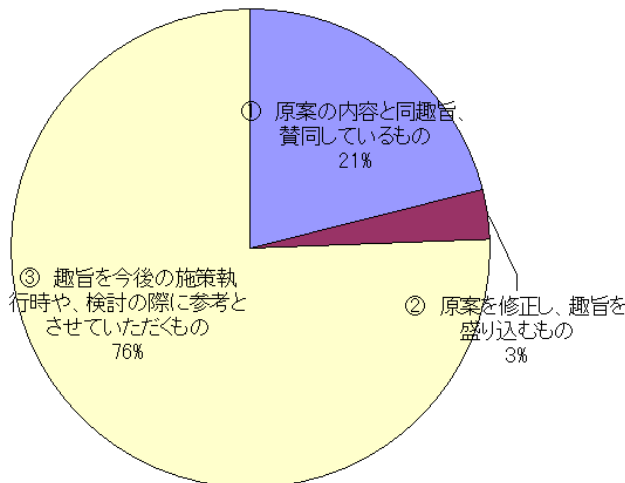
提出者数	意見件数(件)
17	49

◆提出方法

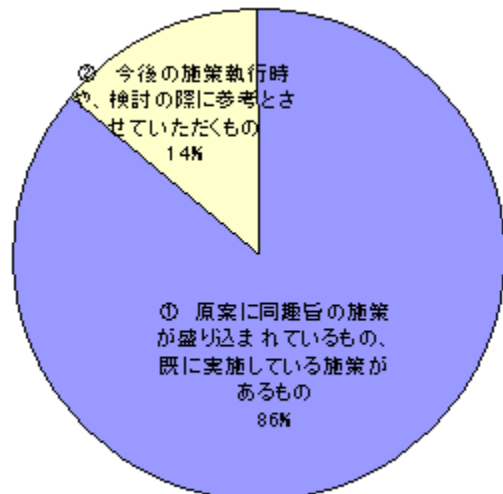
提出方法	提出者数
電子メール	10
ファックス	7
合計	17

3. 部門別の意見提出状況

部門	意見件数	部門	意見件数
家庭部門	18	市役所対策	2
業務・産業・エネルギー転換(事業)部門	12	都市と緑対策	11
運輸(交通)部門	4	脱温暖化連携	-
再生可能エネルギー普及対策	2	RM全般	-
合計(再掲分除く)			49



意見募集結果



アイデア募集結果

(2)横浜市地球温暖化対策地域推進計画進捗状況(平成18年度排出実績)

【目標達成状況】

- 平成18(2006)年度の温室効果ガス総排出量は18,892千t-CO₂で、推進計画の目標*を2.8%上回っている。
- 平成18(2006)年度の一人あたり排出量は5.24t-CO₂/人で、推進計画の目標*を5.6%上回っている。

*推進計画の目標「平成22(2010)年度における一人当たりの温室効果ガス排出量を、平成2(1990)年度(基準年度)比で6%以上削減

【温室効果ガス排出量の内訳】

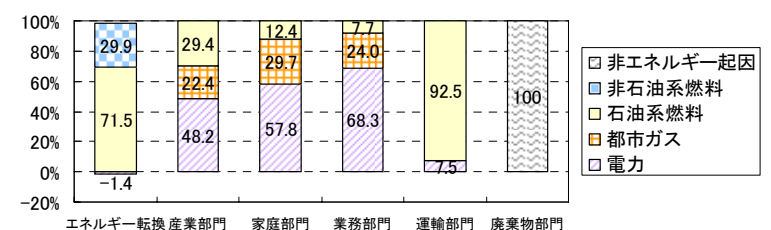
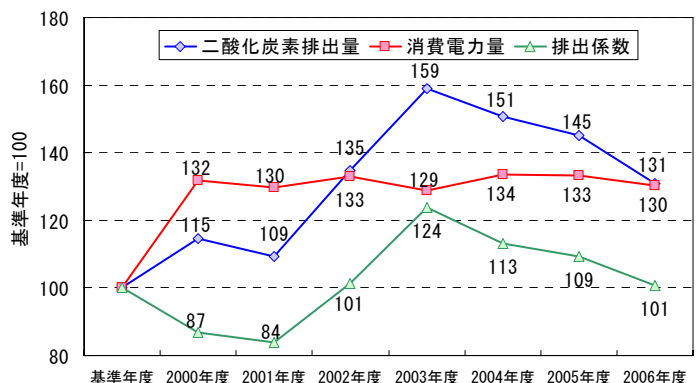
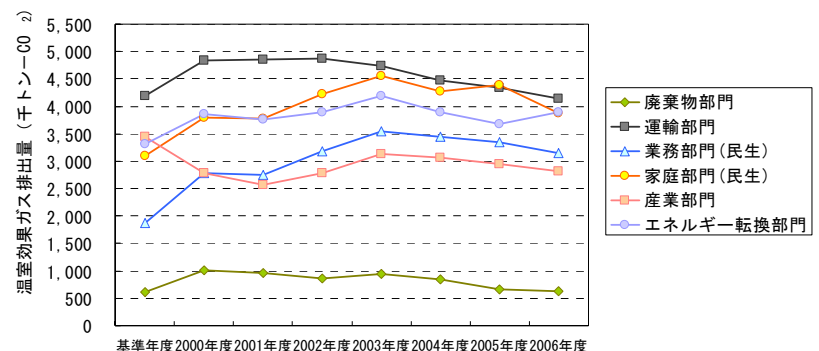
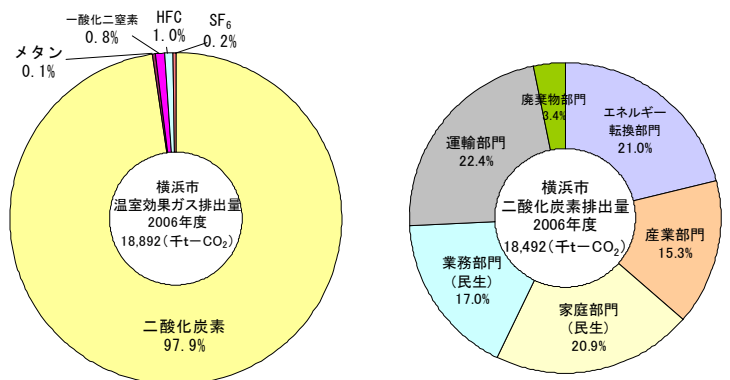
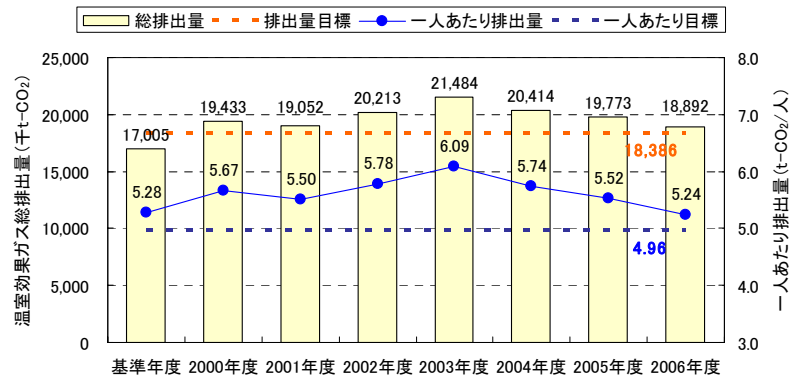
- 温室効果ガスの97.9%を二酸化炭素(CO₂)が占めている。
- CO₂排出量の部門構成は、大きい順に、運輸部門(22.4%)、エネルギー転換部門(21.0%)、家庭部門(20.9%)、業務部門(17.0%)、産業部門(15.3%)、廃棄物部門(3.4%)である。

【部門別CO₂排出量の経年変化】

- 産業部門：基準年度を下回っている。
- 運輸部門、廃棄物部門：基準年度から平成12(2000)年度まで増加したがその後減少傾向にあり、基準年度の水準付近まで減少している。
- 家庭部門、業務部門：平成15(2003)年度以降減少傾向にあるものの未だ基準年度の水準を上回っている。

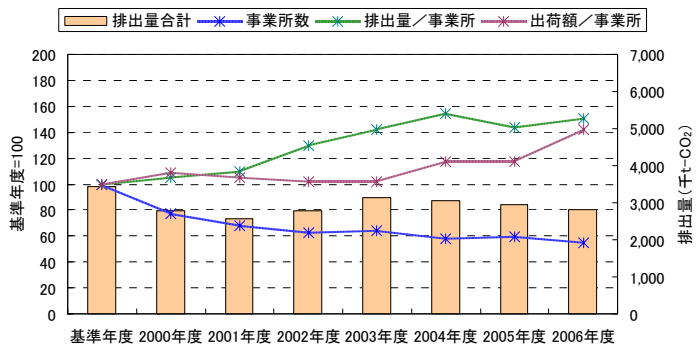
【電力のCO₂排出係数と排出量】

- 電力由来の排出量は排出係数と連動している。一方、消費電力量は横ばいで推移している。
- 電力依存度の大きい業務部門、家庭部門、産業部門は排出係数の変動の影響を大きく受ける。



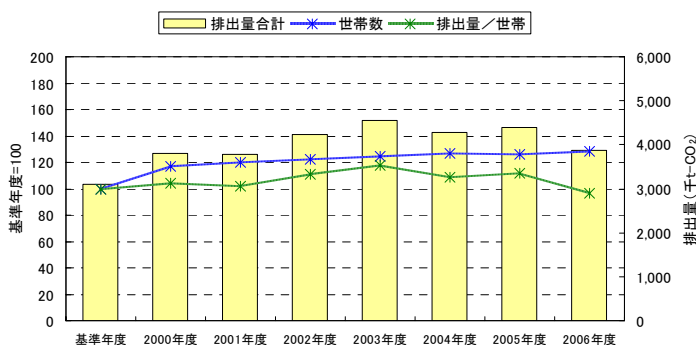
【産業部門】

- 平成 18(2006)年度の CO₂ 排出量は 282.2 万トンで、基準年度から 17.9%減少している。
- 事業所数が減少しており、事業所当たりの排出量は増加している。
- 事業所当たりの排出量は、事業所当たりの出荷額を上回る水準で推移しており、景気動向との関連は小さいと考えられる。



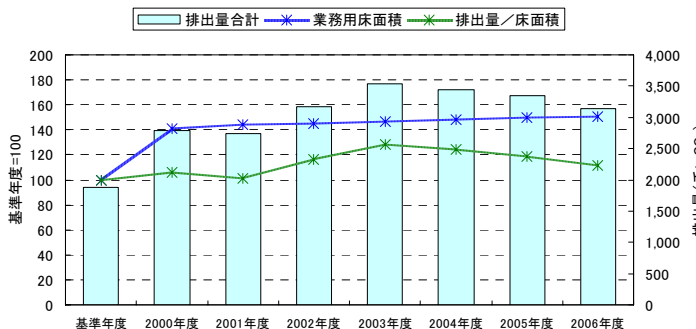
【家庭部門】

- 平成 18(2006)年度の CO₂ 排出量は 386.9 万トンで、基準年度から 24.6%増加している。
- 世帯数は 20%以上増加しているが、世帯当たりの排出量は 10%前後で変動している。



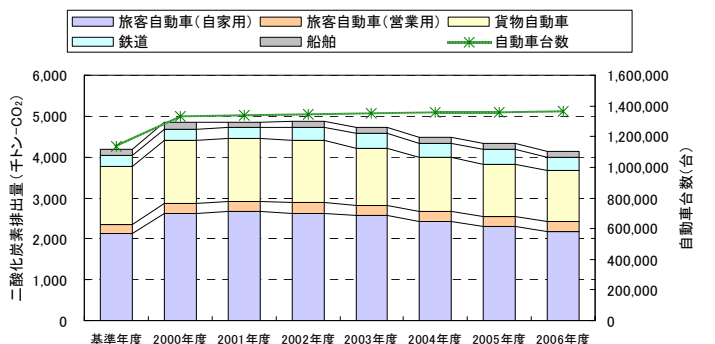
【業務部門】

- 平成 18(2006)年度の CO₂ 排出量は 314.2 万トンで、基準年度から 67.5%増加している。
- 業務部門は電力依存度が約 70%と大きいことから、排出係数の影響が大きく、近年は減少傾向にある。



【運輸部門】

- 平成 18(2006)年度の CO₂ 排出量は 413.6 万トンで、基準年度から 1.3%減少している。
- 自動車からの排出が 89%を占める。
- 自動車台数は増加傾向にあることから、省エネ法による低燃費等の普及が進んだものと考えられる。



【廃棄物部門】

- 平成 18(2006)年度の CO₂ 排出量は 63.3 万トンで、基準年度から 3.6%増加している。
- 一般廃棄物は平成 16(2004)年度以降減少しており、G 3 0による取組効果が要因として考えられる。

